

令和2年度版

# さがみはらの環境

相模原市環境基本計画年次報告書

令和元年度報告



相模原市



## はじめに

令和2年は、世界中で新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が大きく変化し、私たちは感染症に負けない「新しい生活様式」への転換を迫られました。

そうした社会情勢においても、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、地球規模での環境問題は依然として危機的状況にあり、次代を担う世代に安全で恵み豊かな環境を継承していくためにも、新しい生活様式の中で解決に向けた着実な取組を進めていくことが求められています。

本市の最近の取組としては、環境に対する新たな課題やニーズ等へ対応するため令和2年3月に「第3次相模原市環境基本計画」を策定したほか、水素社会の実現に向け燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素供給設備の整備を促進しており、令和2年5月には市内初の定置式水素ステーションが開所されました。また、令和2年度には、地方創生臨時交付金を活用し、非プラスチック製容器の使用や津久井産材の活用など、環境保全の視点を持って感染症対策を行う事業者等への補助事業や、環境に配慮した新しい生活様式の提案として宅配ボックスの配付事業を実施しています。

また、本市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、子どもたちに分かりやすくSDGsを学んでもらうため、自治体初となるオリジナルカードゲームを作成するなどSDGsの推進を積極的に行っています。さらに、令和元年東日本台風を踏まえ、令和2年9月に、政令指定都市として初めて、2050年のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロに向けた取組や、防災・減災の取組等の積極的な推進を掲げた「さがみはら気候非常事態宣言」を表明しており、コロナ時代の新たな災害対応スタイルの構築のため、電気自動車と急速充電器を活用した分散型電源の確保を目指すなど、気候変動に強いまちづくりに向けた取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の対策とともに、SDGsの達成に向け、今後とも、「第3次相模原市環境基本計画」のもと、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」の実現を目指し、市民、団体及び事業者と連携して、着実に諸施策を推進してまいります。

なお、この「さがみはらの環境」は、改正前の「環境基本計画」に基づき、令和元年度の本市の環境の状況や施策及び環境基本計画の成果一覧をまとめたものです。

本書が、皆様一人ひとりの環境への取組の一助となれば幸いです。

令和3年2月

相模原市長 本村賢太郎



# 目 次

第1章 本市の現況	1
第2章 相模原市環境基本計画の概要	5
第3章 計画の進捗状況	12
◆環境目標1 脱温暖化をめざしたまちづくり	16
基本施策1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	16
基本施策2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	27
◆環境目標2 資源が循環するまちづくり	33
基本施策3 4Rによる資源循環の推進	33
基本施策4 廃棄物の適正処理の推進	44
◆環境目標3 豊かな自然を守り育てるまちづくり	48
基本施策5 多様な生物が息づくまちづくり	48
基本施策6 健康で豊かな森林づくり	54
基本施策7 人と自然が共に生きる里山づくり	58
基本施策8 清らかで親しみのある水辺環境づくり	61
◆環境目標4 健康で安全に暮らせるまちづくり	68
基本施策9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	68
◆環境目標5 快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	78
基本施策10 みどり豊かな都市環境づくり	78
基本施策11 魅力的な景観づくり	85
◆環境目標6 多様な主体の協働によるまちづくり	90
基本施策12 人づくり・地域づくり	90
基本施策13 協働の仕組みづくり	96
＜資料＞	
◇ 環境の状況	101
◇ 放射線・放射性物質対策	162
◇ 本市の環境対策の組織体制	168
◇ 相模原市自然環境観察員制度 調査結果	170
◇ 環境関連事業一覧	174
◇ 環境行政年表	180



# 第1章 本市の現況

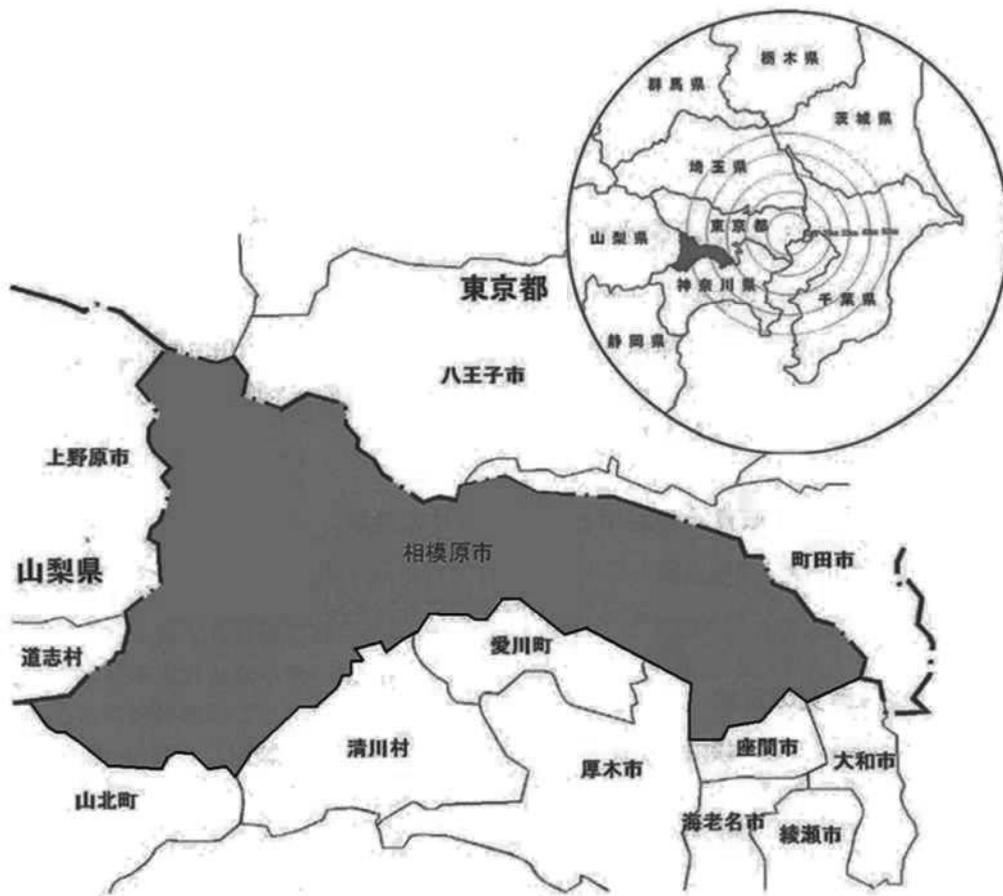
## 1 位置と地勢

本市は神奈川県北西部、東京都心からおおむね30～60kmに位置しており、北は東京都、西は山梨県と接しています。

市の東部に当たる旧相模原市の区域は、相模川に沿った河岸段丘からなり、また北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しており、相模原台地上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいます。

市の西部に当たる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。また、東京都、山梨県と接する地域である北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高1,500mを超える山々となって貴重な自然環境を形成しています。

令和2(2020)年4月時点での本市の面積は328.91km<sup>2</sup>となっており、その内訳については、宅地が47.86km<sup>2</sup>、農地が19.91km<sup>2</sup>、山林が202.83km<sup>2</sup>、原野が4.25km<sup>2</sup>、雑種地が17.94km<sup>2</sup>、その他が36.12km<sup>2</sup>であり、山林が約62%となっています。



## 2 人口

本市では、高度経済成長期の昭和 30 年代後半から、首都圏のベッドタウンとして人口が急増し、平成 18 (2006) 年 3 月の旧相模原市と旧津久井町及び相模湖町の合併と、平成 19 (2007) 年 3 月の旧城山町及び旧藤野町の合併により、総人口が 70 万人を超え、その後も微増傾向で推移しています。年齢別人口では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢化率は増加しており、少子高齢化が進行しています。

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日時点での本市の状況については人口 722, 252 人、世帯数は 329, 168 世帯となっています。

## 3 産業

### (1) 工業

本市は、昭和 30 (1955) 年に「工業立市」を目指し積極的な工場誘致を進め、現在では首都圏の中でも有数な工業集積をもつ内陸工業都市として発展してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響や生産のグローバル化等により、企業経営の再構築による工場の整理等が進められる中、工場の海外・地方への移転等による市内の工業の空洞化や工場跡地への戸建住宅・マンション建設の進行による住工混在の問題に歯止めをかけ、将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17 (2005) 年 10 月にさがみはら産業集積促進方策 (STEP50) を策定し、相模原市産業集積促進条例 (平成 17 年相模原市条例第 56 号) に基づいた企業誘致施策を実施してきました。時宜に応じた戦略的な企業誘致を推進すべく 4 度の改正を行い、令和 2 (2020) 年度からは「ロボット」「航空宇宙」関連企業、市外企業及び本社移転企業に対するインセンティブを強化し、より強固な産業集積基盤の形成に向けた戦略的な企業誘致を推進しています。

### (2) 農林業

都市化の進んだ旧相模原市の区域での農業は、担い手不足と経営耕地面積の減少など、多くの課題を抱えています。また、津久井地域の農業も、従事者の高齢化と後継者不足、有害鳥獣による被害等の課題を抱えています。

本市の林業は、水源環境保全税を財源とした神奈川県の水源地の森林づくり事業により、活性化が図られていますが、採算性の問題から手入れがされていない森林も多くあります。

### (3) 商業

本市の商業の特徴として、1 店当たりの従業者数・売場面積が多く、大型店の出店による影響を大きく受けています。また、本市の周辺地域に大型店の出店が続いていることや市域外での大型アウトレット店等の進出も続いていることから、地元ではなく、周辺商業地へ出向くという傾向があり、これら購買力の流出等が本市商業に影響していることが想定されます。

小売業の経営規模の大型化が進む一方で、商店街の個店の廃業やテナント化が進むという現実があり、このような課題の解決と商業の活性化を図るため、平成 19 (2007) 年 4 月から「相模原市商店街の活性化に関する条例 (平成 19 年相模原市条例第 17 号)」を施行して商店街の組織強化や地域との連携を促進し、引き続き商業地形成事業を含めた商業振興施策を推進するとともに、商店街のにぎわいづくりや個店の魅力アップ、商業系ベンチャー創出等の支援を行っています。

## 4 自然環境

### (1) 生態系

本市には、豊かな自然環境をもった津久井地域があり、多種多様な生物相を抱えています。丹沢山地、小仏・道志山地では、非常に多くの動植物が確認されており、その中には、植物のサツキ、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ、鳥類ではクマタカ、溪流に生息するヒダサンショウウオなど絶滅が危惧される希少種も含まれています。藤野地区では、国の天然記念物に指定されているヤマネや県の天然記念物のギフチョウ、キマダラルリツバメなどが見られます。また、本市を流れる相模川や道志川、斜面林などの自然は、水辺を利用する種の貴重な生息環境となっています。

生物多様性は、私たちに様々な恵みをもたらし、「いのち」と「暮らし」を支えてくれる貴重な財産です。しかし、丹沢山地のブナ林の衰退や、人工林・二次林の荒廃、都市化の進展による生息・生育環境の縮小や消失、分断など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がニホンジカをはじめとする野生生物による農業被害・生活被害の要因の一つともなっています。

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るためには、残された貴重な生息・生育空間を守り、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを形成することが必要です。

また一方で、市内でも多くの外来種が確認されています。動物ではアライグマ、ウシガエル、ガビチョウ、セアカゴケグモなど、植物ではオオキンケイギク、アレチウリ、オオカワヂシャなど多くの特定外来種に指定されている生物が侵入し、生態系の攪乱をもたらしています。

### (2) 森林

市内には、丹沢大山国定公園と丹沢大山自然公園、陣馬相模湖自然公園の2つの県立自然公園があり、豊かな自然環境を形成しています。特に丹沢山地の大室山、<sup>ひのきぼらまる</sup>檜洞丸、丹沢山、蛭ヶ岳の稜線には神奈川県内でも少ないまとまったブナ林（自然林）が分布しています。さらに、丹沢山系などに広がる広大な森林や溪流、そして相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などのダム湖は神奈川県重要な水源地となっています。

本市の森林は市域の約6割を占めています。森林は、地球温暖化防止、災害の防止や国土の保全、水源かん養など、公益的機能を有しています。津久井地域の森林は、相模川の水運を生かした流通機能と、一大消費地である東京都に隣接している立地条件により、早くから森林造成が行われ、県内有数の人工林を形成してきました。しかし、少子高齢化による林業従事者の高齢化、安価な外国産材の輸入などにより国内の林業が衰退し、本市の森林も手入れ不足となり荒廃が進んでいます。このため、水源かん養機能や生物多様性の低下、土壌流出の拡大、シカのブナ林域への集中化と里山での農林業被害といった深刻な問題が生じています。こうしたことにより、水源林の保全・再生のため平成19(2007)年度から神奈川県の水源地環境保全税を財源とした水源林の整備事業が進められています。

また、豊かな自然を有している丹沢山系は、ブナ、モミの立ち枯れや林床植生の退行、土壌動物の衰退、林の乾燥化など自然生態系の劣化が進行しており、県では「丹沢大山自然再生計画」を定めてその再生に取り組んでいます。本市においても、「相模原市森林整備計画」及び「さがみはら森林ビジョン実施計画」により、豊かな森林の保全と再生に取り組んでいます。



## 第2章 相模原市環境基本計画の概要

### 1 計画の策定経過

相模原市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）第8条の規定に基づき策定するものです。

相模原市は、合併により従来の都市型の環境特性に加え、豊かな森林や水資源など新たな環境特性が加わったことから、それぞれの地域の環境特性に応じた施策の展開が必要となり、それぞれの地域の状況を把握した上での環境施策の方向性を定めるため、「相模原市環境基本計画 2010-2019（以下「環境基本計画」という。）」を平成22（2010）年3月に策定しました。

また、平成26（2014）年度に中間目標の達成状況を踏まえた中間改訂を行いました。

### 2 計画期間

平成22（2010）年度から令和元（2019）年度まで（10年間）

### 3 計画範囲

都市環境・生活環境・自然環境という3つの要素を含んだ地域環境を基本として地球環境までを見込むものを環境基本計画の範囲としました。

### 4 環境基本計画が目指すもの

環境基本計画における望ましい環境像については、「新・相模原市総合計画（平成22（2010）年度～令和元（2019）年度、以下「総合計画」という。）」の基本目標の一つである「やすらぎと潤いがある環境共生都市」とし、副題を「市民と築く持続可能な環境共生都市」としました。

総合計画においては、この基本目標の実現をめざし政策の基本方向が定められていますが、環境基本計画においても、この都市像と基本目標を踏まえることとしました。

また、望ましい環境像の実現のために、環境分野ごとに6つの環境目標を定めました。

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 環境目標 1 | 脱温暖化をめざしたまちづくり          |
| 環境目標 2 | 資源が循環するまちづくり            |
| 環境目標 3 | 豊かな自然を守り育てるまちづくり        |
| 環境目標 4 | 健康で安全に暮らせるまちづくり         |
| 環境目標 5 | 快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり |
| 環境目標 6 | 多様な主体の協働によるまちづくり        |

これらの目標を達成するため、13の基本施策及びそれぞれの施策の柱を定めました。

また、基本施策における成果指標を示すとともに、施策の進捗状況を図るための進行管理指標を定め、施策を運営・展開することとしました。

※ 環境目標及び基本施策

環境目標	基本施策
脱温暖化をめざした まちづくり	1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市 (重点的取組施策)
	2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる 脱温暖化の推進
資源が循環するまちづくり	3 4Rによる資源循環の推進
	4 廃棄物の適正処理の推進
豊かな自然を守り育てる まちづくり	5 多様な生物が息づくまちづくり (重点的取組施策)
	6 健康で豊かな森林づくり
	7 人と自然が共に生きる里山づくり
	8 清らかで親しみのある水辺環境づくり
健康で安全に暮らせる まちづくり	9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全
快適で心の豊かさを感じる ことができるまちづくり	10 みどり豊かな都市環境づくり
	11 魅力的な景観づくり
多様な主体の協働による まちづくり	12 人づくり・地域づくり (重点的取組施策)
	13 協働の仕組みづくり

## 5 中間改訂の内容について

### (1) 趣旨

環境基本計画では、計画策定から5年を経過した時点で、計画の評価・検証を行い、必要があれば見直しをすることとしていることから、「新・相模原市総合計画 中期実施計画」など関連計画の改訂等を踏まえて、平成26(2014)年度に環境基本計画の中間的な見直しを行いました。

### (2) 改訂概要

#### ①第4章の「主な施策」と「当初5か年の主な取組」の見直し

改訂前の環境基本計画第4章「施策と施策の方向性」では、施策の柱ごとに「主な施策」と「当初5か年の主な取組」を記載していましたが、内容が重複しているものが見られたこと等から中間改訂に当たっては、「主な取組」に一本化し、再整理しました。

また、「水素エネルギー」や「生物多様性」といった新たな課題等へ対応するため、新たな主な取組を追加する一方、目標達成したものや今後5年間に実施予定がない取組等を整理・削除しました。

#### ②重点的取組施策の設定

改訂前の環境基本計画では、当初5年間で優先的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けていましたが、各プロジェクトとも取組が進んでいる状況であり、一定の評価ができることなどから、中間改訂版では重点プロジェクトを設定しないこととしました。

一方、地球規模の問題として取組を継続する必要がある「地球温暖化対策」、本市の生物多様性地域戦略の策定に伴い新たな課題として取り組む「生物多様性」及び平成24(2012)年10月に完全施行された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)の趣旨に基づいた取組を進める必要がある「環境教育」の3つの分野については、第4章の基本施策に「重点的取組施策」として位置付けることとしました。

#### ③成果指標の見直し

関連計画の改訂に伴い、改訂前の環境基本計画と異なる目標数値が新たに設定されたごみの排出量に関する指標及び内容が未設定であった生物多様性に関する指標については、関連計画の目標数値を本計画の成果指標としました。なお、成果指標は、改訂前と同数の19項目です。

#### ④進行管理指標の見直し

改訂前の環境基本計画では、施策の進捗状況を図るため80項目の進行管理指標を設定していますが、中間改訂に当たっては成果指標と施策との関連性の観点から見直しを行い、進行管理指標の総数を55項目としました。

## 6 相模原市環境基本計画年次報告書「さがみはらの環境」について

本書「さがみはらの環境」は、相模原市環境基本条例第12条の規定に基づき、相模原市環境基本計画の進行管理として、環境に関する施策の前年度における実施状況を公表するために作成するものです。相模原市環境審議会に実施状況を報告し、審査・助言を受け、公表し、施策展開に反映していきます。

## 7 第3次相模原市環境基本計画について

### (1) 計画の策定経過

近年の地球温暖化が原因と考えられる異常気象や化石燃料の枯渇などのエネルギー問題等、地球規模での環境問題が顕在化してきている中、持続可能な開発目標（SDGs）の採択や温室効果ガス排出量削減等についての新たな国際的枠組みであるパリ協定の採択がされました。また、国内においても、平成30（2018）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」において「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の創出がうたわれるなど、環境に対する考え方・姿勢が大きな転換期を迎えています。

本市においても集中豪雨や浸水被害、土砂災害など地球温暖化に伴う気候変動の影響の顕在化や、中山間地域における農林業の後継者不足による森林管理の不足や耕作放棄地の増加といった社会情勢を背景とした課題への対応が要されており、また、圏央道インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）や相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくりなど様々なプロジェクトの計画もあります。

平成22（2010）年3月に策定した環境基本計画の計画期間が令和元（2019）年度で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化を踏まえるとともに、環境に対する新たな課題やニーズ等に対応するため、令和2（2020）年3月に「第3次相模原市環境基本計画（以下「第3次環境基本計画」という。）」を策定しました。

### (2) 計画期間

令和2（2020）年度から令和9（2027）年度まで（8年間）

### (3) 計画の目標

概ね20年後の望ましい環境像として、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2（2020）年度～令和9（2027）年度）」の目指すまちの姿の一つである「人と自然が共生するまち」を設定し、副題として、国（環境省）の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」という考えと本市の自然環境と都市環境を併せ持つ地域特性が合致することを踏まえ、「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」としました。

また、この望ましい環境像を実現するため、社会情勢等を踏まえ、分野別に5つの基本目標を設定しました。

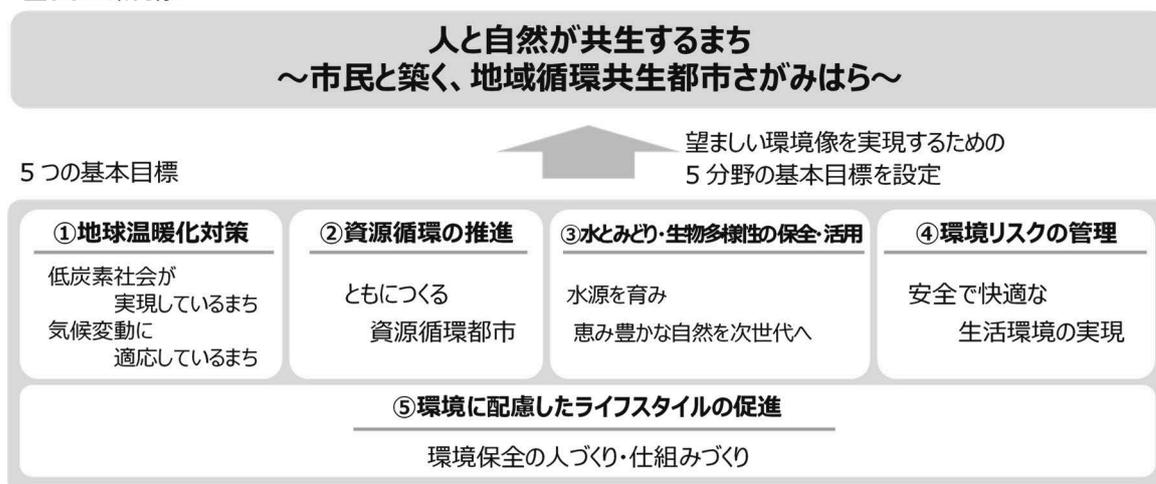
#### ●地域循環共生都市さがみはらのイメージ



出典：第3次相模原市環境基本計画

## ● 5つの基本目標

望ましい環境像



出典：第3次相模原市環境基本計画

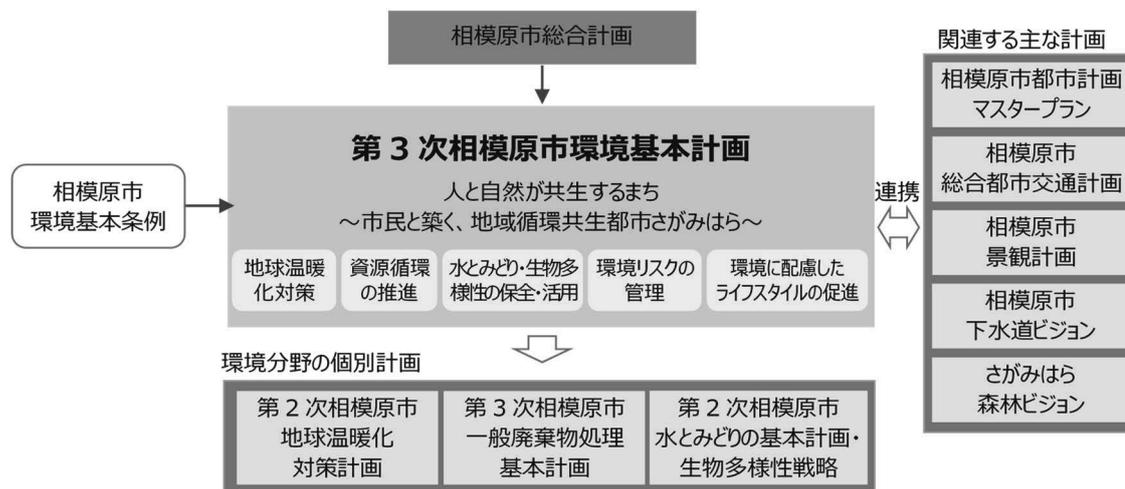
## (4) 計画のポイント

### ● 計画の位置付けの整理

第3次環境基本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2（2020）年度～令和9（2027）年度）」の部門別計画であり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。

計画の策定に当たっては、環境分野の個別計画との関連性を体系的整理し、計画の役割・位置付けを明確にしました。また、個別計画との関連を踏まえ、理念や施策内容の整合を図りました。

第3次環境基本計画では、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示し、具体的な施策や事業については、各環境分野の個別計画と合わせ推進を図ります。



出典：第3次相模原市環境基本計画

### ● 環境教育の推進

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律では、環境教育・協働取組の行動計画の作成が努力義務とされています。本市においては、これまでも環境教育に関する取組を推進してきたところではありますが、行動計画の作成が課題となっていました。

第3次環境基本計画では、基本目標5「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策の一部を環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画として新たに位置付けています。

## ●持続可能な開発目標（SDGs）との関連性の整理

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第3次環境基本計画では環境分野と関連が深い持続可能な開発目標（SDGs）のゴールと第3次環境基本計画に掲げる施策との関連性（施策推進による貢献の内容）を整理しました。

### 基本目標 1 地球温暖化対策

～低炭素社会が実現しているまち～

～気候変動に適応しているまち～

[関連する環境分野の個別計画：相模原市地球温暖化対策計画]



### 基本目標 2 資源循環の推進

～ともにつくる資源循環都市～

[関連する環境分野の個別計画：第3相模原市一般廃棄物処理基本計画]



### 基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用

～水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～

[関連する環境分野の個別計画：第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物略]



### 基本目標 4 環境リスクの管理

～安全で快適な生活環境の実現～



### 基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進

～環境保全の人づくり・仕組みづくり～





## 第3章 計画の進捗状況

### 計画の進捗状況一覧

環境目標	基本施策		施策の柱
脱温暖化をめざしたまちづくり	1	市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	1-1 市民・事業者のエネルギー有効利用の推進 1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり 1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり
	2	人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進 2-2 歩いて暮らせるまちづくり
資源が循環するまちづくり	3	4Rによる資源循環の推進	3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実 3-2 4R推進の仕組みづくり 3-3 家庭ごみ対策の推進 3-4 事業系ごみ対策の促進 3-5 リサイクルの促進
	4	廃棄物の適正処理の推進	4-1 ごみ処理体制の整備 4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実
豊かな自然を守り育てるまちづくり	5	多様な生物が息づくまちづくり	5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生 5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進 5-3 生物の保護・管理の施策の推進
	6	健康で豊かな森林づくり	6-1 水源林の保全・再生 6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成 6-3 森林資源の活用
	7	人と自然が共に生きる里山づくり	7-1 里山環境の保全・活用 7-2 里山景観の保全
	8	清らかで親しみのある水辺環境づくり	8-1 水辺環境の保全・再生 8-2 水辺空間の保全・創出・活用 8-3 適正な水循環の確立
健康で安全に暮らせるまちづくり	9	健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	9-1 大気環境保全対策の推進 9-2 水質環境保全対策の推進 9-3 土壌・地下水汚染の防止 9-4 有害化学物質対策の推進 9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	10	みどり豊かな都市環境づくり	10-1 都市公園の整備の推進 10-2 都市のみどりの保全・再生 10-3 都市緑化の推進
	11	魅力的な景観づくり	11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり 11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり 11-3 心を豊かにする景観づくり 11-4 市民とともに進める景観づくり
多様な主体の協働によるまちづくり	12	人づくり・地域づくり	12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり 12-2 市民活動支援機能の充実 12-3 地域コミュニティの再生・活性化
	13	協働の仕組みづくり	13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進 13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

施策No.	令和元年度に行った主な事業	該当ページ
1-1	国民運動「COOL CHOICE」の推進、住宅のスマート化の普及促進	p18
1-2	地球温暖化対策に係る計画書制度の普及(令和元年度提出事業所数 16社)、メガソーラーの活用	p21
1-3	さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援	p24
2-1	コミュニティバス及び乗合タクシーの運行、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業(60台)	p28
2-2	橋本駅及び相模原駅周辺における土地利用の検討	p32
3-1	ごみ減量化・資源化の啓発、リサイクルスクエアの運営の充実(リサイクル家具出展数1,680点)	p35
3-2	「廃棄物減量等推進員」等との連携と協働	p37
3-3	生ごみ処理容器購入助成事業(140台)、食品ロス削減に向けたフードドライブの実施	p38
3-4	多量排出事業者等の指導、事業系ごみの減量化・資源化、学校給食におけるごみの排出抑制	p40
3-5	家庭ごみの分別回収、集団資源回収事業(312団体4,176t)、使用済小型家電リサイクル事業	p42
4-1	清掃工場の計画的な整備の推進、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用	p45
4-2	不法投棄防止対策(14団体と協定を締結)、ポイ捨て禁止条例による啓発	p47
5-1	水辺環境保全等促進事業の実施、生物多様性に関する新たな条例の制定	p49
5-2	自然環境観察員制度(96人)、相模原の環境をよくする会主催の自然観察会等の実施	p51
5-3	アライグマ防除事業、有害鳥獣等(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)の対策の実施	p53
6-1	水源の森林づくり事業(間伐等の実施)、さがみはら森林ビジョン推進事業	p55
6-2	森づくりボランティア養成事業(延べ104人参加)	p56
6-3	公共施設等への利用やブランド化など津久井産材の利活用の推進	p57
7-1	里山をフィールドとした環境学習・教育事業	p59
7-2	水源地域交流の里づくり推進協議会事業(体験教室等の実施、参加者95人)	p60
8-1	河川美化活動の推進(相模川、境川及び道志川で実施)	p62
8-2	多自然型の河川改修の実施(1河川)、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営	p65
8-3	道路改良事業における透水性舗装の整備	p67
9-1	大気環境測定の実施、低公害自動車の普及促進(奨励金の交付)	p70
9-2	津久井地域の下水道整備の推進、合流式公共下水道の分流式への改善(進捗率約63.3%)	p72
9-3	地下水の水質測定、土壌汚染対策の規制指導	p74
9-4	大気環境モニタリング調査(21物質並びに水銀及びその化合物)、化管法等に基づく受付(209件)	p75
9-5	自動車交通騒音の測定、米軍機騒音対策	p77
10-1	街区公園整備事業(当麻宿さくら第1公園、当麻宿さくら第2公園、当麻宿さくら第3公園)	p80
10-2	緑地保全用地購入事業(取得1.77ha)、市民との協働による緑地や水辺の保全・活用事業	p81
10-3	生垣、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業、開発事業に伴う緑化指導及び推進(64件)	p83
11-1	地域の顔となる「景観拠点」の形成、住環境保全型の地区計画等の制定(59地区)	p86
11-2	屋外広告物の許可(574件)、公共事業におけるデザイン調整(15件)	p87
11-3	景観資源の把握、文化財の指定・登録の推進	p88
11-4	まちなみウォッチングの開催(2回)、積極的な景観づくりを行う地域への支援	p89
12-1	エコネットの輪におけるプログラムの提供(115プログラム)、こども用環境啓発冊子の作成	p91
12-2	街美化アダプト制度(714箇所、501団体)、さがみはら環境まつりの開催	p93
12-3	公民館の地域での環境教育・学習(52事業)、地域活性化事業交付金の活用(環境関連11件)	p95
13-1	情報発信基地としての環境情報センターの機能の強化	p97
13-2	環境アセスメント制度の施行・運用	p98

計画の進捗状況一覧表《成果指標》

基本施策	成果指標/[算定式]	基準値 (年度)	最終目標 (R1)	平成30年度 実績	令和元年度 実績
1、2	市全体の温室効果ガス総排出量 <sup>※1</sup> [1年間の温室効果ガス排出量]	438万t-CO <sub>2</sub> (H18)	372万t-CO <sub>2</sub> 以下 (15%以上削減)	392万t-CO <sub>2</sub> (H29)	379万t-CO <sub>2</sub> (H30)
3、4	市民1人1日当たりの家庭ごみ量 [家庭ごみ量/推計人口/365日]	631g (H18)	480g以下 (H30)	491g	491g
	ごみ総排出量 [市内の1年間のごみの総排出量]	27.2万t (H18)	22.3万t以下 (H30)	22.6万t	22.7万t
	最終処分場の埋立量 [一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量]	34,303t (H20)	21,000t以下 (H30)	21,811t	20,003t
5	市条例 <sup>※2</sup> により指定された地域 [定量目標]	0箇所 (H21)	7箇所	5箇所	6箇所
6	管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業) [県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積 /対象全体面積×100]	37.5% (3,662ha) (H20)	83.7% (8,170ha)	69.4% (6,774ha)	70.2% (6,849ha)
7	里山地域における農用地区域内耕作地面積 の割合 [津久井地域の農用地区域内耕作地面積/津久井地域の 農用地区域内農地面積×100]	86.9% (H20)	100%	92.1%	92.5%
8	水辺やみどりに親しめる場が十分である と感じる市民の割合 [市民アンケート] <sup>※3</sup>	80.7% (H20)	86.0%	86.4%	87.5%
9	調査測定地点の環境基準達成率 [環境基準達成地点数/延べ測定地点数×100]	85.6% (H20)	88.6%	89.3%	89.3%
10	市民1人当たりの公園面積 [都市公園の合計面積/人口]	3.6㎡/人 (H20)	6.3㎡/人	4.68㎡/人	4.69㎡/人
	緑地率 [施設緑地(公園、広場など)及び地域制緑地(森林、特別 緑地保全地区、農用地など)の合計面積/市域面積× 100]	67.5% (22,183ha) (H20)	67.5% (22,181ha)	67.2% (22,113ha)	67.2% (22,099ha)
11	市街地の景観が良好に保たれていると感じる 市民の割合 [市民アンケート] <sup>※3</sup>	72.6% (H20)	80.0%	77.8%	81.2%
	自然的な景観が良好に保たれていると感じる 市民の割合 [市民アンケート] <sup>※3</sup>	87.7% (H20)	90.0%	93.4%	94.0%
12	日常生活において、環境に配慮している 市民の割合 [市民アンケート] <sup>※3</sup>	56.6% (H20)	67.0%	63.6%	68.5%
13	市に意見を言える機会や手段が備わっている と思う市民の割合 [市民アンケート] <sup>※3</sup>	69.1% (H20)	72.7%	71.5%	72.1%

※1 市全体の温室効果ガス総排出量の実績については、算定に使用する統計数値の公表時期から年度に差が生じているもの

※2 市条例：相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例

※3 市民アンケート：総合計画に掲げる施策の進行管理を行うため、満20歳以上の市民3,000人を対象に実施

達成率	評価※4	成果指標の達成状況	ページ数
98.2%	△	平成30(2018)年度は、温室効果ガスの排出量が平成29(2017)年度との比較では減少しましたが、最終目標を上回り、最終目標の達成には至りませんでした。 未達成の要因は、輸送部門・産業部門では、その年の経済状況により温室効果ガスの排出量が大きく変動したことが挙げられます。輸送部門・産業部門に対しては、経済状況の影響が少ない持続的な温室効果ガス排出量の減少につながる取り組みが必要となります。経済部門とも連携した包括的な取り組みが行えるよう、更なる温暖化対策の推進に取り組んでいきます。	p16 p27
97.8%	△	市民1人1日当たりの家庭ごみ量は前年度と同水準、ごみの総排出量は微増となりました。ごみ・資源の分別についての周知啓発や平成28(2016)年10月に一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したこと等により、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民意識が高まっています。令和2(2020)年2月及び3月の一般ごみの排出量が前年度比で大きく増加していることから、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、家庭での活動が増えたことが家庭系ごみの排出量が増加した要因ではないかと考えます。また、最終処分場の埋立量については、平成30(2018)年度実績では平成30(2018)年度最終目標を達成できませんでしたが、令和元(2019)年度実績をもって当該数値目標の達成となりました。	p33 p44
98.7%	△	今後は、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要の増加など廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化を進めるとともに、これまで以上に市民・事業者・行政の連携・協力を深め、資源循環社会の実現に向けて取り組んでいきます。	
96.3%	△	相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づき認定された団体に対して継続的な支援を行っています。また、新たな団体の認定及び地域指定に向け活動団体と調整を行い、水辺環境保全等活動区域の年度内における新規指定を行うことができました。また、里地里山活動団体の認定に向け、団体へのヒアリングや現地調査等を行いました。最終目標の達成には至りませんでした。令和2(2020)年度の団体認定に向け、今後も新規認定に向けた調整を進めていきます。	
85.7%	×	水源の森林づくり事業により管理された森林面積の割合は増加となりましたが、最終目標の達成には至りませんでした。林道から近い森林、また土地が一定規模、集約されている森林の整備は進んでいるため、それ以外の整備対象森林の確保に向けて取り組む必要があります。引き続き、森林事業者などと連携し、森林所有者に対して森林整備の必要性や制度等の紹介などを行い、森林整備の潜在的ニーズの掘り起こしに取り組んでいきます。	p48
83.9%	×	水源の森林づくり事業により管理された森林面積の割合は増加となりましたが、最終目標の達成には至りませんでした。林道から近い森林、また土地が一定規模、集約されている森林の整備は進んでいるため、それ以外の整備対象森林の確保に向けて取り組む必要があります。引き続き、森林事業者などと連携し、森林所有者に対して森林整備の必要性や制度等の紹介などを行い、森林整備の潜在的ニーズの掘り起こしに取り組んでいきます。	p54
92.5%	△	里山地域における農用地区域内耕作地面積につきましては、最終目標の達成には至りませんでした。里山地域において荒廃農地が発生しないよう、農地のあっせん等の取組を進めた結果、耕作面積は基準値と比較し5.6ポイント増加しました。引き続き、新たな担い手の育成・確保や有害鳥獣対策、農地の利用権設定の推進などにより、耕作地面積の増加に取り組めます。	p58
101.7%	○	市民アンケートでは、「水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合」が、前年度比較としては、1.1ポイント増加し、最終目標を上回る結果となったことから、水辺やみどりに親しむ場として、一定程度の満足度を得られていると考えています。 引き続き、各施設の安全を確保しながら、満足度の維持向上を図ります。	p61
100.8%	○	大気環境については、本市を含め全国的に光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、公共用水域の水質が改善したことにより最終目標を達成しました。 今後も引き続き、事業者に対する規制指導とともに健康被害の未然防止に係る取組を継続していきます。	p68
74.4%	×	市民に身近な街区公園などの都市公園の整備を進めておりますが、市民1人当たりの公園面積の最終目標の達成に向けては、公園整備に係る用地の確保や整備費用等の課題があります。今後も、公園の魅力向上に向けた施策に取り組むとともに、計画的な公園整備を推進します。	p78
99.6%	△	また、緑地率については、国有林や生産緑地地区が減少したため、昨年度に比べて実績値が下がっています。	
101.5%	○	市では、相模原市屋外広告物条例や相模原市景観条例を制定し、景観に配慮したまちなみの形成に努めています。市街地の景観に関わる市民アンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、ほぼ前年度と同様に推移し、最終目標を達成したものと考えられます。	p85
104.4%	○	また、自然的な景観に関わるアンケートの満足度については、旧津久井4町との合併を期に、年を追うごとに都市住民が山や湖をはじめとする自然景観をより身近に感じるようになってきたことから、高い水準を維持し、最終目標を達成したものと考えられます。	
102.2%	○	「日常生活において、環境に配慮している市民の割合」については、市民アンケートの結果、環境配慮行動を2項目以上行っている方の割合は、前年度実績から増加するとともに最終目標値を達成しました。次代を担う世代のためにも、引き続き、多様な主体への環境教育等を促進・支援する活動を通じて、環境の在り方について自ら考え、具体的な行動へと結びつけていきます。	p90
99.2%	△	「市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合」については、令和元(2019)年度の実績は最終目標の達成には至りませんでした。引き続き、市民意見を聴取する機会の拡充に取り組んでいきます。	p96

※4 最終目標に対する令和元年度実績を、達成は「○」、未達成(達成率90%以上)は「△」、未達成(達成率90%未満)は「×」で記載。  
なお、「市民1人1日当たりの家庭ごみ量」等最終目標数値が平成30年度のものについては平成30年度実績を踏まえて記載。

## 環境目標 1

# 脱温暖化をめざしたまちづくり

## 基本施策 1

### 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市

**目標** ※基本施策 2「人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進」と共通の目標です。  
**◆ 市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します**

#### 【進捗状況】

《成果指標》 [評価]○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市全体の温室効果ガス総排出量 ※1	1年間の温室効果ガス排出量	438万t-CO <sub>2</sub>	392万t-CO <sub>2</sub> (H29)	379万t-CO <sub>2</sub> (H30)	372万t-CO <sub>2</sub> 以下 (15%以上削減)	△

#### 《進捗管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満 ※2

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
産業部門温室効果ガス排出量 ※1	製造業及び農林水産業、建設業における1年間の温室効果ガス排出量	202万t-CO <sub>2</sub> (H18)	減少	146万t-CO <sub>2</sub> (H29)	139万t-CO <sub>2</sub> (H30)	○
家庭系部門温室効果ガス排出量 ※1	家庭における1年間の温室効果ガス排出量	77万t-CO <sub>2</sub> (H18)	減少	80万t-CO <sub>2</sub> (H29)	76万t-CO <sub>2</sub> (H30)	○
事業系部門温室効果ガス排出量 ※1	商業・サービス業における1年間の温室効果ガス排出量	45万t-CO <sub>2</sub> (H18)	減少	61万t-CO <sub>2</sub> (H29)	59万t-CO <sub>2</sub> (H30)	○
1世帯当たり1年間の電気の使用量 ※1	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	14,108MJ (H18)	減少	11,073MJ (H29)	10,725MJ (H30)	○
1世帯当たり1年間のガスの使用量 ※1	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	20,095MJ (H18)	減少	15,687MJ (H29)	15,289MJ (H30)	○
再生可能エネルギーの導入状況	太陽光発電システムの設置補助件数	延べ901件 2,974kW(H20)	増加	延べ 7,437件 29,834kW	延べ 7,684件 31,000kW	○
温暖化に係る環境学習の参加者数	生涯学習まちかど講座、環境情報センター実施の環境学習、地球温暖化防止セミナー等の参加者数	539人 (H20)	増加	482人	416人	△

※1 温室効果ガス排出量及び1世帯当たり1年間の電気・ガスの使用量の実績については、算定に使用する統計数値の公表時期から年度に差が生じているものです。

※2 評価について、従来は基準値との比較で評価を行っていましたが、中間改訂の後より、評価方法を前年度との比較に変更しています。

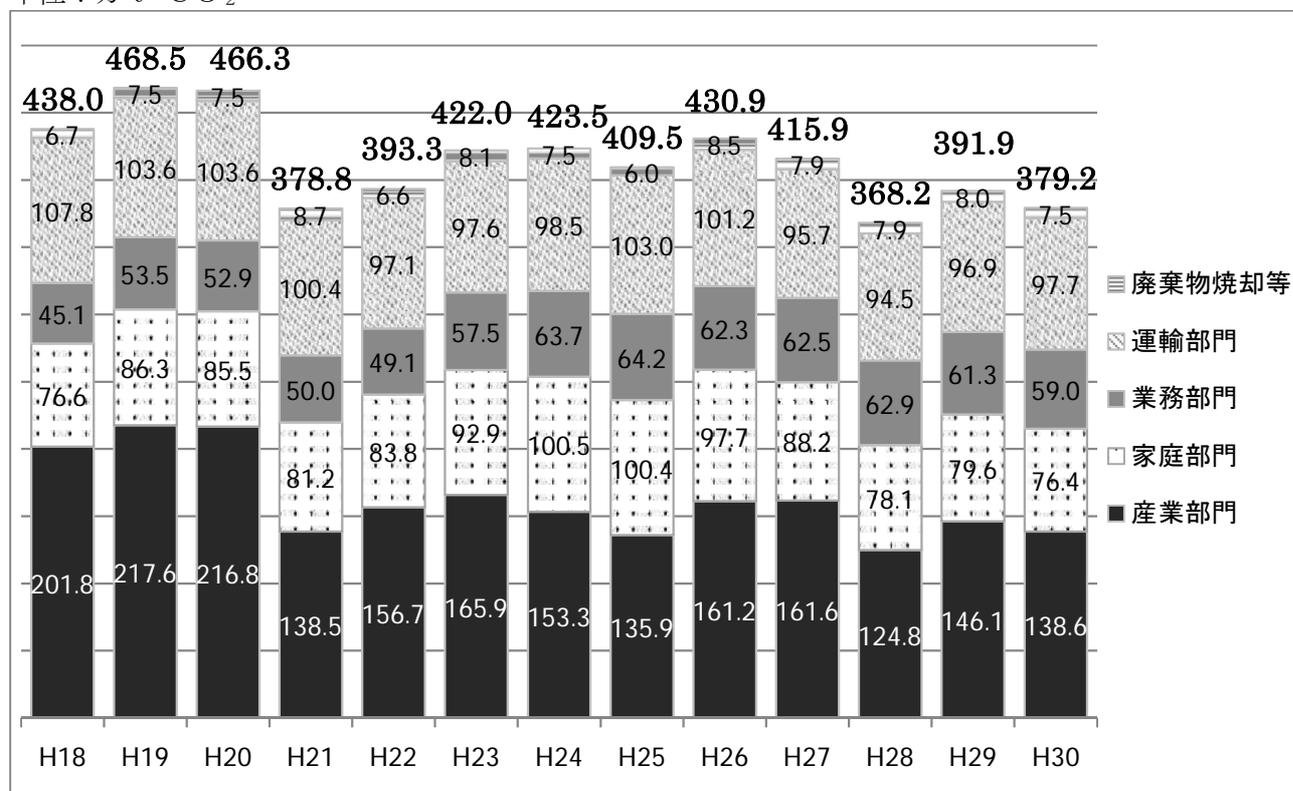
平成 30(2018)年度の産業部門における温室効果ガスの排出量は、基準年度と比較すると、平成 20(2008)年度後半からの世界経済の低迷による景気の後退等の影響により、大幅に減少しました。なお、平成 29(2017)年度との比較では、電力のCO<sub>2</sub>排出係数の改善や省エネ等により、電力消費に伴う排出量が減少しました。

家庭、事業系部門における温室効果ガスの排出量については、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まり基準年と比べ増加しています。しかし近年は原発の再稼働や再生可能エネルギー導入量の増加で電力のCO<sub>2</sub>排出係数が改善したこと、また、暖冬傾向を反映し減少傾向が見ら

れます。

再生可能エネルギーの導入状況については、住宅用太陽光発電システム設置の補助を継続していることから、基準年度より大幅に増加しています。

単位：万 t-CO<sub>2</sub>



部門別 CO<sub>2</sub>の排出量の推移

## 1-1 市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進

地球温暖化防止のためには、可能な限りエネルギー消費量を削減していく必要があり、エネルギーの有効利用が重要かつ喫緊の課題です。特に家庭系及び事業系部門を中心とした省エネルギー対策の取組の促進を行っています。

### 【主な取組状況】

#### ○エコライフスタイルの普及

##### ＜地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進＞

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の掲げる目標の達成のため、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に役立つあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」が、国の主導により平成27(2015)年度に開始されました。

本市では、平成30(2018)年1月に当該運動に賛同し推進していくことを「COOL CHOICE 賛同宣言」として公表し、平成30(2018)年度より啓発事業を強化しました。令和元(2019)年度は、さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクター「さがぼーくん」を隊長とする「COOL CHOICE」キャラバン隊が、市内イベント会場等で「COOL CHOICE」への賛同や家庭の省エネ対策を呼びかけたほか、宅配便を再配達にせず一回で受け取ることや smart move（移動をエコに）などを呼びかけるため、ラッピングバスの運行を行いました。加えて、ウォームシェアの普及啓発として、自宅でのウォームシェアに活用できる鍋料理レシピやエコクッキング等を学ぶ講座の開催や、断熱性能に加え、再エネと省エネの取組を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロとする住宅（ZEH）や事業系ビル（ZEB）の見学を交えた啓発講座の開催など通年での啓発事業を行いました。



イベント会場等での呼びかけ



ラッピングバスの運行

##### ＜クールシェアさがみはら＞

家庭におけるエアコンの使用抑制や熱中症対策などのために、電力需要が高まる夏の日中を中心に家庭のエアコン使用を控え、市内の公共施設や店舗等で暑さをしのいだり、イベント等に参加するなど、地域で集まって涼しく過ごすことで、地域の節電・省エネ効果を高める取組として7月1日から9月30日まで「クールシェアさがみはら」を実施しました。

令和元(2019)年度実施施設は135箇所（公共施設89箇所、民間施設46箇所）でした。

#### ○照明のLED化の促進

電気使用量の削減のため、市施設において改修や新設にあわせてLED照明などの高効率照明を導入しました。

市内の中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助し導入促進を図りました。

#### ◆ ESCO事業

ESCOとは、エネルギー・サービス・カンパニーの略で、施設や設備の省エネルギー改修を行い、改修による光熱費等の削減分により、改修費用を賄う事業

## ○住宅のスマート化の普及促進

太陽エネルギー利用設備や、電気とお湯を同時につくり効率良く利用する家庭用燃料電池システム（エネファーム）等の設備を設置した方へ奨励金を交付するなど、住宅のスマート化の普及促進を図りました。

### ◆ 住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業

#### 事業概要

住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、H E M S（ホームエネルギーマネジメントシステム(太陽光発電システムに加え、エネファーム又は蓄電池を設置し、同時に申請したものに限る。))を設置した個人に対して奨励金を交付する。

#### 実績

令和元(2019)年度の太陽光発電システムの奨励件数は 247 件、制度開始（平成 13(2001)年度）からの延べ実績は 7,684 件（出力 31,000kW）に達している。その他の設備の令和元(2019)年度奨励件数は、太陽熱利用システム 14 件、エネファーム 177 件、蓄電池 224 件、H E M S 52 件であった。

<直近 3 カ年の太陽光発電システムの補助（奨励）実績と累計>

年度	H29	H30	R1	H13～R1
補助件数	337 件	298 件	247 件	7,684 件
合計出力	1,756 kW	1,331 kW	1,166 kW	31,000kW

<直近 3 カ年の太陽熱利用システム・エネファーム・蓄電池・H E M S の補助（奨励）実績>

年度	H29	H30	R1
太陽熱	14 件	20 件	14 件
エネファーム	221 件	218 件	177 件
蓄電池	79 件	158 件	224 件
H E M S	50 件	50 件	52 件

## ○省エネナビ市民モニター事業（エネルギーの見える化）

家庭における電気の使用量を「見える化」することにより、分かりやすく親しみながら省エネ活動に取り組んでいただくため、市民に対して、電気使用量や電気料金がリアルタイムに確認できる「省エネナビ」の貸出しを行いました。

・令和元(2019)年度貸出実績：2 台



省エネナビ

## ○事業所等のビル向けエネルギー管理システムの導入促進

平成 25(2013)年度から始めた「相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」により中小規模事業者の事務所等へのエネルギー管理システムの導入支援を図っています。

・平成 25(2013)年度から令和元(2019)年度までの導入実績：5 件

## ○公共施設への E S C O 事業の導入

民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスである E S C O 事業を活用して、道路照明灯の L E D 化を実施しました。

## ○中小規模事業者省エネルギー活動の支援

市では、平成 25(2013)年度から、中小規模事業者の自主的かつ計画的な省エネルギー対策を支援するため、事業者が CO<sub>2</sub> の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度」や、省エネに関する専門家を事業所に派遣して、効果的な省エネ対策や地球温暖化対策計画書の作成に関するアドバイスを行う「省エネアドバイザー派遣事業」、計画書に基づき省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部を助成する「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援事業」を実施しています。

- ・省エネアドバイザー派遣事業 55 回実施
- ・地球温暖化対策計画書制度 16 社提出
- ・中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金 22 件、10,992,000 円

## ○省エネ設備等の導入促進

市民向けとして、住宅への省エネ機器の導入促進を図るため家庭用燃料電池（エネファーム）と蓄電池、HEMS の設置者に奨励金を交付しました。（再掲）

また、事業者向けには、中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助することで、省エネ設備等の普及促進を図りました。

## ○市の事業活動に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の削減への取組

市では、事務事業に伴う環境負荷の低減を図るため、冷暖房や照明などの適正利用、公用車の使用抑制、排出ごみの削減など、環境配慮や CO<sub>2</sub> の排出削減に向けた活動に継続的に取り組んでいます。

また、市も一事業者として、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）などエネルギーや地球温暖化に関する法令等への対応や、市域全体の CO<sub>2</sub> 削減に貢献するといった役割が求められていることなどから、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設への太陽光発電設備の設置などの取組を進めています。

## 【今後の方向性】

家庭系及び事業系部門における温室効果ガス排出量は、前年度との比較で減少しました。エコなライフスタイルへの転換や省エネ活動をより一層促進することを目的として、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の啓発活動などの取組を引き続き進めていきます。

住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業については、再生可能エネルギー利用設備等の普及に係る国・県等の施策展開の動向を踏まえつつ、補助制度のあり方や効果的な普及促進策について、引き続き検討していきます。令和 2(2020)年度からは、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）導入等を新たに奨励対象とし、設備のみならず、省エネと再エネを両立する住宅の導入についても推進していきます。

また、産業部門や家庭系及び事業系部門における温室効果ガス排出量の削減に向けて、特に市内事業者の約 9 割にあたる中小規模事業者に対して、相模原市地球温暖化対策推進条例（平成 24 年相模原市条例第 88 号）に基づく地球温暖化対策計画書の周知や更なる活用を促す必要があります。また、計画書に基づく中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金などの取組を進め、令和 2(2020)年度からは、補助対象設備のうち、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）を満たし、既存設備の更新により省エネ効果が見込まれる設備を拡充し、当該省エネ設備への導入を支援していきます。

公共施設については、これまで相模原市環境方針等に基づき環境負荷の低減に努めてきました。今後も環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、「地球温暖化対策計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

## 1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり

化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を各部門で促進し、低炭素社会の構築を様々な主体との協働で取り組んでいます。

### 【主な取組状況】

#### ○太陽エネルギー利用設備の導入

太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置に対して奨励金の交付を行う等、太陽エネルギー利用設備の導入を支援しました。(再掲 1-1)

また、公共施設の新設・改修などに合わせて太陽光発電設備等を導入しています。

＜公共施設における太陽光発電設備の設置状況＞（令和2(2020)年3月末）

施設	区	出力	施設	区	出力
市営上九沢団地	緑区	9.0kW	相原分署	緑区	5.7kW
自然ふれあい水路	緑区	2.0kW	津久井クリーンセンター	緑区	10.0kW
相原公民館	緑区	5.7kW	青野原出張所	緑区	5.5kW
橋本こどもセンター	緑区	3.0kW	緑区役所青根出張所・青根公民館・津久井消防署青根分署	緑区	5.3kW
緑区合同庁舎	緑区	11.3kW	藤野分署	緑区	4.7kW
緑区合同庁舎立体駐車場	緑区	2.0kW	相模原市民会館	中央区	7.0kW
市役所第1別館	中央区	2.5kW	小山公民館	中央区	5.0kW
本庁舎周辺街灯用	中央区	0.6kW	上溝学校給食センター	中央区	10.0kW
環境情報センター	中央区	3.0kW	清新公民館	中央区	5.7kW
救援物資集積・配送センター	中央区	13.5kW	相模川ふれあい科学館	中央区	7.5kW
大野台こどもセンター	南区	3.4kW	麻溝まちづくりセンター・公民館	南区	5.5kW
相武台まちづくりセンター・公民館	南区	9.6kW	相模原麻溝公園競技場	南区	20.0kW
小・中学校 (小 19、中 4)	緑区:4 中央区:8 南区:11	180.6kW			
合 計				47箇所	338.1kW

#### ○市内小・中学校への太陽光発電設備の設置

次世代を担う子どもたちの環境教育に活用するとともに、市民への啓発効果を高めるため、市内の小・中学校へ太陽光発電設備を設置しています。

令和元(2019)年度末現在で延べ23校(小学校19校、中学校4校、全体の約22%)に設置し合計出力は、180.6kWとなっています。

#### ○地球温暖化防止支援資金(中小企業融資制度)

省エネルギータイプの機械・設備への切替えや、太陽光発電設備等の新エネルギー設備の導入等を行う中小企業者等を支援するため、低金利で利用可能な融資制度を設けています。

・令和元(2019)年度融資実行件数:0件

### ○再生可能エネルギーなどの温暖化対策分野の先端産業集積の促進

将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17(2005)年 10 月にさがみはら産業集積促進方策 (STEP50) を策定、相模原市産業集積促進条例に基づき、新たに工場等を立地する企業に対し、奨励金の交付や固定資産税等の軽減措置を講じています。再生可能エネルギー関連産業や環境負荷低減に資する燃料電池などの製造を行う先端産業の立地を促進しています。

- ・令和元 (2019) 年度立地計画認定件数：9 件（うち温暖化対策分野の事業の立地は 0 件）

### ○産学官共同による先端技術創出の促進

中小企業が行う新技術等の研究開発において、大学等研究機関の知見が生かされるよう、「中小企業研究開発補助金」に「産学連携枠」を設け、大学等との協働を促進しています。

- ・令和元 (2019) 年度交付件数：4 件

### ○地球温暖化対策に係る計画書制度の普及

国や県の施策によりエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減取組が義務付けされていない中小規模事業者による、事業活動に伴う省エネ対策等の自主的な取組を推進するため、CO<sub>2</sub>削減目標や削減目標達成のための取組について、3 年間の計画として任意に作成し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度」を平成 25(2013)年度より運用しています。

#### <地球温暖化対策計画書提出実績>

年度	H28 まで	H29	H30	R1
事業所数	85 社	13 社	16 社	16 社

### ○メガソーラーの活用

一般廃棄物最終処分場のうち最終覆土が完了した第 1 期整備地を活用し、民間事業者と協働で大規模太陽光発電所 (メガソーラー) を導入し、平成 26(2014)年 3 月 1 日から運転しています。メガソーラーの活用により、エネルギー問題や地球温暖化問題の解決の一助とするとともに、市民や事業者向けの見学会を通じて再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行っています。

#### <ノジマメガソーラーパーク概要>

- ・事業面積 約 4.4ha (パネル設置部分 約 2.6ha)
- ・発電規模 約 1.9MW
- ・年間発電量 2,265,487kWh ※令和元 (2019) 年度  
(世帯当たり 4,397 kWh とした場合約 640 世帯)
- ・運転開始日 平成 26 (2014) 年 3 月 1 日
- ・付帯設備 見学スペース、発電表示板、非常時用電力供給盤

#### <直近 3 ヶ年の発電量の実績と見学者数>

年度	H29	H30	R1
発電量	2,340,992kWh	2,331,689kWh	2,265,487kWh
施設見学者数	274 人	234 人	192 人



大規模太陽光発電所 (ノジマメガソーラーパーク)



見学会の様子

## ○木質バイオマスエネルギーの導入促進

津久井産材の有効活用に効果のある、木質バイオマスの利活用について、さがみはら津久井産材利用拡大協議会や関係機関等と情報収集、意見交換を実施しました。

## ○水素エネルギーの利活用の推進

平成 26(2014)年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の公用車への導入や市民・事業者による燃料電池自動車の購入補助を実施しました。また、定置式水素ステーションの設置に係る補助制度を創設し定置式水素ステーションの整備を促進するとともに、民間事業者による市内 2 箇所の移動式水素ステーション運用支援やイベント等における燃料電池自動車展示会の開催など水素エネルギーの普及促進を図り、「水素社会の実現」に向け取組を進めました。

## ○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を賄い、余った電力は電気事業者に売電しています。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成 24(2012)年 12 月に F I T 制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

<清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用>（単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	H30	R1	H30	R1	H30	R1
発 電 量	59,265,240	60,928,810	16,311,490	15,759,233	75,576,730	76,688,043
売 電 量	27,578,928	29,357,472	4,105,217	6,365,659	31,684,145	35,723,131

## 【今後の方向性】

地球温暖化の原因といわれている温室効果ガスの削減、さらには化石燃料からの脱却は、地球規模での課題となっています。そのため、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入や本市の自然的特性である森林資源の利活用によるエネルギーの地産地消、水素など新たなエネルギーの活用を促進し、脱炭素社会の実現に向け多様な主体と協働で取り組んでいきます。

水素エネルギーの利活用については、平成 26(2014)年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及、水素供給インフラの整備などについて、引き続き推進していきます。

温室効果ガスの削減を図るには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進をさらに進めていく必要があります。一般住宅については普及啓発活動を通じて、また、自治会館などの公共施設については、引き続き新設や改修等の機会を捉えて、太陽光発電設備等の設置を積極的に進めていきます。事業者向けには、融資制度のほか、「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき、省エネ設備の導入支援に加え、令和 2(2020)年度からは、事業用太陽光発電設備や蓄電池などの再エネ設備等の導入を促進するための支援についても、実施していきます。ノジマメガソーラーパークについては、今後も市民、学生、事業者などに対する見学会を通じて、環境教育や環境学習を行っていきます。

清掃工場における熱エネルギー利用に当たっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。

### 1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり

低炭素社会、さらには長期目標としての脱炭素社会の実現には、行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が連携し、温暖化対策の取組を進めていく必要があります。そのため、各主体が協力して温暖化対策を実践する「さがみはら地球温暖化対策協議会」の普及啓発活動等の支援や相模原市地球温暖化対策推進条例に基づく取組を推進しています。

#### 【主な取組状況】

##### ○地球温暖化対策実行計画による地球温暖化対策の推進

平成 24(2012)年 3 月に策定した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、市民・事業者・行政の協働により、令和元(2019)年度までに市域全体から排出される CO<sub>2</sub> を基準年(平成 18(2006)年度)比で 15%削減するという目標を掲げており、令和元(2019)年度までを計画期間としていることから、令和 2(2020)年 3 月に、令和 2(2020)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とした「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画」を新たに策定しました。

また、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく施策の評価・検証については、相模原市地球温暖化対策推進条例に基づき設置した市の附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」において行っています。

#### ◆ 相模原市地球温暖化対策推進会議

地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するもの(実行計画の進行管理や進捗状況の評価・検証)

##### 委員構成等

定数：15 名以内(うち 2 名を公募により委嘱)

実人員：13 名

任期：2 年

構成：学識経験者、市の住民、事業者、関係団体の代表者、市長が特に必要と認める者  
(条例施行規則第 8 条)

##### 令和元(2019)年度の開催実績

○令和元年 7 月 4 日(第 1 回開催) 出席者 12 名

・次期「地球温暖化対策実行計画」について

○令和元年 8 月 27 日(第 2 回開催) 出席者 11 名

・会長、副会長の選出について

・次期「地球温暖化対策実行計画」について

○令和元年 11 月 14 日(第 3 回) 出席者 12 名

・地球温暖化対策実行計画実施状況報告書(平成 30 年度報告)について

○令和 2 年 1 月 27 日(第 4 回) 出席者 7 名

・第 2 次相模原市地球温暖化対策実行計画(案)について

・第 3 次相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)(案)について

・相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書(平成 30 年度報告)(案)について

##### ○温室効果ガスの吸収源対策

CO<sub>2</sub> の吸収力の向上や定着化につながる森林の適切な管理や木材利用の促進などを総合的に進めています。

<令和元(2019)年度実績>

市内における水源の森林づくり事業の累計整備(確保)面積 6,849ha

## ○気候変動に伴う自然災害、健康被害等の適応策の推進

今後、温室効果ガスを削減するための取組を続けたとしても、気温の上昇等に伴う気候変動の影響は避けられないと言われていています。平成 29(2017)年 3 月に策定した「相模原市気候変動の影響への適応策」に基づき、気候変動による影響の回避・低減等を図るとともに、各施策の実施状況を取りまとめ、地球温暖化対策実行計画実施状況報告書に掲載しました。

また、平成 29(2017)年 3 月に策定した適応策は、「地球温暖化対策実行計画」の一部として策定し、令和元(2019)年度までを計画期間としていることから、令和 2(2020)年 3 月に、令和 2(2020)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とした「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画」として新たに策定しました。

## ○地球温暖化対策推進基金の活用

市民・事業者が取り組む地球温暖化対策を支援するための財源を確保するために設置した基金で、清掃工場の電力売払収入及び市民・企業からの寄附金などを積み立てています。令和元(2019)年度は、住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業などの財源として活用しました。

＜令和元(2019)年度基金の運用状況＞

- ・令和元年度積立額： 8,853,150 円 (メガソーラー事業関連収入 5,163,378 円、寄附 3,620,000 円、  
利子収入 69,772 円)
- ・令和元年度充当額： 46,275,737 円 (住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代  
クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業 等)
- ・令和元年度末残高： 108,735,346 円

## ○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

### ◆ さがみはら地球温暖化対策協議会

#### 目的

相模原市地球温暖化防止対策推進条例及び相模原市地球温暖化対策実行計画の趣旨を踏まえ、市民・事業者・市等が相互に連携し協働して、日常生活における温室効果ガスの排出の削減等に関し必要な対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成 25(2013)年 3 月に設立された。

#### 事業内容

- ・地球温暖化防止に関する情報提供及び普及啓発  
会報やチラシ、インターネットなどを活用した情報発信  
自治会、公民館、小学校等への出前講座や地域でのイベントによる啓発活動 など
- ・市民・事業者等の自主的な地球温暖化防止の取組の促進  
家庭での節電・省エネ方法の普及啓発活動、再生可能エネルギーの普及啓発活動、森林資源利活用の調査研究 など
- ・会員の相互交流及び会員自らの地球温暖化防止活動の促進  
会員向け研修、視察、交流会の開催 など

#### 組織体制及び会員

組織体制：会長等（会長 1 名、副会長 3 名以内、監事 2 名以内）  
運営委員会（会長、副会長、各部長、各副部長、各部会推薦委員）  
部会【3 部会】（広報部会、対策部会、調査・研究部会）

事務局：株式会社ウイツコミュニティ

会 員：本会の趣旨に賛同し、本会の事業に積極的に取り組む個人、事業者及び団体  
【会員数 125：個人 45 名、事業者 44 社、団体 36 団体  
(令和 2(2020)年 3 月末現在)】

## ○さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターを活用した普及啓発

さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターである、「さがぼーくん」を活用して市内のイベントに参加し、市民の方に地球温暖化防止を呼びかけました。



さがぼーくん

## ○環境情報センターにおける温暖化防止に係る環境学習や環境活動の実施

環境情報センターの環境学習事業において省エネ、節電といったテーマで講座や工作教室などを催し、普及啓発に努めました。

## ○市民への環境教育・学習の提供

さがみはら地球温暖化対策協議会と連携した普及啓発事業の実施のほか、環境情報センターや各公民館における環境講座や生涯学習まちかど講座を通じて、市民に対し、省エネルギー対策等の地球温暖化防止意識の啓発を促進しました。

## ○広域での地球温暖化対策の取組

### <九都県市連携事業の実施等>

九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の首長で構成）と連携して、地球温暖化対策に係る普及啓発活動を実施しました。令和元(2019)年度には、省エネ家電買替キャンペーンや日傘利用の推進事業等を実施しました。

### <町田市・相模原市ライトダウン（まちだ・さがみはら絆・創・光）>

町田市と相模原市の連携により、市民・事業者・行政が手を携えて協働し（絆）、節電など、一人ひとりできることを考え（創）、まちぐるみで消灯し、星空を見上げる（光）ことで、大震災からの復興の更なる前進を祈るとともに、改めて震災を思い返し、地球環境について考え、節電や省エネ行動につなげることを目的とした「町田市・相模原市ライトダウン」を令和2(2020)年3月11日に実施しました。なお、趣旨に賛同し、当日までに実施の連絡があった事業者については、両市のホームページで紹介しました。

関連イベントとして市立図書館にて地球温暖化等の関連書籍の紹介と「COOL CHOICE」や省エネ対策に関するパネル展示を行いました。

## 【今後の方向性】

令和2(2020)年度を始期とする第2次地球温暖化対策計画では、令和12(2030)年度に、温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で26%を削減することを目標としています。今後は、目標の達成に向け、当該計画に基づき脱炭素社会実現に向けた取組を進めていきます。また、「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき設置した「地球温暖化対策推進会議」において、令和元(2019)年度までの実行計画で掲げた目標に対する検証等を行うとともに、新たな計画に係る進捗管理や進捗状況の評価・検証を行います。

「さがみはら地球温暖化対策協議会」については、その活動が活発に展開され、市民・事業者の自主的な地球温暖化防止の取組のけん引役となるよう、市として引き続き積極的に支援を行うとともに、当該活動を通じて、相互に連携・協力し、具体的な温暖化対策の取組を進めていきます。

さらに、広域連携など、多様な主体との連携・協力による取組を引き続き進めます。

## 基本施策 2

# 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進

目 標 ※基本施策 1「市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市」と共通の目標です。

◆ 市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します

### 【進捗状況】

《成果指標》 [評価]○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市全体の温室効果ガス総排出量 ※1	1年間の温室効果ガス排出量	438万t-CO <sub>2</sub>	392万t-CO <sub>2</sub> (H29)	379万t-CO <sub>2</sub> (H30)	372万t-CO <sub>2</sub> 以下 (15%以上削減)	△

### 《進行管理指標》

[評価] ○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
運輸部門の温室効果ガス総排出量 ※	自動車及び鉄道の1年間の温室効果ガス排出量	108万t-CO <sub>2</sub> (H18)	減少	97万t-CO <sub>2</sub> (H29)	98万t-CO <sub>2</sub> (H30)	△
市域面積に対する公共交通カバー率	市内の鉄道勢圏(鉄道駅から1kmの範囲)及びバス勢圏(バス停から300mの範囲)の市域面積(国定公園及び水面・河川敷の面積を除く)で除した値	58.0% (H20)	増加	61.7%	61.7%	○
自転車駐車場の収容台数	公共自転車駐車場の収容台数の計	43,037台 (H20)	増加	41,880台	41,171台	△
公用車のクリーンエネルギー車の台数	市が保有する公用車のクリーンエネルギー車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車)の台数	25台 (H20)	増加	46台	48台	○

※ 温室効果ガス排出量の実績については、算定に使用する統計数値の公表時期から年度に差が生じているものです。

運輸部門における二酸化炭素排出量は、自動車登録台数、燃料消費量いずれも大きな増減はみられません。平成 30(2018)年度実績で 98 万 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 29(2017)年度に比べ若干増加しました。

市域面積に対する公共交通カバー率については、バス路線網の維持確保への取組や、コミュニティバスや乗合タクシーの運行継続によって横ばいとなっています。また、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進や、MM(モビリティ・マネジメント)の実施により、公共交通への利用転換や利用促進を図るとともに、バス停留所上屋の設置などの環境整備や鉄道事業者等への要望活動など公共交通の利便性向上にかかる取組を進めています。

自転車駐車場の収容台数については、更新時に利用者のニーズに合わせて、一部の自転車ラックを撤去し平置きスペースの増設を行ったことや利用者の安全性に配慮した自転車ラックへの入れ替えを行ったことにより減少しました。今後も利用状況に合わせて整備を行います。

また、市で使用する公用車についてもクリーンエネルギー自動車を導入しています。

## 2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進

自動車に過度に依存しない社会を構築するため、公共交通網の充実や自転車の利用しやすい環境づくりを進めるとともに、次世代クリーンエネルギー自動車への転換を進めています。

### 【主な取組状況】

#### ○「総合都市交通計画」の推進

身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上を図る将来のあるべき交通の実現に向けて、平成24(2012)年3月に策定した「総合都市交通計画」目標の達成状況の確認及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を行いました。

#### ○小田急多摩線の延伸の実現

首都圏南西部の広域交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の形成を目指し、小田急多摩線の唐木田駅から上溝駅までの延伸については、学識経験者や関係機関で構成する「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」において、収支採算性等の課題解決に向けた調査検討の結果を、令和元(2019)年5月に公表しました。この調査検討において、課題の一つである収支採算性について、一定の改善が図られたものの未だ課題が残ることから、令和元(2019)年10月に開催した関係者会議において、更なる調査検討を実施していくことが決定され、令和元(2019)年度は延伸線沿線における地質調査等を実施しました。上溝駅から田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、厚木市、愛川町、清川村及び本市で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、延伸の実現に向けた取組を進めました。

#### ○JR相模線複線化等の促進

JR相模線の利用促進に向けて、神奈川県や沿線市町・経済団体で構成する相模線複線化等促進期成同盟会において、駅アクセスの改善や駅施設の利便性向上等の施策に取り組むとともに、鉄道事業者等への複線化の早期実現に関する要望活動や広報・啓発活動等を実施しました。

#### ○TDM施策の推進

「橋本地区TDM推進計画」に基づき、橋本駅南口周辺地区における啓発活動等を行ったほか、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進するため、MM(モビリティ・マネジメント)を実施しました。

#### ○「バス交通基本計画」の推進

バス交通の課題解決を図り効率的かつ利便性の高いバス路線網を構築するため、平成24(2012)年3月に策定した「バス交通基本計画」に基づき、ノンステップバスの導入やバス停上屋・ベンチの設置に対して補助金を交付する等、誰もが利用しやすいバス交通の実現に向けた取組を推進しました。また、目標の達成状況及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を実施しました。

#### ○バス停留所無料自転車駐車場維持管理事業

バス交通の利便性を高めサイクルアンドバスライドを推進すること及びバス停留所付近の放置自転車を削減することを目的に、市内の主なバス停留所・バスターミナル周辺に無料の自転車駐車場(9箇所、収容台数445台)を設置し、運営を行いました。

#### ○路上等自転車駐車場管理運営事業

放置自転車等の多い主要駅周辺に買い物など短時間利用者のための施設として、歩道上のデッドスペースなどを利用して自転車駐車場(14箇所、収容台数989台)を設置、運営を行いました。

## ○コミュニティ交通対策事業

鉄道・バスのいずれの交通サービスも受けにくい交通不便地区及び津久井地域の交通空白地区における高齢者をはじめとする移動制約者にも利用可能な生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスや乗合タクシー等を運行しています。

なお、牧野地区乗合タクシーは平成 31(2019)年 3 月末に廃止し、同地区において平成 31(2019)年 4 月より新たに菅井地区デマンド交通及び篠原地区デマンド交通の実証運行を実施しております。

<令和元(2019)年度の運行状況>

### 【本格運行の継続】

- ・大沢地区コミュニティバス「せせらぎ号」 1 便あたりの利用者数 11.5 人、収支比率 50.8%
- ・大野北地区コミュニティバス 1 便あたりの利用者数 10.5 人、収支比率 49.9%
- ・内郷地区乗合タクシー「おしどり号」 1 便あたりの利用者数 2.1 人、稼働率 68.1%
- ・根小屋地区乗合タクシー「くっしー号」 1 便あたりの利用者数 2.6 人、稼働率 54.3%
- ・吉野・与瀬地区乗合タクシー「ふれあい号」 1 便あたりの利用者数 2.0 人、稼働率 76.7%

### 【実証運行】

- ・菅井地区デマンド交通  
デマンド運行分 年間利用者数 1,371 人、年間稼働数 1,051 回  
定時定路線分 年間利用者数 2,202 人、年間稼働数 1,212 回
- ・篠原地区デマンド交通 年間利用者数 639 人、年間稼働数 440 回

## ○市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークの構築と道路交通上支障となっている課題箇所の解消

市内の幹線道路については、道路ネットワークの充実及び道路交通上支障となっている課題箇所の解消に向け「相模原市新道路整備計画」を策定し、道路改良事業、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めています。令和元(2019)年度は以下のとおり幹線道路の整備を行いました。

<令和元(2019)年度整備実施路線>

- ・国道 413 号 ・県道 76 号 ・県道 510 号 ・(都)相模大野線 ・(都)宮上横山線
- ・市道相原 76 号 ・市道下九沢 51 号 ・市道新戸相武台 ・市道淵野辺中和田

## ○駅周辺幹線道路などへの自転車通行環境の創出

「相模原市自転車通行環境整備方針」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線などの自転車交通量の多い幹線道路を中心に整備を行っています。令和元(2019)年度は相模大野駅へのアクセス路線である市道相模大野に自転車の左側通行を示す矢羽根及びピクトグラムの設置を行いました。

## ○レンタサイクルの推進

市営相模大野駅北口自転車駐車場と市営相模原駅南口自転車駐車場の一部を使用し公益財団法人相模原市まち・みどり公社がレンタサイクル事業を実施しました。

## ○エコドライブの普及啓発

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で自動車教習所でのエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにおいて啓発活動を行いました。

### ○次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業

既存のガソリン車よりも二酸化炭素等の排出量が少ない次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車や電気自動車を購入する個人又は事業者に対し、奨励金を交付しました。

年度	H30	R1	H23～R1
燃料電池自動車	3台	1台	22台
電気自動車	50台	59台	413台

### ○次世代クリーンエネルギー供給施設の整備支援

電気自動車用急速充電器の設置については、公共施設に4箇所6基を設置し、電気自動車の普及に向けた方策の一つとして運用しています。

また、燃料電池自動車の燃料となる水素を充填するための設備である水素ステーションについては、エネルギー事業者との協働で市内2箇所に移動式水素ステーションを運用しました。なお、定置式水素ステーションについては、設置に係る補助金制度を創設し、令和元(2019)年度は1件の申請を受け、市内初の定置式ステーション開所に向けた取組を進めました。



キャンプ淵野辺留保地で運用する  
移動式水素ステーション

### ○公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入

令和元(2019)年度中、公用車には燃料電池自動車2台のほか、電気自動車2台、ハイブリッド自動車42台、天然ガス自動車2台の計48台のクリーンエネルギー自動車を導入しています。



燃料電池自動車

## ○電気自動車用急速充電設備の設置

電気自動車の普及促進のため、電気自動車用急速充電器を設置しています。

平成 22(2010)年度に設置した市役所本庁舎（中央区）、平成 23(2011)年度に設置した藤野総合事務所（緑区）及び南区合同庁舎（南区）、平成 24(2012)年度に設置した緑区合同庁舎（緑区）を含め、市施設への設置は令和元(2019)年度末で 4 箇所 6 基となっています。

## ○アイドリングストップ機能付ノンステップバスの導入促進

誰もが利用しやすいノンステップバスの導入を促進するため、バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して、令和元(2019)年度は 3 台のノンステップバス導入に補助金を交付しました。

### 【今後の方向性】

平成 24(2012)年 3 月に策定した「総合都市交通計画」及び「バス交通基本計画」については、各種指標による施策の進行管理を実施していきます。また、TDM（交通需要マネジメント）施策の推進については、広域交流拠点整備と連携を図りつつ、「橋本地区 TDM 推進計画」に基づき適切な取組を行うとともに、新たな TDM 施策の推進地区として、相模大野駅北口周辺地区における取組を展開していきます。あわせて、効果的な MM（モビリティ・マネジメント）を実施し、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進します。

小田急多摩線の唐木田駅から上溝駅までの延伸については、関係機関と延伸の実現に向けた課題解決や協議を進めるとともに、上溝駅から田名地区、愛川・厚木方面への延伸についても引き続き関係市町村と取組を進めます。また、J R 相模線複線化等の促進については、鉄道事業者等への要望活動などの取組を引き続き実施します。

コミュニティ交通対策事業については、地域、市、事業者の三者協働による取組を引き続き推進します。

バス停留所無料自転車駐車場及び路上等自転車駐車場については、引き続き、適正な管理運営に努めるとともに、周辺の状況を勘案しながら、新たな整備の必要性について検討していきます。

次世代クリーンエネルギー自動車については、効果的な普及のため、国・県等の施策展開の動向を踏まえつつ購入奨励制度のあり方について検討します。なお、令和 2(2020)年度からは、電気自動車の新たな使い方として、電気自動車を家庭用電源として用いるための V 2 H 充放電設備（ビークル・トゥ・ホーム）に対しても、新たに奨励制度の対象とし、電気自動車の普及と合わせ、導入支援を行っていきます。

利用時に二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」である水素エネルギーを使用する燃料電池自動車及び水素ステーションについては、関係機関と連携・協働で普及策を検討するとともに、今後も引き続き、試乗会イベントの開催等を通じて水素エネルギーの有用性・安全性を発信していきます。

## 2-2 歩いて暮らせるまちづくり

交通軸を中心とした環境共生型まちづくりを推進し、歩いて暮らせる街づくりの実現を図っていきます。

### 【主な取組状況】

#### ○交通軸を中心とした環境共生型まちづくりの推進

自動車の走行に由来する二酸化炭素の排出量を削減するため、TDM施策の一環として、橋本駅南口において、駅前広場の適正利用促進の周知啓発活動を実施しました。

#### ○橋本駅周辺整備推進事業

リニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりを進めるため、橋本駅周辺における土地区画整理事業や京王線橋本駅の移設に関する検討を行ったほか、駅前広場や駅周辺道路及び圏央道インターチェンジ方面からのアクセス道路などの都市基盤の配置について関係機関と協議を行いました。

#### ○相模原駅周辺整備推進事業

相模原駅北口地区のまちづくりに向け、市民の意見を伺いながら、まちづくりコンセプトを策定するとともに、関係機関との協議等を行いました。

#### ○スマートシティの形成支援

拠点開発等に伴うインフラ整備に合わせ、熱や未利用エネルギーの面的利用に関する調査・研究、水素エネルギーの活用など、低炭素型のまちづくりについて検討を進めていきます。

### 【今後の方向性】

今後、新たな事業が計画される場合は、災害に強い市街地の形成に向けた建築物の耐震化・不燃化等の防災機能の向上を進める一方で、社会経済活動等に伴い発生する二酸化炭素の相当量が都市において発生していること等を踏まえ、都市機能の集約化や公共交通の利用促進、建築物の省エネルギー化等を通じ、都市の低炭素化の実現など、あらゆる領域において環境負荷の低減を図る都市づくりを進めていきます。また、引き続き、拠点開発等に伴うインフラ整備に合わせ、熱や未利用エネルギーの面的利用に関する調査・研究、水素エネルギーの活用など、低炭素型のまちづくりについて検討を進めていきます。



スマートシティのイメージ

出典：経済産業省HP

## 環境目標 2

# 資源が循環するまちづくり

## 基本施策 3

### 4Rによる資源循環の推進

目 標 ※基本施策4「廃棄物の適正処理の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量を480g以下にします
- ◆ ごみの総排出量を22.3万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を2.1万トン以下にします

## 【進捗状況】

《成果指標》 [評価]○：最終目標を達成 △：未達成（達成率90%以上） ×：未達成（達成率90%未満）

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市民1人1日当たりの家庭ごみ量 ※1	家庭ごみ量/推計人口/365日	631g (H18)	491g	491g	480g以下 (H30)	△
ごみ総排出量 ※1	市内の1年間のごみの総排出量	27.2万t (H18)	22.6万t	22.7万t	22.3万t以下 (H30)	△
最終処分場の埋立量 ※1	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量	34,303t (H20)	21,811t	20,003t	21,000t以下 (H30)	△ ※2

※1 市民1人1日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量における基準値及び最終目標は第2次相模原市一般廃棄物処理基本計画が平成25(2013)年3月に改訂されたことに伴い、変更したものです。なお、平成31(2019)年3月に策定した第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画では令和9(2027)年度までに、市民1人1日当たりの家庭ごみ量は基準値494g(H29)に対し、目標値465g以下(R9)、ごみ総排出量は基準値227,222t(H29)に対し、目標値216,000t以下(R9)、最終処分場の埋立量は基準値21,796t(H29)に対し、目標値20,000t以下(R9)にすることをそれぞれ設定しています。

※2 「最終処分場の埋立量」は、令和元(2019)年度は最終目標数値を達成していますが、最終目標の年度である平成30(2018)年度実績で評価していることから△となっています。

## 《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
家庭系ごみ量	市内の1年間の家庭ごみの量	148,196t (H20)	減少	129,503t	129,908t	△
事業系ごみ量	市内の1年間の事業系一般廃棄物の量	57,148t (H20)	減少	56,869t	57,037t	△
資源の量	市内の1年間の資源の量	48,580t (H20)	増加	39,214t	40,030t	○
リサイクルスクエアの出展数	橋本台リサイクルスクエア及び麻溝台リサイクルスクエアの1年間の出展数	1,400点 (H20)	増加	1,660点	1,680点	○
リサイクル率	ごみの資源化量/ごみの総排出量×100	20.0% (H20)	増加	19.5%	19.6%	○

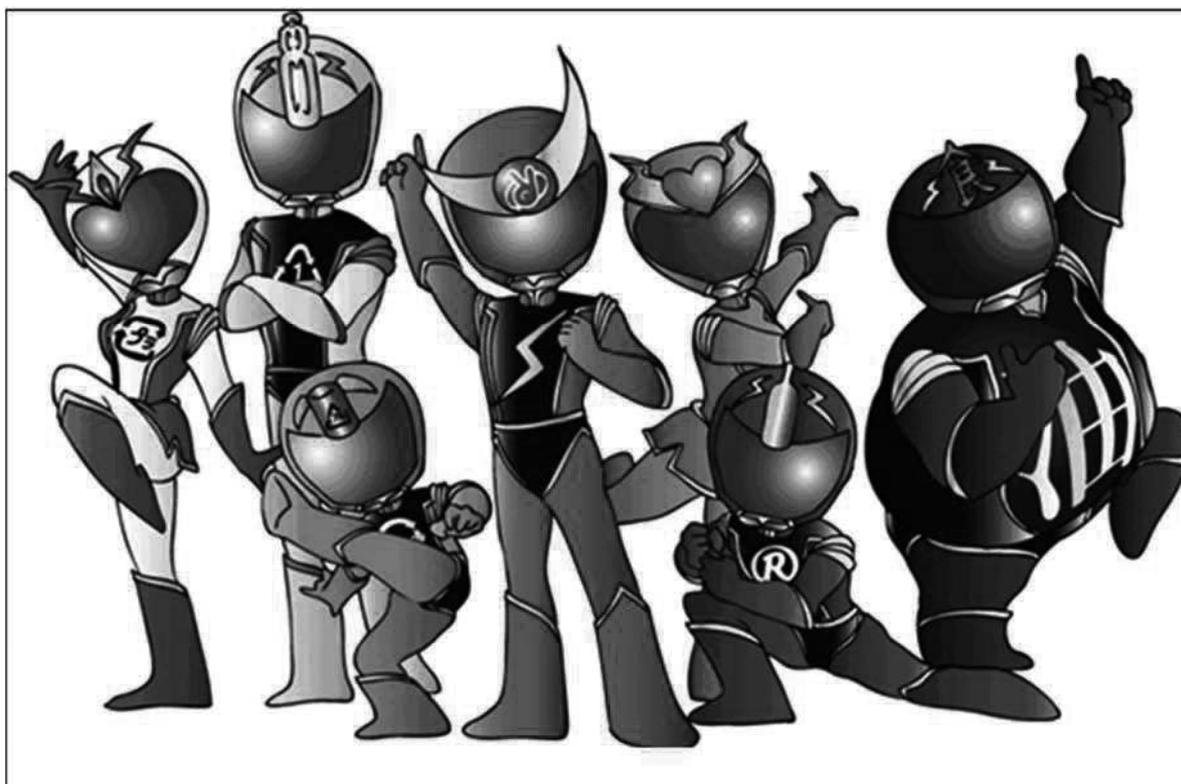
家庭系ごみは、ごみ・資源の分別についての周知啓発や平成28(2016)年10月に一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したこと等により、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民意識が高まっていますが、平成30(2018)年度の排出量を上回る結果となりました。これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家で過ごすことが多くなり、家庭系ごみの排出量が増加したと推測されます。

事業系ごみは、令和元(2019)年10月、11月は消費増税に伴う消費活動の落ち込みによる減少が見られましたが、全体としては微増しました。

資源の量が増加した主な要因については、周知啓発による分別の意識が高まっているほか、新

型コロナウイルス感染拡大防止のため、家で過ごす時間が多くなったことにより資源の排出量が増加したと考えられます。

令和元(2019)年度の最終処分場の埋立量は減少しておりますが、今後も、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化を進めるとともに、これまで以上に市民・事業者・行政の連携・協力を深め、資源循環社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。



～ 分別戦隊シゲンジャー銀河 ～

(左から) プラホワイト、ペットイエロー、カンメタルオレンジ、パンピーレッド、ペーパーピンク、ボトルブルー、アブラブラウンの7人で構成

© 相模原市

### 3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実

資源循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化・資源化を実効あるものとするには、市民・事業者の理解と協力が必要不可欠です。このため、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象にした環境教育・学習の推進のほか、市民・事業者が行動するための情報提供の充実や「わかりやすい」を基本とした普及啓発活動を推進しています。

#### 【主な取組状況】

##### ○「わかりやすい」を基本とした普及啓発

幅広い世代に向けて「わかりやすい」を基本とした啓発に努めるとともに、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへ周知・啓発を実施しました。

具体的には、市内のスーパーマーケットや各種イベントにおける、ごみの減量化・資源化にかかる啓発キャンペーンの実施、市内の大学や小学校（74校）、自治会や公民館等での出前講座の実施、転入者や集合住宅管理会社への啓発冊子の配布、広報紙への4R関連記事の掲載などを行い、幅広い層への周知・啓発を行いました。

##### ○ごみ排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化しました。

##### ○市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供

4Rキッズスクールやリサイクル体験教室など各種イベントを開催し、市民が楽しみながらごみの減量や4Rについて学び、実践できる「場」を提供しました。また、リサイクルスクエアでは、粗大ごみとして排出された家具類を修理・清掃し、リユース家具として市民へ譲渡するとともに、その事業の周知を実施しました。

##### ○小・中学生が体験できるリサイクルの推進

学校における出前講座やダンボールコンポスト講習、清掃施設の見学会などにより、子どもたちに対して、ごみの減量化・資源化についての意識啓発を図りました。

また、身近なところからごみの減量化・資源化に取り組むためのきっかけづくりとして「親子リサイクル体験教室」を開催しました。

##### ○生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供

市民の環境学習機会の充実及び生涯学習によるまちづくりの推進に寄与するため、市民の学習会等に市の職員が出向き、市政の説明や専門的知識を伝える講義、講習等を行いました。

市民活動団体、事業者、大学、行政から提供のあった環境学習講座をプログラム集「エコネットの輪」としてまとめ、発行しています。幼稚園や保育園、学校などでの環境教育や、地域、事業所などにおける環境学習に活用されました。

<令和元(2019)年度登録>

96団体 115プログラム

##### ○「さがみ風っ子ISO」の取組

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

<令和元(2019)年度の認定校>

50校(小学校34校、中学校16校)

## ○ごみ減量化・資源化の啓発

子どもから大人まで、全相模原市民が一丸となって「ごみの減量化・資源化」を積極的に取り組むため、相模原市のごみの分別・資源化の普及キャラクター「分別戦隊シゲンジャー銀河」を活用しながら、スーパーや駅頭、大学での啓発活動のほか、小学校や自治会等への出前講座、清掃工場の見学会などを実施しました。

<令和元(2019)年度の主な実績>

- ・街頭PRの実施 実施回数：61回 参加者：延べ20,572人
- ・各種講座 実施回数：232回 参加者：延べ16,759人

## ○事業系ごみに関するガイドラインの活用

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を促進するため、「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」及び「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、不適正排出事業者に対する指導等において配付しました。

## ○「ごみと資源の日程・出し方」等の活用

排出方法や収集曜日、家庭から出るごみ・資源の分別方法を詳しく説明した冊子「ごみと資源の日程・出し方」、「ごみと資源の日程・出し方外国語版」(英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、クメール語(※)、タイ語(※)、ベトナム語(※PDFデータの作成のみ))の市内転入者や希望者への配布、市のホームページへの掲載を行いました。

また、SNS(ツイッター)により、イベント等の啓発事業や、清掃施設、各種制度の紹介等を随時行いました。

## ○リサイクルスクエアの運営の充実

橋本台リサイクルスクエア及び麻溝台リサイクルスクエアにおいて、4R関連の展示コーナーを設け、ごみの減量化・資源化に対する市民理解を深めるとともに、粗大ごみとして排出された家具類を清掃・修理して毎月抽選で市民に譲渡しました。また、相模原おもちゃドクターの会による「おもちゃの病院」の定期的な開院やリユース文庫・市民4R掲示板の設置を通じて、「物を大切に作る心」の育成を図りました。

<令和元(2019)年度>

	リサイクル家具出展数	来場者数	その他の取組
橋本台リサイクルスクエア	960点	15,354人	リユース文庫
麻溝台リサイクルスクエア	720点	12,836人	市民4R掲示板

## 【今後の方向性】

市民のごみに対する問題の意識は高まりつつあるものの、さらなる減量化・資源化を進めるには、今後も実践的な取組に結びつくような啓発や、循環型社会推進のための人づくりを進めていく必要があります。

引き続きごみの減量化・資源化に関する取組を進めていくほか、子どもへの環境教育の機会を増やしていきます。

### 3-2 4R 推進の仕組みづくり

4R（Refuse(リフューズ、発生抑制)、Reduce(リデュース、排出抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用))を推進していくため、市民・事業者の主体的な行動を促していきます。

#### 【主な取組状況】

##### ○ごみの分別・排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」の配布を通じた排出方法の紹介や、出前講座、施設見学会等の実施により、ごみの分別、排出ルールについて市民に理解を深めてもらうとともに、自治会、廃棄物減量等推進員、大学、不動産管理組合等との連携により、周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を実施しました。

##### ○「廃棄物減量等推進員」等との連携と協働

廃棄物減量等推進員などと協力して、ごみの減量化・資源化の推進及びごみ・資源集積場所へのごみや資源の排出ルールの適正化を図りました。

<令和元(2019)年度>

廃棄物減量等代表推進員	22人
廃棄物減量等推進員	590人
廃棄物減量等推進協力員	9,098人



廃棄物減量等推進員研修会  
(ごみ処理施設視察研修会)

##### ○減量化・資源化効果の共有

一般ごみ収集体制の変更に伴い作成した「ごみと資源の日程・出し方」を市内転入者や希望者に配布するとともに、市ホームページにも「回収した資源のゆくえ」などを掲載し、ごみ出しルールとその効果について広く周知・啓発に努めました。

##### ○事業者講習会の開催

事業系ごみの減量化・資源化の促進に向けて、多量排出事業者に対する講習会を開催するため、減量化等の取組についての情報収集や講習内容の検討を行いました。

##### ○環境に配慮した物品の調達

市の物品購入時においては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、環境に配慮した製品の購入に努めています。

##### ○剪定枝の資源化

廃棄物の発生抑制への取組の一環として、公園樹木や街路樹などの公共施設から排出される剪定枝の資源化を行いました。

<令和元(2019)年度>

搬入量(市全体): 1,822 t

##### ○建設リサイクル法による公共事業での建設リサイクルの推進

公共工事に伴い発生する土砂の工事間での流用や改良した発生土での埋戻し材への使用等により、土砂の発生を抑制し、環境負荷の軽減に努めています。また、公共工事に伴い発生するアスファルト塊やコンクリート塊については、再生プラント工場で適正処理をし、再生材として有効利用するよう努めています。

#### 【今後の方向性】

資源循環型社会を実現していくためには、市民・事業者・行政が一体となって4R推進の取組を実践するための仕組みづくりが求められています。このため、廃棄物減量等推進員に対して、研修会等を実施し、制度や役割について理解を図っていきます。

また、市民・事業者の自主的な取組を促すため、今後とも市自らが率先して4Rの取組を推進していきます。

### 3-3 家庭ごみ対策の推進

さらなる減量化・資源化を進めるため、「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットの作成・配布などによるごみ排出ルール徹底や、レジ袋使用量の削減、リユース（再使用）の促進、資源の持ち去りへの対応などを行っています。

#### 【主な取組状況】

##### ○ごみの分別・排出ルールの徹底（再掲 3-2）

「ごみと資源の日程・出し方」の配布を通じた排出方法の紹介や、出前講座、施設見学会等の実施により、ごみの分別、排出ルールについて市民に理解を深めてもらうとともに、自治会、廃棄物減量等推進員、大学、不動産管理組合等との連携により、周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を実施しました。

##### ○レジ袋削減等の取組

レジ袋の使用抑制に取り組んでいる事業者を市ホームページで紹介するなど、市とレジ袋削減協力店が連携してレジ袋の使用の抑制に関する啓発を行うことを通じ、4Rに配慮したライフスタイルの浸透を図りました。

##### ○生ごみ処理容器購入助成事業

家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみ処理容器を購入して設置する個人に対し、その費用の一部を助成しました。

<助成実績>

年度	H29	H30	R1	R1 までの累計※
コンポスト化容器	68 台	83 台	59 台	8,562 台
電動式生ごみ処理機	84 台	90 台	81 台	3,880 台

※事業開始（コンポスト化容器：平成 5（1993）年度、電動式生ごみ処理機：平成 11（1999）年度）からの累計台数

##### ○フードドライブの実施

食品ロス削減に関する市民の意識啓発の一環として、フードドライブ活動を実施し、フードバンクへの提供を行いました。

[常時受入]（令和元（2019）年 10 月より実施）

受付場所 市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア

令和元（2019）年度実績 受入件数：87 件 受入重量：約 248 kg

[イベント時受入]

イベント名 相模原市民若葉まつり、麻溝台リサイクルスクエア七夕まつりなど

令和元（2019）年度実績 受入件数：21 件 受入重量：約 68 kg

#### ◆ フードドライブ活動

フードドライブとは、家庭で余っている食品を一箇所に持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに提供することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいう。本市においては、家庭から出る食品ロス（期限切れや食べ残しなどにより、本来食べられたのにも関わらず廃棄される食品）対策の一環として取り組んでいる。

## ○資源持ち去り行為対策

市民通報等に基づいて資源持ち去り行為のパトロールを行い、所轄警察署とも連携しながら、行為者を捕捉、注意喚起するとともに、悪質者には「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和 47 年相模原市条例第 12 号）」に基づき、禁止命令書の交付や所轄警察署への告発等を行っています。

### 【今後の方向性】

家庭ごみの排出量は減少を続けていますが、今後とも各家庭から排出されるごみについて、さらなる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

特に家庭ごみに多く含まれる生ごみについて、引き続き生ごみ処理容器購入助成事業の積極的な周知を行い、その普及率の向上や食品ロス削減などの啓発を通じ、生ごみの減量化・資源化を推進します。

また、悪質な資源持ち去り行為者を摘発し、資源持ち去り行為を減少させることにより、市民生活を安心安全なものとしていきます。

### 3-4 事業系ごみ対策の推進

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理への取組を一層促進させるため、指導、周知及び啓発を図っています。

#### 【主な取組状況】

##### ○事業系ごみの適正排出対策の充実

市内の中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施することにより減量化・資源化及び適正処理について指導を行いました。

＜令和元(2019)年度訪問件数＞

訪問件数：2,801 者

##### ○減量化等計画書に基づく指導

市内の多量排出事業者（建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの。若しくは、年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの）に対し、減量化等の取組状況を示した減量化等計画書の提出について、通知の発送により促すとともに、未提出事業者に対しては、訪問により提出指導を行いました。

＜令和元(2019)年度提出状況＞

- ・対象事業者：1,238 者
- ・回答事業者：1,208 者

##### ○事業系ごみ共同排出事業

中小事業者訪問指導の際、少量排出事業者に対する情報提供として、共同排出事業に参加している収集運搬事業者に対する聴き取り調査等から把握した情報をもとに、今後の同事業の周知・啓発方法について検討を行いました。

##### ○事業系ごみの減量化・資源化

多量排出事業者については、減量化等計画書を提出させることにより、ごみの減量化・資源化の意識向上を図るとともに、中小事業者については、戸別訪問により、資源化等に関する指導及び助言を行いました。

また、事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、資源化業者の紹介等を行っている団体の名称及び連絡先、多量排出事業者のごみの減量化・資源化に関する取組事例等をガイドラインに掲載し、事業者に配付することで、情報提供を行いました。

##### ○事業系ごみに含まれる資源物の搬入制限の強化

本市の清掃工場に搬入される資源化可能物等の搬入を防止するため、専任の検査員を配置するとともに、搬入物検査機を使用した展開検査を実施しました。また、検査結果に基づき、受入基準の遵守に向けた排出事業者への指導を行いました。

##### ○エコショップ等認定制度

市民、事業者、行政が協働でごみの減量化・資源化の取組を促進するため、事業系ごみの適正処理を行い、減量化・資源化に取り組む市内小売業店舗や事業所及び商店街等をそれぞれエコショップ、エコオフィス、エコ商店街として認定しています。令和元(2019)年度は、新規認定1件、殿堂入り認定18件を行い、市ホームページに掲載しました。

＜令和元(2019)年度認定事業者数＞

- ・エコショップ：31 件
- ・エコオフィス：55 件
- ・エコ商店街：0 件

## ○学校給食におけるごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制を進めるため、小学校等において、給食残さの飼料化事業を実施しています。令和元(2019)年度は、17小学校及び1学校給食センターで実施しました。一層の適正排出に向け、飼料化可能な原料の徹底した分別を行います。

また、毎日、残食量を量り、献立作成の参考とするほか、各学校及び学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員による食育指導を実施し、給食での残食量を減らします。

### 【今後の方向性】

環境負荷を低減させる循環型社会の形成に向け、事業者には事業によって排出されるごみの減量化・資源化が強く求められています。事業系ごみの減量化・資源化を一層促進するため、事業者の自己処理の原則に基づき、ごみの排出指導や減量化・資源化の周知徹底を行っていく必要があります。

今後も、中小事業者に対しては、戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うとともに、共同排出事業実施地区外の事業者に対する共同排出の促進の検討など、許可業者や関係団体との調整を図ります。また、多量排出事業者に対しては、減量化等計画書の提出を促し、発生・排出抑制の指導を行うとともに、戸別訪問等の実施により、より一層の減量化・資源化を促進します。

さらに、エコショップ等認定制度の活用等によりごみの減量化・資源化の推進に積極的に取り組む事業者等を評価し、事業者の環境配慮への関心を高めていきます。

また、給食残さ飼料化事業を引き続き進めるとともに、献立の工夫や食育指導等を通じて、子どもたちが無理なく残さず食べられるよう取り組むことにより、残食量の減量化に努めていきます。



エコショップ・エコオフィス認定ステッカー

### 3-5 リサイクルの促進

発生・排出抑制や再使用を図ってもなお発生する不用物は可能な限り再生利用を図り、資源の循環利用に努め、集団資源回収の推進や事業系ごみの資源化の促進などに取り組んでいます。

#### 【主な取組状況】

##### ○新たな分別品目の追加

使用済小型家電を回収し、有用金属を再資源化しました。また、橋本台・麻溝台リサイクルスクエア及び津久井クリーンセンターにおいて、パソコンの対面回収を実施しました。

##### ○家庭ごみの分別回収

家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源（びん類、かん類、金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計、乾電池、使用済食用油、プラ製容器包装、ペットボトル）について、ごみ・資源集積場所からの分別回収を実施しました。

##### ○地域におけるリサイクルの推進

市民へのPRや参加意欲の向上につながる情報発信により、地域における実践的な取組である集団資源回収など、市民の自主的な分別・リサイクルを推進しました。

##### ○集団資源回収事業

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援を行いました。

<集団資源回収の状況>

年度	H29	H30	R1
登録団体数	339 団体	332 団体	312 団体
実施回数	3,733 回	3,869 回	3,618 回
資源回収量	4,764t	4,638t	4,176t

##### ○使用済小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル法に基づき、廃棄物の適正な処理及び有用金属等の国内循環による循環型社会の形成を図るため、専用の回収ボックスによる使用済小型家電の回収及びパソコンの対面回収を実施しました。

- ・回収拠点：市内 25 か所（区役所、市清掃関連施設、民間協力事業者）
- ・令和元(2019)年度回収実績：131.7t

##### ○事業系ごみの資源化の促進

事業系ごみの資源化を促進するため、資源化可能物の受入先について、情報収集を行うとともに、新たな受入先や資源化の方策に関する調査研究を進めています。

##### ○溶融スラグの有効利用推進

南清掃工場で生産される溶融スラグを資源として活用するため、道路用溶融スラグのJIS認証を維持し、有効利用を推進しています。

##### ○生ごみ4R推進事業

家庭から出る生ごみの4Rを推進する事業又は活動を行うグループ等に対して補助金の交付を行い、活動の定着化及び促進を支援しました。

<令和元(2019)年度>  
交付団体数：1 団体

## ○市のリサイクルの取組

保存期間が満了した廃棄公文書 31.45 トンを溶解処理し、トイレットペーパー等にリサイクルしているほか、保育所、幼稚園及び認定こども園において、児童とともに資源の分別を徹底し、業者委託により回収して資源化を行っています。

### 【今後の方向性】

今後とも、ごみの減量化・資源化をさらに進めていく必要があります。このため、引き続き、家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源の分別回収を進めていきます。

なお、バイオディーゼル燃料推進事業について、近年では電気自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車の普及を進めていることや、引き続き使用済食用油を回収して工業用インクなどに再生利用することによって循環型社会の形成が図られることから、平成 29(2017)年 3 月をもって事業を終了しました。

基本施策 4

廃棄物の適正処理の推進

**目 標** ※基本施策 3「4Rによる資源循環の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量を 480 g 以下にします
- ◆ ごみの総排出量を 22.3 万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を 2.1 万トン以下にします

【進捗状況】

《成果指標》 [評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量 ※1	家庭ごみ量/推計人口/365 日	631g (H18)	491g	491g	480 g 以下 (H30)	△
ごみ総排出量 ※1	市内の 1 年間の ごみの総排出量	27.2 万 t (H18)	22.6 万 t	22.7 万 t	22.3 万 t 以下 (H30)	△
最終処分場の埋立量 ※1	一般廃棄物最終 処分場の 1 年間の 埋立量	34,303t (H20)	21,811t	20,003t	21,000t 以下 (H30)	△ ※2

※1 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量における基準値及び最終目標は第 2 次相模原市一般廃棄物処理基本計画が平成 25(2013)年 3 月に改訂されたことに伴い、変更したものです。なお、平成 31(2019)年 3 月に策定した第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画では令和 9(2027)年度までに、市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量は基準値 494g(H29)に対し、目標値 465g 以下(R9)、ごみ総排出量は基準値 227,222t(H29)に対し、目標値 216,000t 以下(R9)、最終処分場の埋立量は基準値 21,796t(H29)に対し、目標値 20,000t 以下(R9)にすることをそれぞれ設定しています。

※2 「最終処分場の埋立量」は、令和元(2019)年度は最終目標を達成していますが、最終目標の年度である平成 30(2018)年度実績で評価していることから△となっています。

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
ごみ焼却施設発電量	清掃工場のごみ焼却に伴う 1 年間の発電量	36,681,089kWh (H20)	増加	75,576,730 kWh	76,688,043 kWh	○
不法投棄ごみ回収量	不法投棄ごみの 1 年間の回収量	381t (H20)	減少	148t	157t	△

市内には、南清掃工場、北清掃工場、一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設があり、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理しています。

また、市内 2 つの清掃工場では、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行っており、最新型のガス化熔融炉形式を採用した南清掃工場の発電量は大幅に増加しています。

北清掃工場の焼却灰は、南清掃工場に運搬され、南清掃工場のごみとともに熔融スラグ化されます。また、焼却残渣のうち、鉄とアルミは取り出され、資源として売却しています。

ばいじんや残りの焼却残渣等は最終処分場で埋め立てていますが、その際には、飛散防止のため熔融スラグ等で覆土を行っています。

熔融スラグについては道路用資材等への利用を推進し、埋立量を減らし、最終処分場の延命化を図っています。



南清掃工場（南区麻溝台）

## 4-1 ごみ処理体制の整備

廃棄物処理施設について将来を見通した整備を進めるとともに、適正で安全、かつ効率的なごみ処理体制を目指した取組を進めています。

### 【主な取組状況】

#### ○効果的な収集運搬体制の整備

収集運搬体制における課題等を整理し、一般ごみの収集回数について、費用対効果等の様々な視点からその見直しを行った結果、平成 28(2016)年 10 月から一般ごみの収集回数を、週 3 回から週 2 回へ変更しました。

#### ○地域に根ざした組織体制の検討

ごみ分別に関する啓発や排出マナーの指導、廃棄物減量等推進員制度の活用など、地域におけるごみの諸問題に迅速に対応するため、既存の事業所を生かし、より地域に近い組織体制の確立をめざして、そのあり方について検討しています。

#### ○清掃工場の計画的な整備の推進

北清掃工場について、平成 28(2016)年度に改訂した相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化計画に基づき、基幹的設備等改良工事を進めました。

#### ○資源化施設整備の推進

南部粗大ごみ受入施設と麻溝台リサイクルスクエアについて、平成 29(2017)年 2 月に旧南清掃工場跡地での整備を完了しました。

#### ○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備

平成 22(2010)年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成 28(2016)年 3 月に完了しました。



受入棟



処理棟

津久井クリーンセンター（緑区青山）

### ○埋立処分量の減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、焼却対象となるごみをできる限り減らすとともに、溶融スラッグの資源化などにより、埋立処分量の減量を図り、最終処分場のより一層の延命化に努めています。

### ○収集車両の低公害化の促進

環境負荷の軽減のため、九都県市指定低公害車（ディーゼル車）を推進しており、本市では、ごみ収集車 42 台を導入しています。

### ○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用（再掲 1-2）

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を賄い、余った電力は電気事業者に売電しています。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成 24(2012)年 12 月に F I T 制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

### 【今後の方向性】

清掃工場における熱エネルギー利用に当たっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。

加えて、ごみの収集運搬にあたっては、環境負荷の低減と経済性、効率性を考慮した取組が必要になっていることから、ごみ収集車を更新する際には低公害車を積極的に導入していきます。

<清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用>（再掲 1-2）

（単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	H30	R1	H30	R1	H30	R1
発 電 量	59,265,240	60,928,810	16,311,490	15,759,233	75,576,730	76,688,043
売 電 量	27,578,928	29,357,472	4,105,217	6,365,659	31,684,145	35,723,131

## 4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実

不法投棄対策として、ごみの不適正排出や不法投棄を防止するための各種取組を市民や事業者と協働して推進しています。

### 【主な取組状況】

#### ○適正処理困難物の適正な回収

処理事業者の情報提供として、冊子や市ホームページに適正処理困難物の処理相談先を掲載し、情報の提供に努めました。

#### ○不法投棄防止対策

不法投棄箇所への監視カメラ設置や不法投棄防止パトロールの実施、市民団体とのパートナーシップによる美化活動の推進を行いました。また、津久井地域においては、津久井地域不法投棄防止協議会と共催で不法投棄撲滅キャンペーンを実施するなど不法投棄防止対策を行いました。

### ◆ 市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策

#### 事業概要

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄防止対策を実施している。

#### 実績

14 団体と協定を締結し、指定したモデル地区において不法投棄防止パトロールや散乱ごみの回収、花植え等を実施している。

<パートナーシップ締結団体>

葉山島自治会、自治会法人小松自治会、クリーン510会、津久井湖の自然を守る会、青野原環境美化委員会、増原自治会、自治会法人道志自治会、蕪尾根花の会、自治会法人京王住宅自治会、和田自治会、自治会法人名倉自治会、特定非営利活動法人アシスト、自治会法人吉野自治会連合会、田名美化ボランティアの14 団体

#### ○ポイ捨て禁止条例によるポイ捨てに対する啓発・指導

ポイ捨て禁止条例（相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例（平成9年相模原市条例第18号））によりきれいなまちづくりを推進するため、事業者及び市民等に対する意識の啓発に努めました。また、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）において巡回監視を行い、ポイ捨てを防止しました。

#### ○一般ごみ等の夜間収集

一部駅前地区（相模原駅南口地区、相模大野駅北口地区ほか8地区）において、まちの美観等を確保し、事業系ごみの適正排出を促進するため、一般ごみ等の夜間収集を行っています。

### 【今後の方向性】

不法投棄回収量は減少傾向にありますますが、新たな不法投棄が見つかるなど、監視カメラだけでは対応できない状況にあります。

今後は、不法投棄防止パトロールに継続的に取り組むとともに、不法投棄防止啓発看板や不法投棄防止バリケードの活用を図ります。また、不法投棄通報システムについては既存のツールや新規ツールの活用余地を研究する等、費用対効果を踏まえた検討を行うとともに、市民協働の更なる拡充を図るため、新たなパートナーシップ協定の締結を推進していきます。

さらに、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、市民・事業者との協働により市民地域清掃や不法投棄撲滅キャンペーンの実施、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援していきます。

### 環境目標 3

## 豊かな自然を守り育てるまちづくり

### 基本施策 5

## 多様な生物が息づくまちづくり

#### 目 標

◆ 市条例※により指定された地域を7箇所にします

※平成 21(2009)年 10 月施行の「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び平成 23(2011)年 4 月施行の「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」

### 【進捗状況】

#### 《成果指標》

[評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市条例により指定された地域	定量目標	0 箇所 (H21)	5 箇所	6 箇所	7 箇所	×

#### 《進行管理指標》

[評価] ○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
指標となる生物の生息状況	自然環境観察員による身近な生きもの調査結果	野鳥等の生息状況	維持	維持	維持	○
水生生物の生息状況	相模原の環境をよくする会による河川生物相調査による水質判定結果における「きれいな所」の割合(9 地点、2 回)	50% (H20)	増加	78%	56%	△
自然的土地利用を図るべき区域の面積	(自然公園地域+近郊緑地保全区域+自然環境保全地域)の面積	12,906ha (H20)	維持	12,906ha	12,906ha	○
自然観察会等の実施状況	各機関が実施した環境関連事業の開催状況	197 回 (12,679 人) (H20)	増加	129 回 (34,064 人)	128 回 (35,791 人)	△
野生鳥獣の捕獲件数	1 年間の野生鳥獣の捕獲許可件数(有害鳥獣としての申請のみ)	66 件 (H20)	減少	54 件	57 件	△

成果指標となる市条例により指定された地域とは、相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例（平成 21 年相模原市条例第 26 号）及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例（平成 23 年相模原市条例第 4 号）による指定地域です。なお、令和 2(2020)年 4 月 1 日からは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例（令和元年相模原市条例第 26 号）により指定をします。

自然環境観察員による身近な生きもの調査について、令和元(2019)年度は、全体テーマ調査は「ツバメの巣分布調査」を実施し、専門部会調査については、例年と同様に「植物」、「野鳥」、「河川生物相」及び「湧水環境」の各調査を実施し、身近な生きものの生息状況が維持されていることを確認しました。

水生生物の生息状況については、「きれいな所」の割合が減少しましたが、水生生物は年ごとの生息に変動があるため、今後も継続的に調査を実施します。

自然観察会等の環境関連の事業については、平成 30(2018)年度に比べ回数は減少しましたが、参加者数は増加しました。市民が自然に触れ合う場として大切な機会であることから、継続的に取り組んでいきます。

## 5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生

都市化の進展、里山の荒廃等により、生物の生息・生育に適した環境の分断や孤立化が進み、生態系の安定した継続が脅かされているため、様々な対策を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○農地の保全と環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減し、環境負荷の軽減に配慮した営農活動に取り組んだ農業者団体等に支援を行いました。

#### ○市街地における生物生息環境の保全・創造

市街地のまとまりのあるみどりの保全として、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化と市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図るとともに、豊かな水生生物を育む水辺環境の保全のため、相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦など市民主体による河川美化活動を実施したほか、河川改修事業における多自然川づくりを進めています。

#### ○開発事業等における生態系配慮の推進

相模原市開発事業基準条例（平成 17 年相模原市条例第 59 号）等に基づいた緑化の指導及び推進により、建築物の敷地単位で都市におけるみどりを確保しています。

#### ○水源の森林づくり事業

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源地の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 31.48ha の整備支援を行いました。

＜令和元(2019)年度＞

- ・確保協約締結面積： 6.61ha
- ・間伐等整備支援面積： 31.48ha

#### ○市有林整備事業の推進

水源地域の市有林を健全で活力ある状態に保つため、2.42ha の間伐・枝打ち等を実施しました。

#### ○里地里山保全等促進事業

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。なお、令和 2(2020)年 4 月 1 日からは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例（令和元年相模原市条例第 26 号）に基づいた支援を行います。

### ◆ 里地里山保全等促進事業

#### 事業概要

地域住民等により組織された里地里山の保全等を行う団体の活動を促進することにより、多様な機能を有する里地里山を市民共有の財産として将来にわたって保全する。

#### 実績

- ・神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援した。
- ・相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認した。
- ・例年、緑区川尻の小松・城北地区で企業連携事業を実施し、里地里山の保全活動として草刈りを行っている。

## ○水辺環境保全等促進事業

相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、活動区域の指定及び活動認定に向けた協議を行った結果、新たに1団体に対して活動区域の指定及び活動認定を行うことができました。また、既存の指定区域であった4区域と合わせて、活動する認定活動団体（5区域5団体）に対して活動支援を行いました。

なお、令和2(2020)年4月1日からは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例に基づいた支援を行います。

## ○都市のみどりの保全・活用事業

市街地のまとまりのあるみどりや、身近なみどりの保全を図るため、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化のほか、市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図りました。

## ○土砂等の埋立て等のパトロール

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成22年相模原市条例第38号)に基づき、土砂等の埋立て等の状況を監視するため、年間172回(環境保全課区域:33回、津久井地域環境課区域:139回)のパトロールを実施しました。

## ○相模川河川敷等不法投棄物処分等清掃事業

生物の生息・生育環境を保全する目的で、不法投棄物等の収集・運搬・処分を行いました。

<令和元(2019)年度実績>

- ・相模川河川敷7地区及び緑地1地区の不法投棄物を処分
- ・処理困難物処分2.05t、廃家電処分テレビ19台、冷蔵庫9台、洗濯機3台

## ○農地パトロール

遊休農地の発生防止・解消を図るため、年間433回(本庁管区:146回、津久井事務所管区:287回)のパトロールを実施しました。

## ○有害鳥獣等被害対策事業

ニホンザル・ニホンジカ・イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の対策として、相模原市有害鳥獣対策協議会等が行う事業への支援を行うほか、農業者が設置する防護柵等に対し、補助金を48件交付しました。

## ○生物多様性に関する新たな条例の制定

生物多様性の保全に関する新たな制度の構築を図るため、緑化や水辺環境、里地里山の保全等が一体となった相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例を制定しました。

## 【今後の方向性】

有害鳥獣等被害対策事業は、鳥獣被害防止計画に基づいた総合的な対策に取り組みます。

里地里山保全等促進事業は、「小松・城北」里山をまもる会の保全活動を継続的に支援するとともに、新たな地域指定に向けた制度の説明会等を通じて、保全活動団体に働きかけを行います。

農地利用状況調査により把握した遊休農地の解消に取り組むなど、農地利用の最適化を推進します。



里地里山保全等推進事業

## 5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進

多様な生物やその生息環境を保全していくためには、本市の現状や特性、動向等の調査・研究が重要であることから、今後も情報提供や環境学習を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○地域の生物に関する情報提供

平成 27(2015)年度に相模原市公式ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設し、地域に生息・生育する希少種及び外来種のリストを公開しました。令和元(2019)年度は、引き続き同ポータルサイトの運営を行いました。

#### ○自然環境観察員制度

令和元(2019)年度は、「ツバメの巣の分布調査」を年度テーマとして調査を行うとともに、「植物」「野鳥」「河川生物相」「湧水環境」の分野ごとにも調査を行いました。

また、環境学習セミナー(5回)の開催や年次報告書の発行等を行いました。

#### ◆ 自然環境観察員制度

##### 事業概要

身近な自然環境の調査により、自然環境に対する関心の向上や環境保全意識の高揚を図るとともに、自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積するための市民ボランティアによる制度。  
なお、発足から15年以上が経過している。

##### 実績

令和元(2019)年度は96人の観察員が全体テーマ調査として「ツバメの巣の分布調査」を行うとともに、専門部会活動として昨年度に引き続き「植物」「野鳥」「河川生物相」「湧水環境」の各調査を行った。また、環境学習セミナーを5回実施し、平成30(2018)年度年次報告書を1回、「自然観察かわらばん」を2回発行した。

#### ○市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」の促進

市民協働でのモニタリング調査の結果に関する公開範囲や公開方法について、調査者の意見を踏まえ検討し、生物多様性ポータルサイトに掲載しました。

#### ○相模原の環境をよくする会主催事業

市内の104事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や夏休み環境教室を実施し、計82人が参加しました。

#### ○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切に、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小・中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。

令和元(2019)年度については、延べ23,421人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ230人の参加がありました。

#### ○生物多様性に関する情報交流の機会の創出

さがみはら生物多様性ネットワークとの共催によりさがみはら生物多様性シンポジウムを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

## ○生物多様性に関する普及・啓発を担う協議会の設置

平成 27(2015)年度に市民、団体、事業者など多様な主体により構成する「さがみはら生物多様性ネットワーク」を設立しました。令和元(2019)年度は、引き続き同ネットワークの活動を支援しました。

### ◆ さがみはら生物多様性ネットワーク

#### 目的

市民、団体、事業者、行政等が相互に連携及び協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行い、市民、団体及び事業者の取組を促進することにより、自然と人が共生する社会の実現に資すること。

#### 事業内容

- ・生物多様性に関する情報提供及び普及・啓発に関すること。
- ・会員の相互交流及び会員の生物多様性に関する取組の推進に関すること。
- ・地域の自然環境の把握と生物多様性情報の収集に関すること。
- ・生物多様性に関する調査・研究に関すること。
- ・生物多様性に関する行政等関係機関への提案等に関すること。

#### 会員数（令和2(2020)年3月31日現在）

85会員（個人会員44、団体会員29、事業者会員12）

## ○生物多様性にかかる庁内理解の充実

生物多様性に関する取組を全庁横断的に展開するため、職員を対象とした研修を行い、72人が参加しました。

## ○生物多様性指標種の検討

市民協働でのモニタリング調査を継続し、指標種の設定に必要な情報の収集を行いました。

## ○生物多様性ポータルサイトの運営

平成 27(2015)年度に相模原市ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設しました。令和元(2019)年度は同サイトを更新し、生物多様性に関する情報提供を行いました。

## ○生物情報のオープンデータ化

生物情報のオープンデータ化については、市民協働でのモニタリング調査の結果に関する公開範囲や公開方法について、調査者の意見を踏まえ検討し、生物多様性ポータルサイトに掲載しました。



生物多様性ポータルサイト

## 【今後の方向性】

自然観察等を通じて生物多様性から受ける恩恵、人間の活動が生態系に与える影響等について、市主催事業を中心に情報提供や環境教育、体験学習の機会を増やしていきます。

生物多様性に関する普及・啓発については、さがみはら生物多様性ネットワークの活動支援や生物多様性ポータルサイトを活用した情報提供などを通じて、推進していきます。

### 5-3 生物の保護・管理の施策の推進

野生生物の減少や絶滅は、生態系に多大な影響を及ぼすだけでなく、人間が豊かな自然環境から享受する様々な恵みも失ってしまうことから、生物多様性の象徴でもある固有種や希少種などの生物について保護していくとともに特定外来生物の駆除等の対策を講じていきます。

#### 【主な取組状況】

##### ○固有種・希少種等の保護・管理の充実

市内に生息・生育する生物の保護・管理の充実を図るため、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例を制定するとともに、今後の取組を示した第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略を策定しました。

##### ○鳥獣保護区の指定による適正な鳥獣の保護の実施

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るため、県と連携して観察法による生息状況等の調査を行った上で鳥獣保護区を定めています。

##### ○猟区の運営による適正な狩猟鳥獣の保護・管理の実施

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るため、猟区を運営し、131人が入猟しました。

##### ○希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発

生物多様性ポータルサイトの活用やさがみはら生物多様性ネットワークとの連携などを通じて、希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発を行いました。

##### ○アライグマ防除事業の実施

人為によって、意図的、非意図的に国外や国内のほかの地域から持ち込まれた外来種が、地域固有の生物相や生態系の脅威になっていることから、「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づいて、特定外来生物アライグマ177頭の捕獲を行いました。

##### ○有害鳥獣等の対策の実施

相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が行う事業を支援し、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく、特定鳥獣であるニホンジカ240頭、ニホンザル94頭の捕獲を行うとともに、農作物への被害等を防ぐためにイノシシ643頭の捕獲を行いました。

##### ○希少種調査、外来種分布現況調査の検討

市民協働でのモニタリング調査による、生物の生息・生育調査を行いました。

#### 【今後の方向性】

特定外来生物であるアライグマは、「第3次神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づき、生息分布域及び個体数の減少に向け、引き続き、捕獲を実施します。

特定鳥獣は、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、今後も継続して捕獲を実施します。

基本施策 6

健康で豊かな森林づくり

目 標

◆ 管理された森林面積(水源の森林づくり事業)の割合を 83.7%にします

【進捗状況】

《成果指標》

[評価] ○:最終目標を達成 △:未達成(達成率 90%以上) ×:未達成(達成率 90%未満)

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
管理された森林面積の割合(水源の森林づくり事業)	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積×100	37.5% (3,662ha) (H20)	69.4% (6,774ha)	70.2% (6,849ha)	83.7% (8,170ha)	×

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
森林面積	市内の森林面積	18,965ha (H20)	維持	18,904ha	18,904ha	○
人工林の面積	市内の人工林の面積	8,654ha (H20)	維持	8,663ha	8,663ha	○
林道の延長	市営林道・作業道、県営林道、国営林道、森林組合の林道/水源の森林づくり事業対象面積	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha) (H20)	増加	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	○

進行管理指標の森林面積及び人工林の面積の項目については、原則として5年ごとに改訂される神奈川地域森林計画書の数値を使用しています。

林道の延長については、既存林道についての舗装などの改良工事を中心に行っているため延長は増加していません。

## 6-1 水源林の保全・再生

林業の経済環境が悪化し、人工林の手入れが十分でない水源地の森林について、神奈川県等と連携しながら保全・再生の取組を展開していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○水源の森林づくり事業（再掲 5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 31.48ha の整備支援を行いました。

＜令和元(2019)年度＞

- ・確保協約締結面積： 6.61ha
- ・間伐等整備支援面積： 31.48ha

#### ○地域水源林保全・再生事業

第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（計画期間：平成29(2017)年度から令和3(2021)年度まで）及び第3期市町村5か年計画に基づき、除間伐等の森林整備を実施しました。

#### ○さがみはら森林ビジョン推進事業

「さがみはら津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材産地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を進めるとともに、「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」を策定しました。

（仮称）相模原市市民の森の取組については、基本計画に基づき、NPO法人との協働事業により、森林体験活動プログラムを実施しました。

### ◆ さがみはら森林ビジョン推進事業

#### 事業概要

森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、市内の豊かな森林を健全な状態で次世代に確実に引き継ぐため、「さがみはら森林ビジョン」に位置付けられた市民が森林と触れ合う機会の創出や、木材の利用拡大、健全な森林の保全・育成などの施策を実施する。

#### ○市有林整備事業の推進（再掲 5-1）

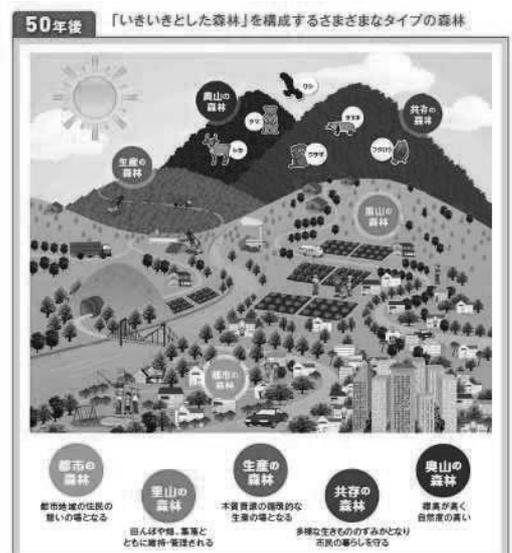
水源地域の市有林を健全で活力ある状態に保つため、2.42haの間伐・枝打ち等を行うとともに、0.32haの造林を実施しました。

### 【今後の方向性】

「さがみはら森林ビジョン」による森林の将来像の実現を目指し、計画的な水源林の保全・再生を推進していきます。

また、森林を保全・再生するため、神奈川県の水源の森林づくり事業を活用し、今後も整備を継続します。

さらに、市ホームページにて、森林所有者に向けた森林管理や保全の責務などについて発信するとともに、令和元(2019)年度から交付される森林環境譲与税を活用した更なる森林の整備手法等について検討し、森林環境の改善に向けた取組を行います。



「さがみはら森林ビジョン」より抜粋

## 6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成

荒廃した森林を健全な森林に再生するためには、市民やNPO・森林ボランティアなどの支援が必要です。森林に対する保全意識を醸成し、森林ボランティアとして活動しやすい環境整備を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○森づくりボランティア養成事業

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」（(公財)相模原市まち・みどり公社の自主事業）を3回開催し、延べ104人が参加しました。



森づくりボランティア養成事業

#### ○丹沢大山クリーンキャンペーンの実施

丹沢大山クリーンピア21事業の一環として、緑区鳥屋の林道で清掃活動、鳥居原ふれあいの館でごみ持ち帰りの啓発活動を年1回実施していますが、令和元(2019)年度については、「令和元年東日本台風」による影響で中止となりました。

#### ○水源地域と都市地域との協働による水源林づくりや交流・体験事業等の推進

山林の役割や林業について学ぶことを目的に実施される市内と市外の小学校（各1校）の「学校交流事業」を推進しました。（台風のため延期後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止）

#### ○森林に関わる組織のネットワーク化と情報発信の推進

市ホームページの「森林情報館」の管理・更新を通じて市民に情報提供を行うとともに、協働事業で作成した「森林ボランティア入門ガイド」では、森林に関わる組織の交流のための場を設けるなど、情報発信と情報共有化に取り組みました。

### 【今後の方向性】

多くの市民がクリーンキャンペーンに参加できるよう努め、森林に対する保全意識を醸成していきます。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

## 6-3 森林資源の活用

森林を再生していくため、さがみはら津久井産材の活用のほか、既存の自然フィールドを活用した新たなネットワークを推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○森林の豊かな自然を活用した学習活動等の実施

市内と市外の小学校（各 1 校）が交流を行いながら山林の役割や林業について学ぶ「学校交流事業」の支援を行いました。（台風のため延期後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止）

#### ○さがみはら津久井産材の利活用の推進

「さがみはら津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材産地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を行ったほか、「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づいた、公共施設の木質化を働きかけました。

<令和元(2019)年度実績>

- ・公共施設等への利用

清新公民館の改修において、腰壁等にさがみはら津久井産材が使用されました。

- ・地産地消の促進

地域型住宅グリーン化事業等の情報発信を市ホームページ等を通じて行うとともに、さがみはら津久井産材利用拡大協議会が行う津久井産材産地証明制度の運用を支援しました。

- ・ブランド化への取組

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行う「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」に対し、さがみはら津久井産材の知名度の向上を図るため、木材の提供を行いました。10 月には大会組織委員会へのさがみはら津久井産材引渡し式を開催しました。

#### ○さがみはら森林ビジョン推進事業（再掲 6-1）

「さがみはら津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材産地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を進めるとともに、「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」を策定しました。

(仮称)相模原市市民の森の取組については、基本計画に基づき、NPO 法人との協働事業により、森林体験活動プログラムを実施しました。

#### ○広域トレイルネットワークの形成と散策路・遊歩道の整備

広域トレイルネットワークを形成するために、広域連携として多摩・三浦丘陵に位置する 13 市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、ウォーキングラリーを実施しました。

### 【今後の方向性】

さがみはら津久井産材利用拡大協議会を支援し、さがみはら津久井産材の利用拡大と産地証明制度の定着化を促進します。また、令和元(2019)年度から交付される森林環境譲与税を活用した木材の利用促進や普及啓発・人材育成、担い手の確保等の事業を行います。

広域トレイルネットワークの形成は、本市の将来像を描いた大きなテーマであることから、事業間の有機的な連携を模索するとともに、中長期的に取り組む課題として進めていきます。

## 人と自然が共に生きる里山づくり

目 標

◆ 里山地域における農用区域内の耕作地面積の割合を100%とします

【進捗状況】

《成果指標》

[評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率90%以上） ×：未達成（達成率90%未満）

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
里山地域における農用区域内耕作地面積の割合	津久井地域の農用区域内耕作地面積/津久井地域の農用区域内農地面積×100	86.9% (H20)	92.1%	92.5%	100%	△

《進行管理指標》

[評価] ○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
里山に係る交流事業の参加者数	交流の里推進事業の参加者	232人 (H20)	増加	152人	95人	△
里山地域における農地の利用権設定面積	津久井地域における農地の利用権設定面積	25ha (H20)	増加	37ha	38ha	○

里山に係る交流事業の参加者数は、市内で実施された上下流域自治体間交流事業の参加者数の合計です。引き続き事業内容の充実を図ります。

里山地域における農地の利用権設定面積については、新規就農者や認定農業者への農地のあつせん等の取組により、増加傾向にあります。



小松・城北地区

—炭焼き小屋のある里地・里山（緑区川尻）—

## 7-1 里山環境の保全・活用

身近で貴重な自然を有する里山の保全・活用に向けて、多様な主体の協働により施策の展開を図っていきます。

### 【主な取組状況】

#### ○里地里山保全等促進事業（再掲 5-1）

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。なお、令和2(2020)年4月1日からは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例（令和元年相模原市条例第26号）に基づいた支援を行います。

#### ○県の里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例と連携した里地里山保全等地域の指定

市域の里地里山地域の保全を促進するため、神奈川県と連携し認定団体の支援を継続するとともに、保全活動等を行う新規団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。

#### ○里山をフィールドとした環境学習・教育事業

里地里山活動団体が近隣小学校の児童を対象に行う生きもの観察や畑作業体験等の里山体験学習に対し、支援を行いました。

＜令和元(2019)年度実績＞

参加人数 延べ480人

#### ○里山保全活動の担い手の育成

里地里山活動団体が行う農林地の保全や里山体験学習に対して支援を行うことで、担い手の育成に努めました。

#### ○身近で豊かな自然を有する里山の情報発信

イベント等で里山マップの配布を実施し、里地里山の情報発信を行いました。

### 【今後の方向性】

里地里山は、人による適切な維持管理が不可欠であるため、保全等活動を継続的に支援していく必要があります。後継者不足も深刻化しており、市民交流や企業連携を行うほか、市域に残された里地里山の必要性についての広報などに力を入れ、農業の担い手の育成に努めるとともに、関係団体等と連携し、農作業体験の実施を検討する等、里山地域の保全を図っていきます。里山の自立再生を促進していくためには、農林業の振興のみならず、新たな利活用の推進など総合的・横断的な施策を展開していく必要があります。

## 7-2 里山景観の保全

里山固有の文化・伝統を後世に引き継ぐことが必要なため、地域住民と都市住民との「つながり」を形成する施策を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○里山の自然景観と調和した地域文化や伝統の承継

里地里山活動団体が行う農林地等の保全や近隣小学校の児童を対象とした畑作業体験・収穫物を用いた調理体験などの里山体験学習に対し、支援を行いました。

#### ○市民農園等の整備・運営・充実

市民が土に親しみ、直接「農」にふれ、農業に対する理解を深めるため、市内 60 農園 計 2,478 区画の市民農園の整備を実施しました。

#### ○水源地域交流の里づくり推進協議会事業

都市地域（下流域）住民の水源地域（上流域）の重要性に対する理解の促進を図るとともに、里山文化や豊かな自然にふれあい、上下流域住民の相互理解と連携・協働を図るため、神奈川県と連携し、ダム湖の水を水道水としている下流域住民との交流事業の実施を支援しました。

#### ◆ 水源地域交流の里づくり推進協議会事業（神奈川県との連携事業）

##### 事業概要

都市地域（下流域）住民と水源地域（上流域）住民が交流し、水源地域の重要性に対する理解の促進を図るため、水源地域の豊かな自然や郷土文化を生かした体験事業（上下流域自治体間交流事業）を実施した。

##### 実績

城山発電所、相模ダムなどの見学や、あゆ釣り体験、川遊び、竹細工教室などの各種体験教室等 4 事業を実施し、95 人の参加があった。

### 【今後の方向性】

都市地域（下流域）住民に水源地域の保全に対する意識を深めてもらうため、今後も交流事業を継続していきます。

基本施策 8

清らかで親しみのある水辺環境づくり

<p>目標</p> <p>◆ 水辺やみどりに親しめる場が十分であると感ずる市民の割合を86%にします</p>
--

【進捗状況】

《成果指標》 [評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率90%以上） ×：未達成（達成率90%未満）

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
水辺やみどりに親しめる場が十分であると感ずる市民の割合	市民アンケート ※	80.7% (H20)	86.4%	87.5%	86.0%	○

※ 総合計画に掲げている施策の進行管理を行うため、20歳以上の市民3,000人を対象に実施しているものです。  
 (調査時期：平成31(2019)年4月23日～令和元(2019)年5月14日 回収率50.8%、  
 令和2(2020)年6月26日～令和2(2020)年7月7日 回収率57.9%(以下同様))

《進行管理指標》

[評価] ○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
管理された森林面積の割合	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積×100	37.5% (3,662ha) (H20)	増加	69.4% (6,774ha)	70.2% (6,849ha)	○
河川美化活動参加者数	相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦、道志川美化活動の参加者数	3,289人 (H20)	増加	2,332人	3,085人	○
多自然川づくりの整備延長	道保川、鳩川、八瀬川、姥川の多自然川づくり工法の整備延長距離の累計	2,206m (H20)	増加	3,587m	3,589m	○
透水性舗装整備面積	都市計画道路等で透水性舗装を整備している面積の累計	349,131.4m <sup>2</sup> (H20)	増加	386,803.1m <sup>2</sup>	389,221.8m <sup>2</sup>	○

令和元(2019)年度市民アンケートでは、「水辺やみどりに親しめる場が十分であると感ずる市民の割合」が前年度比1.1ポイント増加しました。今後も、公園・緑地など各施設の安全性確保や質の向上を図り、市民満足度の高水準を維持していきます。

管理された森林面積の割合は増加し、今後も水源の森林づくり事業に基づく森林整備を推進し、豊かでおいしい水の安定確保に努めます。

河川美化活動参加者数は台風の影響により令和元(2019)年度第2回相模川クリーン作戦が中止になったため、基準値より減少となりましたが、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られています。

多自然川づくりの整備延長も用地取得、設計、工事の手順を踏んで着実に伸ばすことができました。

透水性舗装整備面積は道路改良に伴い、増加しています。

## 8-1 水辺環境の保全・再生

豊かな水生生物が育める水辺環境の保全のため、市民が主体となる美化活動や水辺環境保全の意識向上を目的とした環境学習を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○河川美化活動の推進

令和元(2019)年度は、台風の影響により、相模川クリーン作戦の実施回数が1回となり、活動回数は減少しましたが、多くの方が参加し、河川の美化が維持されるとともに、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られました。

#### ◆ 相模川クリーン作戦の推進

##### 事業概要

相模川河川敷の清掃活動を実施し、併せて河川美化意識の高揚を図る。

##### 主催者

相模川を愛する会

##### 実績

市内9会場で実施(6月2日)した。

※10月27日実施分について、台風の影響で中止。

実施日	6月2日	10月27日
参加者数	1,280人	
ごみ収集量	1,480kg	

#### ◆ 境川クリーンアップ作戦の推進

##### 事業概要

町田市・相模原市の両市民が協働で境川の清掃作業を行うことにより、地域コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚を目指す。

##### 主催者

境川クリーンアップ作戦実行委員会

##### 実績

町田市及び相模原市の11会場(区間約17km(下馬の橋～新田橋、両国橋～高木橋))で実施(5月28日)した。

実施日	5月28日
参加者数	1,602人
ごみ収集量	2,490kg

## ◆ 道志川美化活動の推進

### 事業概要

河川敷の清掃活動を実施し、県民の貴重な水源である道志川の水質保全と河川美化意識の高揚を図る。

### 主催者

中道志川トラスト協会  
津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国

### 実績

○中道志川トラスト協会  
道志川弁天橋上流河川敷で2回実施（6月2日、10月6日）した。

実施日	6月2日	10月6日
参加者数	8人	15人
ごみ収集量	100kg	90kg

○津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国  
道志川弁天橋上流河川敷及び青山親水公園周辺河川敷で実施（6月2日）した。

実施日	6月2日
参加者数	180人
ごみ収集量	120kg

## ○水辺環境保全等促進事業（再掲 5-1）

相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、活動区域の指定及び活動認定に向けた協議を行った結果、新たに1団体に対して活動区域の指定及び活動認定を行うことができました。また、既存の指定区域であった4区域と合わせて、活動する認定活動団体（5区域5団体）に対して活動支援を行いました。

なお、令和2(2020)年4月1日からは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例に基づいた支援を行います。

## ○水源の森林づくり事業（再掲 5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源地域の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等31.48haの整備支援を行いました。

<令和元(2019)年度>

- ・確保協約締結面積： 6.61ha
- ・間伐等整備支援面積： 31.48ha

## ○市有林整備事業の推進（再掲 5-1）

水源地域の森林の健全で活力ある状態を保持するため、2.42haの市有林の間伐・枝打ち等を実施しました。

## ○自然体験教室などの環境教育の推進／体験学習の推進

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切に、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。令和元(2019)年度については、延べ 23,421 人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ 230 人の参加がありました。(再掲 5-2)

その他、市内の 104 事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や夏休み環境教室を実施し、計 82 人が参加しました。(再掲 5-2)

### 【今後の方向性】

相模川クリーン作戦は、相模川河川敷の清掃活動として、市民に定着した恒例行事となっており、市としても、事業を継続し、新たな参加者数の増加を図っていきけるよう、主催の「相模川を愛する会」を支援していきます。

また、境川クリーンアップ作戦には、例年多くの清掃作業参加者及び参加団体が集まり、コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚の推進が図られています。今後も清掃範囲の拡大及び参加者数の増加に向け実行委員会への支援を行います。



相模川クリーン作戦

## 8-2 水辺空間の保全・創出・活用

河川のコンクリート護岸の築造によって無機質なものとなった水辺空間について、河川の特性に応じた自然環境や水辺空間の再生・創出を推進します。

### 【主な取組状況】

#### ○散策路ネットワークの整備・充実

小倉橋から座架依橋（座間市）上流までの全長約 16km の相模川散策路は、相模川に沿った道路や河川堤防敷きを利用して設けられており、相模川の雄大な流れと相模川沿いに広がる斜面樹林のみどり豊かな自然を満喫しながら、散策やジョギング、サイクリングなどに多く利用されています。

また、相模川散策路沿いには、案内サインや休憩施設などを設置するとともに、総合案内板や周辺案内板により、散策路周辺の名所・旧跡などを紹介しています。

なお、相模川散策路については、委託発注により散策路沿いの除草を定期的に行いました。

#### ○河川改修事業

道保川や八瀬川の改修では浸水被害の軽減を図りつつ、「道保川水辺空間整備計画」及び「八瀬川多自然川づくり基本計画」に基づき、豊かな自然を保全・活用した河川環境の創出と水循環機能の向上を考慮した護岸の整備を行いました。特に道保川では、多自然川づくりの考えに基づき、水循環機能の向上を考慮した護岸の整備を行うと共に事業進捗に併せて用地取得を行いました。

#### ◆ 一級河川道保川改修事業

##### 事業概要

一級河川道保川は市街化の著しい区域に位置しており、改修により浸水被害の軽減を図るとともに、近郊緑地等に接する箇所については、かごマット多段積護岸や空石積護岸等を採用していくことで、自然景観や水辺空間の保全・創出に配慮した整備を行っている。

##### 実績

中州整備に着手し、自然景観や水辺空間の保全・創出への効果を高めました。

#### ○相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営

相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらは、平成 24(2012)年 9 月からの再整備工事により、約 1 年 6 月間休館していましたが、平成 26(2014)年 3 月 26 日にリニューアルオープンしました。

新しく追加された「湧水と小川のアクアリウム」や、相模川を 40m の水槽で表現した「流れのアクアリウム」などの展示アイテムを通し、より相模川に親しめる場となり、令和元(2019)年度は、204,123 人が来館しました。



相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら

## ○相模川フィールドミュージアム構想の推進

相模川流域の自然、住民などを含めた川沿いをまるごと野外博物館にし、流域市民の相模川への関心を高め、地域を活性化させるとともに、生涯学習の場、地域交流の場として発展させる構想で令和元(2019)年度は、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が市内小学校と連携して相模川河川敷にて環境学習を実施しました。

### 【今後の方向性】

今後の河川の整備について、「道保川水辺空間整備計画」等の多自然川づくりの考えを取り入れた計画に基づき、かごマット多段積護岸や空石積護岸等の自然景観や水辺空間の保全・創出を考慮した河川整備を行っていきます。

相模川フィールドミュージアム構想については、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が行う業務として推進しており、今後は、指定管理者とともに、周辺施設と連携した事業の開催について調整を行っていきます。

### 8-3 適正な水循環の確立

都市化の進展により、雨水浸透機能の低下等が生じていることから、今後は、適正な水循環が確立する施策を推進していきます。

#### 【主な取組状況】

##### ○市民との協働による限りある水資源の有効利用の促進

健全な水循環機能の向上のため、公共下水道の整備や高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進を図るとともに、雨水浸透ます設置の促進により、地下水かん養などを図る取組を推進しています。

##### ○道路改良事業における透水性舗装の整備

雨水の流出抑制や地下水のかん養等を図るため都市計画道路等の新設・改良において、歩道の透水性舗装を積極的に推進しており、令和元(2019)年度は2,418.7㎡の整備を行いました。

##### ○雨水調整施設の設置

雨水浸透の促進のため、市が発注する建築工事においては、積極的に雨水調整（浸透）施設を設置し、雨水の流出抑制を行っています。

##### ○簡易水道の安全な水質の維持

水源から給水に至る総合的な水質管理の実施により、安全で良質な水を供給しました。また、将来にわたり安定した水の供給を図るため、小規模水道との統合整備を進めるなど、広域化の段階的推進に取り組みました。

#### 【今後の方向性】

適正な水循環の確立のため、各個人住宅に雨水浸透ますの設置を促進するとともに、都市計画道路等の新設・改良時における透水性舗装の整備を継続して行います。また、浸水等の災害防止に向けた雨水管整備等を取り組んでいきます。

環境目標 4

# 健康で安全に暮らせるまちづくり

基本施策 9

## 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全

目標

◆ 調査測定地点の環境基準達成率を 88.6%にします

【進捗状況】

《成果指標》

[評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
調査測定地点の環境基準達成率	環境基準達成地点数/延べ測定地点数×100	85.6%	89.3%	89.3%	88.6% ※1	○

※1 最終目標は、平成 22(2010)年度に策定した環境基本計画において、「環境基準の 100% 達成を目指しつつ、段階的に目標値を上げ、その達成に努める」とし、基準年（平成 20(2008)年度）の 85.6%から 3 ポイント増の 88.6%に設定しました。

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
大気規制基準の達成率 ※1	達成数/サンプリング数×100	76.5% (26/34) (H20)	増加	90% (9/10)※2	100% (10/10)※2	○
水質規制基準の達成率 ※1	達成数/サンプリング数×100	94.4% (119/126) (H20)	増加	87.8% (43/49)※3	92.2% (47/51)※3	○
津久井地域の生活排水処理施設整備率	津久井地域の公共下水道及び市設置浄化槽の整備率	公共下水道 55.6% 市設置浄化槽 0% (H20)	増加	公共下水道 66.5% 市設置浄化槽 20.3%	公共下水道 67.3% 市設置浄化槽 26.7%	○
地下水環境基準達成率	定期モニタリング調査結果(調査地点 106、調査物質 4 種類) 達成地点/調査地点×100	トリクロロエレン 84.0%(89/106) テトラクロロエレン 90.6%(96/106) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(106/106) 四塩化炭素 99.1%(105/106) (H20)	増加	トリクロロエレン 100%(100/100) テトラクロロエレン 100%(100/100) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(100/100) 四塩化炭素 100%(100/100) ※4	トリクロロエレン 100%(98/98) テトラクロロエレン 100%(98/98) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(98/98) 四塩化炭素 100%(98/98) ※4	○
ダイオキシン類の大気・水質・土壌環境濃度	大気(市内測定地点で年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) 水質(市内測定地点で年平均値 1pg-TEQ/l以下) 土壌(市内測定地点で年平均値 1,000pg-TEQ/g以下)	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成) (H20)	維持	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成)	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成)	○

騒音環境基準達成率	自動車交通騒音（自動車騒音常時監視測定結果による昼夜間とも環境基準以下の住居等戸数の割合） 航空機騒音（市内5地点における環境基準達成地点）	自動車交通騒音 97.5% (4,269/4,378)  航空機騒音 2/5地点 (H20)	増加	自動車交通騒音 93.6% (8,085/8,642) ※5 航空機騒音 5/5地点	自動車交通騒音 94.0% (4,106/4,368) ※5 航空機騒音 5/5地点	○
-----------	---	--	----	---	---	---

- ※1 規制基準の達成率とは、各工場・事業場から排出される排出ガス及び排水の測定結果と規制基準との達成率を示すものです。
- ※2 大気のサンプリング数の減少は、市内ばい煙発生施設における重油抜き取り検査について、平成22(2010)年度からサンプリングを行わない立ち入り検査に変更したことや、廃棄物焼却施設の排出ガス行政検査について施設の廃止があったためです。
- ※3 水質のサンプリング数の減少は、公共下水道接続などにより対象事業所、事業場が減少したためです。
- ※4 地下水の調査地点の減少は、メッシュを日本測地系から世界測地系に変更したことや、検出状況等から藤野地区、相模湖地区及び津久井地区の調査地点を削減したためです。
- ※5 自動車交通騒音の住居等戸数の変動は、5か年計画で市内全域の状況を把握しており、調査対象路線が異なるためです。

成果指標である調査測定地点の環境基準達成率については、最終目標を達成しましたが、大気汚染のうち光化学オキシダントについては、依然として本市を含めて全国的に環境基準を達成しておらず、夏季には光化学スモッグ注意報が発令されていることから、事業者に対する規制指導とともに健康被害の未然防止に係る取組を継続する必要があります。また、水質汚濁については、相模湖及び津久井湖において、全窒素及び全燐の環境基準を達成しておらず、事業者に対する規制指導や公共下水道等の整備とともに、市域・県域を超えた相模川流域での連携を進める必要があります。

大気規制基準は全件で基準に適合し前年度と比較して達成率が増加しました。

水質規制基準の達成率については、4件の基準違反がありました。前年度と比較して達成率が増加しました。

騒音環境基準達成率のうち、自動車交通騒音については、5か年計画で市内全域の状況を把握しており、年度により調査対象路線が異なるため達成率に変動があります。単純な比較はできませんが、前年度の実績より達成率は増加しました。また、航空機騒音については、前年度に引き続き、すべての地点で環境基準を達成しました。

## 9-1 大気環境保全対策の推進

きれいな大気の保全のために、大気環境の状況を測定するとともに、事業者に対する規制指導や電池自動車等を普及促進する取組を行っています。

### 【主な取組状況】

#### ○大気常時監視測定局における大気環境測定

大気汚染防止法に基づく常時監視として、常時監視測定局（一般環境大気測定局 5 局、自動車排出ガス測定局 2 局）において、大気環境測定を実施しました。

一般環境大気測定局においては、環境基準が設定されている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

自動車排出ガス測定局においては、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。



市役所測定局（一般環境大気測定局）内部



相模台測定局（一般環境大気測定局）外観

#### ○発生源対策の推進

大気汚染防止法のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設などについて、立入検査を 91 件（うちサンプリングを伴う立入検査が 10 件）実施し、施設の稼働状況やばい煙、揮発性有機化合物などの濃度や排出量を確認し、必要な指導を行いました。

#### ○低公害自動車の普及促進

市内の環境イベントにおいて燃料電池自動車や電気自動車を展示するなどの啓発活動を行ったほか、燃料電池自動車[  
や電気自動車を購入した個人又は事業者に対して奨励金を交付しました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、指定低公害車を指定し普及促進を図ったほか、燃料電池自動車の試乗会を実施するなどの啓発活動を行いました。

#### ○エコドライブの普及啓発（再掲 2-1）

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で自動車教習所でのエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにおいて啓発活動を行いました。

#### ○ディーゼル自動車規制

自動車排出ガスによる大気汚染の改善として九都県市では、DPF（ディーゼル排気微粒子除去フィルター）等粒子状物質減少装置を装着しておらず、排出ガス基準に適合していないディーゼル自動車に対する運行規制を行っており、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにおいて運行規制の周知を行いました。

### ○微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への取組

大気汚染防止法に基づく大気汚染の状況の常時監視として、微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。全42項目の調査を市役所測定局及び津久井測定局において、春季（5月）、夏季（7～8月）、秋季（10～11月）、冬季（1月）の通年で4回、それぞれ14日間実施しました。

### ○環境研究調査体制の充実

微小粒子状物質の発生源を推測するため、微小粒子状物質成分分析調査結果の成分組成等を基に、衛生研究所に発生源の寄与の解析を依頼し、現状の把握に資する結果が得られました。

### 【今後の方向性】

本市を含め、依然として全国的に環境基準を達成していない光化学オキシダントへの対策としては、工場など固定発生源に対する公害関係法令に基づく規制指導等を継続するとともに、原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的な取組を促進する必要があります。

また、移動発生源である自動車に対しては、低公害自動車の普及やDPF等粒子状物質減少装置の装着が進み、一定の効果が現れている状況ですが、より低公害な自動車の普及・促進を行っていきます。

## 9-2 水質環境保全対策の推進

きれいな水の保全のために、水質環境の状況を測定、事業者に対する規制指導の取組や、分流式下水道及び高度処理型浄化槽の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を図ります。

### 【主な取組状況】

#### ○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

河川・湖沼の水質の状況や河川・湖沼とつながる道路側溝に排水しないよう注意を促す情報を市ホームページに掲載するとともに、さがみはら環境まつりにおいて、河川水質事故に係る展示ブースを設け、市の取組の紹介や啓発活動を行いました。



河川水質事故対応

#### ○発生源対策の推進

水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査 51 件を実施し、施設の稼働や排水の状況を確認し、必要な指導を行いました。

#### ○河川、湖の水質状況の測定

河川及び湖沼の水質の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき策定された県水質測定計画及び市水質測定計画により、市内 9 河川 2 湖沼の 26 地点において、定期調査を実施しました。

健康項目（重金属類、揮発性有機化合物、農薬などの 26 項目）については、相模川、相模川支流 7 河川、境川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、すべての地点で全 26 項目の環境基準を達成しました。

生活環境項目については、相模川、相模川支流 4 河川（鳩川、道志川、秋山川及び串川）、境川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、相模川では pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、鳩川、道志川、秋山川、串川及び境川では pH、BOD、SS、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS について、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、相模湖では pH、COD（化学的酸素要求量）、DO、全窒素、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、津久井湖では pH、COD、DO、大腸菌群数、全窒素、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS について、すべての地点で環境基準（全窒素については暫定目標）を達成しました。

### ○津久井地域の下水道整備の推進

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を進めており、令和元(2019)年度は18.1haを整備し、同年度末現在の整備面積は1,151.5haで普及率67.3%となっています。

### ○合流式公共下水道の分流式への改善

相模川の水質保全のために、汚水と雨水を同一の下水道に流す合流式下水道を別々の下水道に流す分流式下水道に改善する取組を行っています。令和元(2019)年度は6.3haを整備し、同年度末現在の整備済面積は248haで進捗率約63.3%となっています。

### ○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備（再掲 4-1）

平成22(2010)年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成28(2016)年3月に完了しました。

### ○高度処理型浄化槽整備事業

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、平成21(2009)年7月から、津久井地域のうちダム集水区域で下水道整備計画区域外にある家屋に対して、申請に基づき市が高度処理型浄化槽を設置する事業を行っています。令和元(2019)年度は102基設置し、同年度末現在の設置基数は、平成21(2009)年7月以前に個人が設置した高度処理型浄化槽の寄附分を含め1,195基で整備率26.7%となっています。

### 【今後の方向性】

河川の水質については、事業者に対する規制指導や公共下水道の普及に伴って改善され、健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。しかし、相模湖及び津久井湖の水質は依然として全窒素及び全燐の環境基準を達成しておらず、また富栄養化によりアオコの発生しやすい状況になっています。

こうした水源地域の水質の改善を図るために、事業者指導の継続、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備を進めるとともに、相模川上流の関連自治体との連携による生活排水対策の強化について、検討を進めていきます。

### 9-3 土壌・地下水汚染の防止

きれいな土壌や地下水の保全のために、地下水環境の状況を測定するとともに、事業者に対する土壌汚染に係る規制指導を行っています。

#### 【主な取組状況】

##### ○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

市内における地下水の水質の監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。

##### ○地下水汚染の未然防止対策の推進

水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施し、地下浸透を防止する施設の構造を検査するとともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の管理等、土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するための指導をしています。

##### ○地下水の水質測定

地下水の水質の状況を監視するため、市水質測定計画に基づき、市内 98 地点において、定期調査を実施しました。98 地点のうち、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、県水質測定計画に基づき、長期的な水質の傾向を把握するための定点調査 10 地点及びその他 12 地点の計 22 地点で、環境基準に定められている 28 項目の概況調査を実施し、すべての地点で全 28 項目の環境基準を達成しました。

その他、県測定計画に基づき、有機塩素系化合物を対象とした 3 地点並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象とした 5 地点の計 7 地点で継続監視調査を実施しました。有機塩素系化合物については、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについてすべての地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、5 地点のうち 2 地点で環境基準を達成しました。

##### ○土壌汚染対策の規制指導

土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設の廃止又は土地の形質変更に伴い、特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合等において、土地所有者等に対し、土壌調査及び土壌汚染対策を行うよう指導しています。

令和元(2019)年度は、土壌汚染状況調査結果報告書を 13 件受理しました。

#### ◆ 土壌汚染対策法に基づく調査及び区域の指定

##### 事業概要

土壌汚染状況調査にて汚染土壌の存在が明らかとなった場合、当該汚染土壌の適切な管理並びに運搬及び処理に係る指導を行う。

##### 実績

土壌汚染状況調査結果報告書：13 件（廃止に伴う調査：5 件、土地の形質変更に伴う調査：8 件）  
要措置区域※1（指定：0 件、解除：1 件）  
形質変更時要届出区域※2（指定：0 件、解除 2 件）

※1 要措置区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域をいいます。

※2 形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）をいいます。ただし、土地の形質変更時に計画の届け出が必要となります。

#### 【今後の方向性】

地下水の水質の状況については、継続して高い水準で環境基準を達成していますが、土壌汚染及びそれに伴う地下水汚染については、汚染が生じた場合には、汚染源の位置や範囲の把握や汚染の除去対策に時間と費用を要することから、法令に基づく継続的な規制指導とともに、事業者への注意喚起を行い、未然防止の取組を図っていきます。

## 9-4 有害化学物質対策の推進

化学物質による環境リスク（環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）の低減を図るために、事業者に対する規制指導や環境調査等による環境リスクの管理、事業者による化学物質の自主管理の促進に取り組んでいます。

### 【主な取組状況】

#### ○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質については、大気、水質等の環境監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・P R T R制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき届出される、市内事業者の化学物質の環境への排出状況等の集計結果を市ホームページに掲載するとともに、令和2(2020)年1月に開催した相模原市化学物質セミナーにおいて報告しました。

#### ○大気中のアスベスト調査

アスベストについては、相模原市アスベスト対策方針に基づき、一般環境大気（市役所測定局、相模台測定局、津久井測定局の3地点）及び特定粉じん排出等作業のうち、大規模な作業現場におけるアスベストの濃度を測定しました。これらの調査については、環境基準及び規制基準は定められていませんが、大気汚染防止法に定めるアスベスト製品の製造・加工工場における敷地境界の規制基準（10本/リットル）を下回っていました。

#### ○環境中のダイオキシン類調査

ダイオキシン類について、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を実施しました。その結果、すべて環境基準を達成しました。

#### ○発生源対策の推進

有害化学物質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、排出ガス、排水等の調査を立入検査の中で実施し、指導に努めています。

#### ○大気環境モニタリング調査

大気汚染防止法に基づく大気環境モニタリング調査として、優先取組物質として挙げられている21物質並びに水銀及びその化合物について、市役所測定局において毎月1回の測定を実施しました。この結果、環境基準又は健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）が設定されている物質については、環境基準を達成又は指針値に適合していました。

#### ○事業者による化学物質の自主管理の促進

事業者による化学物質の排出削減対策と環境リスクの低減を推進するために、化学物質セミナーを開催し、34名の参加をいただきました。

#### ◆ P R T R制度

P R T R制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

#### ◆ P R T R制度等に基づく受付状況

##### 事業概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・P R T R制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）に基づく受付及び結果の公表

##### 実績

受付件数 209件（化管法第5条：103件、県生活環境保全条例第42条：106件）

### 【今後の方向性】

P R T R 制度等に基づく化学物質の排出量の把握、法令に基づく規制指導及び継続的な環境調査により環境リスクの管理を進めるとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進及びリスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの低減を図っていきます。

## 9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進

騒音、振動及び悪臭について、事業者に対する規制指導の取組や公害苦情相談などの対応を行っています。

また、自動車及び航空機の騒音を測定し、米軍機の騒音については、国や米軍に要請活動を行っています。

### 【主な取組状況】

#### ○自動車交通騒音の測定

騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視として、5 か年計画で市内の主要幹線道路について、調査を実施しています。令和元(2019)年度は、一般国道のうち、国道129号(延長8.0km)を、主要地方道のうち、厚木愛川津久井線(延長6.9km)、相模原大磯線(延長5.8km)を、一般県道のうち、長竹川尻線(延長9.0km)、太井上依知線(延長6.0km)、鳥屋川尻線(延長11.5km)を、市道のうち市道橋本駅西口線(延長0.4km)、市道南橋本弥栄荘線(延長0.8km)、総延長48.4kmの評価を行いました。環境基準の評価の対象とされる4,368戸のうち、4,106戸(94.0%)で昼間(午前6時から午後10時)及び夜間(午後10時から午前6時)ともに環境基準を達成しました。

#### ○発生源対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査を実施し、施設の稼働や騒音・振動の状況を確認し、必要な指導を行いました。

また、悪臭苦情の申立に伴い、立入検査を実施し、施設の状況の確認及び必要な指導を行いました。

#### ○公害苦情相談体制の充実

公害苦情相談については、騒音及び悪臭に係る割合が多いことから、相談の体制や現地調査の充実を図りました。

また、受付や調査を行う職員に対し、関係法令及び個人情報保護等について研修を行い、職員の資質の向上に努めました。

#### ○米軍機騒音対策

米軍機の騒音の状況を把握するために、環境基準が適用される地域内の5地点を含む市内8地点(うち6地点は市設置分、2地点は神奈川県設置分)で航空機騒音を測定するとともに市民からの苦情件数をまとめ、神奈川県や関係市などと連携し、国、米軍に要請活動を行いました。

### 【今後の方向性】

騒音、振動及び悪臭については、事業所に対する指導とともに、公害苦情相談や調査体制の充実に向けた取組を継続していきます。

また、平成30(2018)年3月までに米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐が行われましたが、移駐後も厚木基地には、ジェット戦闘機の飛来が見られ、周辺に一定の騒音が発生しています。

なお、依然として、キャンプ座間及び相模総合補給廠周辺のヘリコプター騒音被害が発生していることから、今後とも監視体制を継続し、騒音被害の低減・解消に向け、国・米軍へ要請するなど、粘り強く取り組んでいきます。

環境目標 5

**快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり**

基本施策 10

**みどり豊かな都市環境づくり**

<p>目 標</p> <p>◆ 市民 1 人当たりの公園面積を 6.3 m<sup>2</sup>にします</p> <p>◆ 緑地率を維持します</p>
--

【進捗状況】

《成果指標》

[評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市民 1 人当たりの公園面積	都市公園の合計面積/ 人口	3.6 m <sup>2</sup> /人	4.68 m <sup>2</sup> /人	4.69 m <sup>2</sup> /人	6.3 m <sup>2</sup> /人	×
緑地率	施設緑地（公園、広場 など）及び地域制緑地 （森林、特別緑地保全 地区、農用地など）の 合計面積/市域面積× 100	67.5% (22,183ha)	67.2% (22,113ha)	67.2% (22,099ha)	67.5% (22,181ha)	△

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
公園の満足度	市民アンケート	78.1% (H20)	増加	81.5%	82.4%	○
街美化アダプトで 管理している街区 公園数の割合	街美化アダプト管理公園 数/街区公園総数×100	82% (H20)	増加	80.5%	79.8%	△
市街地、公共施設に おける緑化満足度	市民アンケート	78.7% (H20)	増加	87.0%	88.4%	○
特別緑地保全地区 の面積	近郊緑地特別保全地区及 び特別緑地保全地区の指 定面積	187ha (H20)	増加	187ha	187ha	○
生産緑地地区の面 積	市内の生産緑地地区の指 定面積	137ha (H25)	維持	123.5ha	120.8ha	△
市内農用地区内の 耕作地面積の割合	市内の農用地区内耕作面 積/市内の農用地区域農 地の面積×100	90.3% (H25)	増加	94.6%	94.8%	○
緑化活動に取り組 む市民の割合	市民アンケート	8.6% (H20)	増加	6.2%	6.1%	△
道路植栽状況	道路植栽の総延長	112,454m (H20)	増加	115,575.6m	115,575.6m	○

市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業の「花のまちづくり・みどりいっぱい運動」における花苗等の配布団体数	190 団体/年 (H20)	増加	274 団体/年	276 団体/年	○
生垣設置総延長	生垣設置の総延長	3,648m (H20)	増加	4,146m	4,154m	○
屋上・壁面・駐車場緑化設置面積	屋上・壁面・駐車場緑化設置面積の累計	832m <sup>2</sup> (H20)	増加	1,838m <sup>2</sup>	1,892m <sup>2</sup>	○

市民1人当たりの公園面積はほぼ横ばいとなっています。また、市民アンケート調査結果によると公園の満足度は80%を超え、高い数字を維持しています。

街美化アダプトで管理している街区公園数の割合は、平成20(2008)年度に比べ若干減少しています。これは、街美化アダプト活動団体の数は増加したものの、それ以上に対象となる街区公園が増加したためです。

生産緑地地区の面積は減少傾向となっています。これは、新たに生産緑地地区として指定する面積よりも、農業従事者の減少等により廃止・縮小の面積が上回っているためです。

緑地率は、国有林や生産緑地地区が減少したため、昨年度に比べて実績値が下がっています。なお、生産緑地等は減少傾向にあるものの、都市公園の整備等により公有地は拡大しています。

## 10-1 都市公園の整備の推進

公園は、みどり豊かで快適な都市空間と潤いのある生活空間の形成に不可欠な都市施設です。多様な公園を整備し、潤いのある生活環境の充実をめざすとともに、良好な自然環境の保全・活用を図ります。また、街美化アダプト制度により市民に親しまれる公園として利用促進を図っていきます。

### 【主な取組状況】

#### ○スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業

誰もが気軽に利用できる駅近・身近なスポーツ・レクリエーション交流拠点として、相模総合補給廠の共同使用区域内において公園の整備を行っています。

#### ○地域の特性を生かした公園の整備

史跡勝坂遺跡公園では、公園の魅力向上に向け、史跡の追加指定に向けた取り組みを行い、史跡の追加指定が告示されました。

#### ○街区公園整備事業

令和元(2019)年度は当麻宿さくら第1公園、当麻宿さくら第2公園、当麻宿さくら第3公園の供用を開始しました。

#### ○街美化アダプト活動支援の推進

街美化アダプト活動団体は、合計329団体が活動しています。また、街区公園におけるアダプト実施公園は2か所減少し、合計449箇所となりました。

#### <都市公園の整備状況>

年度	H28	H29	H30	R1
公園数	613箇所	616箇所	618箇所	621箇所
合計面積	333.06ha	336.33ha	336.37ha	336.75ha
市民1人当たりの面積	4.64㎡	4.69㎡	4.68㎡	4.69㎡

### 【今後の方向性】

公園は、災害時の避難場所となるなど防災上も重要な役割を果たすことから、整備に当たっては、防災・減災に資する、かつ、スポーツ・レクリエーションゾーンなど、自然環境や地域の特性を踏まえ、魅力ある公園づくりを進めます。

また、管理面においては、多様化する市民のニーズや施設の老朽化への対応が必要になっていきます。バリアフリー対策や遊具の安全対策など誰もが安心して利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、街美化アダプト制度の推進など市民協働による公園づくりに取り組みます。

## 10-2 都市のみどりの保全・再生

都市化の進行により、都市における緑地は消失・分断され、残された都市のみどりは、景観の場であるとともに、生物の生息地としてますます重要となっています。そのために、木もれびの森、段丘崖や丘陵の斜面緑地、市民緑地、ふれあいの森や農地など、人々に潤いとやすらぎを与え、都市の貴重なみどりを守り・育てる取組を進めています。

### 【主な取組状況】

#### ○緑地保全用地購入事業

近郊緑地特別保全地区の緑地を 1.77ha 取得しました。

#### ○市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進

市民緑地 9 箇所 (2.64 ha)、ふれあいの森 4 箇所 (2.88 ha)、保存樹林 29 箇所 (5.9ha)、保存樹木 147 本となりました。

<緑地保全の状況>

年度	H29	H30	R1
近郊緑地保全区域	約 644ha	約 644ha	約 644ha
近郊緑地特別保全地区	2 地区 約 177ha	2 地区 約 177ha	2 地区 約 177ha
(うち公有地)	(2 地区 約 90.0ha)	(2 地区 約 90.5ha)	(2 地区 約 90.5ha)
特別緑地保全地区	2 地区 約 10ha	2 地区 約 10ha	2 地区 約 10ha
(うち公有地)	(2 地区 約 8.4ha)	(2 地区 約 8.5ha)	(2 地区 約 8.5ha)
市民緑地	9 箇所 約 2.6ha	9 箇所 約 2.6ha	9 箇所 約 2.6ha
保存樹林	31 箇所 約 6.1ha	30 箇所 約 6.1ha	29 箇所 約 5.9ha
保存樹木	164 本	153 本	147 本
ふれあいの森	4 箇所 約 2.8ha	4 箇所 約 2.8ha	4 箇所 約 2.8ha

#### ○社寺林、屋敷林等の貴重なみどりを有している民有地の保全

都市計画区域内の社寺林、屋敷林など合計 29 箇所 (5.9ha) を保存樹林として、民有地の土地所有者と市で協定を締結し、貴重なみどりを保全しています。

#### ○市民との協働による緑地や水辺の保全・活用事業

市民との協働による緑地の維持管理については、森づくりパートナーシップ推進事業では 5 団体により 38.0ha の保全活動を、街美化アダプト制度では 32 団体により 72.3ha の保全活動をそれぞれ行っています。

#### ○森づくりボランティア養成事業 (再掲 6-2)

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」((公財)相模原市まち・みどり公社の自主事業)を 3 回開催し、延べ 104 人が参加しました。

#### ○身近なみどりに親しむライフスタイルの普及

(公財)相模原市まち・みどり公社は、本市からの財政支援を受け、都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っています。

### ○「農業振興地域整備計画」の推進

「農業振興地域整備計画」において、農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進しました。

### ○さがみはら都市農業振興ビジョン 2025 の推進

「さがみはら都市農業振興ビジョン 2025」に基づき、持続可能な力強い農業の確立と市民・地域に貢献できる農業に係る施策を推進しました。

### ○農業生産基盤整備事業

農道の整備を 44m、用排水路の改修を 94m行いました。

### ○耕作放棄地の解消事業

相模原市耕作放棄地対策協議会が行う、農地の再生・活用に向けた取組を支援するもので、引き続き新規就農者への利用集積を図ると共に、農村景観の保全に努めます。

### ○農産物ブランド化推進事業

地場農産物の消費拡大を図るため、市民まつり等の各種イベントへの出展やイベント等で直売所マップを配布して、「さがみはらのめぐみ」の啓発に努めました。

(地場農作物の例:「津久井在来大豆」「やまといも」「はるみ(米)」「キウイフルーツ」など)

### 【今後の方向性】

近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の用地購入については、国庫補助制度を最大限に活用して緑地を取得していきます。

保存樹林・樹木制度について、管理費助成制度等の制度の周知に努め、指定樹林・樹木の適正な保全に向けて支援を継続します。

市民協働による緑地の維持管理については、平成 26(2014)年度に見直しを図った「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、より効果的な協働のしくみを構築します。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

地場農産物ブランド化について、特定のブランド候補品目のPRだけでなく、今後は、地場農産物を広く知っていただくためのPR活動も推進し、市内農産物の認知度を高め、消費者のニーズに対応した消費拡大を図り、ブランド化を目指すとともに、市内農協や生産者と連携を図り、新たなブランド品の開発に取り組みます。



木もれびの森

### 10-3 都市緑化の推進

市街地におけるみどりは、潤いとやすらぎのある都市空間の形成に資するだけでなく、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和や、二酸化炭素の吸収源となるなど、市民生活や環境に大きな役割を果たしています。このため、公共施設の緑化や街路樹の設置、緑化指導、生垣緑化や屋上緑化など、みどり豊かな潤いのある都市空間の形成を市民とともに進めています。

#### 【主な取組状況】

##### ○生垣、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業

生垣設置、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、(公財)相模原市まち・みどり公社と連携して、奨励金を交付しています。

令和元(2019)年度末において、屋上・壁面・駐車場緑化設置総面積は1,942㎡となり、また、生垣設置総延長は4,154mとなりました。

##### ○開発事業に伴う緑化指導及び推進

建築物の敷地単位で都市における緑を確保するために、相模原市開発事業基準条例等に基づき緑化の指導及び推進をしています。令和元(2019)年度については、64件の事前協議があり、協議において緑地及び街区公園の確保を指導しました。

<事前協議の件数>

年度	H28	H29	H30	R1
指導件数	53件	51件	53件	64件

<令和元(2019)年度の状況>

- ・緑地面積 39,976.68㎡
- ・緑被面積 43,070.95㎡
- ・提供公園数 3箇所

##### ○街路樹、道路植栽の設置の推進

令和元(2019)年度は、道路植栽の設置が適当である道路の整備がなかったため、総延長は平成30(2018)年度と変わらず115,575.6mです。今後も道路植栽の設置について推進していきます。

##### ○緑化の推進によるヒートアイランド現象の緩和対策

ヒートアイランド現象の緩和対策ともなる公共施設の緑化や生垣、屋上・壁面・駐車場緑化への奨励金交付事業等による民有地緑化を推進しました。

##### ○市民協働による緑化推進に関わる人材の育成及びNPOやボランティア等のネットワークの拡大

森づくりパートナーシップ推進事業における活動団体の会合や活動に参加し、個別課題や今後の緑地の維持管理のあり方等について意見交換することで、活動団体の支援を行いました。

##### ○緑化啓発の推進

都市緑化の推進母体である(公財)相模原市まち・みどり公社への支援を通じて、各種講習会の開催や花苗配布を行うことで、緑化意識の普及啓発を促進しました。

##### ○(公財)相模原市まち・みどり公社への支援

都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っている(公財)相模原市まち・みどり公社に対し、本市からの財政支援を実施しています。

## 【今後の方向性】

生垣、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業については、奨励金交付事業の制度のPR活動を実施し、利用実績が増加をするよう支援していきます。

新規開発にあたっては、相模原市開発事業基準条例に基づき、開発事業者に対して適正な緑地を確保するよう指導していきます。

都市緑化については、今後も緑化に取り組む公益財団法人等への支援を通して、緑化意識の普及啓発及び都市緑化の推進を実施していきます。



第10回みどりのカーテンコンテスト入賞作品

## 魅力的な景観づくり

目 標
◆ 市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 80%にします
◆ 自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 90%にします

### 【進捗状況】

《成果指標》 [評価]○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	72.6%	77.8%	81.2%	80.0%	○
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	87.7%	93.4%	94.0%	90.0%	○

### 《進捗管理指標》

[評価] ○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
景観形成重点地区の指定箇所数	景観条例に基づく景観形成重点地区の指定箇所 (※景観協定を含む)	0箇所 (H20)	増加	2箇所	2箇所	○
接道緑化した延長	「景観計画」に基づき接道緑化した延長	0 m (H20)	増加	10,084m	11,013m	○
地域景観資源の指定箇所数	景観条例に基づく地域景観資源の指定箇所 (※景観重要建造物・樹木を含む)	0箇所 (H20)	増加	2箇所	2箇所	○

本市では、平成 15(2003)年 4 月に相模原市屋外広告物条例（平成 14 年相模原市条例第 56 号）を施行するなど、景観に配慮したまちなみの形成に取り組んできました。さらに、平成 22(2010)年 3 月に、実効性を持って魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例（平成 22 年相模原市条例第 12 号）を制定しました。

令和元(2019)年度には、景観計画の上位にある都市計画マスタープランの策定に伴い、景観計画における景観拠点の変更を行いました。併せて、本市の景観に関する計画を一本化し、より分かりやすいものとするため、平成 21(2009)年に策定した都市景観形成基本計画を景観計画に統合しました。

市街地の景観に関わるアンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、ほぼ前年度と同様に推移し、最終目標を達成したものと考えられます。

自然的な景観に関わるアンケートの満足度は、旧津久井 4 町との合併を期に、年を追うごとに都市住民が山や湖をはじめとする自然景観をより身近に感じるようになってきたことから、高い水準を維持し、最終目標を達成したものと考えられます。

接道緑化した延長は、個別の開発事業等の際の景観法に基づく届出において指導を行ったことにより、着実に増加しています。

## 11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

良好な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、それぞれの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、相模原らしい景観づくりを目指していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○地域特性を生かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成

2つの景域と4つの地域を特徴づける要素を大切に、都市構造や地域の個性を生かした景観づくりを進めます。建築行為等を行う場合は、4つの地域ごとの望ましい景観形成の基準を示した「景観誘導指針」に適合するよう努める必要があり、開発行為などがある場合に、指針への適合を誘導しています。

#### ○地域の顔となる「景観拠点」の形成

本市を特徴づける地域の顔として、周辺環境と一体となった景観拠点にふさわしい景観づくりを進めます。また、地域住民等の合意形成に基づき、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区を「景観形成重点地区」として定めます。

令和元(2019)年度は、市役所前さくら通り地区景観協議会を4回開催しました。

#### ○地域をネットワークする「景観軸」の形成

みどり、水、まちなみの連続性を高め、景観軸にふさわしい景観形成を進めます。みちの景観軸においては、大規模建築物等のデザインの協議、沿道の緑化の推進、電線類の地中化、また、屋外広告物の規制誘導などを行っています。

#### ○「景観計画」、景観条例による施策の推進

平成22(2010)年3月に、実効性を持って、魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例を制定しました。

「景観計画」では、景観形成の基本方針に基づき、全市において守るべきルール(行為の制限)と望ましい景観の姿(景観誘導指針)を示しています。

一定規模以上の建築行為を行う場合には、事前協議と届出が必要となり、市と事業者とで協議を行いながら、良好な景観づくりを進めており、令和元(2019)年度は80件の事前協議と79件の届出の手続きを行いました。

#### ○地区計画などを活用した地区のルールづくりの推進

住み良い環境づくりや個性あるまちづくりを目指し、その環境を維持していくための地区のルールづくりを推進しています。地域の良好な住環境の保全を目的とした住環境保全型の地区計画等の制定数は、59地区となっています。

<住環境保全型の地区計画等の制定数>

年度	H29	H30	R1
制定地区数	59地区	60地区	59地区

### 【今後の方向性】

丹沢山地や台地部の斜面緑地、相模川や境川などは、本市の景観の特徴であることから、こうした本市を象徴する骨格的な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、地域ごとの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、景観づくりに取り組みます。

## 11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

身近な生活環境の魅力向上を図り、快適な生活環境を実感できる景観づくりをめざしていきます。

### 【主な取組状況】

#### ○まとまりある景観や個性を生かした景観形成

本市の市街地や集落は、相模原台地上や旧街道沿いなどに形成されています。面的には、低中層を基調とした住居系の市街地が広がり、鉄道駅を中心とした商業系市街地、住宅地や田園地域に隣接した内陸型の大規模工場が立地しています。

まとまりのある良好な景観と住環境を有するゆとりのある住宅地の形成と保全のため、景観法に基づく景観協定として、令和元(2019)年度までに2件認可しました。今後もそれぞれのまとまりある景観や個性を生かした景観形成を進めます。

#### ○やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成

本市の建築物などの色彩の多くは、あたたかみのある落ち着いた色調となっています。「景観計画」、相模原市景観条例に基づき、景観誘導指針、景観形成基準への適合を促すことで、やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成が進んでいます。令和元(2019)年度は80件の大規模建築物等について事前協議を行いました。

#### ○まちなみの質を高める広告景観の形成

相模原市屋外広告物条例に基づく、商業地や幹線道路沿道及び住宅地などの景観特性にふさわしい屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力アップを図っています。

#### ○屋外広告物の許可

相模原市屋外広告物条例に基づき、申請のあった新規128件、継続446件、合計574件を許可し、屋外広告物掲出の適性化を図りました。

＜屋外広告物の許可件数＞

年度	H29	H30	R1
新規	196件	176件	128件
継続	463件	438件	446件
合計	659件	614件	574件

#### ○公共施設サイン整備指針の推進

平成24(2012)年に公共施設サイン整備指針を策定しました。公共施設サインを設置するときには、指針に基づき、担当課と調整を行っています。

#### ○公共事業におけるデザイン調整

公共建築物のデザインについては、平成22(2010)年度以降は、「景観計画」に基づき、周辺への景観の影響が大きい一定規模以上の建築行為等の際に、事前協議や通知が必要となり、景観に配慮した外壁の色彩や接道緑化などの基準が適用され、令和元(2019)年度は15件の公共建築物について手続きを行いました。

### 【今後の方向性】

大規模な建築物等や街角や見通しの良い通りの正面にある人の視線を惹きつける施設は、特に、優れたデザインに誘導する必要があります。このため、これら施設を誘導するためには、施設の構想・計画時点から、専門家の指導、助言により、事業者の協力を得ながら、事業者と行政が創造的な取組について協議できる仕組みを設け、景観の質的向上を目指します。

### 11-3 心を豊かにする景観づくり

市民が地域に対してより愛着や誇りが持てるよう地域の個性を活かした景観形成を進めます。また、環境や人にやさしいまちづくりを進め、人々の心を豊かにする景観づくりを目指していきます。

#### 【主な取組状況】

##### ○景観資源の把握

外観の優れた建造物や地域のシンボルとなっている樹木などの周辺でのまちづくりを推進するために、景観法及び相模原市景観条例に基づく景観重要建造物、樹木や地域景観資源の指定を行う必要があることから、まちなみウォッチング等におけるアンケートにより、評価されている景観資源の把握を行っています。

##### ○歴史や文化を生かした景観形成

地域に残る歴史的な建造物などは、長らく市民に愛され、親しまれたものであり、地域のシンボルと呼べるものです。その中でも、小原宿本陣を平成 24(2012)年に景観重要建造物に指定しています。今後、これらの景観資源を生かした景観形成を進めていきます。

##### ○環境にやさしい景観形成

水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく、持続性や快適性を兼ね備えた景観形成に取り組んでいます。

##### ○人にやさしく心地よい景観形成

誰もが、心地よく景観を実感できるよう、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感を通じて心地よさを感性で感じられる景観形成を進めています。

##### ○景観資源の周辺での景観誘導

平成 26(2014)年度に景観資源を調査し、指定・活用方策等をまとめました。今後、この調査をいかし、景観資源を景観重要建造物、樹木、地域景観資源等に指定するとともに、その周辺において景観誘導を行っています。

##### ○文化財の指定・登録の推進

歴史や文化を生かした景観形成を推進するため、文化財の調査を進め、必要な文化財の指定・登録を進めています。令和元(2019)年度は、1件の文化財を指定しました。

年度	H28	H29	H30	R1
指定文化財(国・県・市)	86件	87件	90件	91件
登録文化財(国・市)	89件	89件	89件	89件
合計	175件	176件	179件	180件

#### 【今後の方向性】

本市には、地域のシンボルとなる歴史的な資源や土木遺産などが存在しており、地域の個性を高めています。これらの施設は適切な保全施策を講じるとともに、景観資源として際立つように、周辺環境の整備や公共施設の整備に取り組めます。

## 11-4 市民とともに進める景観づくり

魅力ある景観形成を実現するため、市民と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解しながら、様々な場面で協力し合い、協働により、共に誇れる景観づくりを目指していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○市民・事業者・行政の協働による景観形成

市民、事業者及び行政が各々の役割を認識し、共同による景観形成を推進するため、市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度などの充実を進めています。平成 30(2018)年度に、本市初の景観整備機構として、神奈川県建築士事務所協会を指定しました。

#### ○まちなみウォッチングの開催

市内の景観上特徴がある場所や施設を巡り、市民に親しみを持ってもらうとともに景観づくりの意識の醸成を図るために、毎年 2 回、ウォッチングを開催しています。

#### ○積極的な景観づくりを行う地域への支援

関係団体と連携し、積極的な景観づくりを進める地域に対して、「景観計画」や相模原市景観条例、景観形成重点地区などの景観に関する制度や手法について、パンフレットを配布するなどして支援を行っています。

#### ○都市デザイン行政研修の開催

行政の職員を対象に、都市デザイン行政に関わる基本的な知識と良好な公共空間づくりを実践するための知識の向上及び意識の啓発を図るための研修会を実施しています。令和元(2019)年度は、「まちのアクティビティとパブリックスペース～豊かな市民活動を支える公共空間整備と運営管理～」をテーマに開催しました。

#### ○ワークショップなどの実施

今後、景観形成重点地区などの指定を見据え、地域住民と共に、ワークショップ等の開催を行います。令和元(2019)年度は、市役所前さくら通り地区景観協議会をグループワーク形式で開催しました。また、景観まちづくりを市民と共に考え、共有するとともに、市民の景観行政に対する意識の高揚を図ることを目的として、景観シンポジウムを開催しました。

### 【今後の方向性】

良好な景観形成には、景観に関する市民の意識を高めるとともに、市民、事業者などの担い手を育成することが大切です。このため、関連部署等との連携による、普及・啓発制度の展開や市民参加の機会を設け、担い手の育成を図ります。

環境目標 6

## 多様な主体の協働によるまちづくり

基本施策 1 2

### 人づくり・地域づくり

目 標

◆ 日常生活において、環境に配慮している市民の割合を 67%にします

【進捗状況】

《成果指標》

[評価]○：最終目標を達成 △：未達成（達成率 90%以上） ×：未達成（達成率 90%未満）

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
日常生活において、環境に配慮している市民の割合 ※	市民アンケート	56.6%	63.6%	68.5%	67.0%	○

※ 市民アンケート調査の環境配慮項目 6項目のうち 2 項目以上行っている人の割合

《進行管理指標》

[評価]○：前年度に比べ同等以上 △：前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
エコネットの輪の利用状況	環境情報センターで登録している各団体の学習プログラムの活用状況	夏休み環境学校 11回 313人 その他連携事業 5回 109人 出前講座 45件 3,258人 (H20)	増加	夏休み環境学校 7回 131人 その他連携事業 35回 2,513人 出前講座 20件 538人	夏休み環境学校 9回 145人 その他連携事業 29回 2,134人 出前講座 17件 212人	△
地域活動への参加率	市民アンケート	30.4% (H20)	増加	29.4%	27.0%	△

市民アンケートの結果、環境配慮行動を 2 項目以上行っている方の割合は、前年度実績から増加するとともに最終目標値を達成しました。次代を担う世代のためにも、引き続き、多様な主体への環境教育等を促進・支援する活動を通じて、環境の在り方について自ら考え、具体的な行動へと結びつけていきます。(参考：環境配慮行動を 1 項目以上行っている方の割合は 8 割以上)

エコネットの輪の利用状況については、昨年度より出前講座の件数、参加人数ともに減少しているため、今後の増加を期待するところです。

また、環境に関する出前講座（生涯学習まちかど講座を含む）については、利用件数、参加人数ともに平成 30(2018)年度より減少しているため、今後も内容の充実や対外的な PR 等を行っていきます。

地域活動への参加率については、昨年度より 2.4 ポイント減少しており、少子高齢化等による担い手不足や参加者の減少等の課題に対し、市と市自治会連合会等が連携して自治会加入促進活動に引き続き取り組んでいきます。

## 12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり

地球温暖化をはじめとする今日の複雑な環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者がそれぞれ自らの役割を認識、行動し、かつ協働していくことが重要です。

そのため、市民・事業者に対する環境教育・学習の機会やプログラムを充実させるとともに、環境リーダーの養成、環境教育の場づくりなど総合的に施策を展開していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○生涯学習まちかど講座の開催

市民団体等の求めに応じ実施する生涯学習まちかど講座では、令和元(2019)年度には「相模原市の地球温暖化対策の取組」他2講座を実施し、計141人の参加がありました。

#### ○さがみ風っ子ISO(再掲3-1)

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

- ・令和元(2019)年度の認定校：50校(小学校34校、中学校16校)

#### ○エコネットの輪におけるプログラムの提供

前年度に引き続き、夏休み環境学校や出前講座などで活用されました。

#### ◆ 事業協力者登録制度「エコネットの輪」事業

##### 事業概要

市民活動団体、事業者、大学、行政等から環境学習プログラムや環境情報の提供を受け、学校や地域で行なわれる環境学習及び環境活動をサポートする。

##### 実績

<エコネットの輪の登録団体及び登録プログラム数>

年度	H29	H30	R1
団体数	98 団体	94 団体	96 団体
プログラム数	118 本	115 本	115 本

#### ○市民大学による環境学習の機会の提供

令和元(2019)年度市民大学では次のコースを実施しました。

- ・行政(相模原市)コース「SDGsに沿った行動をする生活者・消費者を目指して」  
4回コース 受講者数：16人

#### ○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進(再掲5-2)

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切に、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。令和元(2019)年度については、延べ23,421人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ230人の参加がありました。

## ○こども用環境啓発冊子の作成

令和元(2019)年度は、第3次相模原市環境基本計画の策定にあわせて、平成23(2011)年から増刷し配布していた環境啓発パンフレットの全面改訂を実施し、SDGsの視点を取り入れ、学校教材としても活用しやすい「～エコチャレンジさがみはら～みんなとっしょにECO探検!」を作成し、市内小学校の4年生を対象に配布しました。



こども用環境啓発冊子  
「～エコチャレンジさがみはら～みんなとっしょにECO探検!」

## 【今後の方向性】

行政、市民、事業者、団体、学校など多様な主体のネットワークを図っていくことで協働の取組を推進していくとともに、対象の年齢、ニーズや活動の場に適した学習プログラムを作成するほか、様々な学習・体験施設を活用した新たな環境教育の場の構築について検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、「新たな生活様式」を取り入れた新たな環境教育の検討も必要となっています。

## 12-2 市民活動支援機能の充実

市民や事業者等の環境活動のさらなる活性化を目指し、積極的な支援を行っていきます。

### 【主な取組状況】

#### ○環境情報センターの機能の充実

施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとして、平成 21(2009)年 4 月より、指定管理者制度を導入しています。指定管理者により、環境に関する講座や機関紙の充実、ホームページの改善などの取組が進められています。

#### ○市民活動のサポート

市民活動を支援するため、平成 14(2002)年 10 月から市民活動サポートセンター事業を実施しています。

また、市民が安心してボランティア活動等を行えるよう、「市民活動サポート補償制度」により支援しています。

#### ○市民ファンドゆめの芽

平成 20(2010)年度から、市内で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を財政的に支援し、市民活動のより一層の活性化を図ることを目的とした「市民ファンドゆめの芽」を運営しています。

令和元(2019)年度は、令和 2(2020)年度の助成金交付へ向けて、相模原柴胡の会といった環境保全団体への支援を含む 18 件 2,543,400 円の財政的支援を決定しました。

#### ○街美化アダプト制度

市内の緑地、街区公園等、緑道、雨水調整池、児童遊園、河川敷、道路、ポイ捨て禁止重点地区、ふれあい広場の 714 箇所制度が導入されています。

#### ◆ 街美化アダプト制度

##### 事業概要

公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する制度。市民と市が役割を分担し、両者の合意に基づき、継続して花植えや清掃などの美化活動を進める。

##### 実績

<街美化アダプト制度の実施状況>

年度	H29	H30	R1
実施箇所数	708 箇所	709 箇所	714 箇所
活動団体数	494 団体	505 団体	501 団体

#### ○さがみはら環境まつり

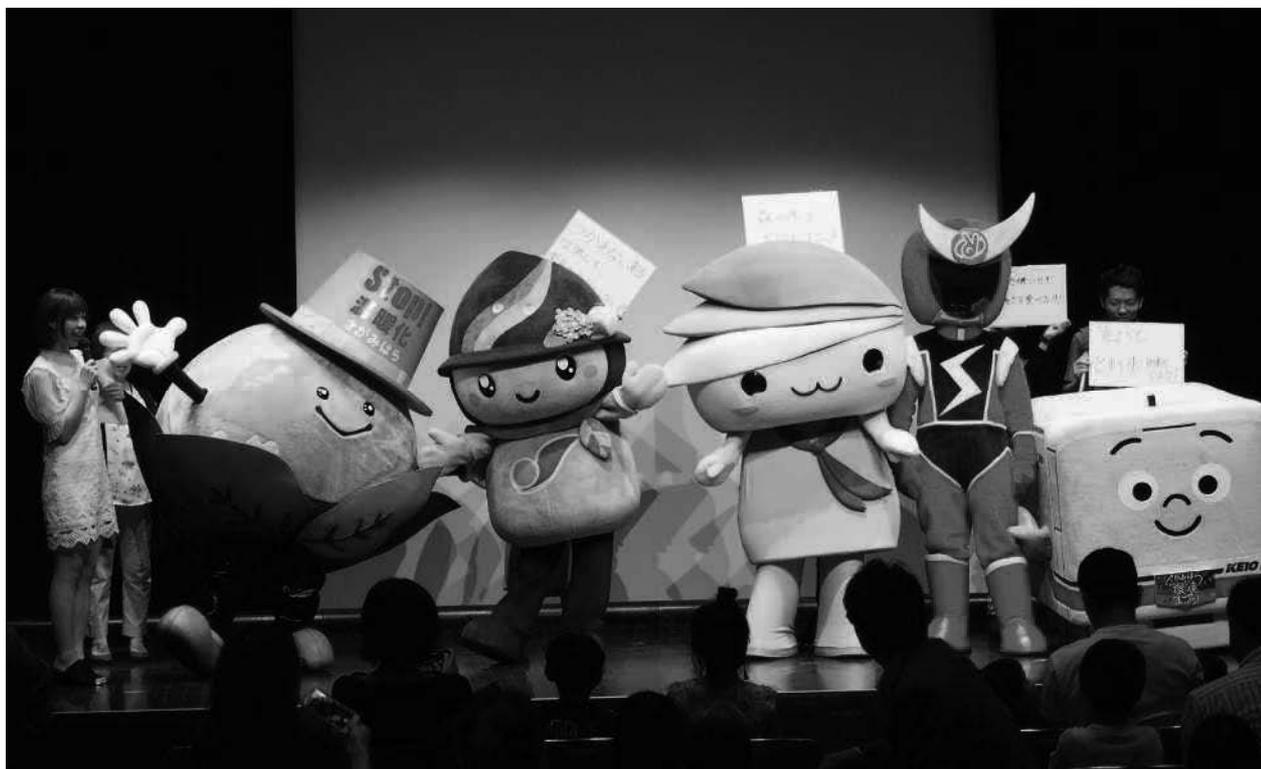
地域で活動する市民、事業者、大学及び行政が協働して開催し、大学生等による環境学習体験コーナー、企業・団体等による環境ブース出展、ステージ企画等、幅広い年齢層による様々な情報を発信する機会となっています。

令和元(2019)年度はミウヰ橋本インナーガーデン及び杜のホールはしもと多目的室にて 6 月 30 日に開催し、約 3,000 人の市民が来場しました。

### 【今後の方向性】

市民活動が継続し、また、さらに活性化していくため、今後とも市民活動サポートセンターを通じた各種支援に努めるとともに財政的支援等を行います。

また、環境情報センターについては、指定管理者と協力しながら市民活動を支援する拠点として、他の市民活動支援施設や社会教育施設と連携した活動を行っていきます。



さがみはら環境まつり

## 12-3 地域コミュニティの再生・活性化

環境保全においても地域コミュニティの果たす役割は非常に重要となってきましたが、その地域コミュニティ自体が、現在、弱体化・衰退化してきており、その再生・活性化が大きな課題となっています。

地域コミュニティの再生にあたっては、地域住民自らが地域特有の課題を明らかにし、地域住民が主体的に課題解決に取り組んでいく必要があります。そのため、新たな地域コミュニティの形成など地域活性化のための支援を進めます。

### 【主な取組状況】

#### ○持続可能な地域づくりのための学習等

現代的・社会的な課題に対して、自主的・主体的に取り組む持続可能な地域づくりの担い手となる人材の育成に向け、学習機会を提供しています。

#### ○公民館の地域での環境教育・学習の推進

公民館では地域課題解決のため、学習や文化・スポーツなどの活動のほか、地域づくりの拠点として、環境教育・学習を含めた様々な事業を実施しています。令和元(2019)年度に各公民館で実施された環境教育・学習に関する事業は、52事業でした。

#### ○地域活性化事業交付金

令和元(2019)年度の交付決定件数は105件でした。このうち「環境の保全・保護に関する事業」は11件で、全体の約10%となっています。

#### ◆ 地域活性化事業交付金

##### 事業概要

幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民の自主的な課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付する。

##### 実績

地域活性化事業交付金交付決定件数

令和元(2019)年度 105件 (うち環境の保護・保全に関する事業 11件)

### 【今後の方向性】

課題が多様化し、複雑化する中、地域の課題解決や活性化をするためには、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業など多様な主体が手を携えることが重要です。

今後とも、市民が地域の活性化に向けて、自主的に課題解決に取り組む事業に対し、財政的な支援を行うほか、区役所、まちづくりセンターや公民館等の地域の拠点を中心として、自治会やNPOなどの活動が活発に行われるよう、必要な支援を行います。

## 協働の仕組みづくり

### 目 標

- ◆ 市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合を72.7%にします

### 【進捗状況】

#### 《成果指標》

[評価] ○：最終目標を達成 △：未達成（達成率90%以上） ×：未達成（達成率90%未満）

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)	評価
			H30	R1		
市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合※1	市民アンケート	69.1%	71.5%	72.1%	72.7%	△

※1 新・相模原市総合計画においては、最終目標値を78.3%に上方修正しています。

#### 《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H30	R1	
環境情報システム・環境情報センターのホームページへのアクセス数	環境情報システム・環境情報センターのホームページへの1年間のアクセス数	103,488件 (H20) ※2	増加	42,803件	22,897件	△

※2 平成20(2008)年度と平成30(2018)年度及び令和元年度のアクセス数の差については、平成26(2014)年11月にアクセス解析ソフトを変更し、以前はカウントしていた画像やリンク先をカウントしなくなったことから、数値が大幅に減少したものです。

本市では、タウンミーティング「まちかど市長室」による集団広聴をはじめ、「わたしの提案制度」による個別広聴や市政モニター、市政に関する世論調査などの調査による広聴を実施し、市政への市民参加の拡充に取り組みました。

環境情報センターでは、平成21(2009)年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者の創意工夫により情報発信の重要な手段であるホームページについて、情報の充実化や見やすいホームページへの改善を進めています。令和元(2019)年度の実績数の大幅な減少については、サーバー移管とホームページ改修作業に伴い、その期間中のアクセス数が計測できなかったことによるものです。

そのほか、SNSを活用するなど積極的な情報発信に努めました。

## 13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進

環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は、行政のみでは困難となっており、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取組に参加できる仕組みをつくりま

### 【主な取組状況】

#### ○環境審議会等による環境施策等の評価・検証

環境審議会は学識経験者、市内公共的団体、関係行政機関、公募委員で構成され、環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議するために設置されています。環境審議会では、条例や計画の策定・改定などのほか、年次報告書「さがみはらの環境」を活用して関連施策の進捗状況等についても報告・審議されています。

令和元(2019)年度は、環境基本計画に基づく取組状況の報告を行うとともに、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度を計画期間とする「第3次相模原市環境基本計画」について、令和元(2019)年10月に環境審議会から答申を受け、令和2(2020)年3月に策定しました。

#### ○協働事業提案制度

市民活力が活かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図る「協働事業提案制度」を平成20(2008)年度から運営しています。

令和元(2019)年度は、環境保全に関する事業4件を含む、10件の事業が実施されました。

#### ○情報発信基地としての環境情報センターの機能の強化

あらゆる主体が環境施策への参加・参画・協働できる環境を整えるため、環境情報センターを情報収集・発信基地として強化しています。

令和元(2019)年度においては、メールマガジンを年14回発信しました。また、機関紙「環境情報センターNEWS」を年2回、計45,000部発行し、市内の小学生を中心に配布したほか、SNSへ年間87件の投稿を行うなど環境に関する情報を広く市民に発信しました。

#### ○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援（再掲 1-3）

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

#### ○相模原の環境をよくする会への支援

相模原の環境をよくする会は、市内の工場・事業所など約100の企業・団体等が集まり、公害の未然防止と豊かな自然を守り、快適な環境をつくるための活動を続けている団体で、植物等の自然観察会や夏休み環境教室のほか、市内各河川における河川生物相調査などを実施しており、この活動が継続的に行われるよう支援しています。



河川生物相調査（相模原の環境をよくする会）

### 【今後の方向性】

市民の参加・協働を確実に円滑に推進していくためには、一層の参加・参画の仕組みを構築し、市民、事業者、行政のそれぞれの分野で協働を円滑に進められる人材の育成・確保をしていく必要があります。

人材の育成・確保へ向け、今後とも多様な主体との協働を推進して参ります。また、多様な主体の協働を推進するため、環境情報センターの情報発信機能の強化を引き続き行います。

## 13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

将来にわたって持続可能な社会を実現するためには、環境側面だけではなく、社会経済の側面も連動した総合的な取組が求められます。そのためには、消費者・企業など経済の各主体の環境保全意識の向上を図っていくとともに、行政が率先して持続可能な社会を実現するための取組を推進していきます。

### 【主な取組状況】

#### ○他の自治体との連携・交流

九都県市や政令指定都市と連携し、各種課題に対する協議や情報交換、啓発キャンペーンの実施、関係省庁への要望活動などを行いました。

#### ○市の事業活動における環境負荷の低減及び環境配慮行動の推進

事務事業の実施にあたり、環境負荷の低減を図ることを目的に「相模原市環境方針」を定めるとともに、職員が環境配慮のために取り組む事項について、「相模原市職員環境配慮行動指針」を定め、各課・機関の自主的な取組を推進しています。

#### ○環境アセスメント制度の施行・運用

令和元(2019)年8月に提出され、同年9月に環境影響評価審査会に諮問した「(仮称)津久井農場計画」準備書について、令和2(2020)年3月に答申を受け、準備書市長意見書を事業者に交付しました。

また、平成31(2019)年1月に提出され、同年3月に環境影響評価審査会に諮問した「GLP相模原プロジェクト」準備書について、令和元(2019)年7月に答申を受け、準備書市長意見書を事業者に交付しました。

なお、環境影響評価法の対象事業に太陽光発電事業が追加された(令和2(2020)年4月1日施行)ことに伴い、本市における太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について、令和元(2019)年9月に環境影響評価審査会に諮問し、同年12月に答申を受け、法対象とならない規模の太陽光発電事業を条例対象事業に追加しました(令和2(2020)年4月1日施行)。

### ◆ 環境アセスメント制度

#### 制度概要

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を事業者自らが事前に把握し、その結果を公表して市民、事業者及び行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業計画とするための制度

### 【今後の方向性】

「相模原市環境方針」に掲げた取組目標を達成するため、職員が環境配慮のために具体的にに取り組む事項を定めた「相模原市職員環境配慮行動指針」を実践するとともに、毎月の取組実績の報告等により、事務事業におけるエネルギー使用量を把握しながら環境負荷の低減及び環境配慮行動を推進していきます。

環境アセスメント制度については、パンフレットやホームページなどを活用して周知を進めていきます。

# 資料



## 環境の状況

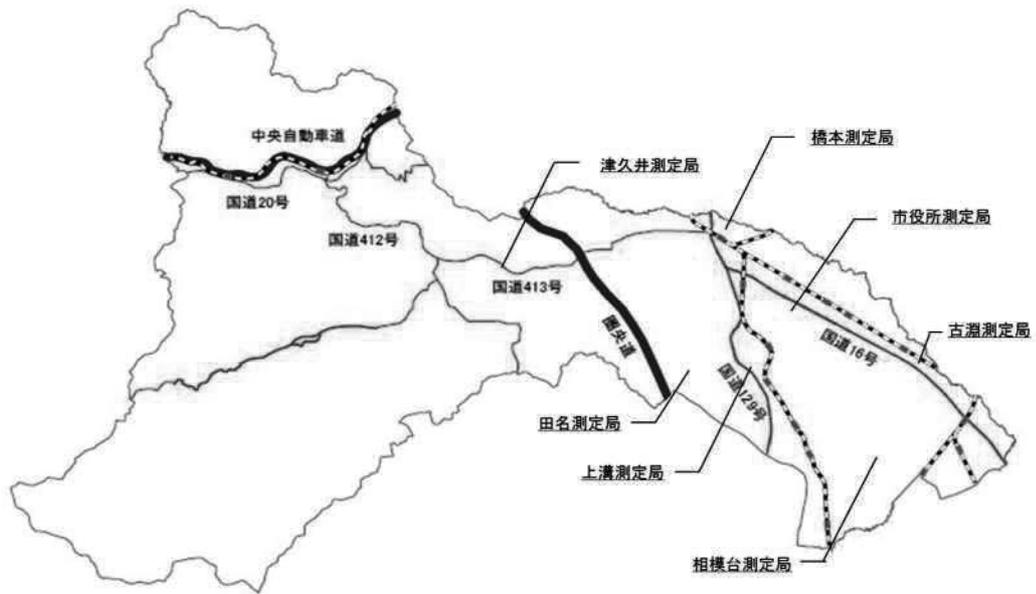
### I 大気汚染

#### 大気の状態

##### (1) 大気常時監視測定局の所在地と測定項目

大気汚染防止法第 22 条に基づき、一般環境大気測定局 5 局、自動車排出ガス測定局 2 局で大気汚染の状況を常時監視しています。

大気常時監視測定局の位置



測定局区分	測定局名	所在地	主な測定項目					
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般環境大気	市役所	中央区中央 2 丁目 11 番 15 号 (市役所本庁舎内)	○	○	○	○	○	○
	相模台	南区桜台 20 番 1 号 (相模台中学校内)	○	△	○	○	○	○
	橋本	緑区橋本 6 丁目 15 番 27 号 (旭小学校内)	○	△	○	△	○	○
	田名	中央区田名 4987 番地の 6 (田名こどもセンター内)	○	△	○	△	○	○
	津久井	緑区中野 633 番地 (津久井総合事務所内)	○	△	○	○	○	○
自動車排出ガス	上溝	中央区上溝 2322 番地の 2 (国道 129 号)	△	○	○	○	○	△
	古淵	南区古淵 3 丁目 114 番地の 1 (国道 16 号)	△	○	○	○	○	△

備考 1 大気汚染に係る環境基準が設定されている項目を記載。

2 淵野辺十字路測定局を平成 26 年 3 月に廃止し、古淵測定局を平成 26 年 4 月に新設しました。

(2) 測定結果（令和元年度）

○ 一般環境大気測定局（市役所・相模台・橋本・田名・津久井測定局）

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

○ 自動車排出ガス測定局（上溝・古淵測定局）

一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。

二酸化硫黄

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	364	0.002	0	0	0.010	0.003	無	○	○
	相模台	360	0.000	0	0	0.007	0.001	無	○	○
	橋本	361	0.001	0	0	0.017	0.002	無	○	○
	田名	366	0.000	0	0	0.003	0.001	無	○	○
	津久井	357	0.000	0	0	0.011	0.001	無	○	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppmを超えず、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

一酸化炭素

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	8時間平均値が20ppmを超えた回数 (回)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	365	0.3	0	0	1.0	0.5	無	○	○
自動車排出ガス	上溝	361	0.2	0	0	0.9	0.4	無	○	○
	古淵	352	0.4	0	0	1.3	0.6	無	○	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値(0～8時、8～16時、16～24時)が20ppm以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値が10ppmを超えず、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

## 浮遊粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の 年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	1時間値の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	1日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上 連続したこと の有・無	環境基準の達成	
									短期的 評価	長期的 評価
一般環境 大気	市役所	363	0.015	0	0	0.073	0.034	無	○	○
	相模台	358	0.015	0	0	0.100	0.037	無	○	○
	橋本	360	0.010	0	0	0.180	0.026	無	○	○
	田名	364	0.015	0	0	0.119	0.041	無	○	○
	津久井	359	0.013	0	0	0.105	0.042	無	○	○
自動車 排出ガス	上溝	360	0.020	0	0	0.065	0.036	無	○	○
	古淵	360	0.015	0	0	0.118	0.038	無	○	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しないこと。

## 微小粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1日平均値の 年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	1日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	1時間値の 最高値 (μg/m <sup>3</sup> )	1日平均値 の98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	環境基準(長期的評価) の達成	
							短期基準	長期基準
一般環境 大気	市役所	352	8.0	0	46	21.5	○	○
	相模台	354	8.2	0	53	20.1	○	○
	津久井	353	7.7	0	49	21.8	○	○
自動車 排出ガス	上溝	356	9.2	0	49	24.1	○	○
	古淵	356	8.1	0	49	20.1	○	○

長期的評価の短期基準：1日平均値の98%値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

長期的評価の長期基準：1日平均値の1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であること。

## 窒素酸化物

### (二酸化窒素)

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	1日平均値が0.04~0.06ppmの日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の98%値 (ppm)	環境基準(長期的評価)の達成
一般環境大気	市役所	361	0.011	0	0	0.064	0.023	○
	相模台	358	0.011	0	0	0.066	0.025	○
	橋本	356	0.011	0	0	0.053	0.022	○
	田名	364	0.010	0	0	0.063	0.020	○
	津久井	361	0.006	0	0	0.034	0.013	○
自動車排出ガス	上溝	359	0.018	0	0	0.068	0.030	○
	古淵	349	0.019	0	0	0.075	0.032	○

長期的評価：1日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

### (一酸化窒素)

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)
一般環境大気	市役所	361	0.002	0.070
	相模台	358	0.003	0.236
	橋本	356	0.002	0.062
	田名	364	0.002	0.054
	津久井	361	0.002	0.053
自動車排出ガス	上溝	359	0.014	0.144
	古淵	349	0.016	0.154

## 光化学オキシダント

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準(短期的評価)の達成
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
一般環境大気	市役所	339	0.030	0.034	75	381	1	2	0.124	×
	相模台	363	0.028	0.032	75	391	1	1	0.124	×
	橋本	363	0.025	0.030	71	324	1	2	0.128	×
	田名	366	0.026	0.030	59	281	0	0	0.118	×
	津久井	363	0.029	0.034	105	571	1	3	0.144	×

昼間：午前5時から午後8時までをいいます。

短期的評価：1時間値が0.06ppm以下であること。

## 非メタン炭化水素

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時 測定日数 (日)	1時間値の 年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時 における 年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時 の3時間平均値の 最高値 (ppmC)	午前6～午前9時の 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数 (日)	午前6～午前9時 の3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数 (日)
一般環境 大気	市役所	364	0.15	0.15	0.56	35	1
自動車 排出ガス	上溝	354	0.13	0.13	0.28	15	0
	古淵	361	0.12	0.13	0.49	27	4

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の1つとされており、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあるとされています。

## メタン

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時 測定日数 (日)	1時間値の 年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時に おける年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時 の3時間平均値の 最高値 (ppmC)
一般環境 大気	市役所	364	1.97	1.97	2.10
自動車 排出ガス	上溝	354	1.97	1.98	2.20
	古淵	361	1.98	1.99	2.11

- ・大気常時監視測定結果については、神奈川県ホームページ上にリアルタイム更新で掲載されています。また、過去の測定データ（月報データ）は、ダウンロードも可能です。

### 神奈川県大気汚染常時監視測定結果

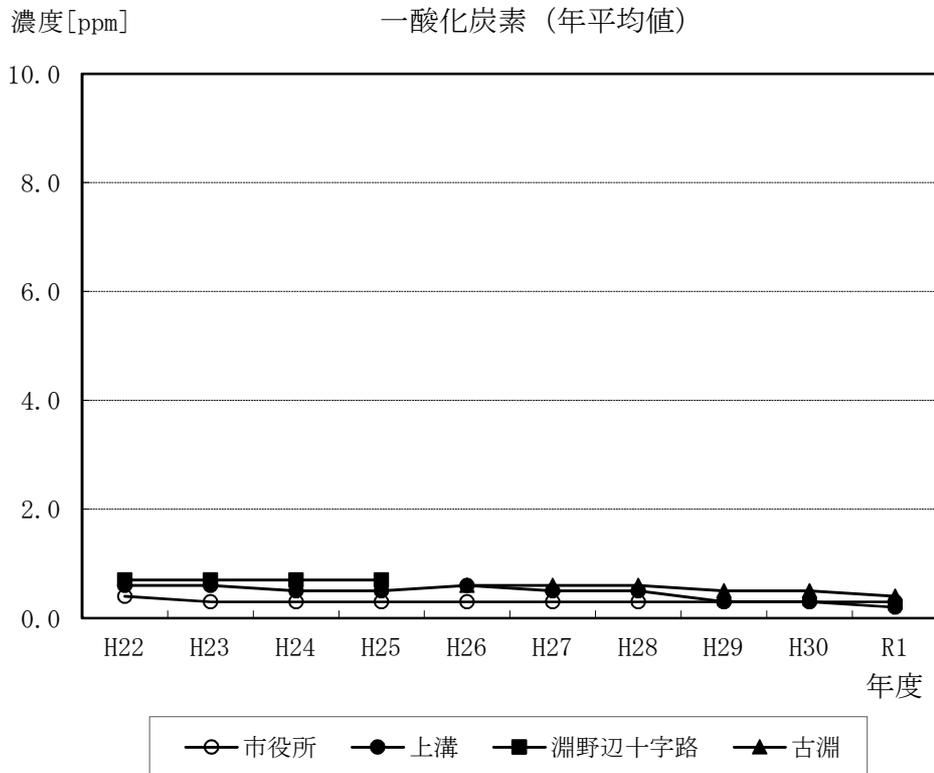
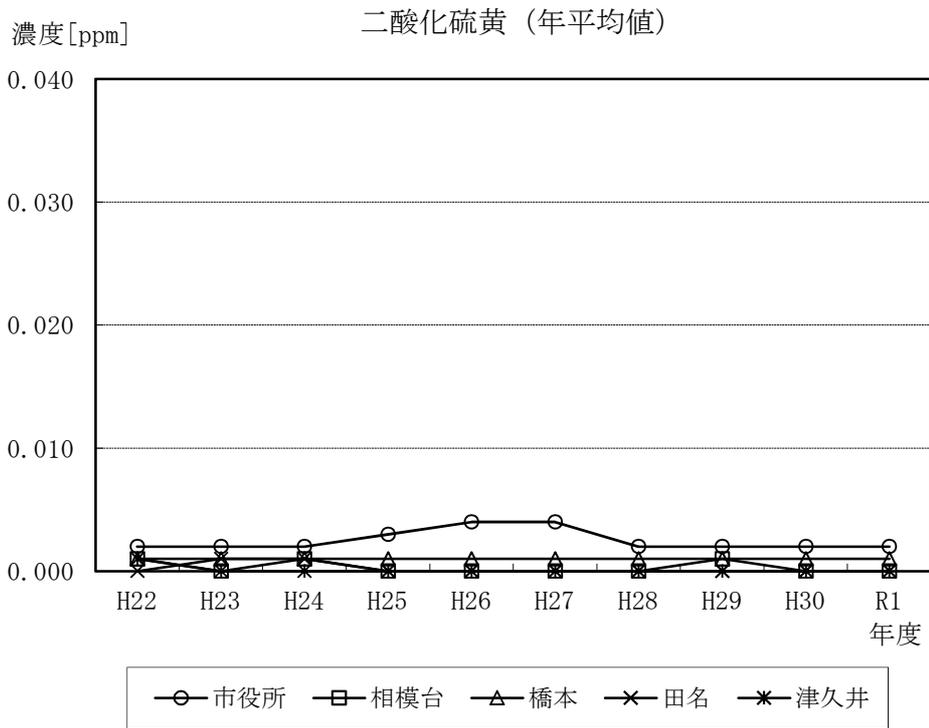
大気環境測定結果について：

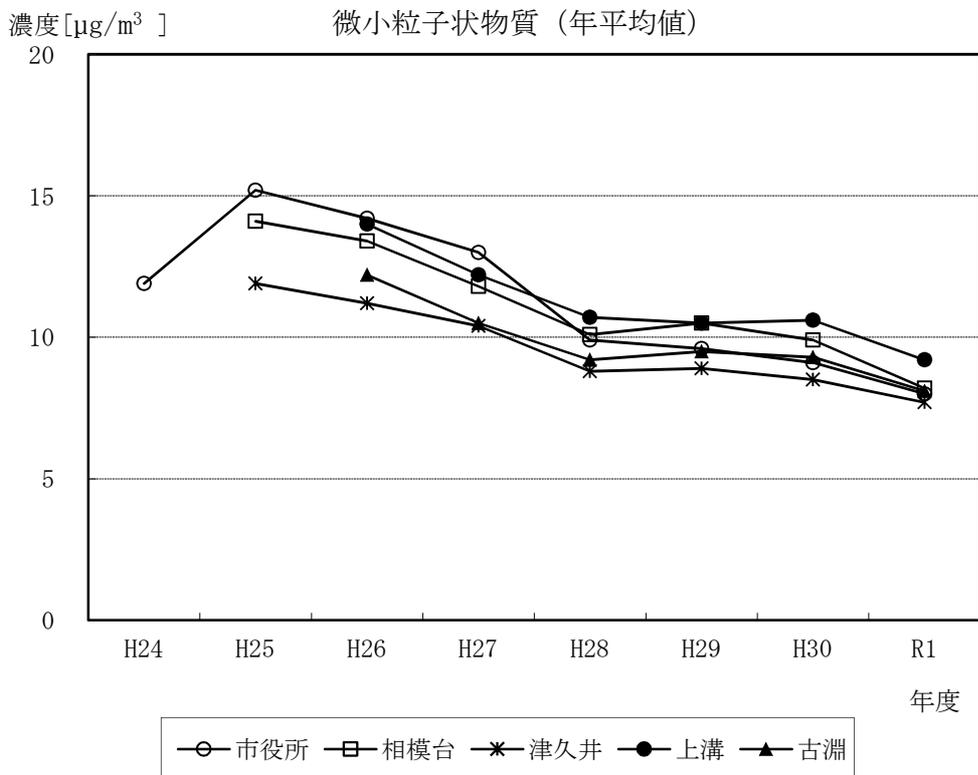
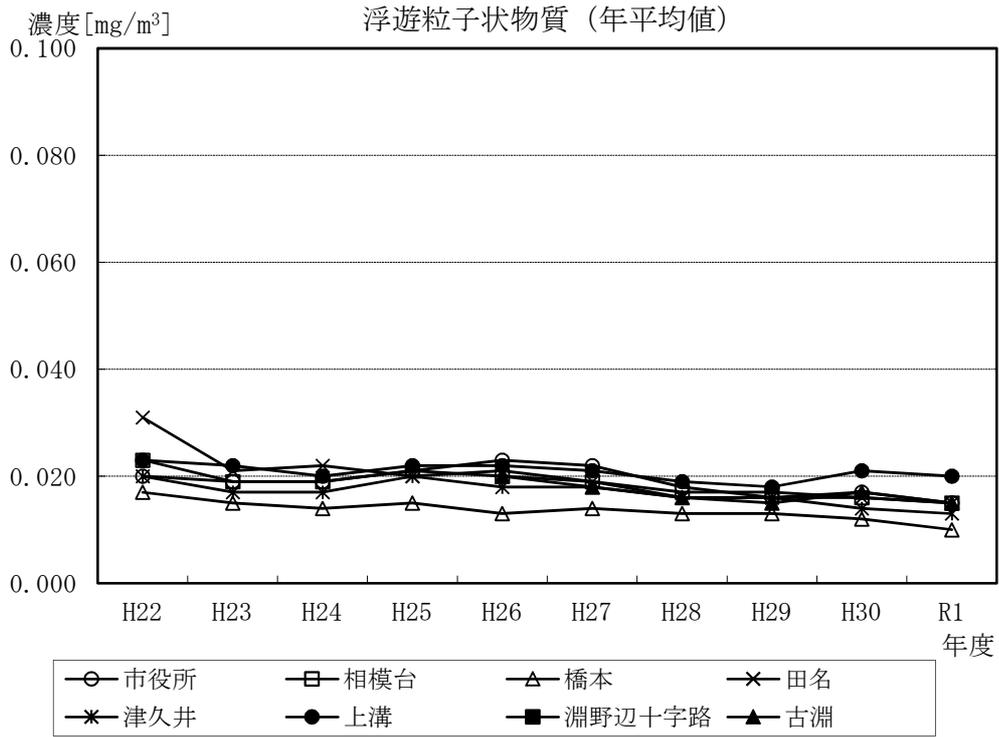
<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html>

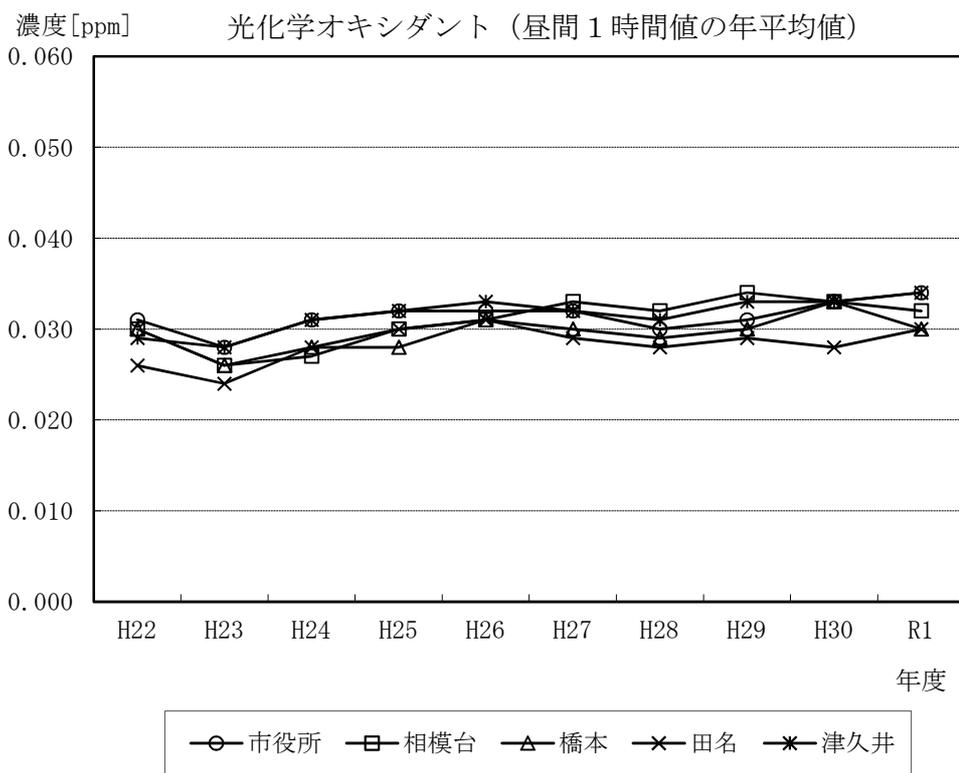
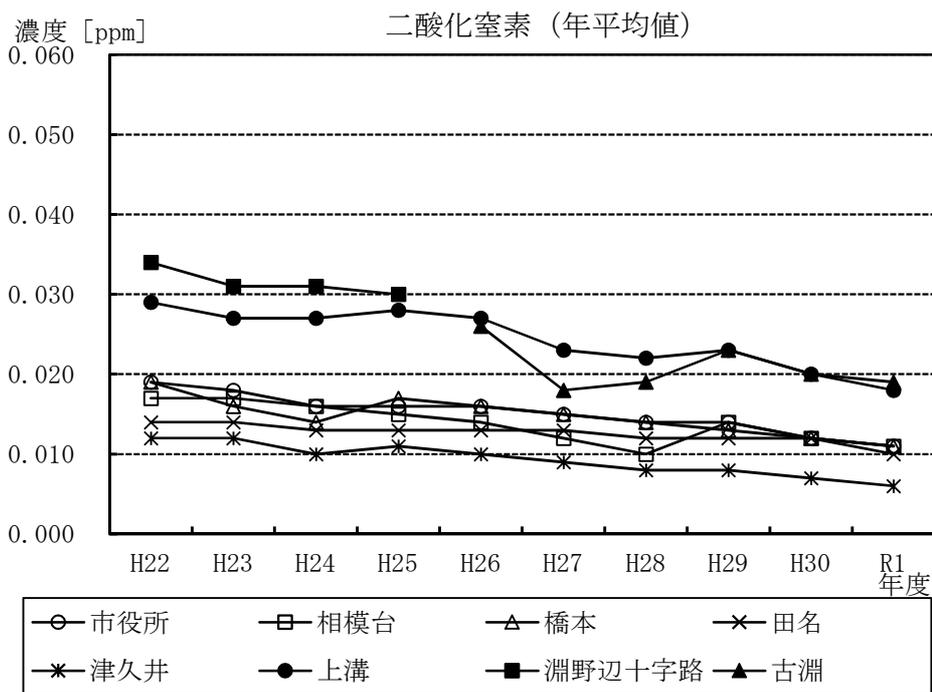
月報データ（速報値）：

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/download/index.html>

(3) 経年変化







- 備考 1 淵野辺十字路口測定局を平成 26 年 3 月に廃止し、古淵測定局を平成 26 年 4 月に新設しました。
- 2 微小粒子状物質は、市役所測定局は平成 24 年 4 月から、相模台測定局、津久井測定局は平成 25 年 4 月から、上溝測定局、古淵測定局は平成 26 年 4 月から測定を開始しました。
- 3 昼間とは午前 5 時から午後 8 時までを示します。

#### (4) 光化学スモッグ注意報等発令状況

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
発令回数	県内	10	5	5	16	9	10	6	8	8	6
	相模原	5	2	1	7	6	4	2	0	2	1
被害届出者数	県内	26	1	0	75	0	0	0	0	13	0
	相模原	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0

#### (5) 微小粒子状物質成分分析調査結果（令和元年度）

大気汚染防止法第 22 条に基づき、市役所測定局及び津久井測定局において、年 4 回の微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。

また、微小粒子状物質の発生源を推測するため、衛生研究所に依頼し、成分データから発生源の寄与率を推定する手法のひとつである CMB 法による解析を実施しました。

測定場所：市役所測定局

項目名		最大値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	最小値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
イオン成分	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> 硫酸イオン	7.71	0.125
	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> 硝酸イオン	4.44	0.071
	Cl <sup>-</sup> 塩化物イオン	1.02	(0.009)
	Na <sup>+</sup> ナトリウムイオン	0.678	(0.0065)
	K <sup>+</sup> カリウムイオン	0.154	0.0112
	Ca <sup>2+</sup> カルシウムイオン	0.084	(0.0042)
	Mg <sup>2+</sup> マグネシウムイオン	0.068	(0.0013)
	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> アンモニウムイオン	2.74	0.0218
無機元素成分	Na ナトリウム	0.682	0.0094
	Al アルミニウム	0.135	(0.0034)
	Si ケイ素	0.304	(0.010)
	K カリウム	0.179	0.0159
	Ca カルシウム	0.0905	0.00560
	Sc スカンジウム	(0.000030)	(<0.000010)
	Ti チタン	0.0114	0.00111
	V バナジウム	0.0100	(0.000017)
	Cr クロム	0.00352	(0.00019)
	Mn マンガン	0.00993	0.00073
	Fe 鉄	0.184	0.0137
	Co コバルト	0.000087	(<0.000009)
	Ni ニッケル	0.00381	(0.000049)
	Cu 銅	0.00586	0.00088
	Zn 亜鉛	0.0416	0.0024
	As ヒ素	0.00208	(0.000052)
	Se セレン	0.0185	0.000089
	Rb ルビジウム	0.000429	0.000037
	Mo モリブデン	0.00334	(0.000044)
	Sb アンチモン	0.00325	0.000268
	Cs セシウム	0.000082	(0.000009)
	Ba バリウム	0.00821	0.00069
	La ランタン	0.000980	(0.000022)
	Ce セリウム	0.00197	0.000037
	Sm サマリウム	(<0.000023)	(<0.000008)
	Hf ハフニウム	(0.000028)	(<0.000012)
	W タングステン	0.00131	(0.000030)
	Ta タンタル	(0.000017)	(<0.000007)
Th トリウム	(0.000017)	(<0.000008)	
Pb 鉛	0.0113	0.000454	
炭素成分	OC 有機炭素	5.84	0.541
	EC 元素状炭素	1.35	0.089
	OCpyro 炭化補正量	1.48	0.000
質量濃度		19.2	1.2

備考1 採取した56試料(14日間×年4回)のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

- 2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『(<検出下限値)』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示しています。

測定場所：津久井測定局

項目名		最大値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	最小値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
イオン成分	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> 硫酸イオン	7.58	0.048	
	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> 硝酸イオン	2.91	(0.033)	
	Cl <sup>-</sup> 塩化物イオン	0.293	(<0.007)	
	Na <sup>+</sup> ナトリウムイオン	0.369	(0.0034)	
	K <sup>+</sup> カリウムイオン	0.328	(0.0056)	
	Ca <sup>2+</sup> カルシウムイオン	0.080	(<0.0024)	
	Mg <sup>2+</sup> マグネシウムイオン	0.044	(<0.0013)	
	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> アンモニウムイオン	2.58	(<0.0023)	
無機元素成分	Na ナトリウム	0.400	(0.0028)	
	Al アルミニウム	0.158	(<0.0015)	
	Si ケイ素	0.320	(<0.003)	
	K カリウム	0.340	0.0082	
	Ca カルシウム	0.104	(0.0047)	
	Sc スカンジウム	0.000038	(<0.000010)	
	Ti チタン	0.0130	(0.00027)	
	V バナジウム	0.00913	(<0.000013)	
	Cr クロム	0.00274	(0.00017)	
	Mn マンガン	0.00791	0.00031	
	Fe 鉄	0.173	0.0051	
	Co コバルト	0.000073	(<0.000009)	
	Ni ニッケル	0.00314	(<0.000025)	
	Cu 銅	0.0118	0.00028	
	Zn 亜鉛	0.0369	(0.0006)	
	As ヒ素	0.000901	(0.000023)	
	Se セレン	0.00180	(<0.000018)	
	Rb ルビジウム	0.000404	(0.000019)	
	Mo モリブデン	0.00215	(0.000020)	
	Sb アンチモン	0.00172	0.000036	
	Cs セシウム	0.000075	(<0.000007)	
	Ba バリウム	0.0142	0.000102	
	La ランタン	0.000158	(<0.000008)	
	Ce セリウム	0.000203	(<0.000007)	
	Sm サマリウム	(<0.000023)	(<0.000008)	
	Hf ハフニウム	(0.000029)	(<0.000012)	
	W タングステン	0.00250	(<0.000013)	
	Ta タンタル	(<0.000014)	(<0.000007)	
	Th トリウム	(0.000019)	(<0.000008)	
	Pb 鉛	0.00575	0.000128	
	炭素成分	OC 有機炭素	5.75	0.557
		EC 元素状炭素	1.18	0.046
OCpyro 炭化補正量		1.87	0.000	
質量濃度		23.3	0.9	

備考1 採取した56試料(14日間×年4回)のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

- 2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『(<検出下限値)』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示しています。

## 微小粒子状物質の発生源寄与（令和元年度）

微小粒子状物質の発生源を推測するため、「(5) 微小粒子状物質成分分析調査結果（令和元年度）」の成分組成等を基に、大気中の成分データから発生源の寄与率を推定する手法のひとつであるCMB法による解析を実施しました。

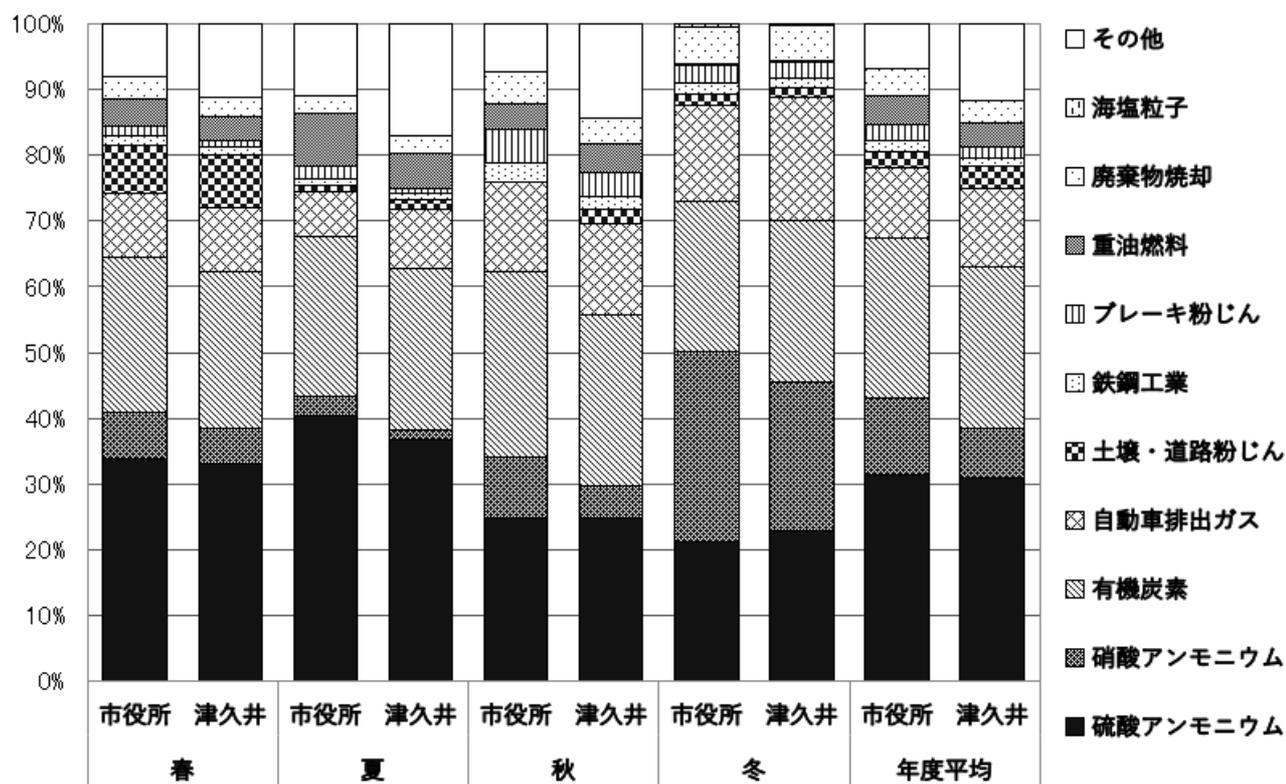
その結果、夏季は硫酸アンモニウム、冬季は硝酸アンモニウムの寄与割合が高く、年平均は硫酸アンモニウムの寄与割合が最も高い結果となりました。

硫酸アンモニウムは、硫黄酸化物とアンモニアの光化学反応により生成されるものであり、光化学反応は気温が高い時に活発になるため、夏季に濃度が高くなったと考えられます。

一方、硝酸アンモニウムは低温時には主に粒子状ですが、温度が上がるとガス状となるため、冬季に濃度が高くなったと考えられます。

また、一年を通して市役所測定局と津久井測定局を比較すると、地点による寄与割合に大きな差は見られませんでした。

### 発生源の寄与割合



## (6) 有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果（令和元年度）

大気汚染防止法第 22 条に基づき、毎月 1 回、市役所測定局で有害大気汚染物質の環境モニタリング調査を実施しています。

調査は優先取組物質として挙げられている 21 物質並びに平成 30 年度から優先取組物質から除かれた水銀及びその化合物の調査を実施し、そのうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質について環境基準を達成しました。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている 8 物質について指針値を、水銀及びその化合物については平成 29 年度の指針値を満たしました。

有害大気汚染物質測定結果

単位：μg/m<sup>3</sup>

有害大気汚染物質濃度		環境基準 ※指針値	年平均値	最大値	最小値
1	アクリロニトリル ※	2	0.063	0.12	(<0.008)
2	塩化ビニルモノマー ※	10	0.028	0.078	(<0.004)
3	塩化メチル		1.4	1.8	1.2
4	クロロホルム ※	18	0.23	0.40	0.13
5	1,2-ジクロロエタン ※	1.6	0.16	0.44	0.046
6	ジクロロメタン	150	2.0	3.2	1.0
7	テトラクロロエチレン	200	0.25	0.60	(0.0083)
8	トリクロロエチレン	130	0.60	1.4	0.084
9	トルエン		7.0	11	2.8
10	1,3-ブタジエン ※	2.5	0.065	0.12	(<0.0028)
11	ベンゼン	3	0.90	1.3	0.39
12	アセトアルデヒド		2.4	4.5	1.4
13	ホルムアルデヒド		3.1	6.4	1.4
14	ニッケル化合物 ※	0.025	0.0016	0.0047	(<0.0005)
15	ひ素及びその化合物 ※	0.006	0.00083	0.0019	0.00037
16	ベリリウム及びその化合物		0.000032	(<0.00009)	(<0.00004)
17	マンガン及びその化合物 ※	0.14	0.018	0.036	0.0083
18	クロム及びその化合物		0.0021	0.0057	(<0.00022)
19	ベンゾ[a]ピレン		0.000064	0.00016	0.000013
20	酸化エチレン		0.058	0.11	0.028
21	水銀及びその化合物	0.04	0.0014	0.0020	0.00036

備考 1 測定値が検出下限値未満であった場合は、『(<検出下限値)』として表示しています。

2 測定値が検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示しています。

3 年平均値は、環境省の集計方法に従って、各月の測定値が検出下限値未満の場合は検出下限値の 1/2 を、その他の場合はその測定値を採用し、算出しました。

4 優先取組物質のうち、「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」は形態別分析方法が確立されていないため「クロム及びその化合物」として測定しています。

5 ひ素及びその化合物の欄に示した指針値は、ひ素及び無機ひ素化合物の指針値です。

6 水銀及びその化合物の欄に示した指針値は、平成 30 年度から水銀及びその化合物が優先取組物質から除かれることになったため、平成 29 年度の指針値としています。

### (7) 大気環境中のアスベスト調査

大気環境中のアスベスト調査については、一般環境大気測定局3局で実施しました。

(単位：本/リットル)

調査地点名称	調査日			
	R1.5.16	R1.8.6	R1.11.12	R2.2.4
市役所測定局（相模原市役所）	0.056 未満	0.11	0.056 未満	0.056 未満
相模台測定局（相模台中学校）	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
津久井測定局（津久井総合事務所）	0.056	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満

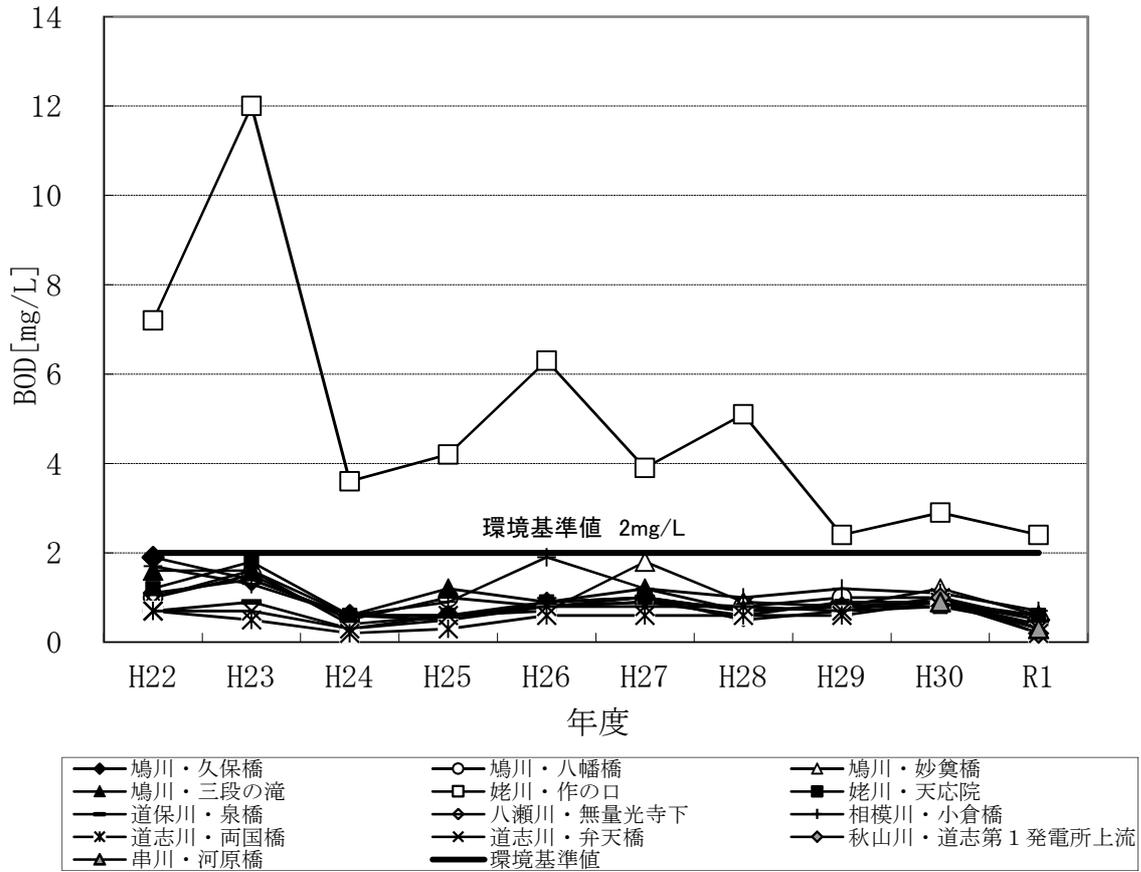
備考 環境基準は定められていませんが、大気汚染防止法によりアスベスト製品の製造・加工工場における敷地境界での基準が10本/リットルと定められています。

平成29年環境省水・大気環境局大気環境課編「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」に定める方法により試料捕集及び測定を実施したものであり、総繊維数濃度の結果です。

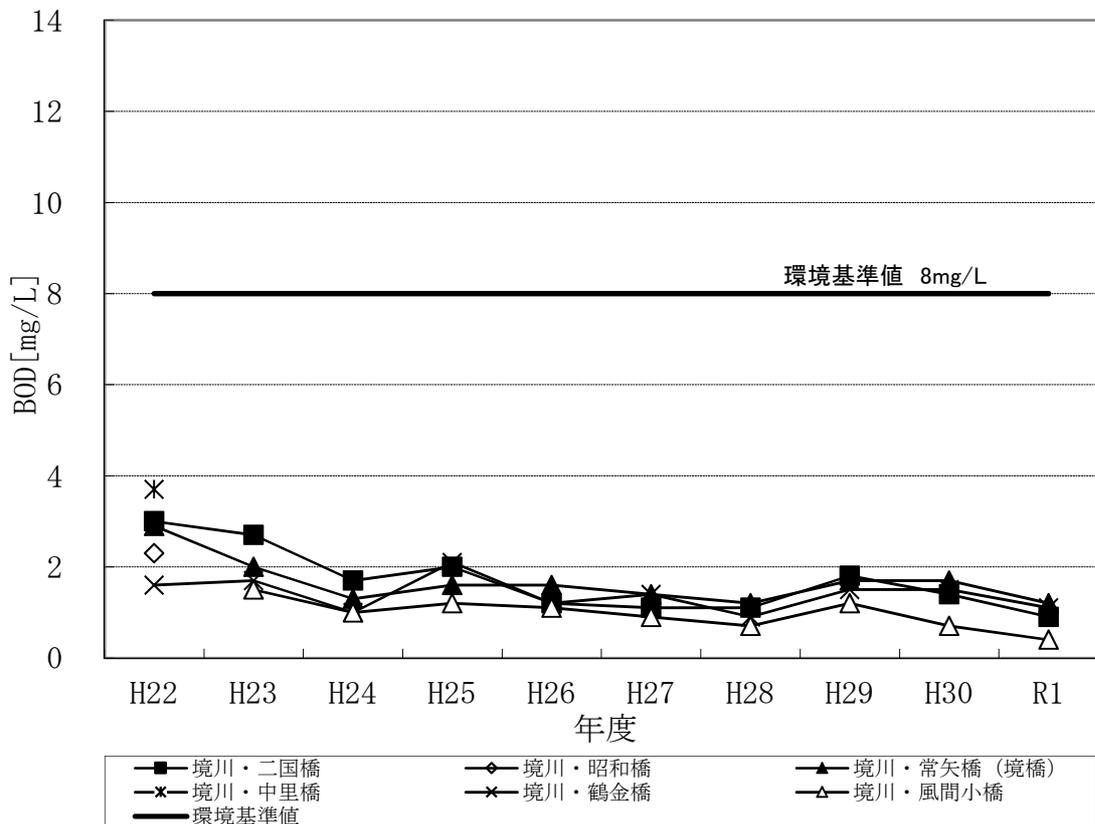


## BODの経年変化

○ 相模川水系（鳩川、姥川、道保川、八瀬川、相模川、道志川、秋山川及び串川）

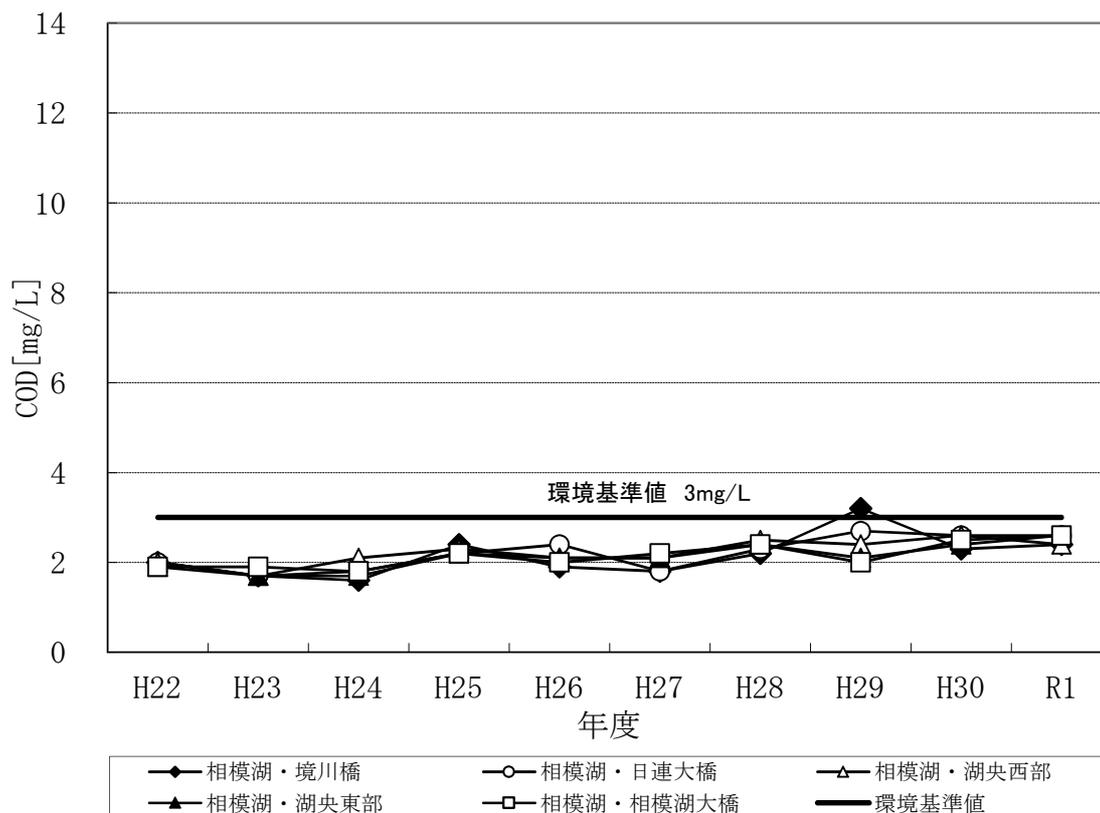


○ 境川

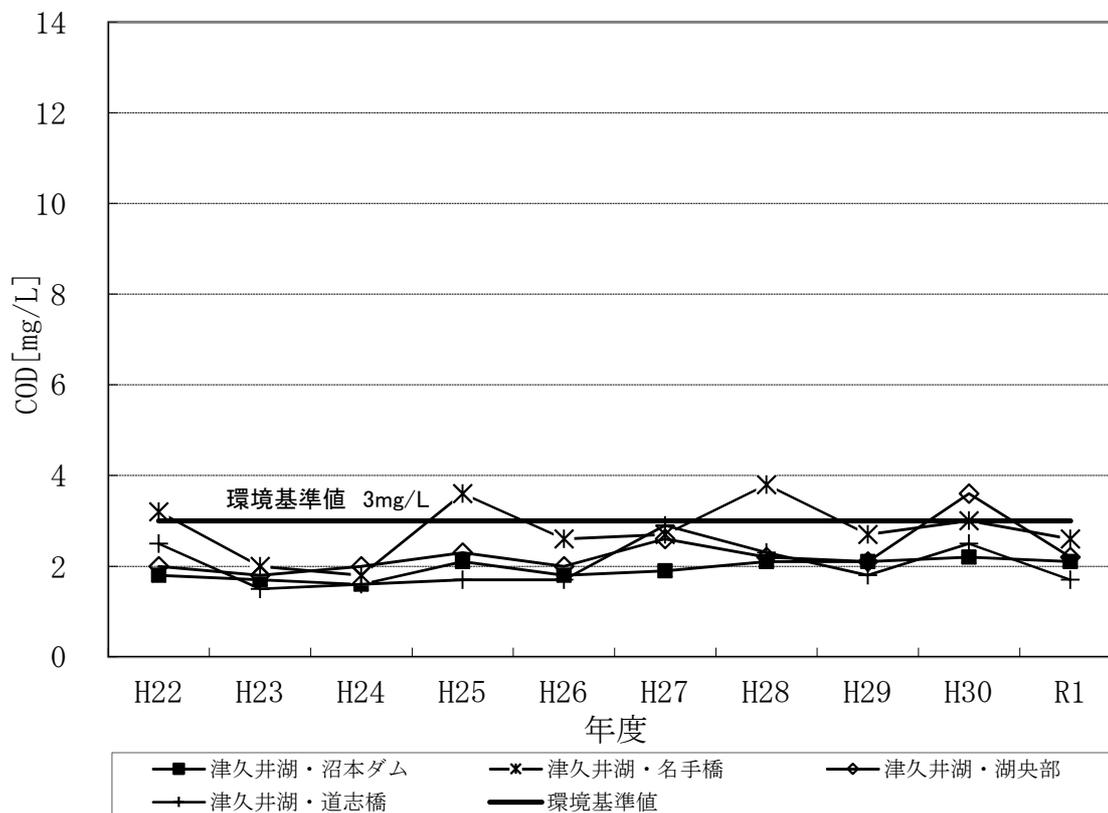


## CODの経年変化

○ 相模湖



○ 津久井湖



河川及び湖沼

ア 観測項目、健康項目及び生活環境項目等

(ア) 相模川水系(鳩川、姥川、道保川、八瀬川、相模川、道志川、秋山川及び串川)

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物B類型)	鳩川			
					三段の滝	久保橋	八幡橋	妙眞橋
					平均值	平均值	平均值	平均值
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.14	0.14	0.69	0.33
	4	採取水深	m	-	0.03	0.03	0.13	0.06
	5	流速	m/s	-	0.38	0.13	0.07	0.10
	6	流量	m <sup>3</sup> /s	-	0.69	0.16	0.19	0.13
	7	気温	°C	-	22.7	21.2	21.3	19.0
	8	水温	°C	-	19.1	18.9	18.1	17.2
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	>100	>100	>100	>100
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0006
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	PCB	mg/L	検出されないこと	<0.0005	-	-	-
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.0002	-	-	-
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0002	-	-	-
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0002	-	-	-
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0002	-	-	-
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0002	-	-	-
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002
	17	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0004	-	-	-
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0002	-	-	-
	22	セレン	mg/L	0.01以下	0.0005	-	-	-
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	4.2	-	-	-
		硝酸性窒素	mg/L	-	4.2	-	-	-
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	-
	24	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-
25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	-	-	-	
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.4	7.8	7.9	8.1
	2	BOD	mg/L	2以下	0.6(0.6)	0.4(0.5)	0.6(0.5)	0.5(0.6)
	3	COD	mg/L	-	1.7(2.0)	-	-	-
	4	SS	mg/L	25以下	2	1	2	3
	5	DO	mg/L	7.5以上	11.1	11.0	11.8	10.7
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	6600	7000	5300	5800
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	4.4	4.6	4.8	5.8
	9	全燐	mg/L	-	0.025	0.019	0.018	0.050
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0056	0.0045	0.0042	0.0048
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.002以下	0.00010	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.05以下	0.0022	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0010	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	<0.02	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	6	EPN	mg/L	-	<0.0005	-	-	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	-	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.04	-	-	-
	2	磷酸態燐	mg/L	-	0.014	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	25	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	9.3	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	-	-	-
	6	大腸菌数	個/100mL	-	140	-	-	-
	7	TOC	mg/L	-	0.8	-	-	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物B類型)	姥川		道保川	八瀬川
					作の口	天応院	泉橋	無量光寺下
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.18	0.50	0.19	0.52
	4	採取水深	m	-	0.03	0.10	0.04	0.10
	5	流速	m/s	-	0.16	0.20	0.39	0.13
	6	流量	m <sup>3</sup> /s	-	0.11	0.34	0.29	0.17
	7	気温	°C	-	20.8	22.8	22.4	20.3
	8	水温	°C	-	19.1	19.3	18.7	17.1
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	>100	>100	>100	>100
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	8	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	9	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0010	<0.0002	<0.0002	<0.0002
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.5	8.0	8.0	7.7
	2	BOD	mg/L	2以下	2.0(2.4)	0.5(0.6)	0.4(0.4)	0.3(0.4)
	3	SS	mg/L	25以下	2	2	4	2
	4	DO	mg/L	7.5以上	9.5	10.4	9.7	9.4
	5	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	1000000	2700	6700	7600
	6	全窒素	mg/L	-	5.0	4.1	4.7	6.8
	7	全燐	mg/L	-	0.11	0.034	0.041	0.021
	8	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.015	0.0077	0.0051	0.0024

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 生活環境項目の環境基準値は、参考として相模川及び鳩川(河川A類型、河川生物B類型)に係る値を記載しています。

備考 6 BOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 7 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物A類型)	相模川	道志川		秋山川	串川
					小倉橋	両国橋	弁天橋	道志第1発電所上流	河原橋
					平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	3.68	0.61	0.62	0.34	0.36
	4	採取水深	m	-	0.73	0.12	0.12	0.06	0.07
	5	流速	m/s	-	-	0.44	0.23	0.26	0.13
	6	流量	m <sup>3</sup> /s	-	-	4.00	2.12	0.71	0.30
	7	気温	°C	-	17.2	13.8	15.9	13.2	16.0
	8	水温	°C	-	15.1	12.4	14.7	13.8	14.7
	9	色相	-	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	87	98	89	>100	>100
	11	臭気	-	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	0.0006	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	P C B	mg/L	検出されないこと	-	-	不検出	不検出	不検出
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0002	0.0013	0.0005	<0.0002	<0.0002
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	12	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	17	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.86	0.46	0.44	0.79	2.0
	硝酸性窒素	mg/L	-	0.81	0.41	0.39	0.74	2.0	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
24	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	
25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
26	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.8	7.7	7.7	7.7	8.1
	2	BOD	mg/L	2以下	0.6(0.7)	0.2(0.2)	0.3(0.3)	0.2(0.2)	0.2(0.3)
	3	COD	mg/L	-	1.7(2.0)	0.7(0.7)	2.0(1.3)	1.1(1.2)	1.1(1.2)
	4	SS	mg/L	25以下	5	2	14	1	1
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.4	10.4	10.3	10.4	10.3
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	450	300	1800	1200	1700
	7	n-ヘキシル抽出物質	mg/L	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8	全窒素	mg/L	-	0.95	0.45	0.47	0.77	2.1
	9	全燐	mg/L	-	0.046	0.010	0.014	0.017	0.023
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0026	0.0012	0.0021	0.0013	0.0016
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	12	L A S	mg/L	0.03以下	0.0003	-	0.0011	0.0006	0.0004
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	2	銅	mg/L	-	0.0011	0.0012	0.0008	0.0007	0.0009
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.03	<0.02	0.04	<0.02	<0.02
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	5	クロム	mg/L	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005
	6	E P N	mg/L	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.07	0.05	0.05	0.04	0.04
	2	磷酸態燐	mg/L	-	0.024	0.009	0.008	0.014	0.018
	3	電気伝導率	mS/m	-	14	10	10	13	22
	4	塩化物イオン	mg/L	-	4.0	1.5	1.9	2.5	9.1
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	大腸菌数	個/100mL	-	5	-	-	-	-
	7	T O C	mg/L	-	0.7	-	-	-	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。

また、BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

(イ) 境川

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川D類型) (河川生物B類型)	境川			
					常矢橋	風間小橋	二国橋	鶴金橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.26	0.69	0.47	0.90
	4	採取水深	m	-	0.05	0.14	0.09	0.18
	5	流速	m/s	-	0.12	0.06	0.07	0.04
	6	流量	m <sup>3</sup> /s	-	0.20	0.06	0.18	0.32
	7	気温	°C	-	18.5	20.7	22.3	16.6
	8	水温	°C	-	17.3	16.0	18.1	16.3
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	99	>100	95	95
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	-	-	-
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0002	-	-	-
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0002	-	-	-
	11	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0002	-	-	-
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0002	-	-	-
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	16	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0004	-	-	-
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0002	-	-	-
	21	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	-	-	-
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	1.8	-	-	-
	硝酸性窒素	mg/L	-	1.8	-	-	-	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.05	-	-	-	
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-	
24	ほう素	mg/L	1以下	0.14	-	-	-	
25	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-	
生活環境項目	1	pH	-	6.0~8.5	8.5	7.6	8.2	7.5
	2	BOD	mg/L	8以下	1.0(1.2)	0.4(0.4)	0.7(0.9)	1.1(1.1)
	3	COD	mg/L	-	3.2(3.8)	-	-	-
	4	SS	mg/L	100以下	2	1	3	3
	5	DO	mg/L	2以上	10.2	9.9	10.1	8.6
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	19000	3000	6300	7900
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	2.1	1.6	1.9	3.3
	9	全燐	mg/L	-	0.052	0.042	0.087	0.049
	10	全亜鉛	mg/L	-	0.017	0.0018	0.0038	0.0088
	11	ノニルフェノール	mg/L	-	<0.00006	-	-	-
	12	LAS	mg/L	-	0.0054	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0035	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.03	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	-
	5	ニッケル	mg/L	-	0.001	-	-	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.05	-	-	-
	2	燐酸態燐	mg/L	-	0.032	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	30	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	20	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	-	-	-
	6	非イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	7	大腸菌数	個/100mL	-	260	-	-	-
	8	TOC	mg/L	-	1.5	-	-	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。

また、BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 5 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

(ウ) 湖沼（相模湖及び津久井湖）

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	相模湖				
					境川橋	日連大橋	湖央西部	湖央東部	相模湖大橋
					平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候（降水量）	mm	-	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	11.9	13.1	14.5	20.9	25.6
	4	採取水深	m	-	5.7	6.3	7.0	10.2	12.5
	5	気温	℃	-	15.9	17.8	19.4	19.7	20.5
	6	水温	℃	-	15.0	15.1	15.5	15.1	15.0
	7	色相	-	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	3.0	2.0	2.3	2.7	2.4
	9	臭気	-	-	-	-	-	-	-
	10	外観	-	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0006	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0006
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	PCB	mg/L	検出されないこと	不検出	-	-	不検出	-
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.0003	0.0003	0.0004	<0.0002	<0.0002
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	17	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	23	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.95	0.88	0.90	0.89	0.86
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.93	0.85	0.88	0.86	0.82
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	24	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08
25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
26	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.8	7.9	7.9	7.8	7.7
	2	BOD	mg/L	-	1.0(1.3)	0.9(1.1)	1.4(1.4)	1.1(1.8)	1.8(1.2)
	3	COD	mg/L	3以下	2.0(2.4)	2.0(2.6)	2.4(2.4)	2.1(2.6)	3.0(2.6)
	4	SS	mg/L	5以下	4	6	5	5	7
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.5	11.0	10.8	10.3	9.3
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	1700	1400	220	110	130
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-
	8	全窒素※	mg/L	1.2以下	1.2(1.1)	1.0(1.0)	1.1(1.1)	1.1(1.1)	1.2(1.2)
	9	全燐※	mg/L	0.080以下	0.10(0.10)	0.080(0.080)	0.093(0.099)	0.083(0.086)	0.092(0.10)
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0050	0.0037	0.0040	0.0035	0.0033
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.029	-	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0016	-	-	0.0016	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	<0.02	-	-	0.08	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	6	EPN	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	-	<0.001	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.05	0.04	0.05	0.06	0.11
	2	燐酸態燐	mg/L	-	0.075	0.054	0.055	0.052	0.050
	3	電気伝導率	mS/m	-	15	17	15	16	14
	4	塩化物イオン	mg/L	-	5.1	4.2	4.5	4.4	4.5
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	クロロフィルa	µg/L	-	13	10	20	9.6	36
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	-	0.032	-
	8	非イオン界面活性剤	mg/L	-	0.005	-	-	<0.005	-
	9	プランクトン	個/mL	-	-	-	-	1600	2300
	10	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	-	4	-
	11	TOC	mg/L	-	-	-	-	0.9	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 5 全窒素及び全燐については、上層部の平均値です。

湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価については、上層の平均値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

備考 7 「※」があるものは、環境基準値ではなく暫定目標です。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	津久井湖			
					沼本ダム	名手橋	湖中央部	道志橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	14.1	19.1	32.6	5.7
	4	採取水深	m	-	6.8	9.3	16.0	2.6
	5	気温	℃	-	20.2	17.2	16.8	18.9
	6	水温	℃	-	15.2	16.0	15.6	15.8
	7	色相	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	1.7	2.0	2.3	2.7
	9	臭気	-	-	-	-	-	-
	10	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	PCB	mg/L	検出されないこと	不検出	-	不検出	-
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	17	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	23	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.93	0.80	0.82	0.47
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.89	0.76	0.77	0.42
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	<0.05	<0.05	0.05	<0.05
	24	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.08	<0.08	<0.08	<0.08
25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.7	7.8	7.4	7.7
	2	BOD	mg/L	-	0.7(0.9)	1.5(1.3)	0.7(0.9)	0.5(0.4)
	3	COD	mg/L	3以下	1.8(2.1)	2.4(2.6)	1.9(2.2)	1.7(1.7)
	4	SS	mg/L	5以下	5	6	7	9
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.2	10.1	9.0	10.2
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	230	290	130	750
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	<0.5	-
	8	全窒素※	mg/L	1.1以下	1.0(1.0)	1.1(1.1)	0.97(0.97)	0.55(0.54)
	9	全燐※	mg/L	0.042以下	0.078(0.077)	0.075(0.085)	0.047(0.043)	0.021(0.019)
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0046	0.0039	0.0023	0.0029
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	0.00006	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.0009	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0018	-	0.0012	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.12	-	0.03	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	<0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.005	-	<0.005	-
	6	EPN	mg/L	-	<0.0005	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	<0.001	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.04	0.06	0.06	0.05
	2	燐酸態燐	mg/L	-	0.050	0.032	0.023	0.010
	3	電気伝導率	mS/m	-	15	13	13	11
	4	塩化物イオン	mg/L	-	4.5	3.9	3.9	2.3
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	クロロフィルa	µg/L	-	7.2	18	5.9	3.6
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	0.039	-
	8	非イオン界面活性剤	mg/L	-	-	-	<0.005	-
	9	プランクトン	個/mL	-	-	960	580	-
	10	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	6	-
	11	TOC	mg/L	-	-	-	1.1	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 5 全窒素及び全燐については、上層部の平均値です。

湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価については、上層の平均値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

備考 7 「※」があるものは、環境基準値ではなく暫定目標です。

イ 要監視項目（相模川、相模湖及び津久井湖）

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模川
						小倉橋
						平均値
要監視項目	水生生物の保全に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0002
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002
		6	2,4-ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模湖		津久井湖	
						境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部
						平均値	平均値	平均値	平均値
要監視項目	人の健康の保護に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		3	1,2ジクロロプロパン	mg/L	0.06 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.2 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		5	イソキサチオン	mg/L	0.008 以下	—	<0.0004	—	<0.0004
		6	ダイアジノン	mg/L	0.005 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		7	フェニトロチオン	mg/L	0.003 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		8	イソプロチオラン	mg/L	0.04 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		9	オキシ銅	mg/L	0.04 以下	—	<0.005	—	<0.005
		10	クロロタロニル	mg/L	0.05 以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		11	プロピサミド	mg/L	0.008 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		12	ジクロルボス	mg/L	0.008 以下	—	<0.00002	—	<0.00002
		13	フェノカルブ	mg/L	0.03 以下	—	<0.00004	—	<0.00004
		14	イプロベンホス	mg/L	0.008 以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		15	クロルニトルフェン	mg/L	—	—	<0.0001	—	<0.0001
		16	トルエン	mg/L	0.6 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		17	キシレン	mg/L	0.4 以下	—	<0.0006	—	<0.0006
		18	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.06 以下	—	<0.0005	—	<0.0005
		19	モリブデン	mg/L	0.07 以下	—	<0.007	—	<0.007
		20	アンチモン	mg/L	0.02 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		21	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		22	エピクロロヒドリン	mg/L	0.0004 以下	—	<0.00003	—	<0.00003
		23	全マンガン	mg/L	0.2 以下	—	0.027	—	0.078
		24	ウラン	mg/L	0.002 以下	—	<0.00005	—	<0.00005
要監視項目	水生生物の保全に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0002	—	<0.0002	—
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001	—	<0.001	—
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003	—	<0.003	—
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003	—	<0.00003	—
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002	—	<0.002	—
		6	2,4-ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003	—	<0.0003	—

備考 1 「<」は、未満を示します。

## 2 地下水の状況

### (1) 定期モニタリング調査（市計画）結果

相模原市測定計画に基づき、市域を1kmメッシュに区分し、旧相模原市の区域の85地点及び城山地区の14地点、計98地点の定期モニタリング調査を実施し、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、すべての地点で環境基準を達成しました。

#### 令和元年度 定期モニタリング調査（市計画）結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	調査地点数	平均値	最大値	最小値	検出		基準超過	
						地点数	検出割合	地点数	超過割合
四塩化炭素	0.002以下	98	0.0002	0.0005	<0.0002	7	7.1%	0	0.0%
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	98	0.0003	0.0046	<0.0002	15	15.3%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01以下	98	0.0005	0.0039	<0.0002	56	57.1%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01以下	98	0.0012	0.010	<0.0002	54	55.1%	0	0.0%

備考1 環境基準値：平成9年3月13日環境庁告示第10号（平成26年11月17日第127号改正）

2 採水時期：10月

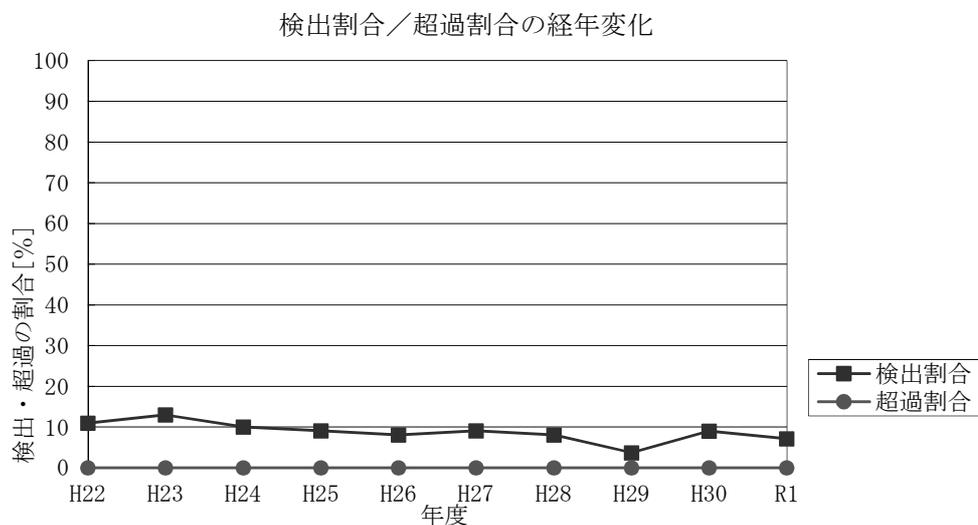
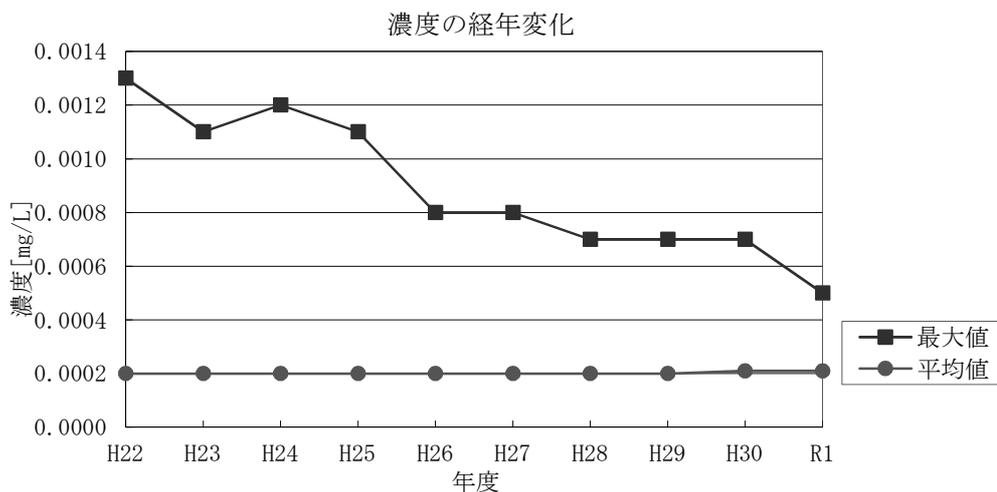
3 「<」は、未満を示します。

### 四塩化炭素濃度経年変化

環境基準 0.002mg/L 以下

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年・月	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10
調査地点数	100	100	100	99	99	99	99	54	100	98
平均値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
最大値	0.0013	0.0011	0.0012	0.0011	0.0008	0.0008	0.0007	0.0007	0.0007	0.0005
最小値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	11	13	10	9	8	9	8	2	9	7
検出割合	11.0	13.0	10.0	9.1	8.1	9.1	8.1	3.7	9.0	7.1
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示します。



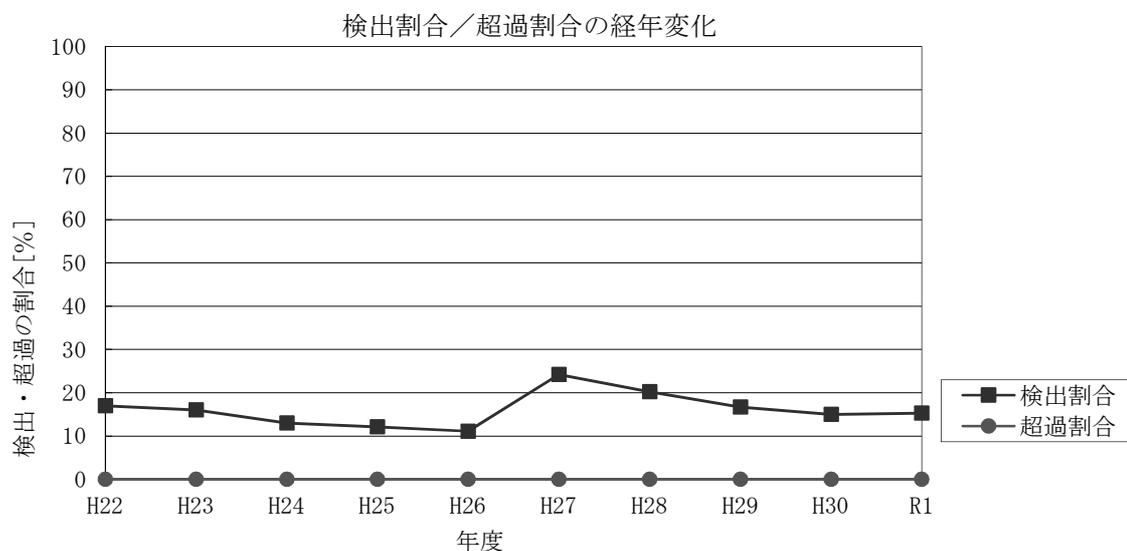
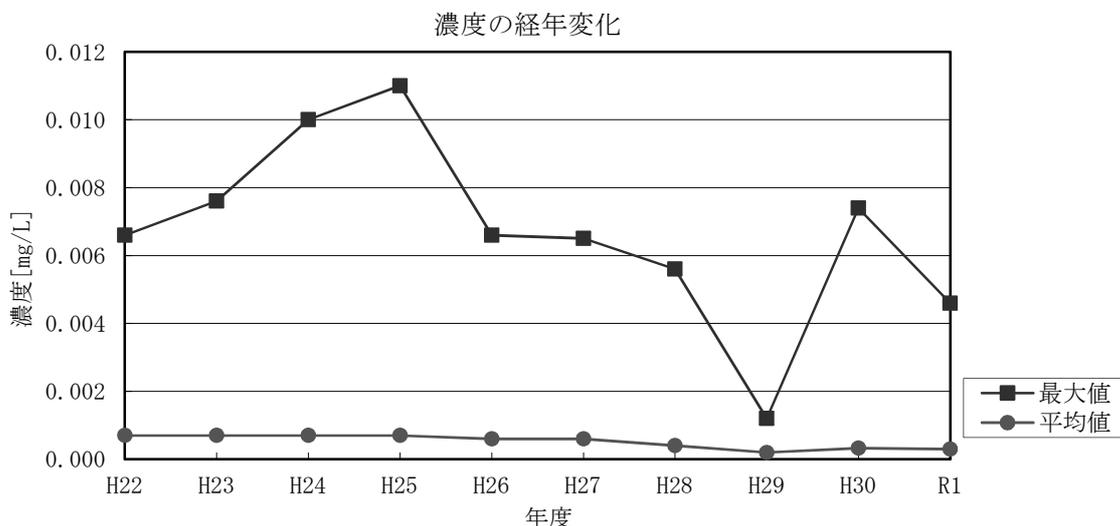
## 1, 1, 1-トリクロロエタン濃度経年変化

環境基準 1mg/L 以下

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年・月	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10
調査地点数	100	100	100	99	99	99	99	54	100	98
平均値	0.0007	0.0007	0.0007	0.0007	0.0006	0.0006	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003
最大値	0.0066	0.0076	0.010	0.011	0.0066	0.0065	0.0056	0.0012	0.0074	0.0046
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	17	16	13	12	11	24	20	9	15	15
検出割合	17.0	16.0	13.0	12.1	11.1	24.2	20.2	16.7	15.0	15.3
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示します。

2 平成27年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002 へ変更となりました。



## トリクロロエチレン濃度経年変化

環境基準 0.01 mg/L 以下

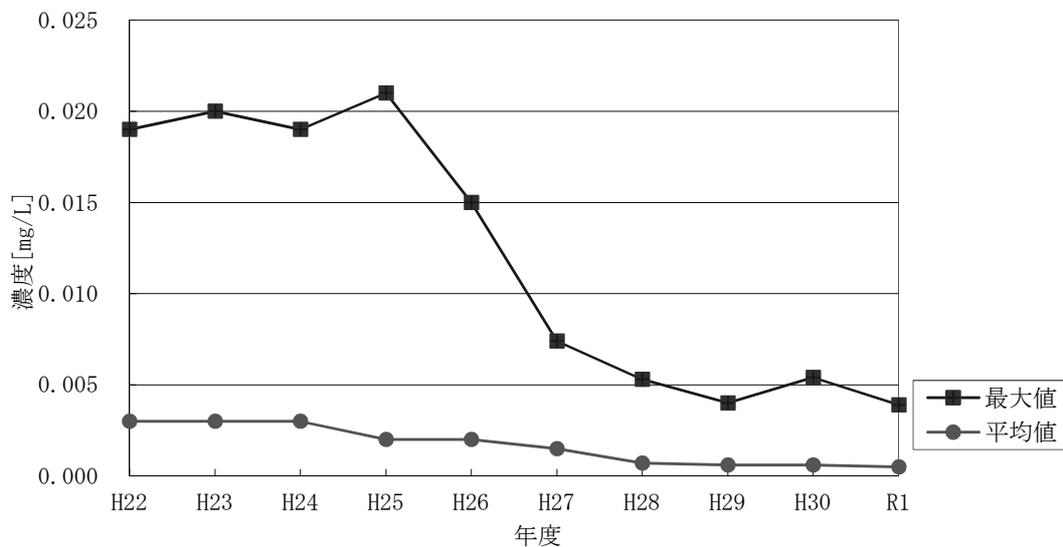
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年・月	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10
調査地点数	100	100	100	99	99	99	99	54	100	98
平均値	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.0015	0.0007	0.0006	0.0006	0.0005
最大値	0.019	0.020	0.019	0.021	0.015	0.0074	0.0053	0.0040	0.0054	0.0039
最小値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	21	20	14	14	12	63	64	30	62	56
検出割合	21.0	20.0	14.0	14.1	12.1	63.0	64.6	55.6	62.0	57.1
超過地点数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
超過割合	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示します。

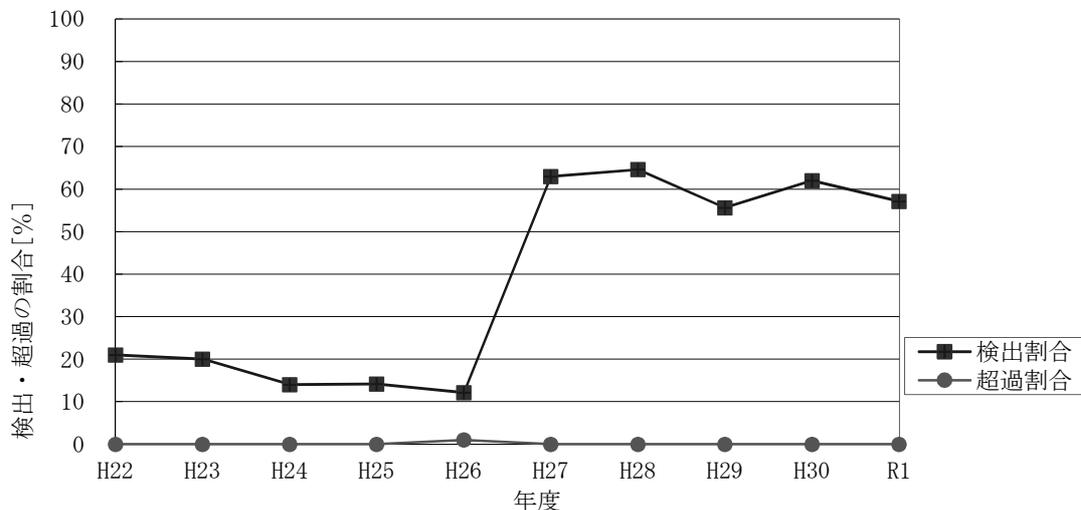
2 平成26年11月17日環境省告示第127号により、基準値が0.03 mg/L以下から0.01 mg/L以下へ改正されました。

3 平成27年度より報告下限値である最小値が<0.002から<0.0002へ変更となりました。

濃度の経年変化



検出割合／超過割合の経年変化



## テトラクロロエチレン濃度経年変化

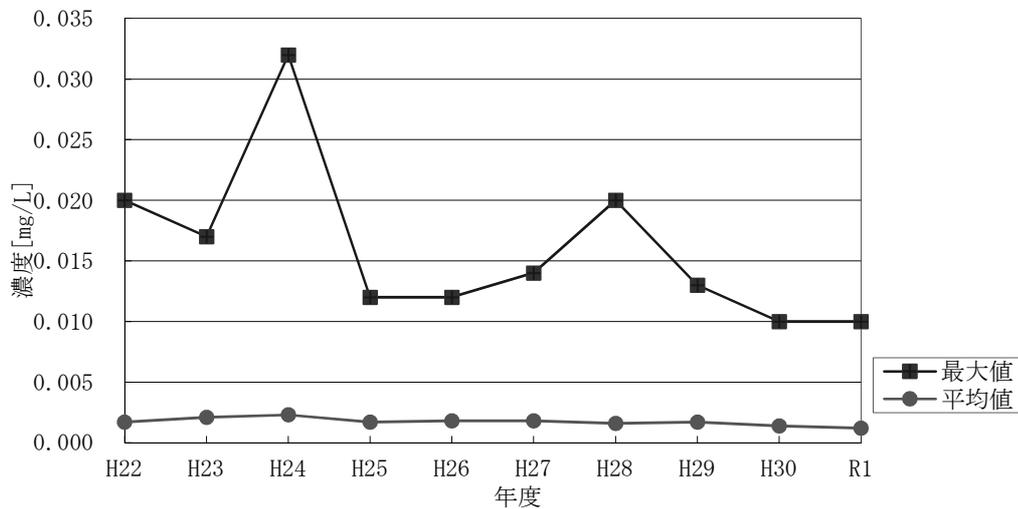
環境基準 0.01 mg/L 以下

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年・月	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10
調査地点数	100	100	100	99	99	99	99	54	100	98
平均値	0.0017	0.0021	0.0023	0.0017	0.0018	0.0018	0.0016	0.0017	0.0014	0.0012
最大値	0.020	0.017	0.032	0.012	0.012	0.012	0.014	0.020	0.013	0.010
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	48	52	47	46	46	55	54	28	55	54
検出割合	48.0	52.0	47.0	46.5	46.5	55.6	54.5	51.9	55.0	55.1
超過地点数	2	4	5	2	3	3	4	2	0	0
超過割合	2.0	4.0	5.0	2.0	3.0	3.0	4.0	3.7	0.0	0.0

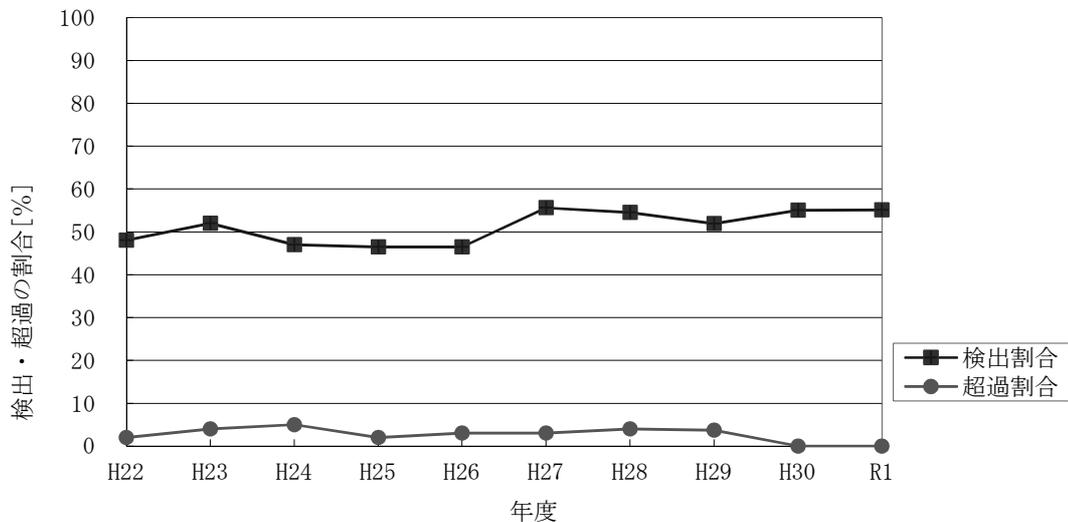
備考1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示します。

2 平成27年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002へ変更となりました。

濃度の経年変化



検出割合／超過割合の経年変化

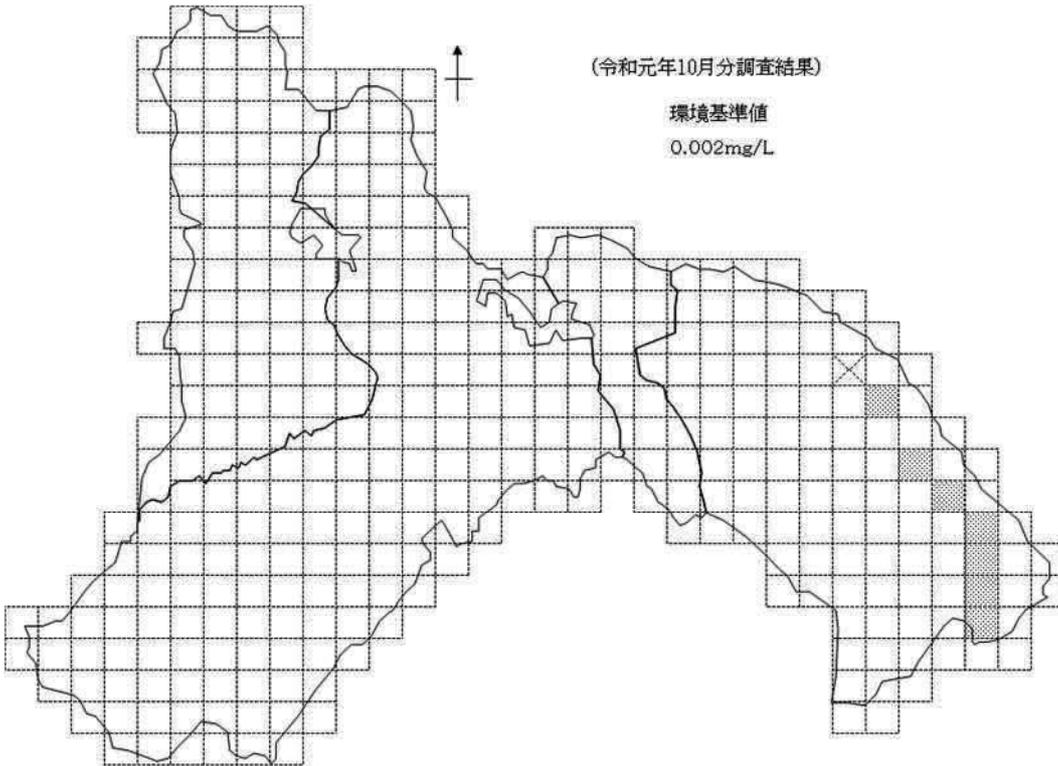
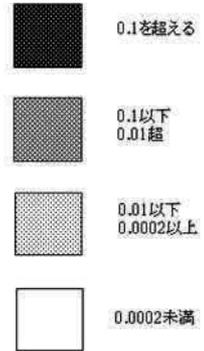


### 四塩化炭素濃度分布図

(令和元年10月分調査結果)

環境基準値  
0.002mg/L

凡 例  
単位 (mg/L)

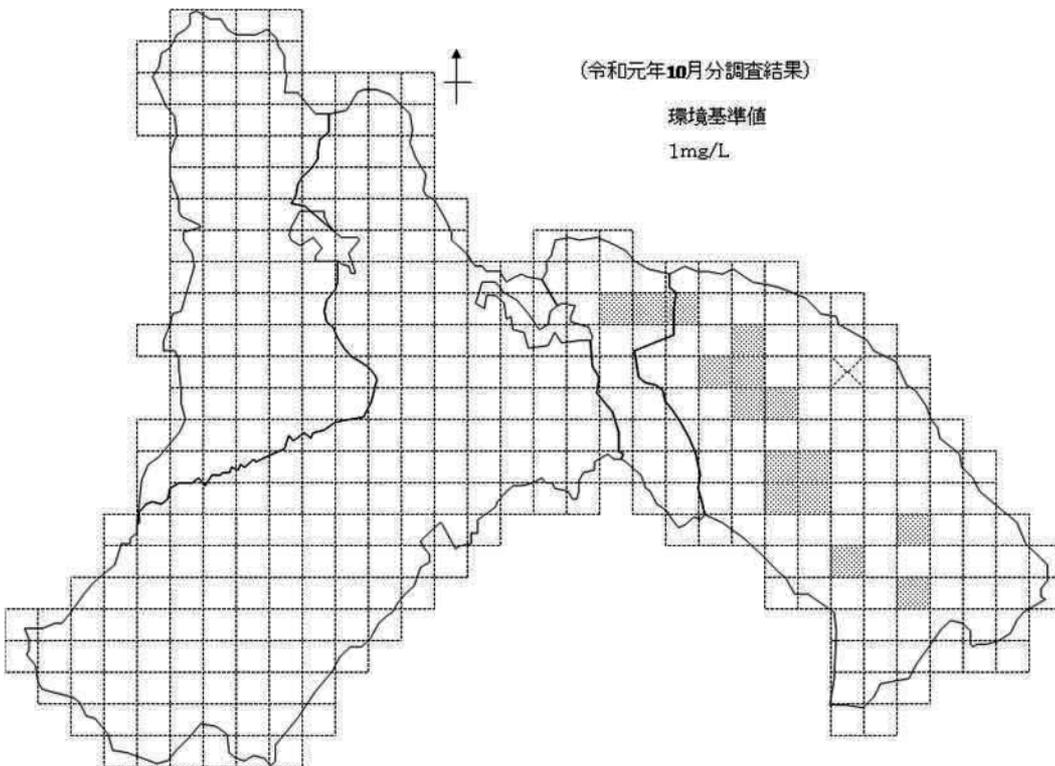
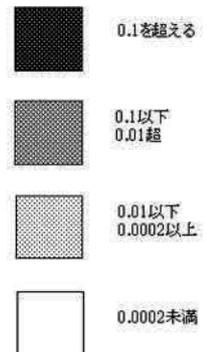


### 1,1,1-トリクロロエタン濃度分布図

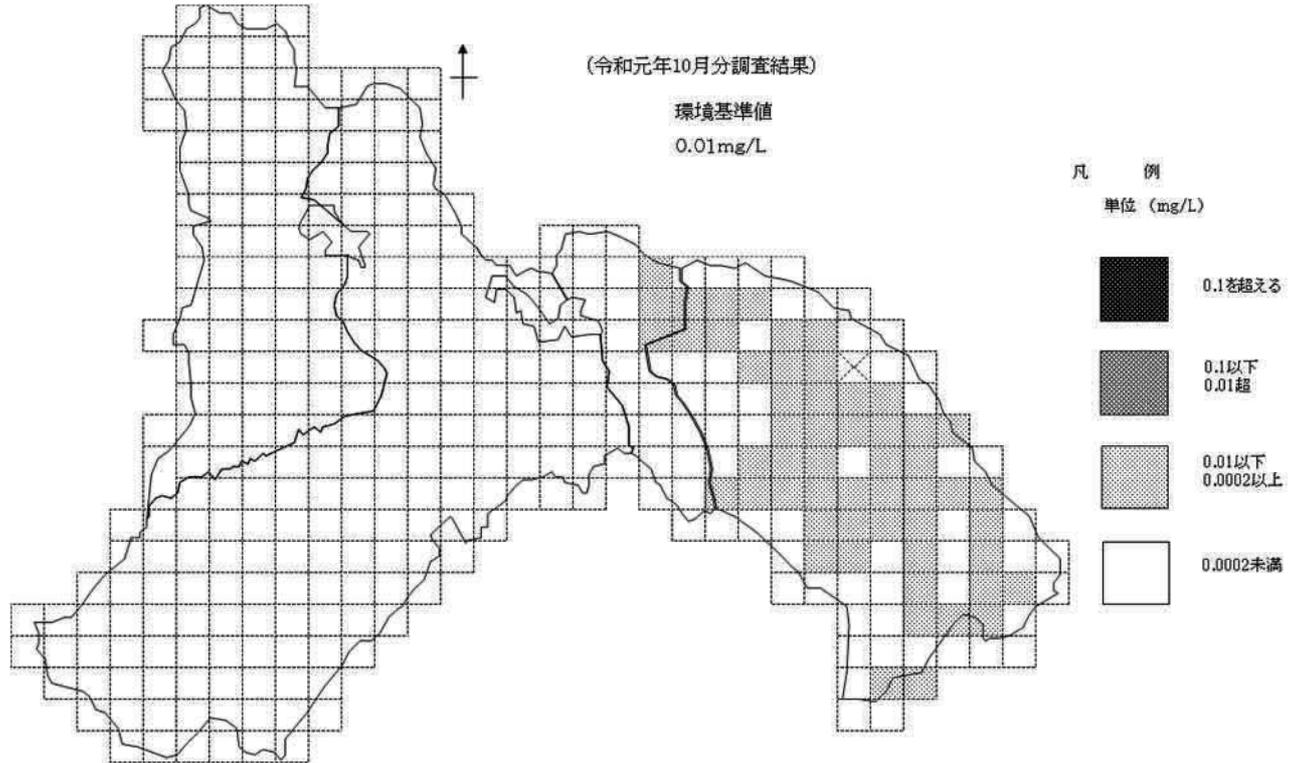
(令和元年10月分調査結果)

環境基準値  
1mg/L

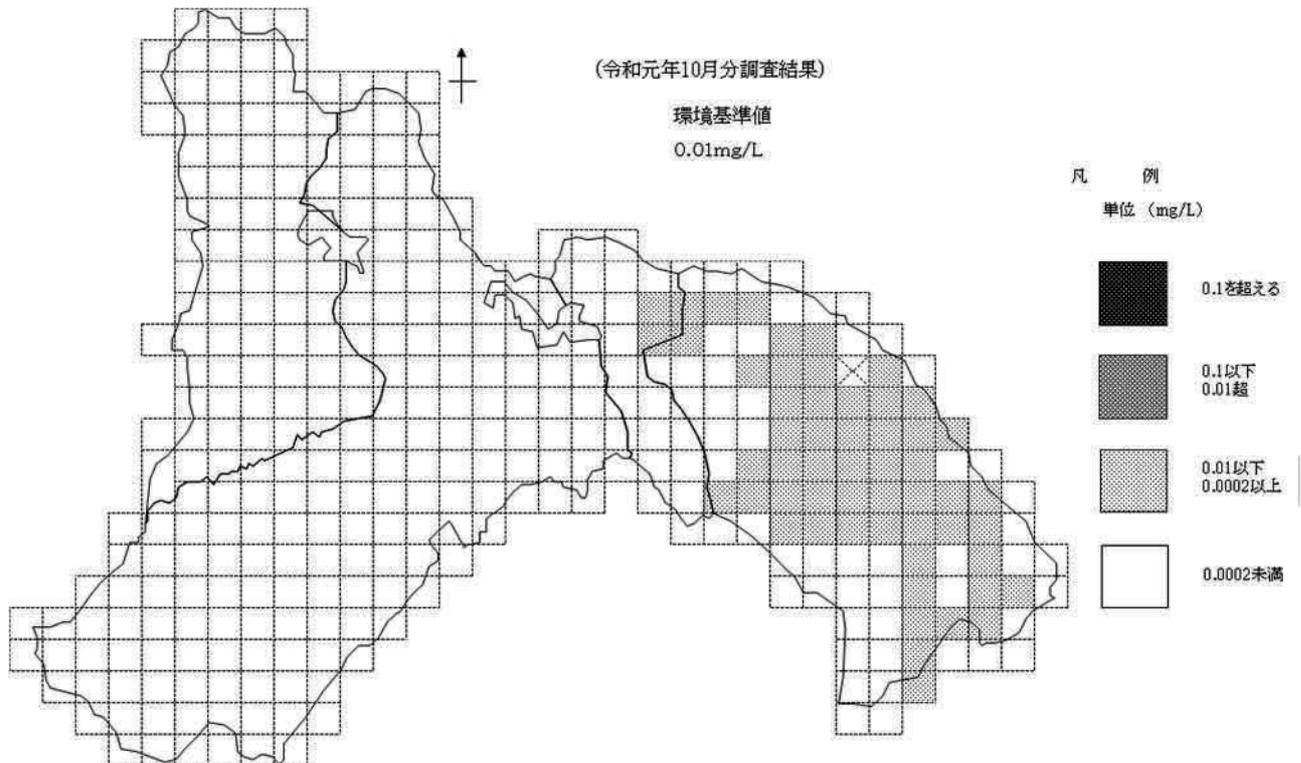
凡 例  
単位 (mg/L)



トリクロロエチレン濃度分布図



テトラクロロエチレン濃度分布図



(2) 概況調査（県計画）結果

令和元年度は4か年計画の2年目であり、12地点で調査を実施しました。また、長期的な観点から水質の経年変化を把握するための定点調査として、10地点で調査を実施しました。

その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

令和元年度 概況調査（県計画）結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	平均値	最大値	最小値	検 出		基 準 超 過	
					地点数	検出割合	地点数	超過割合
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
鉛	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
六価クロム	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	0	0.0%	0	0.0%
砒素	0.01以下	0.005	0.005	<0.005	1	4.5%	0	0.0%
総水銀	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0	0.0%	0	0.0%
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
ジクロロメタン	0.02以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
四塩化炭素	0.002以下	0.0002	0.0002	<0.0002	1	4.5%	0	0.0%
クロロエチレン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002	0.0008	<0.0002	2	9.1%	0	0.0%
1,2-ジクロロエチレン	合計 0.04以下	0.0005	0.0016	<0.0004	3	13.6%	0	0.0%
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.0003	0.0014	<0.0002	3	13.6%		
トランス-1,2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%		
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0003	0.0016	<0.0002	3	13.6%	0	0.0%
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002	0.0003	<0.0002	1	4.5%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01以下	0.0006	0.0061	<0.0002	9	40.9%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0007	0.0055	<0.0002	7	31.8%	0	0.0%
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0	0.0%	0	0.0%
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.0%	0	0.0%
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
ベンゼン	0.01以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	合計 10以下	3.6	9.8	<0.10	21	95.5%	0	0.0%
硝酸性窒素		3.6	9.8	<0.05	21	95.5%		
亜硝酸性窒素		<0.05	<0.05	<0.05	0	0.0%		
ふっ素	0.8以下	0.08	0.09	<0.08	1	4.5%	0	0.0%
ほう素	1以下	0.02	0.04	<0.02	1	4.5%	0	0.0%
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%

- 備考 1 環境基準値：平成9年3月13日環境庁告示第10号（平成26年11月17日第127号改正）  
 2 採水時期：10月  
 3 「<」は、未満を示します。  
 4 「不検出」は、定量下限値未満を示します。  
 5 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ分析を行います。

### (3) 継続監視調査（県計画）結果

神奈川県測定計画に基づき、7地点で継続監視調査を実施しました。有機塩素系化合物については、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、すべての地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、5地点のうち2地点で環境基準を達成しました。

#### 令和元年度 継続監視調査（県計画）結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	調査地点数	平均値	最大値	最小値	検出		基準超過	
						地点数	検出割合	地点数	超過割合
四塩化炭素	0.002以下	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01以下	2	0.0005	0.0005	0.0005	2	100.0%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01以下	2	0.0076	0.010	0.0052	2	100.0%	0	0.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	合計10以下	5	12	24	4.6	5	100.0%	3	60.0%

備考1 環境基準値：平成9年3月13日環境庁告示第10号（平成26年11月17日第127号改正）

2 採水時期：10月

3 「<」は、未満を示します。

### (4) 地下水位測定結果

#### ア 地下水位の測定

市測定計画に基づき、地下水位の変動の状況及び地下水の流向を把握するため、63地点において測定を実施しました。

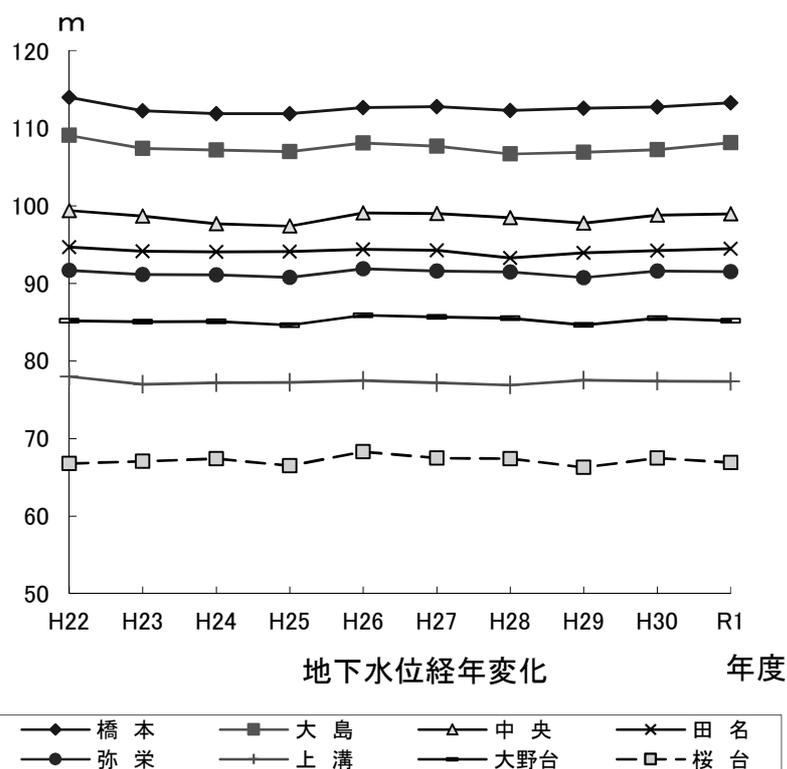
#### イ 地下水位の概況

地下水位の測定を毎年度実施している8地点については、すべての地点の平均が前年度と比較して約0.8m低下しました。なお、地下水位は降雨状況等により例年変動します。

#### 地下水位の経年変化

単位：m（標高）

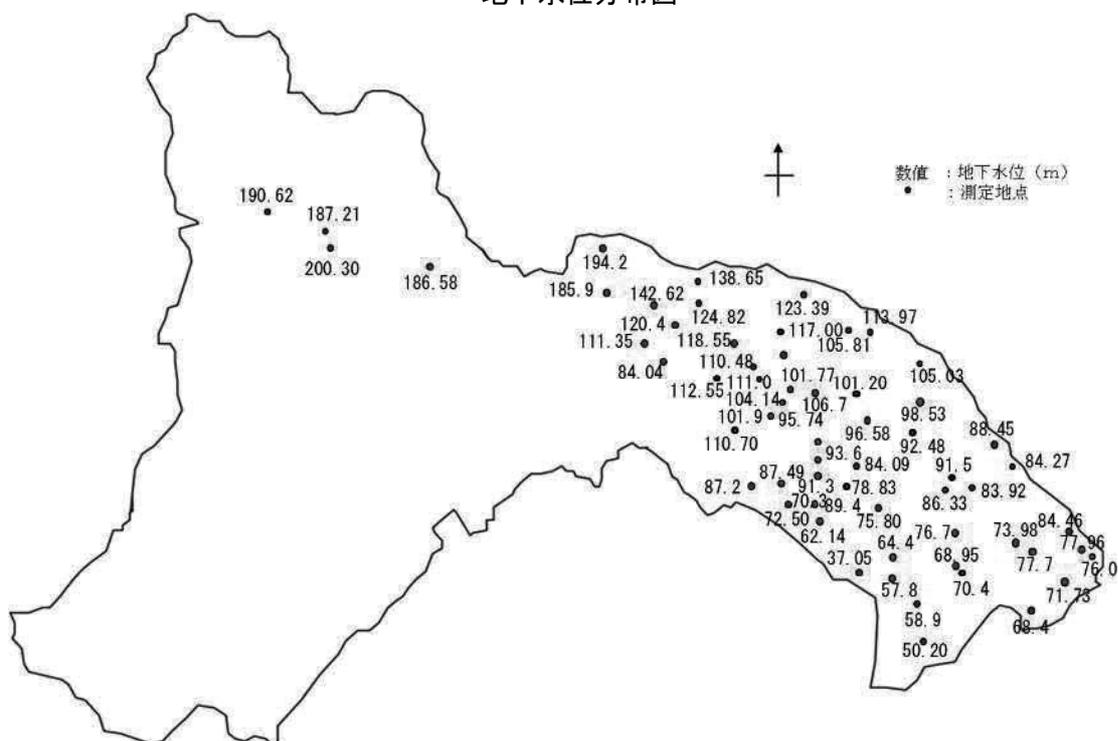
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
橋本	114.0	112.3	111.9	111.9	112.7	112.8	112.3	112.6	112.0	113.3
大島	109.1	107.4	107.2	107.0	108.1	107.7	106.7	106.9	107.2	108.2
中央	99.4	98.7	97.7	97.4	99.1	99.0	98.5	97.8	97.7	99.0
田名	94.7	94.2	94.1	94.1	94.4	94.3	93.3	94.0	93.8	94.5
弥栄	91.7	91.2	91.1	90.8	91.9	91.6	91.5	90.8	90.7	91.5
上溝	78.0	77.0	77.2	77.2	77.5	77.2	76.9	77.5	76.8	77.3
大野台	85.2	85.1	85.1	84.6	85.9	85.7	85.5	84.7	84.6	85.2
桜台	66.8	67.1	67.4	66.5	68.3	67.5	67.4	66.3	66.5	66.9
降水量	1,706	1,900	1,630	1,663	1,905	1,886	1,815	2,041	1,412	2,292



### ウ 地下水の流向

旧相模原市の区域については、全体として北西から南東に向かって流れ、その後南または南西に向かって流れています。

地下水位分布図



備考 測定時期：令和元年10月から11月

地下水位概況調査

単位：m（標高）

No.	調査地点	標高	測定値	地下水位	No.	調査地点	標高	測定値	地下水位
1	南区当麻	41.1	4.05	37.1	33	緑区澤井	193.2	2.58	190.6
2	中央区田名塩田	64.7	2.56	62.1	34	緑区小倉(2)	119.6	8.25	111.4
3	中央区田名(1)	76.5	4.00	72.5	35	緑区下九沢(3)	126.8	8.25	118.6
4	中央区上溝(1)	82.8	7.00	75.8	36	緑区橋本	137.0	20.00	117.0
5	中央区田名(2)	91.5	4.01	87.5	37	中央区宮下	131.0	25.97	105.0
6	中央区上溝(2)	85.9	7.07	78.8	38	緑区谷ヶ原	148.1	5.48	142.6
7	中央区上溝(3)	88.3	4.21	84.1	39	緑区原宿南	149.4	24.58	124.8
8	中央区田名(3)	99.0	3.26	95.7	40	緑区東橋本	126.3	2.91	123.4
9	中央区田名(4)	110.0	5.86	104.1	41	中央区宮下本町	120.3	6.33	114.0
10	中央区千代田	122.1	25.52	96.6	42	緑区相原	149.5	10.85	138.7
11	緑区大島(1)	119.5	6.95	112.6	43	南区下溝(1)	73.5	9.09	64.4
12	緑区大島(2)	116.9	6.42	110.5	44	南区下溝(2)	66.7	8.89	57.8
13	緑区下九沢(1)	109.5	7.73	101.8	45	南区磯部(2)	70.0	11.07	58.9
14	中央区中央	124.3	23.10	101.2	46	南区桜台(2)	90.5	20.14	70.4
15	緑区小倉(1)	89.0	4.96	84.0	47	南区大野台(3)	107.6	16.10	91.5
16	中央区下九沢(2)	136.0	25.30	110.7	48	中央区南橋本	129.7	22.96	106.7
17	南区磯部(1)	52.7	2.50	50.2	49	緑区上九沢	117.0	6.04	111.0
18	南区桜台(1)	88.3	19.35	69.0	50	中央区上溝(4)	99.3	5.71	93.6
19	南区上鶴間	85.5	13.77	71.7	51	中央区上溝(5)	97.5	6.19	91.3
20	南区上鶴間本町(1)	89.6	11.64	78.0	52	中央区田名(5)	93.0	3.57	89.4
21	南区文京	94.3	20.32	74.0	53	中央区田名(6)	72.4	2.07	70.3
22	南区上鶴間本町(2)	85.7	1.24	84.5	54	中央区田名(7)	90.3	3.09	87.2
23	南区大野台(1)	106.1	19.77	86.3	55	中央区田名(8)	99.0	3.32	95.7
24	南区大野台(2)	103.0	19.08	83.9	56	中央区田名(9)	112.5	10.62	101.9
25	南区古淵	88.0	3.73	84.3	57	南区上鶴間本町(3)	85.6	9.60	76.0
26	中央区弥栄	114.4	21.92	92.5	58	南区相模大野	92.0	14.35	77.7
27	中央区東淵野辺	92.1	3.65	88.5	59	南区相南	83.1	14.70	68.4
28	中央区淵野辺	117.1	18.57	98.5	60	南区麻溝台	93.9	17.25	76.7
29	中央区上矢部	117.6	11.79	105.8	61	緑区向原	140.5	20.12	120.4
30	緑区若柳	193.0	6.42	186.6	62	緑区中沢	186.0	0.13	185.9
31	緑区吉野	193.0	5.79	187.2	63	緑区川尻	195.5	1.30	194.2
32	緑区日連	202.0	1.70	200.3					

備考1 測定時期：令和元年10月から11月

2 測定値とは、地盤から地下水面までの深さを示します。

3 標高は概数です。

### Ⅲ 騒音

#### 1 自動車交通騒音

自動車騒音常時監視については、一般国道のうち国道 129 号(延長 8.0km)を、主要地方道のうち厚木愛川津久井線(延長 6.9km)及び相模原大磯線(延長 5.8km)を、一般県道のうち長竹川尻線(延長 9.0km)、太井上依知線(延長 6.0km)及び鳥屋川尻線(延長 11.5km)を、市道のうち市道橋本駅西口線(延長 0.4km)及び市道南橋本弥栄荘線(延長 0.8km)の 8 路線、総延長 48.4km について評価を行いました。

環境基準の評価の対象として道路端から 50m の範囲に立地する 4,368 戸のうち 4,106 戸(94.0%)で昼間(午前 6 時～午後 10 時)及び夜間(午後 10 時～午前 6 時)の環境基準を達成しました。

また、経年的な状況把握のため、参考として上溝測定局及び古淵測定局において旧環境基準に定める方法で測定している道路交通騒音については、昼間(午前 6 時～午後 10 時)及び夜間(午後 10 時～午前 6 時)の環境基準をいずれも達成しませんでした。

自動車騒音常時監視測定結果 (令和元年度)

路線名	評価 区間 延長 (km)	評価対象 住居等戸数 (戸)	評価結果			
			昼夜間とも 環境基準値 以下 (戸)	昼間のみ 環境基準値 以下 (戸)	夜間のみ 環境基準値 以下 (戸)	昼夜間とも 環境基準値 超過 (戸)
			下段は割合	下段は割合	下段は割合	下段は割合
国道 129 号	8.0	687	525 76.4	89 13.0	0 0.0	73 10.6
厚木愛川津久井線	6.9	702	691 98.4	3 0.4	0 0.0	8 1.1
相模原大磯線	5.8	1339	1293 96.6	1 0.1	0 0.0	45 3.4
長竹川尻線	9.0	430	420 97.7	0 0.0	0 0.0	10 2.3
太井上依知線	6.0	116	116 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鳥屋川尻線	11.5	643	610 94.9	5 0.8	0 0.0	28 4.4
市道橋本駅西口線	0.4	152	152 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
市道南橋本弥栄荘線	0.8	299	299 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合計	48.4	4,368	4,106 94.0	98 2.2	0 0.0	164 3.8

備考 評価の対象範囲は、原則として道路端から 50m の範囲としています。

※環境基準値

	類型	幹線道路	A地域	B・C地域
近接空間	昼間 (午前6時～午後10時)	70dB以下	—	—
	夜間 (午後10時～午前6時)	65dB以下	—	—
非近接空間	昼間 (午前6時～午後10時)	—	60dB以下	65dB以下
	夜間 (午後10時～午前6時)	—	55dB以下	60dB以下

備考 近接空間とは、道路の構造が2車線の場合、道路端から15mまで、2車線を超える場合、20mまでの空間をいい、非近接空間とは、評価対象の50mの範囲から近接空間を除いた空間をいいます。

※地域類型

A地域	B地域	C地域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

測定局における道路交通騒音測定結果

測定局	上溝測定局 (国道129号)		古淵測定局 (国道16号)	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
令和元年度 年平均値 (dB)	73.3	72.4	72.2	71.9
平成30年度 年平均値 (dB)	73.4	72.4	72.1	71.9
平成29年度 年平均値 (dB)	73.9	73.0	72.6	72.5
環境基準値 (dB)	70	65	70	65
要請限度値 (dB)	75	70	75	70

備考 測定値は $L_{Aeq}$  (等価騒音レベル) です。

## 2 航空機騒音

市南部地域で本市及び神奈川県基地対策課が8地点で調査を実施しています。  
そのうち環境基準が適用される地域内の5地点すべてで環境基準を達成しました。

測定場所及び用途地域		環境基準 の地域類型 及び基準値	年間ピーク値 の最高値 (dB)	年間値 Lden (dB) ※5	環境基準 の達成
南区合同庁舎 ※1	南区相模大野 5-31-1 (第一種住居)	I 類型 57 デシベル	93.3	47.8	○
緑台小学校 ※2	南区新磯野 3-10-23 (第一種中高層住居専用)	I 類型 57 デシベル	88.8	38.2	○
鶴園小学校 ※2	南区上鶴間本町 7-8-1 (第一種中高層住居専用)	I 類型 57 デシベル	88.7	46.7	○
上鶴間中学校 ※2	南区上鶴間 4-14-1 (第一種低層住居専用)	I 類型 57 デシベル	92.1	48.1	○
南消防署 東林分署 ※2	南区東林間 7-35-25 (第一種低層住居専用)	I 類型 57 デシベル	97.7	50.1	○
共和小学校 ※1	中央区高根 1-16-13 (第一種低層住居専用)	適用なし	88.3	40.6	
勝坂コミュニティ センター ※2、※3	南区磯部 2103 (第一種低層住居専用)	適用なし	82.2	47.7	
相模原駅自動車 駐車場 ※2、※3、※4	中央区相模原 1-1-20 (商業)	適用なし	85.4	45.5	

※1 神奈川県基地対策課のデータに基づきます。

※2 本市渉外課（現在の基地対策課）のデータに基づきます。

※3 ヘリコプター騒音測定用

※4 平成31年2月1日より測定を開始しました。

※5 時間帯補正等価騒音レベル（Lden）にて算出しました。

## IV ダイオキシン類

(測定計画)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定により、大気、水質及び土壌のダイオキシン類調査を実施しています。

平成 10 年度から環境中のダイオキシン類の調査を開始、令和元年度相模原市測定計画に基づき、大気については焼却施設が立地する地域を含む 4 地点、水質については河川・湖沼水質及び河川・湖沼底質で 6 河川 8 地点及び湖沼の 1 地点、地下水については 8 地点、土壌については 8 地点で調査を実施しました。

(ダイオキシン類の説明)

平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) をあわせて、「ダイオキシン類」と定義されています。

一般に、PCDDとPCDFをまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーPCBのようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

コプラナーPCBとは、PCBの中で扁平な構造を持つものを示します。なお、PCBには扁平構造を持たないものについてもダイオキシン類と似た毒性を有するものがあり、我が国では現在、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています。

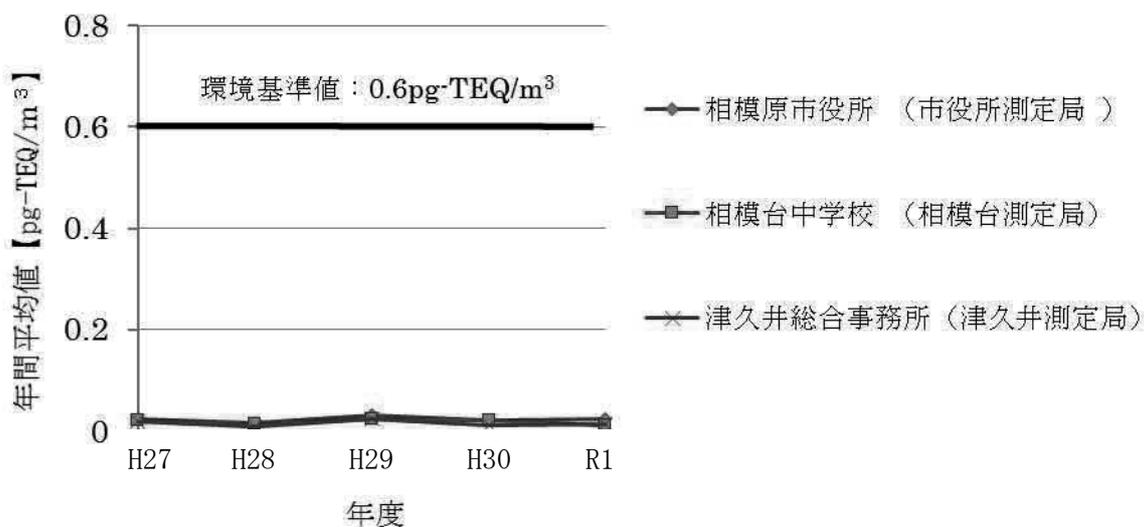
TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する 2,3,7,8-TeCDDの量に換算して合計したものです。なお、換算に当たっては、2006 年のWHO-TEF (毒性等価係数) を適用しました。

### 1 大気

(1) 一般環境 (環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下・年平均値)

○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は 0.012-0.024 pg-TEQ/m<sup>3</sup> で、すべての地点で環境基準を達成しました。



○ 一般環境（常時監視）

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点名	年間平均値				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
相模原市役所（市役所測定局）	0.024	0.016	0.030	0.022	0.024
相模台中学校（相模台測定局）	0.021	0.014	0.024	0.020	0.012
津久井総合事務所（津久井測定局）	0.019	0.0094	0.024	0.011	0.014

○ 測定結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点名	令和元年度			年間平均値
	8/22～8/29	1/23～1/30	1/24～1/31	
相模原市役所（市役所測定局）	0.018	0.030	—	0.024
相模台中学校（相模台測定局）	0.011	—	0.013	0.012
津久井総合事務所（津久井測定局）	0.011	0.016	—	0.014

(2) 焼却施設が立地する地域（環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は 0.054pg-TEQ/m<sup>3</sup> で、環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点名	年間平均値				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
相模原北公園	0.028	0.015	—	—	—
相武台中学校	0.036	0.047	0.031	0.046	0.054
若草小学校	0.032	—	—	—	—
しおだテクノパイル公園	0.025	0.014	—	—	—
相模原麻溝公園	—	0.012	—	—	—

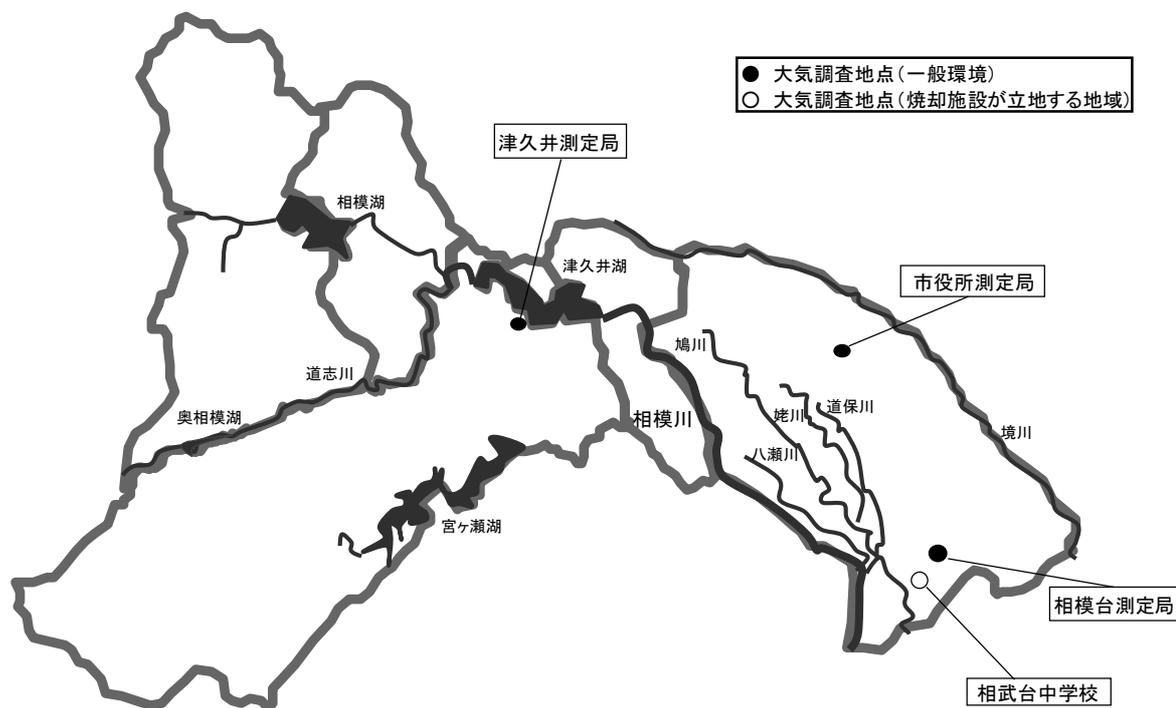
○ 測定結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点名	令和元年度		年間平均値
	8/22～8/29	1/23～1/30	
相武台中学校（南区新磯野）	0.018	0.090	0.054

(3) 測定地点

令和元年度環境中のダイオキシン類調査地点図

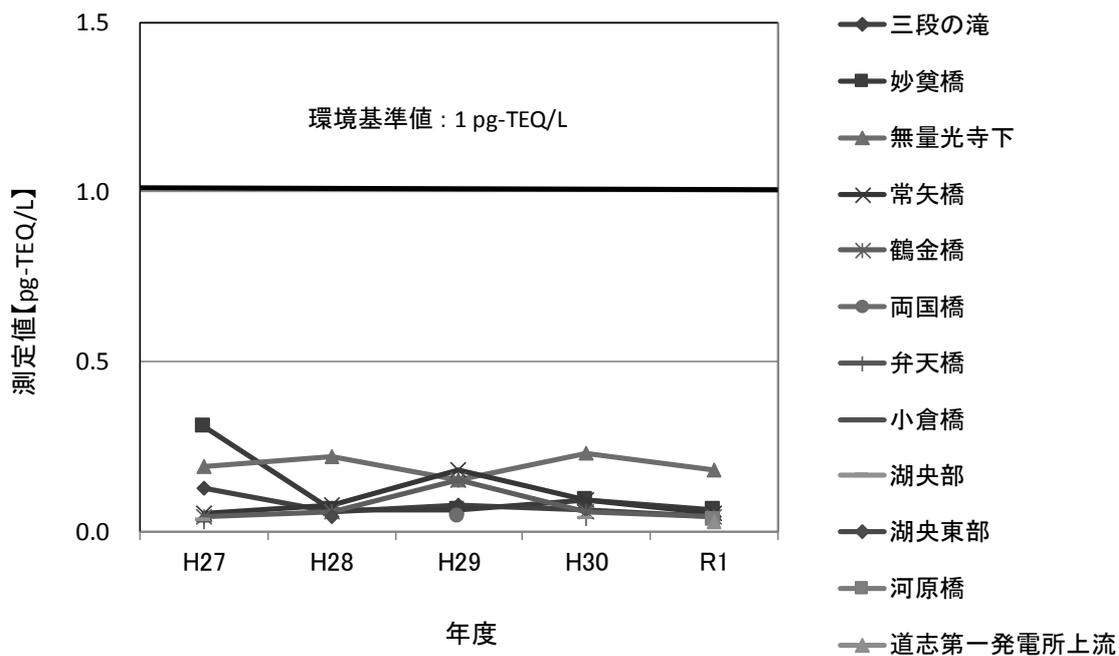


2 水質・底質

(1) 河川（湖沼）水質（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は 0.032-0.18pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準を達成しました。



河川・湖沼	測定地点名	測定値【pg-TEQ/L】				
		H27	H28	H29	H30	R1
鳩川	三段の滝	0.13	0.057	0.081	0.066	0.042
	妙奠橋	0.31	0.066	0.063	0.094	0.066
八瀬川	無量光寺下	0.19	0.22	0.15	0.23	0.18
境川	常矢橋	0.052	0.077	0.18	0.094	0.053
	鶴金橋	0.042	0.058	0.15	0.061	0.046
道志川	両国橋	—	—	0.043	—	—
	弁天橋	0.030	—	—	0.041	—
串川	河原橋	—	—	—	—	0.036
秋山川	道志第一発電所上流	—	—	—	—	0.032
相模川	小倉橋	—	0.056	—	—	0.049
相模湖	湖央東部	—	0.043	—	—	0.044
津久井湖	湖央部	0.035	—	—	0.040	—

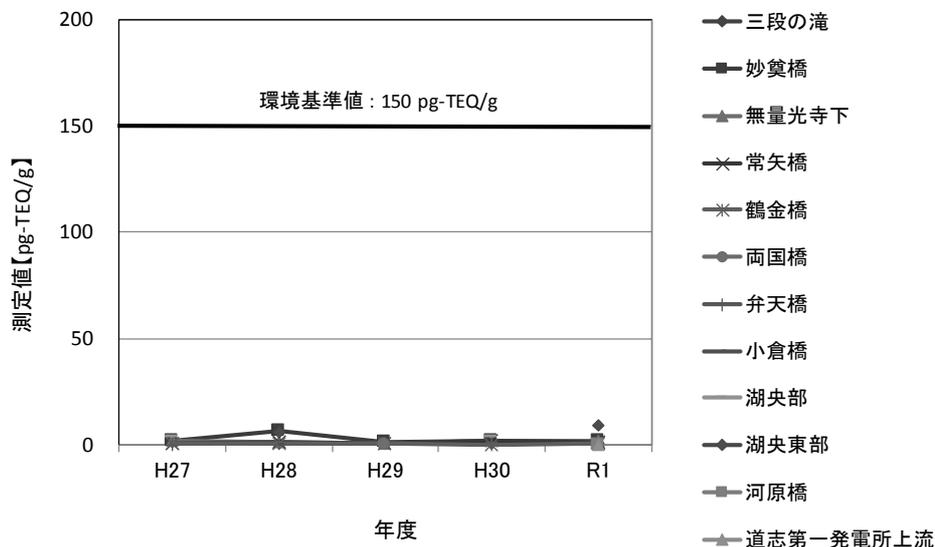
○ 測定結果

河川・湖沼	測定地点名	令和元年度	
		採取日	pg-TEQ/L
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	8/26	0.042
	妙奠橋 (南区新戸)	8/26	0.066
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	8/26	0.18
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	8/26	0.053
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	8/26	0.046
串川	河原橋 (緑区小倉)	9/5	0.036
秋山川	道志第一発電所上流 (緑区牧野)	8/27	0.032
相模川	小倉橋 (緑区小倉)	9/5	0.049
相模湖	湖央東部 (緑区)	9/5	0.044

(2) 河川 (湖沼) 底質 (環境基準 150pg-TEQ/g 以下)

○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は 0.094-9.3pg-TEQ/g で、すべての地点で環境基準を達成しました。



単位:pg-TEQ/g

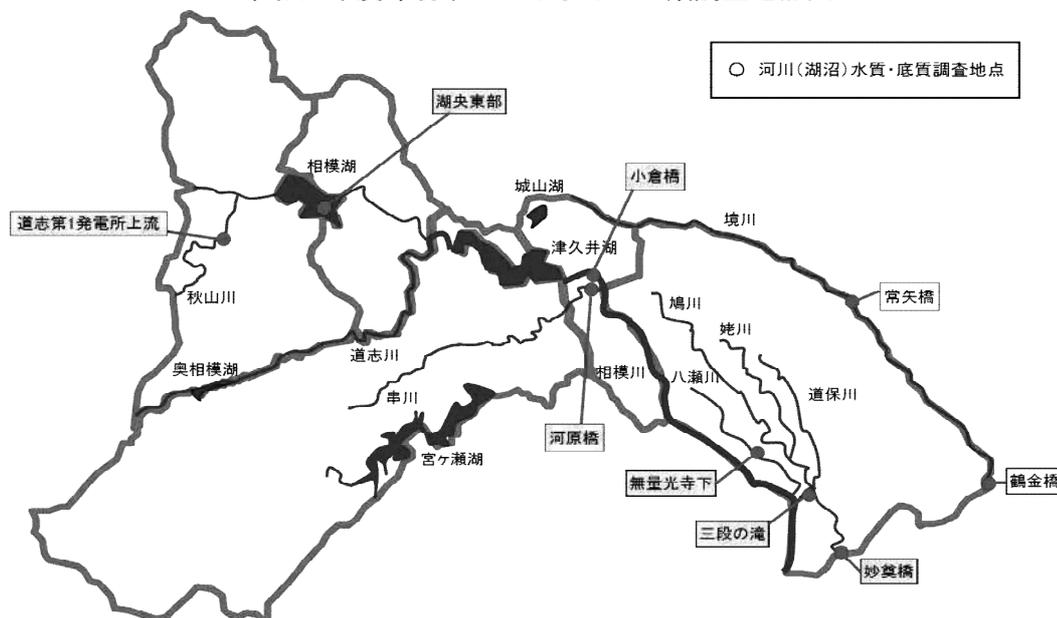
河川・湖沼	測定地点名	測定値				
		H27	H28	H29	H30	R1
鳩川	三段の滝	1.1	0.52	0.43	0.48	0.58
	妙算橋	2.3	6.6	1.2	2.2	2.0
八瀬川	無量光寺下	1.8	1.5	0.87	2.0	2.3
境川	常矢橋	0.97	1.2	0.88	2.1	1.1
	鶴金橋	1.0	0.66	0.39	0.26	0.45
道志川	両国橋	—	—	0.13	—	—
	弁天橋	0.083	—	—	1.2	—
串川	河原橋	—	—	—	—	0.15
秋山川	道志第一発電所上流	—	—	—	—	0.094
相模川	小倉橋	—	0.14	—	—	0.72
相模湖	湖央東部	—	5.6	—	—	9.3
津久井湖	湖央部	3.9	—	—	3.7	—

○ 測定結果

河川・湖沼	測定地点名	令和元年度	
		採取日	pg-TEQ/g
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	8/26	0.58
	妙算橋 (南区新戸)	8/26	2.0
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	8/26	2.3
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	8/26	1.1
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	8/26	0.45
串川	河原橋 (緑区小倉)	9/5	0.15
秋山川	道志第一発電所上流 (緑区牧野)	8/27	0.094
相模川	小倉橋 (緑区小倉)	9/5	0.72
相模湖湖	湖央東部 (緑区)	9/5	9.3

(3) 測定地点

令和元年度環境中のダイオキシン類調査地点図



### 3 地下水（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

#### ○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は、0.032-0.033pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/L

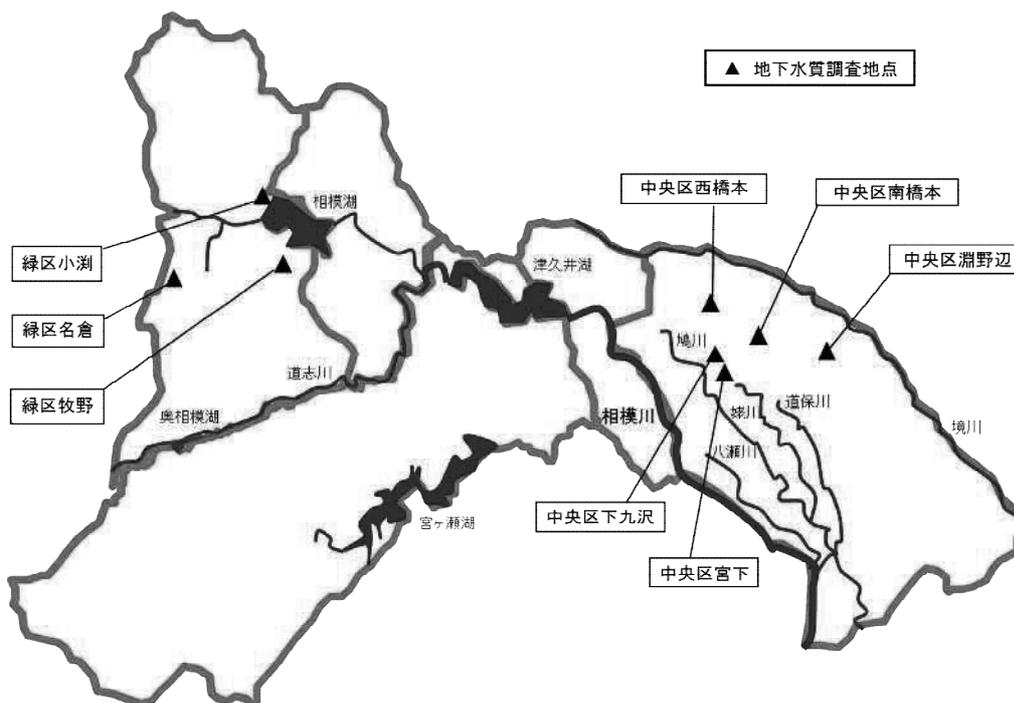
測定地点名	測定値				
	H27	H28	H29	H30	R1
中央区小山	—	0.039	—	—	—
中央区上溝	—	—	0.043	—	—
中央区下九沢	—	—	—	—	0.033
中央区田名	—	—	0.043	—	—
中央区淵野辺	—	0.039	—	—	—
中央区淵野辺	—	—	—	—	0.032
中央区南橋本	—	—	—	—	0.032
中央区宮下	—	—	—	—	0.032
中央区宮下本町	—	0.096	—	—	—
緑区青野原	0.030	—	0.043	—	—
緑区小淵	—	0.040	—	—	—
緑区小淵	—	—	—	—	0.032
緑区川尻	—	—	—	0.030	—
緑区中沢	—	—	—	0.030	—
緑区長竹	0.030	—	—	—	—
緑区長竹	—	—	—	0.030	—
緑区名倉	—	—	—	—	0.032
緑区西橋本	—	0.039	—	—	—
緑区西橋本	—	—	—	—	0.032
緑区根小屋	—	—	—	0.030	—
緑区橋本	—	0.045	—	—	—
緑区日連	—	0.039	—	—	—
緑区日連	—	—	0.043	—	—
緑区牧野	—	0.039	—	—	0.032
緑区三ヶ木	—	—	0.043	—	—
緑区三井	0.043	—	—	—	—
緑区若柳	—	—	0.043	—	—
南区麻溝台	0.030	—	—	—	—
南区新磯野	0.030	—	—	—	—
南区磯部	0.030	—	—	0.030	—
南区大野台	—	—	0.043	—	—
南区上鶴間	0.030	—	—	—	—
南区北里	—	—	—	0.030	—
南区相模台	—	—	—	0.030	—
南区下溝	—	—	0.043	—	—
南区当麻	0.030	—	—	—	—
南区文京	—	—	—	0.030	—

○ 測定結果

測定地点名	令和元年度	
	採取日	pg-TEQ/L
中央区下九沢	8/23	0.033
中央区淵野辺	8/23	0.032
中央区南橋本	8/23	0.032
中央区宮下	8/23	0.032
緑区小淵	8/27	0.032
緑区名倉	8/27	0.032
緑区西橋本	8/23	0.032
緑区牧野	8/27	0.032

○ 調査地点

令和元年度環境中のダイオキシン類調査地点図



#### 4 土壌（環境基準 1000pg-TEQ/g 以下）

##### ○ まとめ・経年変化

令和元年度の調査結果は 0.063-16pg-TEQ/g で、すべての地点で環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/g

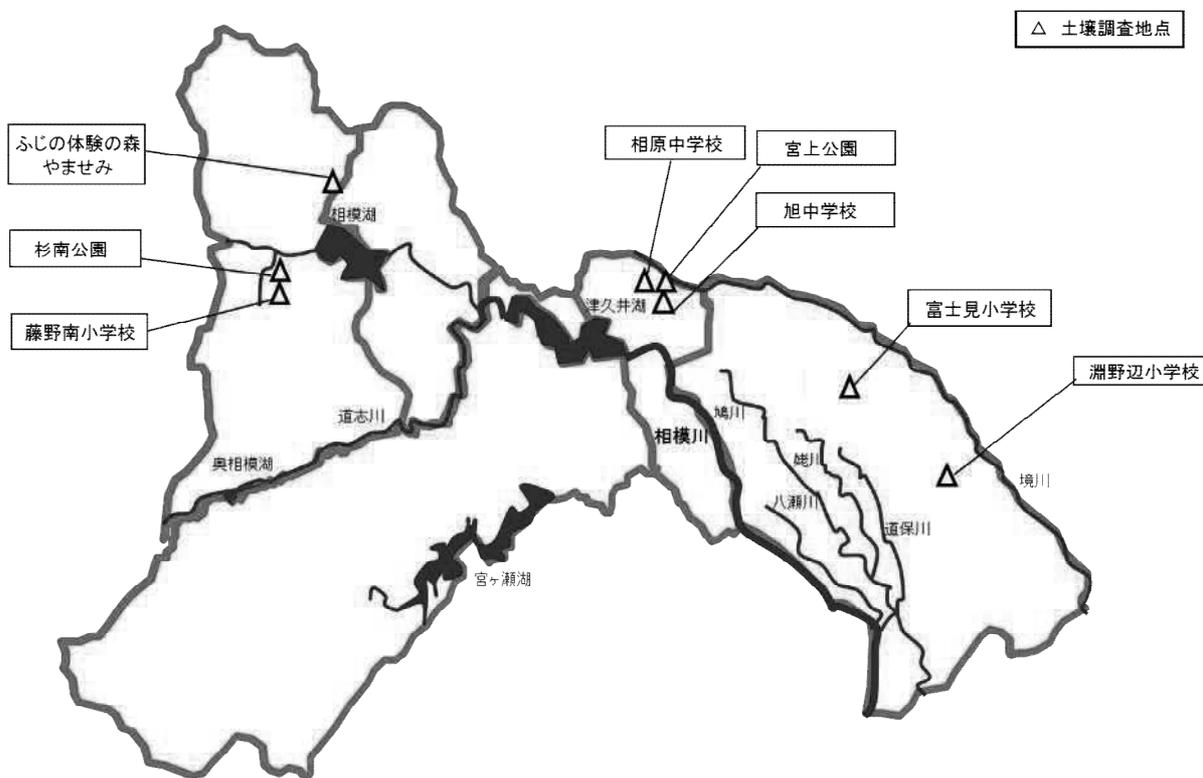
測定地点名	年間平均値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
田名小学校	—	—	0.56	—	—
小山小学校	—	0.63	—	—	—
大野北小学校	—	1.4	—	—	—
陽光台小学校	—	—	4.9	—	—
富士見小学校	—	—	—	—	0.063
淵野辺小学校	—	—	—	—	1.5
相模原麻溝公園	34	—	—	—	—
双葉小学校	—	—	—	3.1	—
緑台小学校	1.4	—	—	—	—
相武台中学校	—	—	—	0.60	—
新磯小学校	2.2	—	—	—	—
相陽中学校	—	—	—	0.40	—
由野台中学校	—	—	0.85	—	—
くぬぎ台小学校	2.5	—	—	—	—
鹿島台小学校	—	—	—	1.8	—
当麻山公園	2.8	—	—	—	—
麻溝小学校	—	—	1.6	—	—
橋本公園	—	1.8	—	—	—
東橋本プレーメン公園	—	14	—	—	—
九沢小学校	—	3.1	—	—	—
相原中学校	—	—	—	—	4.2
旭中学校	—	—	—	—	5.5
宮上公園	—	—	—	—	16
藤野台東公園	—	5.4	—	—	—
鳥屋小学校	2.6	—	—	—	—
鳥屋児童保育園	—	—	2.3	—	—
串川中学校	0.72	—	—	—	—
串川小学校	—	—	—	1.7	—
根小屋小学校	1.0	—	—	—	—
中野小学校	—	—	—	0.028	—
中沢中学校	—	—	—	0.32	—
相模丘中学校	—	—	—	6.9	—
杉北公園	—	2.9	—	—	—
藤野南小学校	—	1.2	—	—	2.0
津久井生涯学習センター屋外運動場	—	—	8.6	—	—
日連グラウンド	—	—	2.3	—	—
寸沢嵐 児童遊園	—	—	1.4	—	—
ふじの体験の森やませみ	—	—	—	—	0.47
杉南公園	—	—	—	—	4.3

○ 測定結果

測定地点名	令和元年度	
	採取日	pg-TEQ/g
富士見小学校（中央区富士見）	8/23	0.063
淵野辺小学校（中央区淵野辺）	8/23	1.5
相原中学校（緑区橋本）	8/23	4.2
旭中学校（緑区橋本）	8/23	5.5
宮上公園（緑区東橋本）	8/23	16
ふじの体験の森やませみ（緑区澤井）	8/27	0.47
杉南公園（緑区日連）	8/27	4.3
藤野南小学校（緑区牧野）	8/27	2.0

○ 調査地点

令和元年度環境中のダイオキシン類調査地点図



5 令和元年度中に報告された廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の測定結果

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

事業所及び施設名	測定対象	測定日	測定結果	基準値
株旭商会ソリューション・プラザ	排出ガス	R1. 10. 17	2. 3	10
株エニックス 1号炉		H31. 3. 26	0. 085	1
同 2号炉		H31. 3. 27	0. 073	10
相模原市北清掃工場 1号炉		R1. 12. 16	0. 0064	1
同 2号炉		R1. 12. 17	0. 019	1
同 3号炉		R2. 1. 21	0. 0030	1
同 小型炉		R2. 1. 22	0. 28	10
相模原市南清掃工場 1号炉		R1. 7. 25	0. 0067	0. 1
同 2号炉		R1. 9. 25	0. 00014	0. 1
同 3号炉		R1. 9. 26	0. 00013	0. 1
三友プラントサービス(株) PL炉		H31. 4. 10	0. 064	10
同 ロータリーキルン炉		H31. 4. 9	0. 026	10
スリーエムジャパン(株)相模原事業所		H30. 11. 14	0. 025	10
セントラル総合サービス(株)		H31. 4. 24	0. 24	5
株トキオ		H31. 3. 29	0. 095	10
株日環 (メコイス) 1号炉		R2. 1. 22	0. 12	10
同 2号炉		R2. 1. 23	0. 18	10
一般財団法人生物科学安全研究所		R1. 9. 17	0. 59	10
さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト		R1. 7. 10	0	10

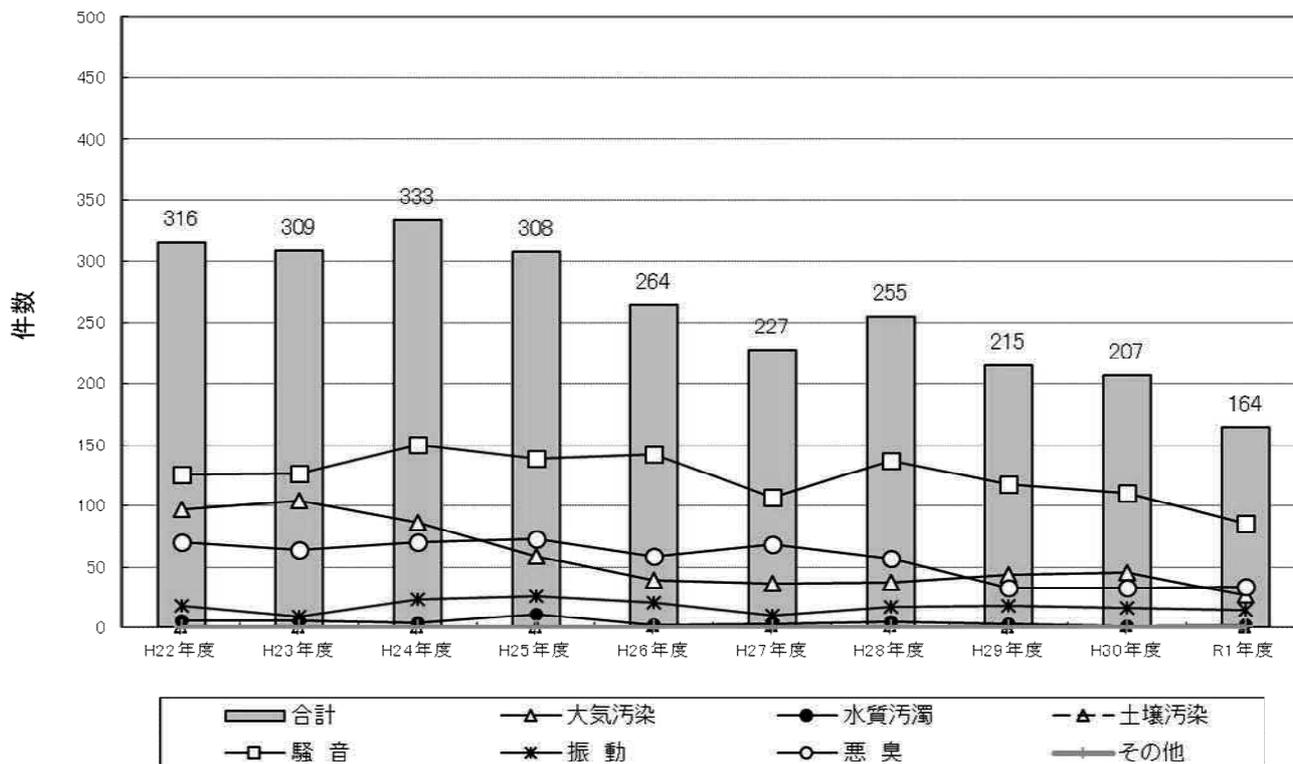
備考 表の数値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき令和元年度中に事業者より報告された自主測定の結果です。

## V 公害苦情

### 1 公害苦情の状況

令和元年度の公害苦情件数は164件で、前年度件数（207件）と比較して43件（約20%）の減少となりました。苦情内容は「大気汚染」、「騒音」、「悪臭」が多く、この3種類で約90%を占めています。また、前年度と比較すると「水質汚濁」、「悪臭」が増加したものの、「大気汚染」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」は減少しました。

年度別公害苦情件数

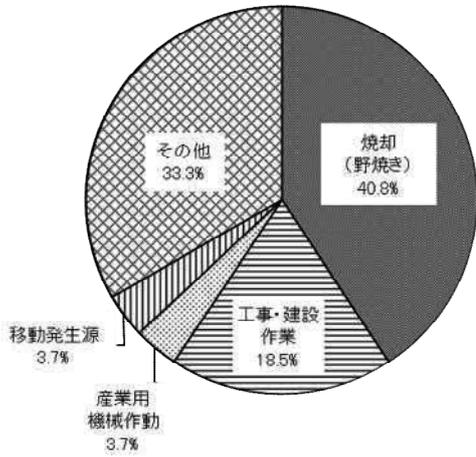


年度	公害種類							合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	
H22年度	97	6	0	125	18	70	0	316
H23年度	104	6	0	126	9	64	0	309
H24年度	86	4	0	150	23	70	0	333
H25年度	59	11	0	139	26	73	0	308
H26年度	39	2	1	142	21	59	0	264
H27年度	37	3	1	107	10	69	0	227
H28年度	38	5	1	137	17	57	0	255
H29年度	44	3	0	117	18	33	0	215
H30年度	46	1	1	110	16	33	0	207
R1年度	27	2	0	85	15	34	1	164

## 2 発生源

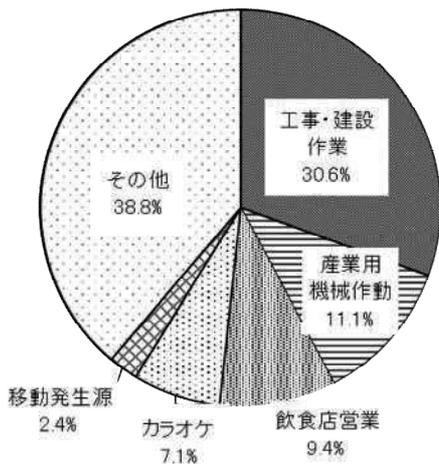
大気汚染は、「焼却(野焼き)」が 40.8%、「工事・建設作業」が 18.5%となりました。騒音は、「工事・建設作業」が 30.6%、「産業用機械作動」が 11.7%、「その他」が 38.8%となりました。悪臭は、「その他」だけで 52.9%を占めました。

大気汚染 発生源割合



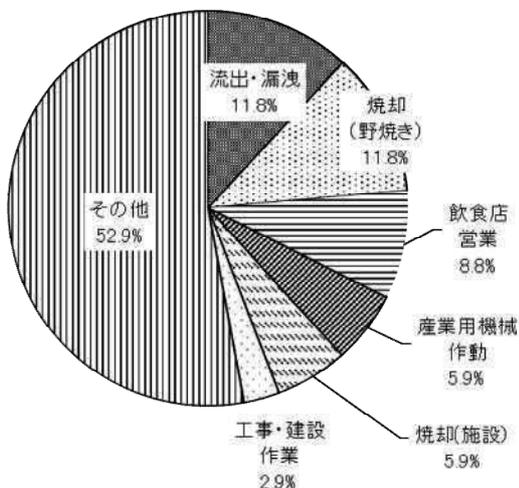
	大気汚染件数	割合 (%)
焼却(野焼き)	11	40.8
工事・建設作業	5	18.5
産業用機械作動	1	3.7
移動発生源	1	3.7
その他	9	33.3
合計	27	100.0

騒音 発生源割合



	騒音件数	割合 (%)
工事・建設作業	26	30.6
産業用機械作動	10	11.7
飲食店営業	8	9.4
カラオケ	6	7.1
移動発生源	2	2.4
その他	33	38.8
合計	85	100.0

悪臭 発生源割合

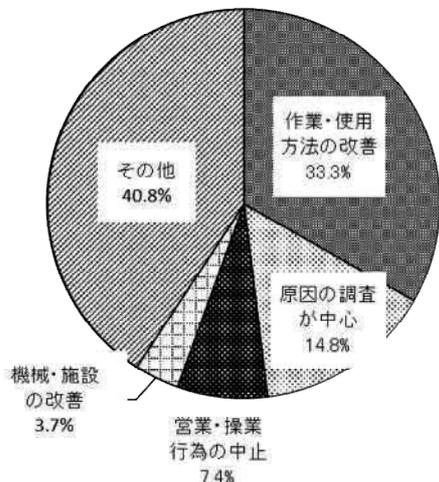


	悪臭件数	割合 (%)
流出・漏洩	4	11.8
焼却(野焼き)	4	11.8
飲食店営業	3	8.8
産業用機械作動	2	5.9
焼却(施設)	2	5.9
工事・建設作業	1	2.9
その他	18	52.9
合計	34	100.0

### 3 苦情の処理方法

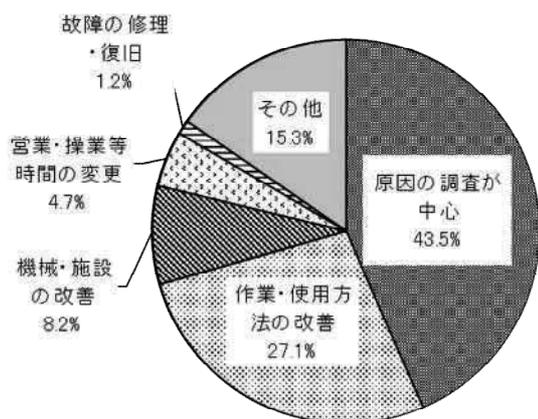
大気汚染は、「作業・使用方法の改善」が 33.3%、「原因の調査が中心」が 14.8%となりました。騒音は、「原因の調査が中心」が 43.5%、「作業・使用方法の改善」が 27.1%となりました。悪臭は、「原因の調査が中心」が 29.4%、「作業・使用方法の改善」が 20.6%となりました。

大気汚染 処理方法割合



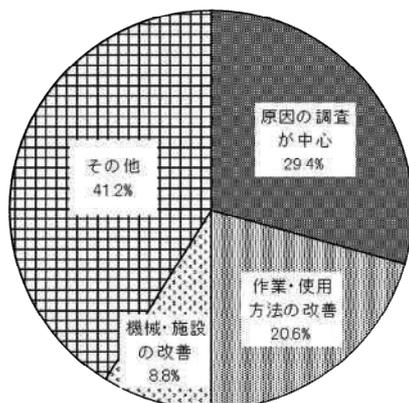
	大気汚染件数	割合 (%)
作業・使用方法の改善	9	33.3
原因の調査が中心	4	14.8
営業・操業行為の中止	2	7.4
機械・施設の改善	1	3.7
その他	11	40.8
合計	27	100.0

騒音 処理方法割合



	騒音件数	割合 (%)
原因の調査が中心	37	43.5
作業・使用方法の改善	23	27.1
機械・施設の改善	7	8.2
営業・操業等の変更	4	4.7
故障の修理・復旧	1	1.2
その他	13	15.3
合計	85	100.0

悪臭 処理方法割合



	悪臭件数	割合 (%)
原因の調査が中心	10	29.4
作業・使用方法の改善	7	20.6
機械・施設の改善	3	8.8
その他	14	41.2
合計	34	100.0

#### 4 雑草に係る苦情の状況

空地等に大量に繁茂した雑草は、環境衛生、交通障害等の環境悪化をもたらすため、苦情受付の中で指導を行っています。

令和元年度の雑草に係る相談件数は、97件であり、月別の相談件数を見ると、夏季に多くなっており、7月から9月までで約60%を占めています。

月別相談件数

月	受付件数	割合 (%)
4	1	1.0
5	8	8.2
6	12	12.4
7	19	19.6
8	25	25.8
9	20	20.6
10	7	7.2
11	2	2.1
12	0	0
1	2	2.1
2	1	1.0
3	0	0
合計	97	100.0

処理状況

区分	件数
刈取指導実施	63
刈取指導不要	9
環境部局以外へ引継ぎ	25
合計	97

## VI 公害の未然防止指導

本市では公害の未然防止のために、環境基本法を始めとする各種公害関係法令、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に加え、これらの法令等に規定する規制基準を上回る指導基準を定めた相模原市環境保全に関する条例に基づき指導を行っています。

### 1 公害関係法令に基づく申請・届出・立入検査の状況

#### (1) 申請・届出状況（令和元年度）

##### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例申請・届出状況

申請・届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
指定事業所設置許可申請書	5	▲ 3	( 8 )
指定施設設置工事完了届出書	5	2	( 3 )
指定事業所に係る変更許可申請書	39	▲ 4	( 43 )
指定事業所に係る変更完了届出書	25	0	( 25 )
指定事業所に係る変更計画中止届出書	0	▲ 2	( 2 )
指定事業所に係る変更届出書	70	▲ 8	( 78 )
指定事業所に係る地位承継届出書	3	1	( 2 )
指定事業所廃止等届出書	14	8	( 6 )
指定事業所休止等届出書	0	0	( 0 )
指定事業所現況届出書	0	0	( 0 )
環境管理事業所認定申請書	0	0	( 0 )
環境配慮推進事業所登録申請書	0	0	( 0 )
環境管理事業所に係る変更届出書	0	0	( 0 )
環境配慮推進事業所に係る変更届出書	0	0	( 0 )
化学物質管理目標作成（達成状況）報告書	115	3	( 112 )
指定事業所に係る化学物質管理状況報告書	15	0	( 15 )
特定有害物質使用事業所廃止報告書	2	▲ 1	( 3 )
土地区画形質変更等届出書	44	▲ 12	( 56 )
土壌調査報告書	30	▲ 17	( 47 )
公害防止計画書	3	0	( 3 )
公害防止計画完了報告書	4	1	( 3 )
ダイオキシン類管理対象事業所廃止報告書	1	▲ 1	( 2 )
ダイオキシン類管理対象事業所土地区画形質変更等届出書	2	▲ 9	( 11 )
ダイオキシン類管理対象事業所土壌調査報告書	0	▲ 8	( 8 )
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画書	0	0	( 0 )
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画完了報告書	0	0	( 0 )
応急措置として行った土地の区画形質変更届出書	0	0	( 0 )
周知計画書	6	▲ 1	( 7 )
周知計画完了報告書	7	0	( 7 )
地下水への影響調査結果報告書	1	▲ 3	( 4 )
指定事業所に係る変更報告書	0	0	( 0 )
環境汚染原因調査報告書	0	0	( 0 )
環境汚染対策計画報告書	0	0	( 0 )
環境汚染対策完了報告書	0	0	( 0 )
合 計	391	▲ 78	( 469 )

大気汚染防止法届出状況

届出の種類		件数	前年度数
ばい煙発生施設	設置	5	12
	使用	0	0
	変更	0	4
	氏名等変更	34	26
	使用廃止	9	14
	承継	0	0
ばい煙に関する説明書		18	22
VOC排出施設	設置	0	0
	使用	0	0
	変更	0	0
	氏名等変更	5	1
	使用廃止	1	2
	承継	0	0
特定粉じん発生施設に係る届出		0	0
一般粉じん発生施設	設置	0	0
	使用	0	0
	変更	0	0
	氏名等変更	0	3
	使用廃止	0	0
	承継	0	0
水銀排出施設	設置	0	0
	使用	0	9
	変更	0	0
	氏名等変更	2	0
	使用廃止	0	0
	承継	0	0
合計		74	93
特定粉じん排出等作業に係る届出		26	38

大気汚染防止法届出工場及び事業場の数

種類	工場及び事業場の数	前年度数
ばい煙発生施設設置	228	231
VOC排出施設設置	9	9
特定粉じん発生施設設置	0	0
一般粉じん発生施設設置	15	15
水銀排出施設	9	9

### ばい煙発生施設の設置状況

号	施設の種類	施設数	前年度数
1	ボイラー	388	389
2	ガス発生炉	1	1
5	溶解炉	21	21
6	金属加熱炉	21	21
9	焼成炉・溶解炉	6	6
10	反応炉	4	4
11	乾燥炉	11	12
13	廃棄物焼却炉	16	16
29	ガスタービン	40	40
30	ディーゼル機関	117	115
31	ガス機関	20	20
合 計		645	645

### 水質汚濁防止法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比	( 前年度数 )
設置※	17	▲ 1	( 18 )
使用	0	0	( 0 )
構造等変更	21	▲ 9	( 30 )
氏名等変更	38	8	( 30 )
使用廃止	24	▲ 3	( 27 )
承継	2	▲ 2	( 4 )
合 計	102	7	( 109 )

※有害物質貯蔵指定施設設置届出書の件数を含みます。

### 特定事業場数経年変化

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
特定事業場数	733	724	709	698	681
平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場数	25	24	24	25	25
平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場数	708	700	685	673	656

## 特定施設の状況

### エ 特定施設の状況

令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	18
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	5
3	水産食料品製造業の用に供する施設	6
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	3
10	飲料製造業の用に供する施設	4
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	9
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	39
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	9
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2
47	医薬品製造業の用に供する施設	3
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6
54	セメント製品製造業の用に供する施設	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	10
59	砕石業の用に供する施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1

令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	45
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設のうち、浄水施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	41
66	電気めっき施設	1
66の3	旅館業の用に供する施設	97
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	6
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	22
67	せんたく業の用に供する洗浄施設	142
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	8
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2
71	自動式車両洗浄施設	130
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	30
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2
71の4	産業廃棄物処理施設	6
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設	6
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2

合計	681
----	-----

備考1 令和2年3月31日現在の事業場数です。

2 複数の特定施設を設置する場合は、代表的な特定施設の欄に分類しました。

土壤汚染対策法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	( 前年度数 )
土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項)	5	2	( 3 )
報告期限延長願	1	0	( 1 )
特定有害物質の種類のお知らせ申請書	0	0	( 0 )
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	5	0	( 5 )
承継届出書	0	0	( 0 )
土地利用方法変更届出書	2	1	( 1 )
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法第3条第7項)	5	5	( - )
土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第8項)	4	4	( - )
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法第4条第1項)	28	▲5	( 33 )
土壤汚染状況調査結果報告書 (法第4条)	3	1	( 2 )
土壤汚染状況調査結果報告書 (法第5条)	0	0	( 0 )
汚染除去等計画書 (法第7条第1項)	0	0	( - )
汚染除去等計画書 (法第7条第3項)	0	0	( - )
工事完了報告書	0	0	( - )
実施措置完了報告書	0	0	( - )
帯水層の深さに係る確認申請書	0	▲1	( 1 )
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書	0	0	( 0 )
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書	0	0	( 0 )
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	2	▲3	( 5 )
指定の申請書	0	0	( 0 )
要措置区域等に搬入された土壤に係る届出書	0	0	( - )
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書	0	▲1	( 1 )
汚染土壤の区域外搬出届出書	2	▲1	( 3 )
汚染土壤の区域外搬出変更届出書	0	0	( 0 )
非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書	0	0	( 0 )
搬出汚染土壤の運搬処理状況確認届出書	0	0	( 0 )
合 計	57	2	( 55 )

騒音規制法届出状況

届出の種類	件数	前年度比 (前年度数)
設置	5	0 (5)
使用	0	0 (0)
種類ごとの数変更	2	0 (2)
騒音の防止の方法変更	0	0 (0)
氏名等変更	32	6 (26)
使用全廃	3	1 (2)
承継	1	▲1 (2)
特定建設作業実施	98	▲14 (112)
騒音に関する説明書	0	0 (0)
合計	141	▲8 (149)

特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数 (前年度数)	特定工場等数 (前年度数)
1	金属加工機械	1,104 (1,104)	252 (252)
2	空気圧縮機及び送風機	2,394 (2,367)	362 (359)
3	土石用破砕機等	68 (68)	9 (9)
4	織機	2 (2)	1 (1)
5	建設用資材製造機械	5 (5)	12 (12)
6	穀物用製粉機	0 (0)	0 (0)
7	木材加工機械	143 (143)	64 (64)
8	抄紙機	0 (0)	0 (0)
9	印刷機械	320 (324)	64 (65)
10	合成樹脂用射出成形機	249 (249)	44 (44)
11	鋳型造型機	9 (9)	1 (1)
	合計	4,294 (4,271)	809 (807)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

### 振動規制法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	3	▲2	(5)
使用	0	0	(0)
種類及び能力ごとの数変更	9	0	(9)
特定施設の使用の方法	0	0	(0)
氏名等変更	16	▲1	(17)
使用全廃	1	▲1	(2)
承継	0	0	(0)
特定建設作業実施	64	▲1	(65)
合計	93	▲5	(98)

### 特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数	(前年度数)	特定工場等数	(前年度数)
1	金属加工機械	1,891	(1,893)	272	(272)
2	圧縮機	708	(704)	185	(182)
3	土石用破碎機等	60	(60)	10	(10)
4	織機	15	(15)	2	(2)
5	コンクリートブロックマン等	4	(4)	1	(1)
6	木材加工機械	2	(2)	1	(1)
7	印刷機械	206	(206)	29	(30)
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	1	(1)	1	(1)
9	合成樹脂用射出成形機	311	(310)	42	(42)
10	鋳造型機	10	(10)	1	(1)
	合計	3,208	(3,205)	544	(542)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

### 相模原市における悪臭に係る規制基準

規制地域 都市計画区域に指定された区域（農業振興地域は除く。）	臭気
1種地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域	10
2種地域（1種地域を除く地域） 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域、用途地域指定のない地域等	15

備考 悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的としています。規制方法には、①特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度、②臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）の2種類の方法があります。相模原市は、平成18年10月1日から臭気指数による方法を取り入れています。

ダイオキシン類対策特別措置法届出状況

届出の種類	件数	前年度比 ( 前年度数 )
設置	0	0 ( 0 )
使用	0	0 ( 0 )
構造等変更	0	0 ( 0 )
氏名等変更	2	1 ( 1 )
使用廃止	0	0 ( 0 )
承継	0	0 ( 0 )
合計	2	1 ( 1 )

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出状況

届出の種類		合計	本人		代理人	
			選任	解任	選任	解任
管理者等の種類						
公害防止統括者		30	8	8	7	7
主任管理者		0	0	0	0	0
公害防止管理者	大気	17	3	3	5	6
	水質	2	1	1	0	0
	騒音	0	0	0	0	0
	特定粉じん	0	0	0	0	0
	一般粉じん	2	0	0	1	1
	振動	0	0	0	0	0
ダイオキシン類		0	0	0	0	0
承継		0				

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律届出状況

届出の種類	件数	前年度比 ( 前年度数 )
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	112	▲2 ( 114 )
電子情報処理組織使用届出書	1	▲6 ( 7 )
電子情報処理組織変更 (廃止) 届出書	14	0 ( 14 )
合計	127	▲8 ( 135 )

## (2) 立入検査の状況（令和元年度）

立入検査の種類		検査結果	問題なし	問題あり（指導内容）			合計
				行政指導		命令	
				口頭	文書		
立入検査総数			198	23	0	0	221
法令別詳細	大気汚染防止法		84	7	0	0	91
	水質汚濁防止法		88	8	0	0	96
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例		60	8	0	0	68
	土壌汚染対策法		4	0	0	0	4
	騒音規制法		9	0	0	0	9
	振動規制法		3	0	0	0	3
	ダイオキシン類対策特別措置法		6	0	0	0	6
	悪臭防止法		2	0	0	0	2
	その他	火災又は河川等事故に伴う立入		6	4	0	0
	その他		9	0	0	0	9

備考 一度の立入中に複数の法令に基づく調査を実施する場合もあるため、立入検査総数と法令別詳細の合計は一致しません。

## 2 環境保全協定等

昭和46年8月に地域社会の状況に応じた公害防止対策を行う観点から、「公害防止に関する協定書」を1社と締結しました。その後、昭和47年に相模原市環境保全に関する条例を制定し、公害防止協定の締結を市長が行うべき責務としました。

昭和55年には、公害関係法令の基準を大幅に下回るといった公害防止上良好な状況にある企業との間で、この良好な状況を将来にわたって維持、発展させることを主眼とした、「公害防止対策に関する確認書」を7社と締結しました。

また、平成10年度には、これら8社との間で、従来の協定書、確認書を見直し、企業自らが積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに環境への負荷の低減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を新たに締結しました。その後、平成11年度に2社と「環境保全に関する協定書」を締結し、10社となりました。

このうち1社が平成28年度末をもって事業所を閉鎖したことに伴い、平成29年度から「環境保全に関する協定書」を締結している企業は9社となりました。

### 環境保全に関する協定締結企業

企業名
KYB株式会社 相模工場
昭和電線ケーブルシステム株式会社 相模原事業所
大和製罐株式会社 東京工場
サクサ株式会社 相模原オフィス
株式会社ニコン 相模原製作所
日本電気株式会社 相模原事業場
日本山村硝子株式会社 東京工場
三菱電機株式会社鎌倉製作所 相模事務所
三菱重工業株式会社相模原製作所

## 放射線・放射性物質対策

### I 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応

#### 1 対応の状況（令和元年度）

平成23年3月11日東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、その影響が本市にまで及びました。市では、生活空間における空間放射線量率の測定を市内29区画で8月及び2月に実施し、その結果は  $0.02\sim 0.07\ \mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト)/時でした。

##### 市域全体における空間放射線量率の測定内容

測定場所	市域を東西 3km、南北 3km に区分し、山林等を除いた 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	NHC7 (富士電機株式会社) シンチレーションサーベイメータ
測定方法	測定高さ 地表面から 5cm、50cm、100cm 測定時間 30 秒 測定値 各高さ測定結果の平均値

また、土壌についても放射性物質の測定を市内29区画で8月に実施し、その結果、放射性ヨウ素131は不検出、放射性セシウム134は不検出～13.6Bq(ベクレル)/kg、放射性セシウム137は9.8～152Bq(ベクレル)/kgでした。

##### 市域全体における土壌放射性物質等の測定内容

測定場所	市域を東西 3km、南北 3km に区分し、山林等を除いた 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	GC2018(CANBERRA 社)ゲルマニウム半導体検出器
測定方法	地表面から 5cm の深さの表層土を 5 か所採取し、5 地点混合 放射性ヨウ素 (I-131)、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) を測定 乾土 1kg 当たりに含まれる放射性物質の量 (単位: Bq/kg)

モニタリングポストは大気中の空間放射線量率の連続測定を行う計測機器であり、今回の福島第一原子力発電所を含め、原子力関連施設の放射性物質漏出事故等による本市市域への影響を早期に発見することを目的として、平成 23 年 10 月に設置しました。

モニタリングポストの測定値については、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動するもので、平成 23 年 10 月以降、1 時間平均値は  $0.035\sim 0.098\ \mu\text{Gy}$  (マイクログレイ)/時の範囲で、また、1 時間平均値の月平均値は  $0.043\sim 0.055\ \mu\text{Gy}$ /時の範囲で推移しました。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定内容

測定場所	相模原市役所第2別館屋上 (相模原市中央区中央2-11-15、地上21m)
測定機器	TDJ6220 (富士電機株式会社) 可搬式モニタリングポスト (NaI (TI) シンチレーター検出器、エネルギー補償型)
測定方法	連続モニタによる環境 $\gamma$ (ガンマ) 線測定法 (文部科学省) に準じた方法

さらに、市民が自ら空間放射線の測定が行うことができるよう、平成24年2月から自治会へ、また同年3月から市民への空間放射線測定器の貸出しを行っています。

空間放射線測定器の市民等への貸出しについて

貸出場所	緑区役所、南区役所、まちづくりセンター及び公民館 (市内22箇所)
貸出機器	株式会社堀場製作所製 環境放射線モニタ PA-1000 Radi

空間放射線測定器の年度別貸出状況

年度別件数 予約・貸出窓口	H24.3	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	緑区	146	115	13	15	22	9	3	2
中央区	188	95	23	15	6	9	1	3	2
南区	178	149	34	22	17	13	7	2	1
合計	512	359	70	52	45	31	11	7	4

## 2 測定結果（令和元年度）

### (1) 市域全体における空間放射線量率及び土壌中の放射性物質濃度の測定結果

メッシュ No.	測定地点名称	測定地点名称	空間放射線量		土壌中の放射性物質濃度		
			放射線量 ( $\mu$ Sv/時) *1		放射性物質濃度(Bq/kg) *2		
			8月	2月	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
1	相模大野7丁目公園	南区相模大野	0.05	0.04	不検出 (9.8未満)	23.5	33.3
2	東林みなみ公園	南区東林間	0.03	0.03	不検出 (9.2未満)	25.4	34.6
3	淵野辺本町どんぐり公園	中央区淵野辺本町	0.04	0.04	不検出 (8.6未満)	12.0	20.6
4	大野台中央公園	南区大野台	0.03	0.04	不検出 (7.2未満)	42.9	50.1
5	麻溝台五丁目公園	南区麻溝台	0.03	0.03	不検出 (9.2未満)	33.8	43.0
6	新磯野公園	南区新磯野	0.03	0.03	不検出 (4.3未満)	19.4	23.7
7	比丘口公園	中央区中央	0.03	0.03	6.2	55.6	61.8
8	ひまわり公園	中央区陽光台	0.04	0.04	不検出 (7.9未満)	15.5	23.4
9	中丸公園	南区下溝	0.03	0.03	不検出 (8.8未満)	26.8	35.6
10	上町西公園	緑区橋本	0.04	0.04	不検出 (7.2未満)	43.8	51.0
11	下九沢たんぼぼ公園	緑区下九沢	0.05	0.05	不検出 (7.3未満)	9.8	17.1
12	堀之内ワンパク公園	中央区田名	0.04	0.04	不検出 (8.7未満)	52.0	60.7
13	若葉台カタクリ公園	緑区若葉台	0.06	0.07	不検出 (9.6未満)	17.7	27.3
14	向原南公園	緑区向原	0.06	0.06	不検出 (8.5未満)	52.8	61.3
15	太井第二公園	緑区太井	0.06	0.06	不検出 (6.5未満)	25.5	32.0
16	長竹白山公園	緑区長竹	0.05	0.04	不検出 (6.3未満)	24.1	30.4
17	柳原公園	緑区若柳	0.03	0.03	不検出 (7.2未満)	40.7	47.9
18	ユートピア公園	緑区寸沢嵐	0.05	0.05	13.6	150	163.6
19	鳥屋出張所	緑区鳥屋	0.04	0.04	不検出 (10.0未満)	128	138.0
20	鳥居原ふれあいの館	緑区鳥屋	0.03	0.04	9.2	152	161.2
21	与瀬中丸公園	緑区与瀬	0.06	0.06	不検出 (9.1未満)	30.8	39.9
22	日連台公園	緑区日連	0.03	0.03	不検出 (6.4未満)	27.9	34.3
23	篠原配水池	緑区牧野	0.03	0.03	不検出 (8.4未満)	32.0	40.4
24	東開戸公園	緑区青野原	0.03	0.02	不検出 (8.1未満)	35.6	43.7
25	佐野川連絡所	緑区佐野川	0.03	0.03	不検出 (9.2未満)	30.1	39.3
26	沢井公民館	緑区澤井	0.05	0.05	不検出 (6.1未満)	18.8	24.9
27	名倉グラウンド	緑区名倉	0.02	0.02	不検出 (5.1未満)	14.6	19.7
28	牧野連絡所	緑区牧野	0.04	0.04	不検出 (9.9未満)	24.8	34.7
29	旧青根出張所	緑区青根	0.03	0.03	不検出 (7.6未満)	37.9	44.5

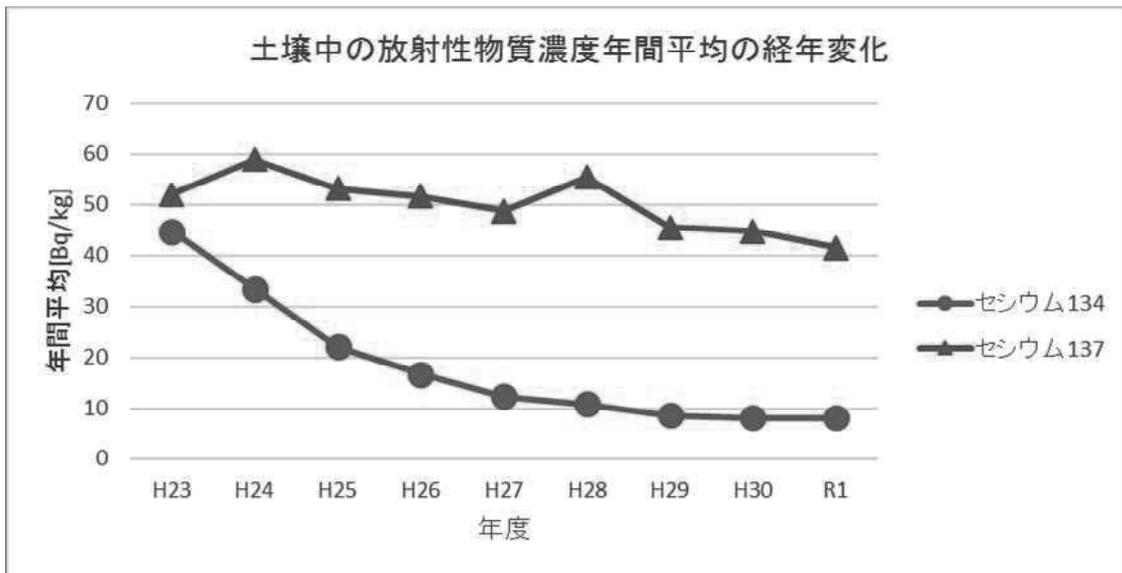
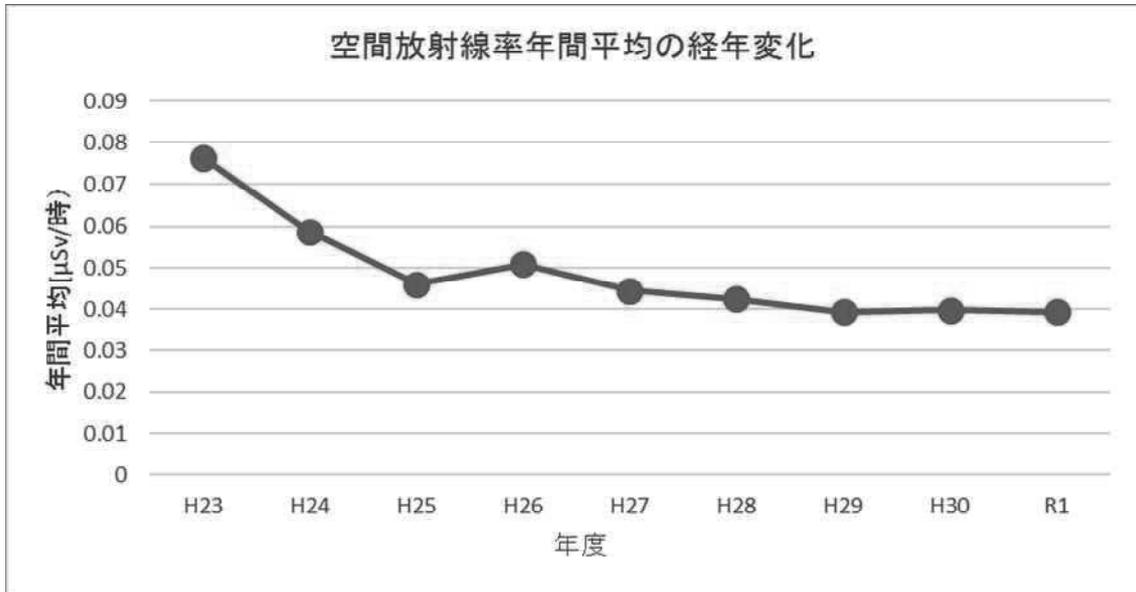
\*1 測定結果は3つの平均を表します。

\*2 「ヨウ素131」については、全ての地点で不検出でした。

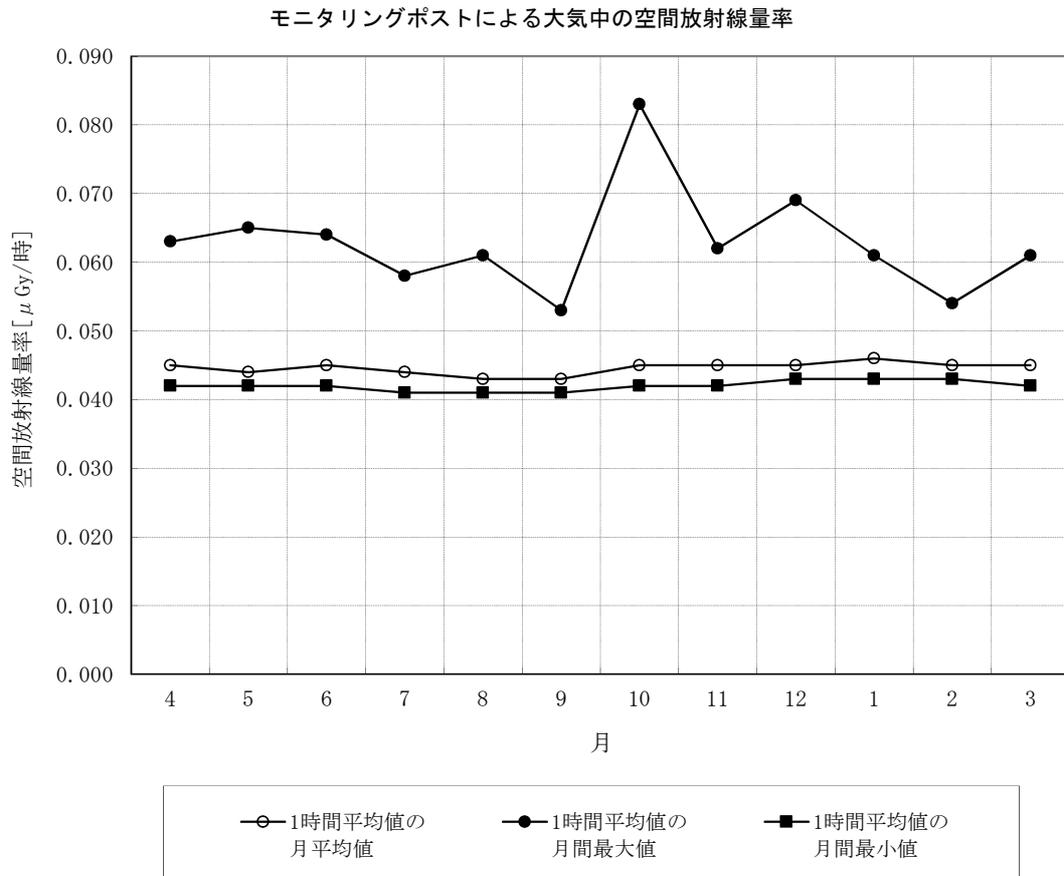
備考1 本市における空間放射線量率の暫定基準値は、 $0.23\mu$  Sv/時としています。  
土壌中の放射性物質濃度等については、現在、基準値が定められていませんが、参考となる上限値等として次のものがあります。

(参考) 土壌中の放射性物質濃度  
稲の作付に関する考え方における土壌中放射性セシウム濃度の上限値：5,000Bq/kg (原子力災害対策本部)

(2) 空間放射線量率及び土壌中の放射性物質濃度の経年変化



(3) モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定結果



備考 1時間平均値の月間最大値は、すべて降水時です。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1時間平均値の月平均値	0.045	0.044	0.045	0.044	0.043	0.043	0.045	0.045	0.045	0.046	0.045	0.045
1時間平均値の月間最大値	0.063	0.065	0.064	0.058	0.061	0.053	0.083	0.062	0.069	0.061	0.054	0.061
備考	降水時											
1時間平均値の月間最小値	0.042	0.042	0.042	0.041	0.041	0.041	0.042	0.042	0.043	0.043	0.043	0.042

単位 μGy/時

備考1 測定場所 相模原市役所第2別館屋上（相模原市中央区中央2-11-15、地上21メートル）

測定機器 可搬式モニタリングポスト（NaI（Tl）シンチレーション検出器、エネルギー補償型）

測定方法 連続モニタによる環境γ（ガンマ）線測定法（文部科学省）に準じた方法

- 2 測定値は、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動します。環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）では“1μGy/時=0.8又は1μSv/時”に換算しています。

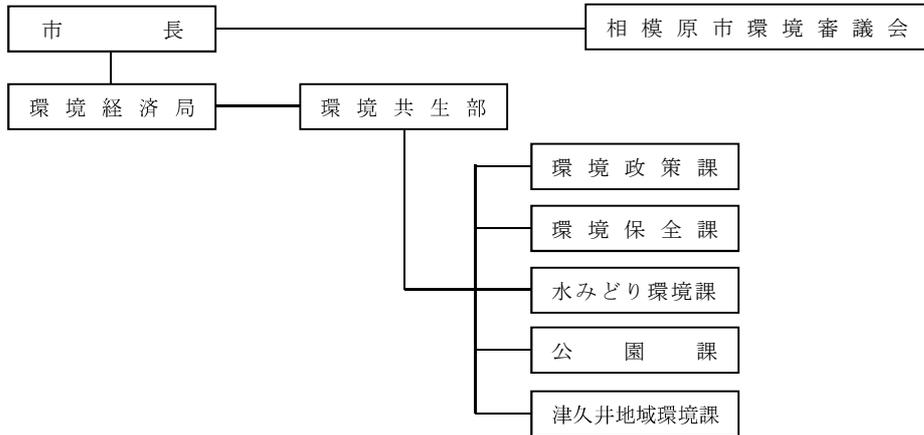


# 本市の環境対策の組織体制

## 1 環境共生部の組織体制

本市の環境対策の組織体制は、環境経済局の中に環境共生部を設置しています。環境共生部は、5つの課で構成されています。地域特性や事務の効率性を考慮し、津久井地域の事務を担う津久井地域環境課を設置しています。

環境共生部の体制（令和元年度）



## 2 相模原市環境審議会の活動

環境基本法第44条の規定に基づき、本市の環境政策に関する重要事項を審議する機関として平成6年8月に設置されました。

### < 委員構成 >

令和2年3月31日現在

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者	一色 正男	神奈川工科大学 創造工学部 教授	
	遠藤 治	麻布大学 生命・環境科学部 教授	
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 准教授	
	岡部 とし子	相模女子大学 栄養科学部 教授	
	亀山 章	東京農工大学 名誉教授	会長
	田中 充	法政大学 社会学部 教授	
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	松本 安生	神奈川大学 人間科学部 教授	副会長
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 准教授	
市内の 公共的団体等の 代表者	岡崎 広志	相模原市立小中学校校長会 委員	
	北村 陽子	(特非) さがみはら環境活動ネットワーク会議	
	佐藤 治男	津久井郡森林組合 代表理事組合長	
	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会 副会長	
	根本 敏子	相模原商工会議所 副会頭	

	古屋 伸夫	(特非)かながわ環境カウンセラー協議会 相模原支部長	
	山口 誠志	相模原の環境をよくする会 会長	
関係行政機関の職員	鈴木 一成	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公 募	大久保 和美	中央区在住	
	梶山 純	中央区在住	
	斎藤 奈美	中央区在住	

<令和元年度開催実績（主な議題）>

令和元年7月10日 : 第三次環境基本計画（素案）について

令和元年8月22日 : 第三次相模原市環境基本計画について

(1) 第1回環境審議会意見・対応方針（案）

(2) 第三次相模原市環境基本計画（案）

(3) 計画策定に向けたスケジュール

令和元年12月6日 : 令和元年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（案）について

令和2年2月6日 : 第3次相模原市環境基本計画（案）について

## 令和元年度 相模原市自然環境観察員制度 調査結果

相模原市自然環境観察員制度は、有志の市民によって自然環境を調査し、大切な自然を監視・保全するための基礎資料を集積していくことを目的としたボランティア制度で、令和元年度は全体調査として「ツバメの巣の分布調査」と各部会による植物、野鳥、河川生物相、湧水環境の調査を実施しました。

### ◆全体テーマ調査

#### ツバメの巣の分布調査

相模原市内のツバメの巣の分布状況を把握することを目的に、市内209か所のメッシュ(1km×1km)を対象に調査を実施しました。

調査対象はツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、ヒメアマツバメの4種です。

調査期間：4月14日～6月30日

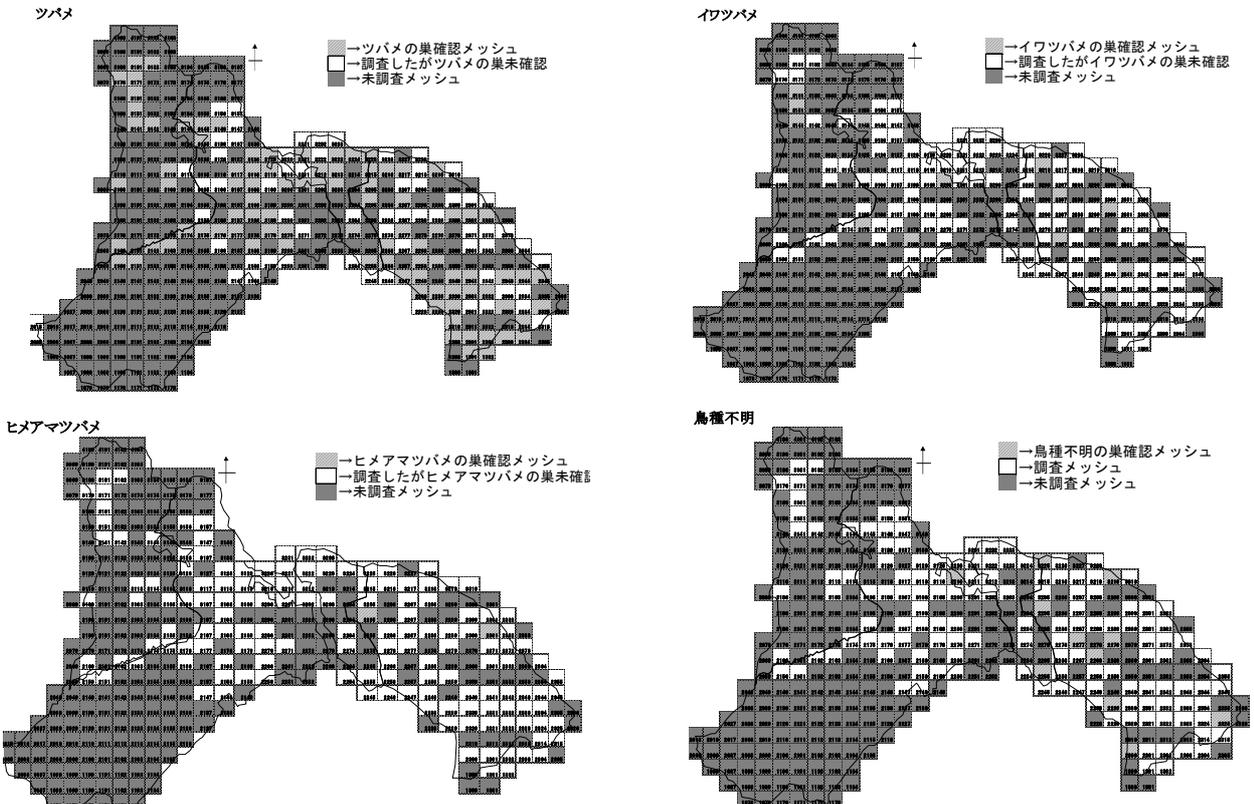
#### 調査結果

実際に調査を行った153メッシュ中、ツバメは93カ所、イワツバメは13カ所、コシアカツバメは0カ所、ヒメアマツバメは2カ所、鳥種不明のツバメは11カ所で確認しました。

巣を確認したメッシュ数

巣の種類	ツバメ	イワツバメ	コシアカツバメ	ヒメアマツバメ	鳥種不明のツバメ
確認メッシュ数	93	13	0	2	11
調査メッシュに対する割合(%)	60.8	8.5	0	1.3	7.2

調査対象種の巣を確認できなかったメッシュ数 61 (調査メッシュに対する割合 39.9%)



## ◆植物調査

### 花ごよみ調査

地域の花の開花時期を知り、気候との関係や変化を把握することを目的に調査を実施しました。前年度から引き続き、中央区高根の市立博物館周辺の雑木林を調査場所としました。つぼみ・花・果実まで、その月ごとの植物の状態を調査し、園芸種を除き、年間を通して154種類の植物が確認されました。

## ◆野鳥調査

相模湖与瀬周辺にて、線センサス調査と定点調査を5月（繁殖期Ⅰ）・6月（繁殖期Ⅱ）・1月（越冬期Ⅰ）・2月（越冬期Ⅱ）に実施しました。繁殖期には、キビタキやオオルリ、ヤマガラを確認しました。5月にはキビタキ5羽のさえずりを確認できたため、繁殖の可能性が高いといえます。越冬期にはカンムリカイツブリやホシハジロなど水辺の野鳥を確認しました。年間を通じて42種を確認しました。

		5月11日	6月22日	1月25日	2月23日	合計
相模湖与瀬周辺	種数	27	21	21	18	42
	個体数	132	91	112	99	434
確認した鳥類						
アオサギ、イカル、イワツバメ、ウグイス、エナガ、オオバン、オオルリ、カケス、ガビチョウ、カルガモ、カワウ、カワガラス、カワセミ、カワラバト、カワラヒワ、カンムリカイツブリ、キジバト、キビタキ、コゲラ、コジュケイ、サンショウクイ、シジュウカラ、ジョウビタキ、シロハラ、スズメ、セグロセキレイ、ダイサギ、ツグミ、ツバメ、トビ、トラツグミ、ハクセキレイ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ホシハジロ、ホトトギス、ミサゴ、ムクドリ、メジロ、ヤマガラ、ルリビタキ						

## ◆河川生物相調査

相模原市の身近な河川における水の汚れ具合を把握することを目的として、主に底生生物相の調査を緑区中野の大沢川で行いました。

調査日時：令和元年9月7日 天気：晴

調査地	水温	流の速さ	水におい	水にごり
大沢川	20.0℃	24秒/2m	なし	透明
確認した水生生物				
ヒラタカゲロウ科、コカゲロウ科、モンカゲロウ科、ムカシトンボ科、サナエトンボ科、ヤンマ科、オニヤンマ科、カワゲラ科、オナシカワゲラ科、シマトビケラ科、ナガレトビケラ科、カクツツトビケラ科、アシエダトビケラ科、マルバネトビケラ科、アメンボ科、ヒメドロムシ科、ホタル科、ガガンボ科、ユスリカ科（エラなし）、カワニナ科、サワガニ科、アブラハヤ				

大沢川は確認された種全体から「良好な」水域と推察されました。

最も個体数の多いサワガニ科と二番目に多いヒラタカゲロウ科は、水質階級Ⅰの指標生物となっており、「綺麗な水」を表しています。

## ◆湧水環境調査

八瀬川周辺の勝坂遺跡公園（南区磯部）、当麻山公園（南区当麻）、緑化センター横（中央区田名）、塩田ホーム脇水路（中央区田名塩田）、東急建工下（中央区田名）、望地の渡し・上流（中央区田名望地）の6箇所にて、水質、水生生物相、植物相の調査を豊水期（10月上旬）と渇水期（2月上旬）に実施しました。

名 称	時期	時間	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	pH	EC (mS/cm)	湧水量 (l/min)
勝坂遺跡跡公園	豊水期	14:55	晴れ	26.9	16.5	7.0	0.30	165
	渇水期	14:50	晴れ	11.3	16.7	6.8	0.28	158.0
当麻山公園	豊水期	13:50	晴れ	26.7	17.1	6.9	0.28	15.3
	渇水期	13:50	快晴	11.9	17.3	7.0	0.27	16.1
緑化センター横	豊水期	12:10	晴れ	26.6	19.1	6.8	0.27	12.0
	渇水期	12:10	快晴	10.2	17.1	7.1	0.27	17.6
塩田ホーム脇水路	豊水期	11:30	晴れ	28.4	17.7	6.7	0.37	28.7
	渇水期	11:25	快晴	10.1	16.6	6.7	0.39	59.0
東急建工下	豊水期	10:50	晴れ	25.9	17.3	6.8	0.33	186.0
	渇水期	10:35	快晴	9.4	17.5	6.5	0.36	199.0
望地の渡し・上流	豊水期	9:40	晴れ	22.9	19.2	8.1	0.24	77.3
	渇水期	9:30	快晴	7.5	13.2	7.9	0.24	67.4

今年の湧水量は変動が激しく、5月までは地下水が大渇水でしたが、10月に大雨が降り渇水期にしては、水量が多い結果になりました。塩田ホーム脇水路は電気伝導率が高く、汚染源があると思われます。勝坂遺跡ではゲンジボタル、東急工建下ではホトケドジョウを確認しました。



## 環境関連事業一覧

令和元年度実施

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
相模川自然の村野外体験教室	若あゆ食農体験デー①	農業、食、いのちのつながりに気づき、食物やいのちを大切にする気持ちを養い、家族内の絆を深める。	6月8日	81人
	若あゆ食農体験デー②		10月12日	台風により中止
	若あゆスターフェスティバル	天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味関心を高める。	12月7日	67人
ふるさと自然体験教室	やませみ自然体験スクール①	自然への直接体験を通して、身近な環境についての理解を深める。	12月14日	36人
	やませみ自然体験スクール②		2月1日	46人
上溝公民館	鈴虫の配布	鈴虫の飼育講習と鈴虫の配布。	7月13日	41人
橋本公民館	橋本マスタースクールPart3「親子農業体験教室」	相原高校畜産科学科の生徒が指導者となり、小学生親子が高校の自然を活かした農業体験をする。	9月22日 ～ 11月24日	84人
	橋本マスタースクールPart5「グリーンアドベンチャー教室」	移転した相原高校の森を探検し、樹木の話や木の実を採取しながら、自然を大切にする心を育む	11月16日	18人
	環境講座	地球温暖化による気象現象を考え、災害時の避難のタイミングなどの防災心得の講義や、エコ実験・ソーラーオルゴールの工作を行う。	1月25日	47人
相原公民館	相原公民館青少年部事業「ほたる観察会」	相原地区から徒歩圏内にほたるの生息地があるため、ほたるの飛び交う姿を実際に観てほたるが住める環境やほたるの生態等を学び、環境を守ることの大切さを知ることが目的とする。出発前に公民館にてDVDを鑑賞し、ほたるの知識を深め穴川方面へ行き、現地を観察する。 【雨天中止】	6月15日	雨天により中止
	布ぞうり作り教室 ～リラクサアロマな布ぞうり作り～	不要になった布を使って「布ぞうり」を作り、リサイクルやゴミ減量など環境への関心を高めるとともに、エッセンシャルオイル（精油）を用いたアロマ空間の中でリラックスしながら作業することにより、参加者相互の親睦を図る。	6月26日	15人
大野南公民館	これから育てる夏野菜	家庭で気軽にできる野菜づくりを通して自然を考える機会とすると共に、地域交流を図る。	6月1日	18人
	セミの羽化観察教室	家族で自然にふれあい、生命の不思議さや尊さを学ぶ。夕方、相模原麻溝公園でセミの羽化を観察する。	8月3日	63人
	おもしろ科学教室②「変身！プラスチック」	科学を通じて、子どもの創造性を豊かにするとともに、学区を越えた親睦と交流を図る。プラスチックの性質を学び、その特性を使った工作をする。身近な素材であるプラスチックが環境に与える影響を考える。	11月2日	17人
新磯公民館	春の野草観察会	新磯地区の春の田の畦道等を歩きながら、野草を観察し、この地区の自然の豊かさを知り、自然の恵を堪能することで地域の人的交流を促す。	4月19日	11人
	鈴虫の飼い方と配布	鈴虫の飼い方についての説明、幼虫の無料配布により、実際の飼育を体験することで、鈴虫のすばらしさを知る。	7月13日	50人
	夏の体験教室PART3 子どもの社会見学	藤野地区の豊かな自然のもと、水辺体験で自然に触れ、自然を愛する心を醸成するとともに、竹細工体験、集団行動を通じ参加者相互の親睦を図る。	8月21日	36人
	自然に親しむ教室	地域の豊かな自然を学ぶことにより、自然環境について考えるきっかけとし、団体行動を通して参加者相互の親睦を深める。 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	3月7日	コロナにより中止
麻溝公民館	ホタル観察会	小中学生と保護者を対象。公民館でホタルについて学習し、大下周辺で観察を行う。	6月1日	31人
	鈴虫をお分けします (公民館共催事業)	鈴虫飼育の講習と鈴虫の無料配布。	7月28日	33人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
麻溝公民館	海洋実験	小学生を対象。水槽内の水を使い海流の発生の仕方を学んだ後、魚の解剖を行い、海洋生命への関心を高める。	9月29日	17人
	麻溝地区青少年健全育成協議会地域・子どもふれあい事業「ソーラークッカーを作ろう」(公民館共催事業)	小学生を対象。「ソーラークッカー」を作成して、手軽で身近なエネルギーである太陽について学ぶ。また、地域の中学生と小学生の交流も図る。	1月12日	15人
	園芸教室「庭木の手入れと楽しみ方」	「庭木の手入れと楽しみ方」庭木を剪定する場合の注意点や方法について講義を行う。	2月15日	15人
田名公民館	田名公民館文化部地域継承事業「ぶち養蚕」	昔から田名地域で行われていた養蚕の歴史を後世に残していくことを目的とする。	8月4日 9月1日	12人
	環境講座「近年の気象災害」	昨今の気象災害を気象予報士防災士の平井さんに直接講義をいただき学ぶことでまず命を守る行動、被害を最小限に留める行動等地球環境の問題を身近なこととして考えるきっかけとする。	11月16日	200人
	環境講座「プラスチックごみ」問題を考える	近年取り上げられている「プラスチックごみ」問題を取り上げまずは知ることから始める第一歩。目の前の便利さを取るか、地球の健全な姿を少しでも未来に引き継いでいくか考えるときは「今」です。	2月1日	36人
星が丘公民館	教養講座「ミシマサイコを学ぶ」	相模原ゆかりの植物ミシマサイコについて知識を深め、栽培を促す。	5月31日	21人
	夏休み社会見学	子ども達の夏休みを利用し、相模原市内の食料品廃棄物のリサイクルの取り組み・農業・工業等について見学し、環境と産業について理解を深める。 ①㈱日本フードエコロジーセンター ②北島牧場 ③日本ゼトック相模原事業所	8月20日	24人
清新公民館	環境教室	地球温暖化やゴミ問題等現代社会における「環境問題」や地域や自分の周りにおける身近な「環境問題」について考える。	8月7日	17人
中央公民館	冬の星空観望会	星空の観察を通して、宇宙に関心をもってもらおう。また、解説や観測の課程で大気汚染など環境問題についても考えてもらう。 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	2月29日	コロナにより中止
相模台公民館	花植え	公民館の入口に季節の花を植え、美化と愛着を図る。	6月7日 10月27日	18人
相武台公民館	「鈴虫をお分けします」	鈴虫の飼育・観察をすることで、生態を学ぶとともに、鈴虫の音色を楽しむ。	7月20日	21人
横山公民館	成人学級	成人が家庭、地域及び社会における様々な課題を共同で学習し、心豊かでゆとりある生活と、より良い地域社会づくりを目指すために開設する。 ①開級式・オリエンテーション 自己紹介とゲームで仲間づくり ②「今を生きる知識、生活の知恵」 運営委員の講師によるフリートーク。 ③「やってみよう！みんなで食育」 食生活改善料理の実習 ④公開講座「わが身を知ろう、私は騙されない」 防犯における注意点、知識を学び身につける。 ⑤「地域のよろず相談所、なんでもご相談あれ」 高齢者支援センター活用 ⑥公開講座「ごみの分別達人になろう」 ごみ、資源の正しい分け方、出し方を知る。 ⑦社会見学「リニューアルされた南清掃工場に行こう」 工場見学後、社会福祉施設内レストランでの食事と施設の見学。 ⑧ふりかえり(まとめ)、閉級式 運営委員を中心に班毎に学級に参加して得た学びをこれからの生活にどのように活かしていくか話し合う。	日～11月1日	134人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
光が丘 公民館	野外活動 大内沢でデイキャンプ	子どもたちが、自然や生き物を観察し、触れることにより、生命や環境に対する意識や関心を高めるとともに、カレー作り等とおして、他の学校の子どもの交流を目的とする。(雨天のため、市立博物館に変更)	6月9日	36人
	〇〇教養講座① マイクロプラスチック害って なんだろう？	マイクロプラスチックによる海洋汚染について学習し、これから自分たちが生活していくうえで、家庭でできる環境汚染への対策について考えることを目的とする。	7月20日	20人
	バス社会見学 「クリクラ中央研究所&町田 工場と町田リス園」	水の歴史や製造工程を学習し、体験しながら学ぶ。また、異なる学校、学年の子と一緒に行動をする事で、子ども同士の交流を深めることを目的とする。 ・クリクラ中央研究所と町田工場の見学	7月25日	23人
	親子で見る 星空観望会	博物館職員からお話を伺い、実際に望遠鏡で観察する。天体の観察を通して宇宙や天文への興味関心を高めるきっかけとする。また、親子のコミュニケーションの場とする。	2月1日	64人
大沼公民館	木もれびの森自然教室 せみの羽化をみよう	木もれびの森へ出かけ、季節の生き物の姿を観察する。	7月28日	25人
上鶴間 公民館	花を植える活動	花壇等の除草、花植え。	6月8日 11月9日	88人
	わんぱくチャレンジ② (天体観察)	「天体観察にチャレンジ」 冬の星座の観察とおして、宇宙や天体に対する興味関心を高める。	9月21日	67人
大野台 公民館	地元学大野台	テーマ「大野台地域のゴミ事情～ゴミ減量と再利用を考える～」	4月11日 ～ 2月27日	588人
	ガーデニング教室	「薬草教室」 北里大学薬用植物園で薬草の効能を学ぶ。	5月21日	20人
	子どもチャレンジ工作教室 ～自然素材でヒンメリを作ろう～	こもれびの森に自生しているアズマネザサでヒンメリを製作する。	6月15日	14人
	木もれびの森 J r. ボランティア体験講座	年齢や学校の異なる児童が交流しながら、自然観察や体験活動とおして環境保護について学ぶ。 ① 笹刈り体験とクラフト作り ② セミの羽化観察 ③ 間伐体験とクラフト作り ④ 落ち葉かきと花炭づくり&焼きも	6月29日 ～ 2月22日	88人
	科学講座	テーマ「相模野を見守る山々の生い立ち」 ① 動く台地のものがたり～プレートテクトニクスの基礎～ ② 深海底数千キロのたび～関東山地の生い立ち～ ③ 海底火山衝突～丹沢山地の生い立ち～	10月11日 ～25日	127人
陽光台 公民館	ほたる観察教室	ほたるの生態観察とおして、身近な自然に触れるとともに、自然環境の大切さを認識し、自然への関心を深める機会とする。ホテルについての学習会・道保川公園での観望会。(雨天中止のため、ほたる勉強会とゲーム大会を実施。)	6月7日	15人
	星空観察教室	星空の観察を通して身近な自然現象を学ぶとともに、自然への関心を深める。冬の星座と望遠鏡による天体観察。	11月30日	18人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
城山公民館	城山エコミュージアムツアー ～湘南村と呼ばれた昔を探して～	館区及び近隣の自然、文化・歴史等の資源を展示物としてみなし、参加者が地域に関心を持ち、再度訪れ、自らテーマを設けて学習するきっかけをつくる。	10月6日	28人
相模湖 公民館	《共催事業》 相模湖デイキャンプ	相模湖地区の子どもたちが一室に会し、豊かな自然にふれあいながら、地域や年齢を超えた交流や仲間づくりを行うことを目的とする。 【雨天中止】	7月6日	雨天により 中止
	《自主企画提案事業》 地元の鹿皮でファースト シューズを作ろう	・緑区内で捕獲された鹿皮を活用して、ファーストシューズを作る。 ・豊かな自然を次世代につなげる。	7月23日～8月6日	36人
	子ども工作教室① 「水てっぽうで遊ぼう」	相模湖の竹を生かし、水てっぽう作りと遊びを体験しながら地域や年齢を超えた交流や仲間づくりを行う。	7月24日	3人
	手作り体験教室 「たまねぎの皮で草木染め」	物づくりをとおして地域住民の親睦を図るとともに、家庭での不要となったもののリサイクルを考える。	11月8日	6人
	手作り体験教室 「Tシャツ布ぞうり作り」	物づくりをとおして地域住民の親睦を図るとともに、家庭での不要となったもののリサイクルを考える。	11月15日	11人
	自然観察教室 ～冬の星空探訪～「冬空に輝くすばるや金星をみよう！」	星座や天体観測をとおして、宇宙や天文に関する興味関心を深める。	2月15日	11人
千木良 公民館	自然観察教室「夏の星空観察」	星座や天体観測をとおして、宇宙や天文に関する興味関心を深める。	8月30日	8人
沢井公民館	「きのご教室」	きのごをとおして地域の自然について知る。きのごについて見識を深める。 【台風のため中止】	10月13日	台風により 中止
牧野公民館	《自主企画提案事業》 「正月飾り・盆栽教室」	松竹梅の盆栽作りを通して、日本の伝統文化の伝承、地域住民のふれあいを図る。	12月14日	13人
博物館	生きものミニサロン	博物館周辺で身近な生きものを観察した。 ※第13回(2/22)・第14回(3/28)は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	年間14回	延べ202人 (一部コロナにより中止)
	星空観望会	季節に応じた天体の観望を通し、天文知識の普及を図った。※第15回(10/12)は令和元年東日本台風のため、第23回(2/22)・第24回(3/21)は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	年間24回	延べ1,343人 (一部台風及びコロナにより中止)
	さがみはら宇宙の日	毎月1回天文学関連の講演やワークショップなどを開催した。※第11回(2/23)・第12回(3/22)は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	年間12回	延べ3,020人 (一部コロナにより中止)
	地質学講座 「相模野台地の地形と地質」 (全4回)	相模野台地の地形と地質について、講義と現地観察会を通して学んだ。	5月11日 25日 6月8日 22日	延べ119人
	学芸員講話 「ここだけの話…博物館のまわりには、実はこんな動物がいます！」	センサーカメラの映像を用いて、市内に生息する夜行性の動物の生態などを紹介した。	5月26日	52人
	プラネタリウム 「はやぶさウィーク」特別上映	6月13日の「はやぶさの日」にちなみ「はやぶさ」関連の全天周映画を上映した。6月13日には、無料で計2回の上映を行った。	6月11日 ～16日	延べ640人
	吉野宿ふじや企画展「藤野－相模川と人々の暮らし」	「吉野宿ふじや」を会場として、勝瀬集落など、相模湖ができる以前の藤野地域の姿をうつした写真や、そこで使われた生活道具などを紹介した。	7月20日 ～8月25日	延べ439人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
博物館	天文企画展 JAXA連携企画「オーロラが輝く奇跡の星」写真展～宇宙観測からわかる私たちへのメッセージ～	地球南北極域の上層大気で発光するオーロラについて、地上から撮影した美しいオーロラの写真や映像を展示し、そのしくみや見える地域などを紹介した。また、JAXA宇宙科学研究所が開発・研究を行っている惑星の磁気圏や宇宙からのオーロラ観測についても取り上げ、科学的に解説した。	7月20日 ～9月1日	延べ24,518人
	学芸員講話 「勝坂遺跡い・ろ・は～国指定史跡たる縄文秘話～」	国指定史跡勝坂遺跡の追加指定答申を受け、これまでの調査成果等から勝坂遺跡の価値や魅力について解説した。	7月21日	62人
	博物館de夕涼み！ 打ち水でワッショイ！	ペットボトルとストローを使って水鉄砲を作り、打ち水を行った。	7月26日	100人
	子ども鉱物教室 「鉱物のふしぎ」（全2回）	ミョウバン結晶の育成実験や鉱物の硬さ比べなどを通して、鉱物についての初歩を学習した。	8月10日 17日	延べ60人
	夏休み親子天文教室 「手作り天体望遠鏡」	望遠鏡の仕組みを学びながら口径4cmの屈折望遠鏡を親子で作成し、製作した天体望遠鏡を使い天体観測を行った。	8月11日	24組63人
	小中学生のための生物学教室 「動物のからだのつくりを学ぼう」	学校の理科の授業より少し専門的な生物学を学んだ。生きものカメラマンのお話を伺ったり、実際に生きものに触れて扱い方を学んだりした。	8月21日	32人
	さがみはら宇宙の日 2019年度JAXA相模原キャンパス特別公開（JAXAとの共催事業）	普段は見られない研究施設や最新の研究内容を、JAXAに所属する研究者らが分かりやすく解説するイベント。博物館においては、ワークショップ・トークイベント等を行った。 ※JAXAと共催 延べ人数の内訳は、「見えない力で遊ぼう！」が1,150人、「月でかつやく！基地・ローバー・ロボ作り！」が60人、「JAXA職員と語る宇宙科学の仕事と生活」が96人。	11月2日	延べ1,306人
	植物学教室 「花の観察と植物画」（全2回）	植物の科学的な観察方法として最も基本的な「描く」という行為を通して、植物のからだのしくみと、自然の造形の美しさを学び、植物画の初歩的な技法を修得した。 ※第2回(10/12)は令和元年東日本台風のため中止	10月5日 12日	15人 (一部台風により中止)
	学びの収穫祭（全2回）	博物館を拠点に活動するボランティアグループなどの研究・発表会を行った。	11月16日 17日	延べ530人
	プラネタリウム「クリスマスほしぞらコンサート」	クリスマスメドレーを主にした生演奏のクリスマスコンサートを行った。	12月14日	214人
	火山灰を顕微鏡で見てみよう	日本各地の地層の中の火山灰を顕微鏡で観察した。また、火山灰中に含まれる鉱物の洗い出し作業も体験した。	12月22日	67人
	部分日食を観察しよう！	天体観測室前室及び観測テラスにおいて、日食メガネ、ピンホール、太陽投影板の3種類の観察方法を紹介すると共に、実際にそれらを用いて部分日食の観察を行った。 (当日は終始曇天だったため、ほとんどの時間帯で観察はできなかった)	12月26日	29人
	学芸員講話 「300万年前、相模原は海だった～相模野台地の土台をつくる地層の話～」	相模野台地の土台をつくっている中津層群について、最新の研究成果を交えて解説した。	1月26日	119人
	繭うさぎ作り	市民学芸員が指導し、繭を使った繭うさぎ作りを行った。	2月9日	200人
	学芸員講話 「学芸員講話 in プラネタリウム」	天文担当学芸員の2人がそれぞれ「博物館から覗いた宇宙」「2020年の主な天文現象」をテーマにプラネタリウム内で講話を予定していた。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	2月23日	コロナにより中止
	いろいろな砂を顕微鏡で見てみよう	日本各地の川原・海岸や、南極、サハラ砂漠の砂を顕微鏡で観察するほか、記念カードの作成を予定していた。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	2月23日	コロナにより中止



## 環境行政年表

年月	相模原市	国・神奈川県
昭和29年 7月		○「清掃法」施行
11月	◆ 相模原市制施行（県下10番目）	
昭和30年 7月	○「相模原市工場誘致条例」施行	
昭和35年 8月	◆ 人口10万人を超える	
昭和42年 8月		○「公害対策基本法」公布、施行
昭和43年 12月		○「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和44年 7月	◆ 市民部に交通公害課を新設し、公害係を置く	
昭和46年 3月	◆ 市民部公害対策課を新設	○「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行
6月	◆ 相模原市公害対策審議会を設置	○「水質汚濁防止法」施行
7月	◆ 都市開発部公園緑地課を新設	
9月		○「神奈川県公害防止条例」施行
昭和47年 5月		○「廃棄物処理法」施行
10月	○「相模原市環境保全に関する条例」施行	○「悪臭防止法」施行
12月	○「相模原市緑化条例」施行	
昭和48年 4月		○ 神奈川地域公害防止計画が承認
7月	◆ 市民部公害対策課から環境部公害対策課に変更	○「自然環境保全法」施行
昭和51年 12月		○「振動規制法」施行
昭和52年 4月	◆ 「河川をきれいにする協議会」が名称を「相模原の河川をきれいにする会」に変更	
8月	◆ 局制移行により、環境部公害対策課から環境経済局公害対策課に変更	
昭和53年 3月		○ 神奈川地域公害防止計画の見直しが承認
6月	◆ 「相模原の青空を守る会」発足	
9月		○ 新しい「神奈川県公害防止条例」施行
昭和54年 10月		○「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行
昭和56年 7月		○「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和57年 11月	◆ 「相模川を愛する会」発足	
昭和59年 4月	◆ 建設局都市計画部公園緑地課がみどり対策課と公園課に分離	
	○「緑地保全基金」設置	
	○「みどりのまちづくり基金」設置	
昭和60年 4月	◆ 「相模原の河川をきれいにする会」と「相模原の青空を守る会」が合併し、「相模原の環境をよくする会」が設立	
昭和61年 3月	○「第3次相模原市総合計画」策定	
4月	◆ 局制廃止により、環境経済局公害対策課から環境部環境保全課に変更	
昭和62年 8月	◆ 人口50万人を超える	
11月	◆ 相模川ふれあい科学館オープン	
昭和63年 3月	○「みどりのまちづくりさがみはらプラン」（緑化推進計画）策定	
5月		○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行
平成 4年 10月		○「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行
8月	◆ 「(財)相模原市みどりの協会」設立	
11月	○「相模原市環境宣言」制定	

年月	相模原市	国・神奈川県
12月		○「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」（自動車NOx法）施行
平成5年3月	○「さがみはら環境プラン」策定	
4月	○「相模川計画第2次基本計画」策定 ◆環境部を廃止し、環境対策課を新設し、環境保全課、みどり対策課及び公園課を加えた環境保全部を新設	○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」施行
11月		○「環境基本法」公布・施行 ○「自動車NOx法に基づく神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定
平成6年8月	◆相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置	
10月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
12月		○国の「環境基本計画」策定
平成7年3月	○「さがみはら環境プラン行動計画 行政編」策定	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実効のための行動計画」策定
6月		
11月	◆市立博物館オープン	
12月		○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」施行
平成8年3月	○「さがみはら環境プラン行動計画 市民・事業者編」策定	
4月		○「神奈川県環境基本条例」施行
11月	○「相模原市環境基本条例」施行	
平成9年3月	○「さがみはら・みどりの基本計画」策定	○「神奈川県環境基本計画」策定 ◆京都で気候変動枠組み条約第3回締結国会議（COP3）開催
12月		○「環境影響評価法」一部施行 ◆桂川・相模川流域協議会設立
平成10年1月		○「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
4月	○「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」施行 ○「相模原市盛土等の規制に関する条例」施行 ○「ダイオキシン類対策本部」設置	
平成11年3月	○「相模原市21世紀総合計画」策定	
4月		○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
7月	◆「中道志川トラスト協会」発足	
平成12年3月		○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
4月	◆保健所政令市に移行	○「神奈川県環境基本計画」見直し
6月		○「循環型社会形成推進基本法」施行
11月	○国際環境規格ISO14001認証取得	
12月		○国の「第2次環境基本計画」策定
平成13年1月		○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
3月	○「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模川計画第2次基本計画」見直し	
4月	◆総合学習センターオープン	○「特定家庭用機器再商品化法」施行
5月		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
7月		○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成14年 3月 5月 6月 7月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行 ○「京都議定書」締結 ○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
平成15年 1月 2月 3月 4月 10月	○「木もれびの森保全・活用計画」策定 ◆ 中核市に移行 ○「ダイオキシン類対策本部」を廃止し、「ダイオキシン類対策会議」を設置	○「自然再生推進法」施行 ○「土壌汚染対策法」施行 ○「循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画」策定 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 ○「新アジェンダ21かながわ」採択
平成16年 3月 4月 11月 12月	○「さがみはら・ごみダイエットプラン」策定 ○「相模原市地球温暖化対策実行計画」策定 ◆ 市制施行50周年	○「景観法」施行 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行 ○「京都議定書」発効 ○「神奈川県環境基本計画」見直し ○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 1月 2月 10月		
平成18年 11月 3月	○「相模原市アスベスト対策本部」設置 ◆ 相模原市・津久井町・相模湖町が合併 ◆ 環境保全部津久井環境課を新設 ○「中道志川トラスト基金」設置	
平成19年 4月 3月 4月 11月	◆ 環境情報センターオープン ◆ 相模原市・城山町・藤野町が合併 ◆ 環境保全部みどり対策課が環境保全部水みどり環境課へ名称変更	○ 国の「第3次環境基本計画」策定 ○「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律」施行
平成20年 3月 4月 6月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	○「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 ○「生物多様性基本法」施行 ○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行
平成21年 10月	○「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」施行	
平成22年 1月 3月 4月	○「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例」施行 ○ 新しい「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模原市水とみどりの基本計画」策定 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金条例」施行 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金」設置 ○「ダイオキシン類対策会議」廃止 ○「相模原市景観計画」策定 ○「相模原市景観条例」施行	

年月	相模原市	国・神奈川県
4月	◆ 政令指定都市に移行 ◆ 環境経済局環境保全部が環境経済局環境共生部へ環境対策課が環境政策課へ名称変更 ○ 国際環境規格 ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム (EMS) の運用開始	
平成23年12月	◆ 相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を設置	
3月	○ 「さがみはら森林ビジョン」策定	
4月	○ 「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」施行 ○ 「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行	
6月	◆ 「(財) 相模原市みどりの協会」が「(公財) 相模原市みどりの協会」に改称	
8月		○ 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
10月		○ 改正「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行 ○ 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」施行
平成24年1月		○ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」完全施行
3月	○ 「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」策定	
平成25年4月		○ 国の「第四次環境基本計画」策定
1月	○ 「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」策定	
3月	◆ 「さがみはら地球温暖化対策協議会」設立 ○ 「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定 ○ 「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月	○ 「相模原市地球温暖化対策推進条例」施行	○ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
7月	○ 「クールシェアさがみはら」開始	
平成26年8月	◆ 「相模原市地球温暖化対策推進会議」発足	
3月	○ メガソーラー稼働（一般廃棄物最終処分場跡地） ◆ 相模川ふれあい科学館がリニューアルオープン	
4月	◆ 環境共生部津久井環境課が環境共生部津久井地域環境課へ名称変更 ◆ 「(公財) 相模原市みどりの協会」が「(公財) 相模原市都市整備公社」と合併し、「(公財) 相模原市まち・みどり公社」設立	
6月		○ 国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
7月	○ 「相模原市環境影響評価条例」公布、一部施行 ◆ 相模原市環境影響評価審査会を設置	
平成27年12月	○ 「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」策定	
3月	○ 「相模原市環境基本計画(2010-2019)」中間改訂 ○ 「相模原市水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」策定 ○ 「木もれびの森保全・活用計画」改訂	○ 神奈川県「水素社会実現ロードマップ」策定

年月	相模原市	国・神奈川県
4月	◆ 相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を廃止し、相模原市水とみどりの審議会を設置	
10月	○ 燃料電池自動車を公用車に導入	
11月	○ 移動式水素ステーション運用開始	
平成28年 2月	◆ さがみはら生物多様性ネットワーク設立	
3月	○ 「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」策定	
5月		○ 国の「地球温暖化対策計画」閣議決定
7月	○ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同登録	
10月		○ 神奈川県の「地球温暖化対策計画」改定
11月	○ 燃料電池自動車を公用車に追加導入	
平成29年 3月	○ 「(仮称)相模原市市民の森基本計画」策定	
	○ 「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定(相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の一部として)	
平成30年 1月	○ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言	
3月		○ 神奈川県の「かながわスマートエネルギー計画」改訂
4月		○ 国の「第五次環境基本計画」策定
12月		○ 「気候変動適応法」施行
平成31年 3月	○ 「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
令和元年 10月	○ 「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」公布	
令和2年 2月		○ 神奈川県の「かながわ気候非常事態宣言」
3月	○ 「第3次相模原市環境基本計画」策定	
	○ 「第2次相模原市地球温暖化対策計画」策定	
	○ 「第3次相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)」策定	
	○ 「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」策定	
	○ 「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」策定	
4月	○ 「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「相模原市緑化条例」の廃止(「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」への統合)	



**さがみはらの環境**  
－相模原市環境基本計画年次報告書－

令和3年2月

発行 相模原市  
監修 相模原市環境経済局環境共生部環境政策課  
相模原市中央区中央2-11-15  
電話042(769)8240(直通)  
FAX042(754)1064